

平成27年第3回定例会

(9月3日招集)

山都町議会会議録

平成27年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

○9月3日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	9
日程第6 議案第56号 専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて	14
日程第7 認定第1号 平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	15
日程第8 認定第2号 平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	15
日程第9 認定第3号 平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について	15
日程第10 報告第7号 平成26年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	15
日程第11 報告第8号 平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について	24
日程第12 議案第65号 町道廃止について	25
日程第13 議案第66号 町道認定について	25
散会	26

○9月8日（第2号）

出席議員	27
欠席議員	27
説明のため出席した者の職氏名	27
職務のため出席した事務局職員	28
開議	28
日程第1 一般質問	28
3番 飯星幹治議員	28

9番 藤川憲治議員	41
2番 藤原秀幸議員	54
1番 吉川美加議員	69
散会	82

○9月9日（第3号）

出席議員	83
欠席議員	83
説明のため出席した者の職氏名	83
職務のため出席した事務局職員	84
開議	84
日程第1 一般質問	84
7番 江藤 強議員	84
12番 中村益行議員	99
6番 赤星喜十郎議員	112
13番 佐藤一夫議員	124
散会	138

○9月10日（第4号）

出席議員	139
欠席議員	139
説明のため出席した者の職氏名	139
職務のため出席した事務局職員	140
開議	140
日程第1 議案第57号 山都町清和高原野菜市場条例の廃止について	140
日程第2 議案第58号 山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部改正について	144
日程第3 議案第59号 山都町保育所条例の一部改正について	147
日程第4 議案第60号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	154
日程第5 議案第61号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	202
日程第6 議案第62号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	203
日程第7 議案第63号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	204
日程第8 議案第64号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	

	て	206
日程第9	議案第67号 物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）	207
散会		209

○9月29日（第5号）

出席議員		210
欠席議員		210
説明のため出席した者の職氏名		210
職務のため出席した事務局職員		211
開議		211
日程第1	議案第65号 町道廃止について	211
日程第2	議案第66号 町道認定について	211
日程第3	議案第68号 工事請負契約の締結について（林道菊池人吉線道路舗装工事）	212
日程第4	認定第1号 平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	214
日程第5	認定第2号 平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	224
日程第6	認定第3号 平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について	225
日程第7	委員会報告 陳情等付託報告について	226
日程第8	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	228
閉会		228

9 月 3 日（木曜日）

平成27年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年9月3日午前10時0分招集
2. 平成27年9月3日午前10時0分開会
3. 平成27年9月3日午前11時56分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 議案第56号 専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第7 認定第1号 平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第8 認定第2号 平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第9 認定第3号 平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第10 報告第7号 平成26年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
 - 日程第11 報告第8号 平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について
 - 日程第12 議案第65号 町道廃止について
 - 日程第13 議案第66号 町道認定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一 副町長 岡本哲夫

監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
環境水道課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） ただいまから平成27年第3回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、吉川美加君、2番、藤原秀幸君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から9月29日までの27日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの27日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しまし

た。その他は、お手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出がっております。この際、これを許します。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。

行政報告をさせていただきたいと思います。

まず総合支所の組織改編について、現在、行政改革の一環としまして平成28年4月より実施することとしております総合支所の支所化に伴う組織改編について、さきにお示しておりました内容から検討を重ねた結果、修正、変更をさせていただいておりますので報告をさせていただきたいと思います。

資料をごらんいただきたいと思います。左の枠囲みの内容については変更を行っておりません。中段の下にあります①から⑤にあわせて、本町の基幹産業である農林業関係の業務については、受付、実施する体制は変わらず行うということであります。

中段の共通事項についても変更はございません。今回変更しますのは、右側にありますが、朱書きの部分でございます。現在の4支所課に五つの支所係を組織しておりましたが、今回、支所課を廃止して係を4係とするものでございますが、この中で地域振興係につきましては、先般まで環境水道課に関する部分も担うとしておりました。今般、本町の環境水道課の環境衛生係に係る部分を健康福祉係に、また、水道係に関する部分を農林建設課に再編し、農林建設係としておいたものにつきましては、住民にわかりやすくするために、農林建設水道係ということで名称を変えたいということで、今計画しております。

ここに至ります経緯につきましては、各事務分掌を総合支所において、本庁と支所課との調整を図り、このような結果に落ちついた部分でございます。これにつきましては、行政改革推進本部でも了承を得ております。今後につきましては、12月議会をめぐりに関係条例等の改正も図っていきたいと思います。あわせて、支所以外の部分の機構改革も予定をしておりますが、これにつきましては、追ってまた報告の機会をいただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

それでは、次に、連携中枢都市圏構想について御報告をしたいと思います。

現在、熊本市と協議中であります連携中枢都市圏構想というものにつきましては、現在、熊本市と関係市町村との間で調整中であります。その概要を報告させていただきます。

連携中枢都市圏構想とは、第30次地方制度調査会の答申を受けまして、人口減少社会における行政サービスの提供体制を持続可能なものとしていくために、総務省が要綱で定めた広域連携の制度であります。

資料をごらんください。資料の一番上の丸に書いてございますが、今の説明のとおりでございます。

まして、中枢都市と近隣市町村が連携するという広域制度を新たに国が定めて、それにのっとっていこうという話であります。

その下の欄の丸ですが、手法としましては、連携中枢都市と近隣市町村が1対1で連携協約を締結するということをごさいます、役割分担をしながら、その形成された地域全体で、圏域全体で広域連携事業を推進していこうというものでございます。この中で、その下の①②③の色刷りでございますが、①と②につきましては、これは熊本市が実施するものであるという図であります。

一番右の③の圏域全体の生活関連機能サービスの向上、この部分が、熊本市と近隣市町村が協働して行う事業ということになります。下段に主要スケジュールと書いてでございますが、6月に、既に熊本市は連携中枢都市宣言というものを6月議会で宣言をされております。この宣言後、これを挟んででございますが、関係市町村と今協議をしながら、連携できる協約案、協働してできる事業につきまして、今協議を重ねております。また、関係会議を踏まえ、また圏域の首長会議も開催予定をされております。そして、本来12月議会のほうで上程するよというよということで足並みを今までそろえてきたんでありますが、ついせんだって、先月末に3月議会のほうまでちょっと調整が必要だという話になりまして、この連携協約案の議会上程につきましては、3月議会のほうへということ、ぎりぎりこの資料が間に合ったという状況でございます。

右側をごらんください。改めて連携中枢都市圏、A、B、C、市町村とありますが、これが1対1で熊本市と連携協定を結ぶという図でございます。

その下に現在協議中の市町村がございますが、黄色の部分がこれまでの熊本都市圏という構成メンバーでございます。これに、阿蘇3市町村が加わりまして、今回の連携中枢都市圏構想のメンバーということで、今協議を重ねている状況でございます。

裏面をごらんください。制度について4項目ございますが、3番目の財政措置のところを御説明したいと思います。

この連携中枢都市圏構想を策定いたしますと、熊本市につきましては、普通交付税が上限約2億円、特別交付金が上限約1億2,000万円ということでございますが、これと協定を結びます近隣市町村と、山都町を含めこの構成市町村につきましては、年間1,500万の特交措置をするということでございます。もちろん、連携できる業務の内容と予算額にもよりますけども、マックスだということ、100万分しかしなければ100万だし、上限1,500万が特交措置をされるということでございます。

それから、その右にございます連携中枢都市圏構想と熊本都市圏協議会というのが今までございました。その関係でございますけども、これにつきましては、これまでの熊本都市圏協議会につきましては14市町村、先ほどの黄色のメンバーでございましたけれども、今回の連携中枢のほうで柔軟に対応できると。なおかつ、これまでは一括して関係市町村と熊本市の関係でございましたが、1対1ということ、柔軟であるということ、この熊本都市圏協議会のほうを発展解消して、連携中枢都市圏という形で今後活動していこうということ、今話がなされているところでございます。

つきましては、この協定につきまして改めて3月議会に上程させていただくというスケジュールで各市町村とも動いておりますので、その概要につきまして、今議会において一応御説明と報告をさせていただいたものでございます。

以上、これで連携中枢都市圏構想の行政報告を終わります。

続きまして、3番目でございますが、山都町まち・ひと・しごと創生について御説明をしたいと思っております。

国の法制化により進めております地方創生については、本町では山の都まち・ひと・しごと創生と名づけ、現在、人口ビジョンと総合戦略の策定を進めております。策定に当たりましては、産官学金労言の各分野から広く意見を聴することになっておりまして、現在21名の委員を委嘱し、御意見を伺っているところでございます。これにつきましては、諮問ではなく広く意見を伺うということで位置づけておる次第でございます。現在2回の会議を開催し、さらに2回の開催をし、11月にはこの人口ビジョン並びに総合戦略を策定することを予定としております。

資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、人口グラフを書いているほうを見ていただきたいんですが、これはまだ、今未定稿でございます。校了ということではございませんが、まず左をごらんいただきたいと思っております。

パターンの1、2、3がグラフで、折れ線グラフで出ていると思っておりますが、基本的には統計上最も活用され信頼性が高いと言われております、社人研、国立社会保障・人口問題研究所の数値がパターン1でございます。

パターン2は日本創成会議、増田座長のその推計が2040年まで出ているということでございます。

パターン3につきましては、町独自の推計ということでございますが、総合計画のほうで昨年からは実行していますが、10年後には1万3,000ということを目指しておりますが、おおむね独自の推計を今般やってみますと、ほぼ近似値であると思っておりますが、それから先、1万3,000を維持するとなると、これだけ乖離が出てくるということが見てとれるというふうに思います。

飛びますが、右側の将来人口推計のほうをごらんいただきたいと思っております。

これは町独自の推計値をあらわしておりますけれども、これは、緑のパターン3のほうをごらんいただきたいんですが、この推移というのは転出入が均衡した場合、ゼロと仮定した場合にこうなるという推移であります。その下の段に自然増減と社会増減がございますが、転入、転出の状況は社会増減でございますが、一番右の平成26年を見ていただきますと、これだけ転出と転入の差があると。これをゼロにしながら、今、一番右がマイナス163とありますが、これをゼロにしながら、なおかつ、下の自然増減でございます山都町の出生、死亡の状況が、亡くなる方はなかなか、そうは減らないと思っておりますけれども、出生の数をふやしていくということをやった初めて、上の、町独自の推計が可能になるんじゃないかというところをあらわしているものでございます。

左の下の、ちょっと字が小さくて申しわけありませんが、人口推計への自然増減と社会増減の影響度ということで書いてございます。

一番左は自然増減、合計特殊出生率の設定を書いておりますが、ここに、破線の丸で囲ってあります1.63のところ丸がしてあると思いますが、これは社人研の推計が1.63であります、本町の場合、およそその上段のほうにあります1.94、ここのところが山都町の、今現在では状況であります。とはいえ、この1.63であろうが1.94であろうが、一番上の2.1であろうが、そうそう大きく人口をふやせるというものではございません。で、上にゼロ%から8%の%であらわしてございますが、全く移動がなかった場合に、これだけの人口推移であろうと。1万3,000を推移するためには8%の純増を必要とするというのを、今、分析中でございます。この中でどのあたりに設定するかということが今後の課題になってくるということでございます。

裏面をごらんいただきたいと思っております。裏面の、これも現在のところイメージ図でございますが、これにつきましては、国、県、各市町村、同様のイメージ図をつくることとなっておりますので、ここに出しておりますが、まだ、現在のところ、人口数並びに目標指数、目標数値等につきましては、黒ポチ、もしくは空欄とさせていただいております。国が示した今回の総合戦略につきましては、雇用創出、新しい人の流れ、結婚・妊娠・出産・子育てという、この希望をかなえる、それから、時代に合った地域づくりと、4項目を総合戦略の中でうたいなさいということで、こういうことを今現在抱えておりますが、また、それに伴う施策はどういうものがあるかというのを、今イメージ中でございますが、なかなかやっぱり、これをやったら人口がふえるんだとか、急速な人口減を防ぐことができるんだということではございません。総合的な戦略であるべきだというふうに思いますが、国が求めている町の独自の施策を出しなさいというのが非常に厳しく、現状としては感じているところでございます。

なお、本年度先行型事業で行っている部分を一番右のところに計上しておりますが、今後、来年以降5年間で実施する指標というものをこの中にうたっていくこととなります。なお、来年度の国の地方創生交付金、新型交付金につきましては、新聞報道等でもあっておりますが、1,080億円ということでございまして、単純計算では1自治体当たり約1,000万程度になるのではないかとございまして、事業化については、その1,000万に自治体の1,000万上積みの2,000万程度の事業しか組むことができないということで、非常に厳しく、改めて厳しく思っておりますし、精査して事業を進めていく必要があるのではないかとこのように思います。

厳しい人口予想やこのイメージ図につきましては、途中段階でございますけれども、住民代表、また地域代表の議員の皆さんにもこの地方創生総合戦略への御意見等を賜れる資料となればというふうに思っております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

続きまして、光情報通信基盤整備事業に係る候補者選定の結果について行政報告をさせていただきます。

3月の全員協議会でも御説明させていただきました光情報通信基盤整備事業、いわゆる光ファイバーの敷設事業につきましては、プロポーザルによる業者選定を行いましたので、これについて説明させていただきます。

資料をごらんいただきたいと思っております。これまで、先般説明した部分とも重複するかもしれま

せんが、平成25年から第1回の検討会を重ね、中ほどの下にございます平成26年2月20日には総務常任委員会の協議、また、3月定例議会において、全員協議会において光整備計画の内容について協議と説明を申し上げた次第でございます。

本年度になりまして10回目の検討委員会を重ね、事業計画案の最終協議と策定を行い、プロポーザルにつきましては、本年6月29日から7月31日ということで行いました。事業参加の申し込みは7月13日ということにしておりましたが、この時点で4者申し出がございましたが、実質プロポーザル企画提案書の提出までには、2者が提出、2者が辞退ということになりました。

裏面をごらんいただきたいと思います。

8月3日に選定委員を組織しまして、8月11日にプロポーザルを実施しております。審査の結果、西日本電信電話株式会社、NTT西日本でございますが、こちらが上位となり整備事業候補者ということで選定をさせていただきました。

翌日、町長決裁を受け、今議会への報告とさせていただきます。

なお、今後の予定でございますけれども、本議会におきまして補正予算の中で平成30年度までの債務負担行為のお願いをしておりますので、またそちらのほうで御質問なり御審議をいただけたらと思います。予定といたしましては、本年度より平成30年度までに整備事業を終わる予定でございます。なお、企画提案書の概要につきましては、お配りしておりますので、そちらをごらんいただければというふうに思います。

以上、行政報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 次に、健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、菅尾保育園の民営化に係る候補者選定の結果について報告いたします。

これまで菅尾保育園におきましては、平成26年3月山都町保健福祉総合計画策定委員会により、保育所の統廃合に係る答申を受け、平成27年度に閉園することが決定しております。今回の定例会において、山都町保育所条例の一部改正について提案させていただいております。閉園後は、運営主体となる民間法人を7月までに選定し、平成28年度から民間法人による運営に移行するという方針も、6月の議会定例会において行政報告をさせていただきました。

今回は菅尾保育園の民営化に係る候補者選定の結果について報告いたします。

山都町立菅尾保育園の民営化に係る移管候補法人を社会福祉法人御陽会に決定いたしました。

これまでの経緯については下のほうに書いてありますが、6月5日に議会定例会行政報告をしております。それから、7月10日から24日までが募集期間になっており、7月30日が第3回の選考委員会でプロポーザル、面接を実施して、審議をしております。で、その結果、社会福祉法人御陽会を移管候補法人として決定したことを委員長より町長へ報告しております。その際、町長が決定し、移管候補法人へ決定通知を発送しております。

8月5日に厚生常任委員会の移管候補法人の結果報告及び今後の方針について説明をしております。それから8月11日は、それを受けて保護者会へ移管法人決定について報告をし、8月26日、社会福祉法人御陽会、それから保護者会、町と三者懇談会の開催をして、結果について報告をさ

せていただいております。

今後のスケジュールについては、次のページをあけてください。

今後については、9月下旬から随時三者懇談会を開催する予定でございます。それから、10月の初めから引き継ぎ保育の開始をしていきます。3月になりますと、給食の引き継ぎというふうなことで、4月から移管法人による保育園の開始というふうな形で、今後、9月から順次、庁内の調整、それから住民の説明のほうをしっかりとさせていただきながら、共同でしっかりやっていきたいと、スムーズに行うためにしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次に、総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

それでは、区長制度の見直しについて報告をいたします。

本件につきましては、区長区と自治振興区とは相互に補完し合う自治組織であるという観点から、区長区と自治振興区との相互連携、協力により自治振興区を中心とした住民自治活動の一層の充実を図りたいとして、一昨年から見直しの取り組みを進めているものです。

これまで、地域の問題解決やまちづくり活動につきましては、行政が主導的役割を担い、実行するという図式から、相互の部分につきましては、住民が主体的に行動し、それを行政がサポートするという図式に変わってきており、新たな協働関係が、徐々にではありますが、発展をしてくていると認識しております。

今後、行政には地域住民の力だけでは対応が難しい課題に対応できる、より専門性が高く広域的対応を必要とする役割がより強く求められる一方で、地域にあっては地域社会の住民自治、すなわち、みずからの居住する地域社会のあり方を、その住民の意思に基づいて決定をし、住民の暮らしや安全をお互いの支え合いによって維持向上をしていくということが望まれます。

今般策定をしました第2次山都町総合計画におきましても、山の都の個性が輝く地域づくりをまちづくりの柱に据え、基本方針としまして住民主体の地域づくりを掲げながら、その具体策として自治振興区を中心とした住民自治活動の一層の充実を図ると明記をしているところでもあります。

こうしたことから、これまで区長制度の見直しの目的や必要性、見直しの内容につきましては、区長全体会や各地区の区長連絡協議会、またはやまトークなどあらゆる機会を捉えて説明を行ってきたところであります。そこで出されましたさまざまな御意見や提言を内部で精査、検討を重ねながら、最終案として7月から8月にかけて、矢部、清和、蘇陽の各区長連絡協議会及び自治振興区代表者会において説明を行い、おおむねの理解を得たとして、今回、行政報告に至ったものでございます。

それでは、お手元の資料をごらんください。

区長制度の見直しについてということで、1、見直しの目的でございます。自治振興区を基礎とした住民自治組織を確立するというところで、これをもう少し具体的に述べたものが二つの丸であらわしているものでございます。自治振興区の構成組織として区長の役割を明確に位置づけ、

自治振興区の組織体制と運営方法を確立する。

さらに、2点目でございます。地域の公共的課題について住民と行政が相互連携、協力による適切な役割分担で対応する協働関係を構築するという見直しの目的としております。

次に見直しの概要でございます。今回の見直しの時期は、平成28年4月としております。

主な見直しにつきましては、次の4点でございます。

まず1番目としまして、自治振興区の構成組織として区長部または区長会を位置づけるということでございます。めくっていただきますと、振興区、振興会の組織イメージ図というものがございます。こういった形で構成組織の中に区長部、区長会を位置づけるという形に考えているところでございます。自治振興区内において、区長部が地域づくりの中心となって活動できるような体制を推進するというようにしております。

2番目に、区長には委嘱状を交付をいたしますが、地方公務員としての身分は付与しないというふうに考えております。行政に対する協力依頼関係、これはこれまでどおり継続をしつつ、町との協働、協力による対等な関係を築くことにより、より自由で活発な活動を促すということでございます。

3点目が、現行の区長報酬相当額を区長部または区長会へ交付金として支払うというものでございます。行政事務連絡等に対する対価につきましては、これまで報酬であったものを区長部、区長会へ直接交付金として支払うということでございます。これも図で示しておりますように、めくっていただきますと、裏面になります。現行が町から直接区長さんに文書配布等の事務を委嘱してございまして、報酬につきましては、直接区長にお支払いをしていたというものでございますけれども、見直し後につきましては、町のほうから区長部または区長会に交付金としてお金を流すという形にしておるところでございます。

続きまして4点目です。自治振興区設置条例（仮称）でございますけれども、これを新たに制定するなど関係規程を整備するというところでございます。現行の自治振興区関係規程につきましては、現在は助成金交付要綱のみでございますので、これを条例により、役割ですとか位置づけの明確化を図っていきたいというものでございます。最終ページの裏面になりますけれども、こちらに今まで説明しました内容を含めた見直しに関する新旧対照表を掲載をいたしておるところでございます。

今後は、10月に自治振興区代表者を再度開催いたしまして、そこで交付金を含めた明細を最終案、そして協議をしていく予定と、計画としておるところでございます。なお、関係規程の整備につきましては、12月定例会上程を目途に、現在取り組みを進めているところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

提案理由の説明を行います。

平成27年第3回定例会を招集しましたところ、御参集を賜りありがとうございました。今定例会に提出しております議案の説明に先立ち、最近の町政の動向について御説明申し上げます。

8月25日未明、九州本土に上陸した台風15号は、本町においても果樹や露地野菜などの農作物や農業施設に大きな被害をもたらしました。被害に遭われました皆様には心からお見舞い申し上げます。町としましても、被災された皆様には、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

さて先日、島木地区において、子供たちが参加しての日本列島のジオラマづくりがあり、その応援に行ってきました。そこは「日本国」という小字名で、全国でもここだけの地名です。地元でも珍しい地名であることはわかっていたのですが、町外からの問い合わせをきっかけに現地の案内や説明をするようになり、これを地域づくりに生かそうと考えられたとのことであります。そして、このほど、その地名にちなんで立体的な日本地図を制作することとなりました。

当日は、地元住民の方々を初め、町内外から小中学生20人がジオラマづくりに参加してくれました。これからあずまやなどの整備を進め、日本国公園として地元の方や来訪者の憩いの場にしたいたいとのことです。

地元の一部では、既に「日本国」産の無農薬農産物も売り出し中で、今後は、島木自治振興区の活動として農産加工品を開発し、「日本国」ブランドの商品を売り出していきたいと意気込んでおられます。

こうした地域資源を生かした小さな経済をつくり出していくことが、本来の地方創生ではないかと思った一日でありました。

先般、国においては、国債と借入金などの残高を合計した国の借金が、6月末時点で1,057兆円になったと発表しました。鳴り物入りの地方創生も、平成28年度に創設される新型交付金は1,000億円規模に抑えられる模様で、いずれも厳しい国の財政事業が浮き彫りになっております。交付金や補助金に依存する本町としては、今後とも事業の優先順位を見きわめ、適切な財政運営を図っていく必要があります。

次に、職員の人事評価制度についてですが、平成28年度からの導入に向けて、現在、準備を進めております。本制度導入により、目標管理による業務の効率化と人材育成を図るとともに、成果に基づいた確かな人事評価をしていくこととしております。

区長制度の見直しについては、旧町村ごとに説明会を実施しながら理解を求めてきたところです。急速な過疎化、人口減の中、自治振興区単位でコミュニティーや産業の維持、行政との連携といった、新たな地域運営システムの構築を図る必要があります。従来の区長制度を壊すものではなく、自治振興区単位での協働や連携に転換していくことで、地域づくりなど集落の活性化を目指すものであり、御理解を賜りたいと存じます。

7月1日には、上益城消防組合消防本部消防署庁舎の開所式がとり行われました。救急出動だけでも月200件を超えており、消防、救急の拠点として、今後、より充実した機動が期待されま

す。

行政改革においては、さきにお示ししておりました支所機構改革案の見直しを図りました。支所における住民サービスが極力低下しないよう、円滑な事務遂行を念頭に、支所と本庁の所管事務を精査いたしました。

次に、熊本市と周辺15市町村において連携中枢都市圏構想の制定が予定されています。これは、熊本市が中枢都市として圏域全体の経済を牽引し、圏域の住民の暮らしを支える役割を担うというもので、熊本市は6月議会においてその意思を表明しております。本町を含む連携市町村間で協議を重ねておりますが、熊本市とそれぞれ個別に連携協約を結ぶことで準備を進めております。今後、住民の利便性や財政負担など連携協約の内容を十分詰めてまいります。

次に、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会における廃棄物処理施設及び火葬場の広域化に向けた協議の取り組み状況です。

郡内では、関係施設の老朽化が進み、施設の更新、修理等で今後多額の負担が見込まれる状況です。協議は、これらの施設をおのおの維持するのではなく、広域化により集約し、各自治体の費用負担を抑えようとするものです。現在、上益城郡内5町、西原村及び3施設組合とで組織しております同協議会において、新たな組織体制、事業実施に必要な一般廃棄物広域処理基本計画や新施設候補地の選定方法等について、事務レベルでの調整、整理が進められています。

今後、平成29年4月の新組織の設立、平成37年の新施設稼働に向けて調整が進められていく予定です。

地方創生、山の都まち・ひと・しごと総合戦略の策定については、これまで戦略会議を2回開催し、人口ビジョン、総合戦略の素案を練っているところです。今議会において進捗状況を説明させていただきましたが、議員各位にも、地域代表、住民代表として御意見を賜りたいと思っております。

光情報通信基盤整備事業については、8月上旬にプロポーザル方式により事業候補者を選定いたしました。今議会に提案しております債務負担行為を御承認いただいた後に、正式に手続を進めていきたいと考えております。

次に、保育園関係であります。

菅尾保育園につきましては、プロポーザル審査により社会福祉法人御陽会を移管候補として選定しました。来年度からの民営化に向け、円滑な移管が図られるよう調整を図ってまいります。また、来年度から計画しております矢部地区の公立保育所の統合再編についても、適切に対処していく所存です。

男女共同参画につきましては、7月9日に第1回目の男女共同参画懇話会を開催しました。男女がみずからの意思によって、均等にあらゆる分野の利益を享受でき、ともに責任を負うという男女共同参画の実現に向け、懇話会の提言を各種施策に生かしていくとともに、各種組織における女性の構成比率も高まるよう努めてまいります。

農業振興については、今回の台風や阿蘇の降灰、長梅雨による日照不足等の影響を心配しておりますが、今年度から取り組んでおります農産物のブランド化の協議を重ねており、産直生産者

の会が設立されるなど具体的な動きが始まっています。竹資源の活用についても、県立大学や農水省事業の支援を受け、竹粉発酵資材の効果実証に取り組んでいます。

次に、商工関係ですが、地方創生の先行型事業により実施しましたプレミアム商品券発行业務については、約2万セット2億円分が、混乱もなく、10日足らずで完売しました。

ふるさと応援寄付金については、所管を山の都創造課に移し、制度活用を強く進めました。農産加工品など魅力的な謝礼金をふやすとともに、わかりやすいパンフレットを作成し、インターネット上の専門サイトに公開したり、寄付者の利便性を図るためクレジット決済を導入した結果、これまで年間100万円程度だった寄付金が、本年度は既に1,000万円を超えており、今後もさらなるPRに努めてまいります。

第3セクターの財務、決算状況の分析については、さきの臨時議会において経営診断業務委託に係る予算の承認をいただき、現在、委託先の中小企業診断士協会から財務分析の中間報告を受けている段階です。最終報告については10月としておりますので、追って御報告の機会を設けたいと考えております。

次に、建設関係であります。7月に矢部阿蘇公園線の現地視察を行いました。8月初めには、九州中央自動車道建設促進期成会として、東京、福岡、熊本において官公庁、国会議員に対する提言活動を行いました。先だっては、熊本、宮崎両県協議会による地方大会や民間協議会の総会が開催され、矢部インターまでの供用年度明示と建設促進を要望してまいりました。

東九州自動車道の開通で、延岡の道の駅北川はゆまは売り上げが2倍以上になったと聞きます。阿蘇、宮崎観光客の流入を図るためにも、九州中央自動車道並びに矢部阿蘇公園線の建設を今後とも強く推進してまいりたいと考えております。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回提出する議案は、専決処分報告1件、条例3件、補正予算5件、その他2件、決算認定3件、報告2件です。

議案第56号は、平成27年度山都町一般会計補正予算第3号です。これは、6月の梅雨前線豪雨により被災した農林業施設や公共土木施設のうち、復旧工事等を緊急に実施する必要があるため編成した補正予算について、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第57号は、山都町清和高原野菜市場の供用を廃止することに伴い、山都町清和高原野菜市場条例の廃止を行うものです。

議案第58号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部改正を行うものです。

議案第59号は、山都町保健福祉総合計画策定委員会における保育園の統廃合に係る答申に基づき、白糸保育園及び菅尾保育園を平成27年度末、浜町保育園及び浜町第二保育園を平成28年度末をもって閉園することに伴い、山都町保育所条例の一部改正を行うものです。

次に、補正予算でございます。

議案第60号、平成27年度山都町一般会計補正予算第4号については、4億4,000万円を増額補正し、補正後の額を125億6,190万円としています。

歳出の主なものとして、2款総務費では本年度から平成30年度にかけて整備を行う光情報通信基盤整備事業に係る経費として4,000万円、マイナンバー制度の個人番号カード交付等の事務に要する経費580万円を計上しました。

3款民生費には、平成29年度に統合する保育園園舎整備に係る設計委託料2,000万円を計上しています。

5款農林水産業費には、経営規模拡大や経営の基盤強化、多角化のための農業用機械やハウス等に係る整備費の支援として各種補助金を計上しました。あわせて、6月梅雨前線豪雨による治山事業費1,300万円を計上しています。

6款商工費では、ふるさと寄付金増加に伴い、寄付者に対する謝礼品費や郵送料等1,600万円の増額計上を行いました。また、商店街の象徴であり全国に誇る無形の民俗文化財である八朔祭の大造り物を活用するための小屋建築に係る用地購入費や設計費等に791万円を計上しました。

7款土木費では、道路維持費に7,600万円、道路新設改良事業費に7,500万円の増額を行いました。社会資本整備総合交付金事業においては、補助金の交付決定に伴い、2億7,000万円の減額を行っております。

9款教育費には、グラウンドゴルフ場の測量設計費780万円を計上し、次年度の建設を目指しております。

10款災害復旧費では、6月の梅雨前線豪雨による農林業施設や公共土木施設の復旧予算4億円を計上しております。

議案第61号、平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算第1号については、主に前年度繰越金の確定に伴う5,283万円を補正し、補正後予算32億9,055万円としています。

議案第62号、平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号については、前年度繰越金の確定額340万円を補正し、補正後予算2億3,169万円としています。

議案第63号、平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算第2号については、繰越金の確定に伴うもの及び前年度国県支出金の精算等によるもので、1億5,986万円を補正し、補正後予算29億5,858万円としています。

議案第64号、平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第2号については、簡易水道施設の整備及び修繕を主な内容とした823万円を補正し、補正後予算を4億8,423万円としています。

議案第65号、町道廃止については、今回3路線の廃止をしたいため提案するものです。

議案第66号、町道認定については、今回4路線の認定をしたいため提案するものです。

次に、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、平成26年度山都町一般会計及び特別会計、水道事業会計並びに病院事業会計の歳入歳出決算を認定に付するものです。

なお、監査委員におかれましては、各会計の歳入歳出決算につきまして、長期間にわたり審査を尽くしていただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

報告第7号、平成26年度山都町財政健全化判断比率等報告書については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率等の報告を行うものです。

報告第8号、平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書については、地方自治法施行令の規定により平成24年度に設定した継続費に係る事業が終了したため、継続費の精算報告を行うものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、これらの議案についてよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

なお、説明書には記してございませんが、林道菊池人吉線、道路舗装工事の工事請負契約の締結及び消防小型可搬ポンプの物品売買契約の締結について、準備が整いましたら今会期中に御提案を申し上げるところです。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第56号 専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第56号「専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第56号について説明をいたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。平成27年9月3日、山都町長。

提案理由です。平成27年度一般会計補正予算（第3号）について、梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業を実施するため早急に定める必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分を行った。

これがこの議案を提出する理由である。

1、専決処分の内容、平成27年度一般会計補正予算（第3号）。2、専決処分年月日、平成27年7月31日。

それでは、補正予算書をごらんいただきたいと思います。まず歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目現年度農業施設災害復旧費に1,645万8,000円

の補正計上を行いました。

これは、提案理由で申し上げましたとおり、6月の梅雨前線豪雨により、139件に上ります農地や農道の災害が発生をしまして、このうち緊急に復旧が必要な農道9件、水路1件、農地2件の計12件の復旧費を計上したものでございます。

財源は農林施設災害復旧費補助金1,362万4,000円及び農地等災害復旧に係る受益者負担金134万4,000円を充当しております。

続く3目現年度林業施設災害復旧費には80万円の補正を行っております。

林道高須柚木線、のり面の崩土除去に伴います工事費を計上しております。

次の2項公共土木施設災害復旧費1目現年度公共土木施設災害復旧費には、1,676万8,000円の補正を行いました。これも6月梅雨前線豪雨に起因する災害ですが、河川では護岸の決壊ですとか、道路にあっては路肩の崩壊、路面の陥没と、応急的に対応が必要で、かつ被災規模的に補助対象要件に満たない工事等について計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてでございます。5ページをお開きください。

分担金及び負担金、県支出金につきましては、特定財源として歳出予算の項でそれぞれ説明をいたしました。それ以外で、20款繰越金、これを1,903万2,000円計上をしたところでございます。

続きまして、表紙の次のページをおあけください。

平成27年度山都町一般会計補正予算。平成27年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億2,190万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年7月31日専決、山都町長。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第7 認定第1号 平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第2号 平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第9 認定第3号 平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について

日程第10 報告第7号 平成26年度山都町財政健全化判断比率等報告書について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、認定第1号「平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8、認定第2号「平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第9、認定第3号「平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について」及び日程第10、報告第7号「平成26年度山都町財政健全化判断比率等報告について」は関連しますので、一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び第3号の執行部の説明については省略します。報告第7号の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 報告第7号、平成26年度山都町財政健全化判断比率等報告書について報告をいたします。

この財政健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断、分析をし、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講じるなどの確な対応に基づく行財政運営を行っていく必要があるかを見るものでございます。

まず表紙をめくっていただきまして、1の健全化判断比率でございます。一番上の表になります。

資料の説明を簡単に行いますと、一番左の実質赤字比率、これは地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。

次の連結実質赤字比率、これは全ての会計、一般会計だけではなく特別会計を含んだものでございますが、これの赤字や黒字を合算をし、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化をし、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものでございます。この二つの比率は赤字になった場合にのみ数値があらわれます。本町の26年度決算につきましては、いずれも黒字で、赤字ではありませんでしたので、この場合はバー、横棒で表記をしているところでございます。

次に、実質公債費比率です。借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化をし、資金繰りの危険度を示すものでございます。平成26年度は7.3%でございます。25年度の同比率は8.1%でございましたので、0.8ポイント減少をしておるところでございます。

続いて将来負担比率です。

地方公共団体の一般会計への借入金や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化をし、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、平成26年度は35.0%です。この平成25年度比率は45.5%でしたので、さきの実質公債比率同様、財政状況もやや好転しているということが言えます。

次に、真ん中の表をごらんいただきたいと思います。ただいま説明しました四つの指標に対応する段階別の基準を定めたものです。

地方公共団体はこの健全化判断比率によりまして、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。よって、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務づけが課され、地方公共団体の自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。健全化判断比率のうち、将来負担比率を除きました三つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務づけのほか、起債の制限、それから財政再生計画の総務大臣協議など、国の関与による確実な財政健全化が求められるというものでございます。

これに照らして本町の指標を見ていただきますと、いずれの基準も下回っていますので、健全段階ということが出来ます。しかしながら、いよいよ今年度から、交付税の段階的な縮減措置が始まりました。この交付税の数値はこれらの指標に大きな影響を与えますので、こうした状況を見据えながら、今後も効率的で持続可能な行財政運営に向けて、不断の見直しを行っていく必要があるというふうに認識をいたしております。

次に、2の資金不足比率です。

これは公営企業会計の資金不足を料金収入等と比較をして指標化をし、経営状況の深刻状況を示すもので、平成26年度はいずれの会計も資金不足はないためにバー表記となっております。

以上、山都町の平成26年度決算に基づき算定した数値でございますけれども、全国の決算状況等によりまして今後変動する可能性がありますので、そのことを申し添えまして報告書の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第7号「平成26年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は、説明が終わりましたので、報告済みとします。

ここで、監査委員から認定第1号、認定第2号、認定第3号及び報告第7号について決算審査意見書が提出されております。ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、森田京子君。

○監査委員（森田京子君） おはようございます。

御指名により、平成26年度山都町各会計決算審査意見書の報告をいたしたいと思っております。このたび、議会選出の赤星議員さんと私、森田の2名で、緒方事務局長、長崎主幹を初め、多くの皆さんの指導や助言をいただきながら、平成26年度決算審査をいたしました。限られた人員で限られた期間での審査ということで至らない面もあるかと思っておりますが、どうぞよろしく願います。

それでは、意見書を読み上げて報告とさせていただきます。なお、審査意見書は事前にお手元に届けてあるということですので、時間節約のため、金額については多くの場合1,000円単位まで、また、内容についても要点のみに省略させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、読み上げながら報告をしたいと思っております。1ページをごらんください。

平成26年度山都町一般会計、特別会計決算審査意見書。第1、審査の概要。1、審査の対象は平成26年度山都町一般会計歳入歳出決算及び六つの特別会計歳入歳出決算それぞれに関する証書類等であります。2、審査の期間は、平成27年7月17日から8月8日までの実質12日間です。3、審査の手続は、審査に付された各会計歳入歳出決算に関する証書類等について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、通常実施すべきと認める審査手続を実施し、担当課長等からの聞き取りを行い、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、全ての計数は誤りのないものと認めました。

2ページです。第3、決算の概要。1、総括、(1)決算規模。平成26年度における各会計の歳入歳出決算は、第1表のとおりであります。中間のところですね、一般会計及び特別会計の決算総額は、予算現額207億7,886万円に対して、歳入総額204億413万9,000円、歳出総額195億4,931万2,000円、差し引き8億5,482万7,000円の黒字決算である。

3ページです。(2)決算収支。決算収支の状況は、第4表のとおりである。歳入歳出差し引き残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は6億2,612万9,000円の黒字、また、これから前年度の実質収支額5億9,545万8,000円を控除した実質単年度収支額は3,067万1,000円の黒字となっています。

(3)予算執行状況。歳入歳出予算の執行状況は、それぞれ第5表、第6表のとおりである。調定額209億8,641万1,000円に対する歳入決算額は204億413万9,000円であり、収入率は97.2%となっている。4ページです。予算現額に対する歳出決算額は195億4,931万3,000円であり、執行率は94.1%となり、翌年度への繰越額は6億3,174万4,000円、不用額は5億9,780万3,000円となっている。

(4)財政の構造。①歳入の構成。歳入決算を自主財源と依存財源に区分し、第7表に年度別比較を、第8表に科目別構成比及び前年度比較を示した。自主財源と依存財源の構成比は21.9対78.1である。自主財源の増加の主な理由は、財政調整基金、庁舎建築基金等からの繰入金が増である。

6ページをごらんください。②歳出の構成。歳出決算を性質別に区分し、前年度と比較すると第9表のとおりである。義務的経費と投資的経費等の歳出総額に占める割合は、義務的経費が37.8%、投資的経費が25.9%、その他の経費が36.3%となっている。投資的経費に充当される一般財源は11億4,399万1,000円である。一般単独事業の見直し、補助事業への転換など投資的経費について検討されたい。

③財政構造の弾力性。7ページのア、財政力指数。本年度は0.194となり、大変厳しい数値で、地方交付税等に大きく依存する状態である。イ、経常収支比率。本年度は前年度より0.6ポイント上げて84.9%となっている。ウ、公債費負担比率。本年度は前年度から1.1ポイント下げて15.9%となっている。エ、経営一般財源等比率。本年度は前年度より0.5ポイント上げて95.3%となっている。オ、実質公債費比率。本年度は前年度より0.8ポイント低くなって7.3%で安全圏内にある。8ページのカ、実質収支比率。本年度は前年度より0.1ポイント上げて4.4%になって

いる。④人件費。人件費の推移は第11表のとおりである。

(5) 町債の償還状況。普通会計による公債費の支出額及び年度末町債残高は第12表のとおりである。年度末町債残高は97億908万9,000円である。

(6) 債務負担行為の状況。当年度末の債務負担行為支出予定額は6億9,408万で、主な要因は指定管理及びコミュニティーバスに関連するものである。

次に、9ページの一般会計です。

一般会計の決算収支の状況は、第13表のとおりである。歳入138億1,725万8,000円、歳出132億3,750万4,000円である。歳入歳出差し引き残額5億7,975万4,000円のうち、さらに翌年度へ繰り越すべき財源2億2,869万8,000円を差し引いた実質収支額は3億5,105万6,000円である。

(1) 歳入。歳入決算の状況と構成比は第14表のとおりである。

次のページをごらんください。収入未済額がある科目及び不納欠損処分をした科目は、第15表のとおりである。15表を見ますと、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入の収入未済額の合計が1億5,947万円にもなり、町税の不納欠損額は378万円にもなっています。詳細については12ページから14ページに記載していますのでごらんください。

14ページをごらんください。(2) 歳出。歳出決算の状況と構成比は第18表のとおりである。款別歳出の執行状況と主な執行内容は15ページから26ページに記載しております。主要なものを読み上げます。

2款総務費1総務管理費。次のページをごらんください。オ、庁舎建築事業。新庁舎建築事業は最終年度で全てが終わり、新庁舎に対する周辺の方の理解も深まっている。これまで関係した方々の労をねぎらいたい。

17ページをごらんください。ク、大矢野原演習場関連対策。演習場に関連する各種協議会の加入負担金として、熊本県防衛協会負担金1万円、防衛施設全国協議会負担金8,000円、全国基地協議会負担金2,000円と、少額ではあるが毎年負担をしている。この協議会等を通じてじんかい処理場、し尿処理場の定期点検補修費の費用負担を求める要望を防衛省に提出できるよう、積極的に取り組まれない。

②徴税费。償却資産課税の強化による効果が上がっているが、太陽光発電システムに対する償却資産課税についてもさらに強化されたい。

19ページをごらんください。4款衛生費。①保健衛生費。イ、浄化槽設置整備事業。浄化槽設置整備事業について、補助金の不用額が875万9,000円発生しているように、設置基数が減少傾向にあるが、地域によっては面的整備が可能な箇所も多くあり、環境汚染防止の面からも該当事業の周知を望む。

20ページをごらんください。5款農林水産業費。①農業費。オ、団体営農業農村整備事業。団体営事業に対する住民のニーズは大であり、それに応えるためにも各種事業に取り組まれている。さらに、本町の財政状況からしても町単独事業には限界があり、補助事業の活用が必要不可欠となる。例えば、山村振興法は平成37年3月31日まで10年間延長され、それに関連するさまざまな事業が用意されている。このような事業の取り組みについて早急に検討されたい。

21ページをごらんください。6款商工費。次のページをごらんください。②労働振興。雇用対策については熊本県緊急雇用創設基金事業への取り組みについて昨年も指摘しているところであるが、本年度の正規雇用者は34人中16人であった。

7款土木費。次のページをごらんください。②です。道路橋梁費。住民要望から町単独事業の道路橋梁費が発生するが、大矢野原演習場民生安定事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に反映できないか、また、その他の補助事業等を活用できないか精査されたい。

24ページをごらんください。9款教育費。1、教育総務費。イ、奨学資金貸付事業。奨学資金の貸付事業状況は450万円であり、不用額は191万円である。また、奨学資金返還金の未済額は809万円となっている。奨学資金の目的、返済基準を周知されたい。

一般会計については以上です。

27ページをごらんください。特別会計に入ります。

特別会計。1、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算収支の状況は、第19表のとおりである。歳入歳出差し引き残額8,087万5,000円のうち、810万円を国民健康保険財政調整基金として繰り入れ、7,277万5,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

30ページをごらんください。(2)後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況は、第26表のとおりである。歳入歳出差し引き残額340万1,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

次のページをごらんください。(3)介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算収支の状況は、第30表のとおりである。歳入歳出差し引き残額1億6,601万2,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

33ページをごらんください。(4)国民宿舎特別会計。国民宿舎特別会計の決算収支の状況は、第34表のとおりである。歳入歳出差し引き残額992万5,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算は妥当と認める。

35ページをごらんください。(5)住宅新築資金等貸付事業特別会計。住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算収支の状況は、第37表のとおりである。歳入歳出差し引き残額512万8,000円を翌年度に繰り越すとする本決算を妥当と認める。

36ページをごらんください。(6)簡易水道特別会計。簡易水道特別会計の決算収支の状況は、第40表のとおりである。歳入歳出差し引き残額973万1,000円を翌年度に繰り越すとする本決算を妥当と認める。

38ページをごらんください。4、財産に関する調書。公有財産、物品、債権及び基金の異動状況は、第44表のとおりである。(1)公有財産。①土地。一般会計に係る土地の平成26年度末現在高は3,625平方メートルです。②建物。一般会計に係る建物の平成26年度末現在高は18万9,000平方メートルです。

(2)物品。一般会計に係る物品の平成26年度末現在高は、乗用車68台、消防車56台を含む公用車197台です。

(3)債権。一般会計に係る債権の平成26年度末現在高の内訳は、第45表のとおりである。

(4) 基金。基金の異動状況は第46表のとおりである。

次のページをごらんください。4、結び。平成26年度山都町一般会計及び六つの特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書、その他証書類の審査の結果、会計、経理は正確で非違な点は見受けられず適正に執行されていると認めましたが、依然として厳しい財政状況下にあることは否めない。本町における自主財源は21.9%であり、ほとんどを依存財源に頼っているが、その中でも地方交付税の動向が注視される。既に本年度は、前年度と比較して1億9,046万円が減額されており、今後は地方交付税の一本算定化、さらに国勢調査の結果によってますます厳しい状況になると危惧されている。

そのような中、一般会計からの繰出金と特別会計の繰入金の相関は、次表のような状況にある。繰入額に対する不用額の占める額は非常に厳しいものがあると思われる。この財源は貴重な一般財源である。さらに、一般会計では不用額は3億3,418万円が発生しており、合計すると5億9,780万円となる。予算執行をする中で、事業変更や過剰見積もり等により不用額が発生すると思われるが、地方自治法は最少の経費で最大の効果を上げることがを求めており、予算の組み方を検討されたい。同時に、各課においては常に予算の執行状況を把握されたい。

限られた財源で最大の効果を得るための創意工夫は必須である。本町の姿は大きく変わりつつある。そのことを踏まえ、本町の大きな柱は何かという本来の姿を再度確認するとともに、町民所得を向上させるための方策等の課題を職員が一丸となって共有しながら、行財政改革の推進を図り、町民が安心して生活ができるよう、農林業を初めとする産業の振興、安定した財源確保につながる企業誘致、雇用の確保及び人口増加対策など、経済力、財政力豊かな住みやすい、住みたくなるようなまちづくりを目指し、その推進に努められたい。

平成26年度の山都町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

第1、審査の概要。1、審査の対象は、平成26年度山都町水道事業会計決算報告書等と決算附属書類です。

2、審査の期間は平成27年7月22日。3、審査の手続。審査に当たっては、平成26年度山都町水道事業決算報告書等について、決算計数及び執行状況の確認、分析、その他必要と認める審査手続を実施したほか、課長等からの聞き取り調査を実施した。

審査の結果。審査に付された水道事業決算報告書等の計数は誤りのないものと認めた。

第3、決算の概要。1、事業の状況につきましては、ごらんとおりです。

2、収益的収入と収益的支出。収益的収入は第1表、収益的支出は第2表のとおりである。

収益的収支の状況。収入総額7,985万円、支出総額7,228万円、収入支出差し引き額757万円。当年度純利益733万円。

3 ページの3です。資本的収入と資本的支出。資本的収入は第3表、資本的支出は第4表のとおりである。資本的収支の状況。収入総額95万円、支出総額2,062万円、収入支出差し引き額マイナス1,967万円。資本的収支不足額1,944万円。

4、決算の状況。収益的収支における収入支出差し引き額は757万円であるが、消費税抜きで計算された当年度純利益は733万円となる。資本的収支における収入支出差し引き額はマイナス

1,967万円であるが、消費税抜きで計算された資本的収支の不足額は1,944万円になる。資本不足額の1,944万円を当年度消費税資本的収支調整額22万円及び過年度分損益勘定留保資金1,922万円 で補填している本決算を妥当と認める。

4ページの第4、結び。平成26年度の水道普及率97.94%と高いが、給水戸数は昨年度から2戸増加しているものの、給水人口は265人減少して4,460人となっている。1戸当たりの月間使用水量は20.4立米で昨年度より3.7%減少し、年間給水量は50万1,270立米、昨年度より1万9,349立米減少している。給水原価134.12円に対し供給単価は139.24円で、1立米当たり5.12円の利益となっている。

有収率は26年度末に61%と非常に厳しい状況にあったが、漏水調査の結果、決算審査時点で70%台まで改善されている。今後も漏水調査を徹底され、給水原価のロスを防がれたい。

地方公営企業会計と民間企業会計との財政比較分析を容易にするためには、企業会計制度との整合を図る必要があることから、地方公営企業会計制度が改正された。このことにより、損益計算書、貸借対照表ともかかる数値が大きくなり、当該年度末処分利益剰余金は1億1,514万円となっている。平成29年度の簡易水道事業と上水道事業との統合による公営企業会計制度移行が進められている。水道料金の統一、施設の老朽化等に課題が残るが、効率的な経営を求めながら、山都町自慢の安全でおいしい水が最小限の経費で供給できるよう努められたい。

次です。平成26年度山都町病院事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。審査の対象は、平成26年度山都町病院事業決算報告書等と決算附属書類です。

2、審査の期間。平成27年7月29日。

3、審査の手続。審査に当たっては、平成26年度山都町病院事業決算報告書等について決算計数及び執行状況の確認、分析、その他必要と認める審査手続を実施したほか、事務長等からの聞き取り調査を実施しました。

第2、審査の結果。審査に付された病院事業決算報告書等の計数は誤りのないものと認めた。

2ページの第3、決算の概要。1、事業の状況につきましてはごらんとおりです。

2、収益的収入と収益的支出。収益的収入決算は第2表、収益的支出決算は第3表のとおりである。

3ページをごらんください。収益的収支の状況。収入総額10億2,451万円、支出総額10億3,576万円、収入支出差し引き額マイナス1,124万円。当年度純損失1,948万円。

3、資本的収入と資本的支出。資本的収入決算は第4表、資本的支出決算は第5表のとおりである。

4ページです。資本的収支の状況。収入総額1,328万円、支出総額2,489万円。収入支出差し引き額マイナス1,161万円。

4、決算の状況。病院事業収益では、入院、外来ともに患者数が増加し、入院収益、外来収益、歯科収益ともに増収となったため、昨年度比9.7%の増収となっている。病院事業費用では、平成26年度、企業会計制度が見直され、補助金等により取得した固定資産、退職手当引当金、賞与

引当金の計上等により、昨年度比6.9%の増加となり、損益計算書によれば1,918万円の当年度純損失となり、赤字決算となっている。資本的収入及び支出における収入支出差し引き額はマイナス1,161万円である。当年度純損失の1,918万円を欠損金として処理し、資本的収支の不足額1,161万円を当年度分消費税資本的収支調整額33万円及び過年度分損益勘定留保資金1,128万円で補填している本決算を妥当と認める。

第4、結び。平成24年11月12日にスタートした山都町包括医療センターそよう病院は、恵まれた環境の中に最新鋭の設備を据えた病院として運営されている。今後も、僻地医療拠点病院及び第2次医療施設として良質な医療の提供が求められるが、地域住民の健康保持を約束する町立病院として、さらに貢献度を高められたい。なお、医業スタッフ確保の面では大きな課題が残る。医師はもとより医業従事者を積極的に招致するとともに、職員研修を充実して資質の向上を図り、安心と安全の確保が提供できるよう万全を期されたい。

次に、平成26年度山都町財政健全化判断比率等の審査意見書の報告をいたします。

去る8月4日、財政担当者から詳しい説明を受けながら審査をいたしました。意見書は6ページにまとめてありますが、提出された算定基礎となる資料は莫大なもので、その一つ一つについて定められたチェックポイントに従って点検を行いました。

それでは、今から内容を報告いたします。

平成26年度山都町普通会計財政健全化診断意見書。第1、審査の概要。財政健全化診断は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

第2、審査の結果。総合意見。審査に付された書類は次表に示すとおり、いずれも適正に作成されているものと認める。

2、個別意見。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率のいずれについても健全な段階と認める。

次のページをごらんください。2ページの3です。是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項はない。

3、次のページから6ページの事業会計及び特別会計の経営健全化診断意見書につきましては、概要、結果等が同様なので、まとめて報告をさせていただきます。

平成26年度山都町水道事業会計、病院事業会計、簡易水道特別会計、国民宿舎特別会計、経営健全化審査意見書。第1、審査の概要。経営健全化審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうか主眼として実施しました。

第2、審査の結果。1、総合意見。審査に付された資金不足比率及びその基礎となる書類は適正に作成されていると認めました。

2、個別意見。資金不足比率については、実質的な資金不足額は発生しないため、健全な状態にあると認められる。

3、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で、全ての報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） 決算審査意見書の報告が終わりました。監査委員におかれましては長期にわたる決算審査、大変御苦労さまでした。

お諮りします。

認定第1号「平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査は総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することにしたいと思います。認定第2号「平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の審査は、経済建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。認定第3号「平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について」の審査は、厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

日程第11 報告第8号 平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、報告第8号「平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について」説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、報告第8号、平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について報告をいたします。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成24年度に設定しました継続費に係る事業が終了しましたため、継続費の精算報告を行うものです。

まず、表紙をめくっていただきまして、精算報告書でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名は庁舎建築事業でございます。継続費の設定全体計画は平成24年度から同26年度までの3カ年間で、全体事業費15億9,238万5,000円、その3カ年間の内訳につきましましては、年割額のとおりでございます。特定財源につきましましては、熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金、これが1,892万7,000円。合併特例債3億円、その他11億9,487万3,000円につきましましては、庁舎建築基金としております。

この全体計画に対し、表中央の実績欄のとおり、3カ年の合計で14億8,057万5,000円を支出をしたものでございます。なお、この実績額の内訳としましては、建築管理を含めました庁舎本体建設建築費が13億2,776万8,000円、駐車場整備費が2,398万3,000円、その他車庫の改築、それから歩廊及び太陽光整備等工事に1億2,882万4,000円となっております。

一番右の欄がその全体計画額と実績額との比較を行ったものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（中村一喜男君） 報告第8号の説明が終わりました。

よって、報告第8号「平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について」は報告済みとします。

日程第12 議案第65号 町道廃止について

日程第13 議案第66号 町道認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第65号「町道廃止について」及び日程第13、議案第66号「町道認定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） こんにちは。では、議案第65号の説明をいたします。

議案第65号、町道廃止について。本町は別紙の路線を町道として廃止する。平成27年9月3日提出。山都町長。

提案理由。本路線は町道再編のために路線の廃止をする必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提案する理由です。

次ページをお開きください。1、廃止検討路線、整理番号、路線名、起点・終点、延長という並びで御説明をいたします。

整理番号1-1、入佐上支線。入佐字木曾川から入佐字木曾川。延長73.9メートルです。1-2、新町片平線。浜町字新町から城平字原。延長762.3メートルです。1-3、上犬の馬場本坪線。城平字上犬の馬場から城平字本坪まで946.9メートルです。

次ページをお開きください。位置図をつけております。今回の廃止路線につきましては、青で示しておる路線が本案件でございます。

以上、65号については説明を終わります。

続きまして、議案第66号の説明をいたします。

議案第66号、町道認定について。本町は、別紙の路線を町道として認定する。平成27年9月3日提出。山都町長。

提案理由。本町において、交通、経済、行政上重要な路線であり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提案する理由でございます。

次ページをお開きください。

2、認定検討路線です。整理番号、路線名、起点・終点、延長の流れで御説明を申し上げます。

整理番号2-1、入佐上支線。入佐字木曾川から入佐字ゴキデ、136メートルでございます。

2-2、新町片平線。浜町字新町から城平字上犬の馬場、473メートルでございます。2-3、片平脇2号線。城平字脇から城平字原、247メートルです。2-4、上犬の馬場本坪線。城平字下犬の馬場から城平字本坪、1,007メートルでございます。

次ページをお開きください。

位置図でございます。認定路線については赤で明示している箇所でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第65号及び議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して会期中の審査を行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号「町道廃止について」及び議案第66号「町道認定について」は、経済建設常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、ここで散会します。

なお、本日午後1時から全員協議会を開きます。執行部の皆さんも出席願います。

散会 午前11時56分

9 月 8 日（火曜日）

平成27年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年9月3日午前10時0分招集
2. 平成27年9月8日午前10時0分開議
3. 平成27年9月8日午後3時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

3番 飯星幹治議員

9番 藤川憲治議員

2番 藤原秀幸議員

1番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

副町長 岡本哲夫

教育長 藤吉勇治

総務課長 坂口広範

清和総合支所長 増田公憲

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長 山中正二

企画政策課長 本田潤一

税務住民課長 甲斐良士

山の都創造課長 檜林力也

農林振興課長 藤島精吾

建設課長 江藤宗利

農業委員会事務局長 山本祐一

環境水道課長 江藤建司

健康福祉課長 門川次子

そよう病院事務長 宮川憲和

老人ホーム施設長 小屋迫厚文

隣保館長 西田武俊

学校教育課長 田中耕治

生涯学習課長 藤川多美

地籍調査課長 藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

8人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、あす4人したいと思います。順番に発言を許します。

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） おはようございます。一番バッターになりました。

少し緊張しておりますが、まずはお礼を申し上げたいというふうに思います。先々月の7月7日、八代市民球場において高校野球の夏の大会がございました。結果は、多良木高校に10対0という大差で負けましたけれども、私、見に行きましたけれども、すばらしい試合をしていただきました。悲しいかな、昨年から6人の部員で、ほかの部活から人を借りながらの1年間の練習と試合でしたけれども、そんなことをみじんも感じさせないような試合をしていただきました。本当に、山都町からも随分応援に来ておられまして、お礼を申し上げたいというふうに思います。それから、1回戦、負けました相手が多良木高校ということで、昨年11月24日に、この山都町に斎藤監督を呼んでの講演会を開きましたところ、随分の多くの方に来ていただきましたし、お礼も含めてやっつけたかったんですが、最終的には負けてしまいました。すばらしい試合をしてくれたというふうに思いますし、さらには、多良木高校がベスト4まで進みました。あの廃校騒ぎの中で、すばらしい戦いをやったというふうに思っておりますし、田舎のチームであそこまで行けるとは、私たちも思ってもおりませんでしたけれども、すばらしい意地と根性を見せてくれたというふうに思っております。本当に、矢部高校に対する応援も今から始まるわけですが、精いっぱい私たちも協力していきたいというふうに考えております。本当にありがとうございました。

それでは、一般質問を自席のほうからやらさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） それでは、一般質問に移りたいというふうに思います。

今、老人会の話はまずはやりたいというふうに思っておりますが、3月の定例会のときに、65歳以上の人口が、この山都町で7,007人というふうに課長が言われたのを覚えておりますが、そうだったでしょうかね。その中で、老人会に入っている方が4,270人と、65%の加入率という数字が出ております。そもそも、約1万6,300ぐらいの人口の中で、もう7,000もの老人がおるわけ

で、多分、失礼な話になりますが、20年、もって20年と、平均すればそのくらいなんだろうというふうに想像しますと、人口の減少というのを怖く感じる、この数字であります。生まれてくる人が、昨年が69名ということで、20年分、それを掛けてみても、約1,400人、減るスピードの速さに、ただただ驚くだけでありますが、そんな対策も今後、絶対的に必要になるというふうに思います。

さらには、この7,007人を、どう健康寿命を延ばしていくかということが一番大事な要素になるというふうに考えております。じゃあ、延ばすためにどうするかとお話ししましたときに、一番大事なものは、必要とされる老人であること、これが一番なのかなというふうに思います。

山都町も、この7,007名の全部とは言いませんが、どう使われていくのかと、どう利用されていくのかと、あるいは老人会からすれば、自分たちをどう利用してくれるのかという言い方になるのかもしれませんが、ぜひ、老人の知恵というものはすばらしいものを持っておりますし、技術もすばらしいものを持っておられます。この生かし方というのを、ぜひ考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

随分、老人会でも、役員さんたちを初め、シルバーヘルパーから、スポーツから、そして、ここからは文化部も立ち上げられて、高齢者センターで展示をしてあります。私も初めて見させていただきました。すばらしいものを掲げてございました。

あの道を下り下り考えてみますと、70代、80代の少々足が悪い人には、相当の坂だろうというふうに思います。特に、冬の雨上がり、あるいは雪の後の坂道というのは、多分、上れないんだろうというふうに想像をいたしました。

そこで、質問なんです、事務所を今、高齢者センターが橋の向こう側にありますが、中央公民館が、今、あいておるといふふうに聞いております。今、3名の職員さんが張りついておられるということも聞いておりますが、ぜひ、あそこの一角に、展示も含めて、事務局を移させていただきますかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。これ、町長でいいですか、それとも……。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） おはようございます。今の質問について、お答えをいたします。

昨年、5月の13日に、山都町老人クラブ連合会から、坂田会長様、村手副会長様、中村副会長様の3名の連名で、山都町老人クラブ連合会事務所移転に伴う要望についてというお願いの文書をいただきました。

内容といたしましては、山都町新庁舎建設完了後、老連組織活動の拠点として、山都町中央公民館への事務所移転を希望いたすところでございますという内容でございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、教育委員会で使用する旨、回答したところでございます。

公民館は、町民の皆様の生涯学習に役立てる社会教育の施設でございます。幼児から高齢者までを対象にした学習の場として提供したり、また、住民の皆さんの集会に使っていただいたり、

また、公共的利用に利用しているところでございます。

老人会の活動という面では、ただいま議員がおっしゃいました文化部門の展示等については、大いに利用していただきたいと思いますが、拠点を構える、事務所を構えるという意味では、公民館事業の目的に沿いませんので、使用することはできないと考えております。また、国庫補助を受けておりますので、現在でも、会計検査の対象でありまして、目的外使用をした場合は、受けた補助金を国庫に返還しなければならないということもございます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 言い分としてはよくわかりました。教育委員会で利用する、あるいは国庫補助をいただいているから、会計検査の対象だということで、それは十分理解をしておるところであります。

ただ、全国各地、いたるところに、そういったものを抱える建物というのがいっぱいあるというふうに想像をします。例えば、今の高齢者センターが、どうしてこういう老人が来にくいところに建てたんでしょうねというような話をしたときに、やはり、これも旧矢部町、あるいは旧白糸の補助金をいただいたがために、場所をやっとあそこを見つけて建てたというふうに、話としては聞いております。

これだけ人口が減少し、あるいは山都町みたいに新しい庁舎が出てくると、いたるところに、今度は空き家が発生してまいりますし、国庫補助をもらっているから使えないよというような話、限定されてくると、使い勝手がものすごく悪くなってまいります。

そこで、全国共通なものであるのであれば、やはり、これは国なり、県なり、働きかけて、やっぱり随分もう年月もたっておりますので、変更ができるような手数というのを、どうにか手続できないもんなんでしょうか。その辺、町長ないしは副町長、県におられましたので、どちらかお聞かせいただければありがたいというふうに思いますが。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 老人会の事務局の移転ということで、今、お話がありました。

築後三十数年、もう経過している、昭和50年の前半だったというふうに記憶しておりますけども、その当時は、あそこが一番いいということで建ったわけでありまして、つくることに非常に労力を要って、そしてまた、あそこに建てるということが合意の上でされたんだというふうに理解しておりますけれども、今となつては、非常に、途中の……、山都町自体が、非常にバリアフリーをどこから考えるかというのが、一つ、問題であります。やはり、バリアだらけであります。坂道は非常に多いということで、どこから考えるかということで考えた上でも、やはり、駐車場から橋を渡って、あそこに通らなければ、普通車は入らないという点では、非常に御苦労なさっているということは推察ができるわけですが、まずは、築後三十数年、もう30年後半、三十七、八年たっているということでありまして、もう建てかえの時期に、もう来ているということも、一つはもう考えなければならぬ時期に来ているということも事実であります。

その辺を踏まえて、建設の順位が、例えば体育館であったり、文化的な施設であったり、いろんなやつがあるわけですが、そこら辺を考えながら、一番便利がいい、そして皆さんが支障

とならないというところに検討していくということが、まずは必要だというふうに考えます、根本的な対策としては。それまでに、この支障となる部分が何とか解決できる方法があれば、それに向けて、みんなが知恵を出し合うというのは大事なことだと思いますので、きょう、御意見を伺って、今後の対応について、少し内部でも詰めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） ぜひ、各課長さん、知恵を出し合って、あそこに座れるような形態を、ぜひ知恵を出してほしいというふうに思っております。

一番最初に申しましたように、この老人会の知恵をどうやって生かすかというのが、一つの大きな柱だろうというふうに思っております。

そこで、ちょっと方向を変えて、山の都創造課長にお伺いをしたいと思いますが、あそこに木工細工が、木工の機械が随分あります。御存じでしょうか。まずはそこからお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えいたします。

以前、私も福祉課のほうにありましたので、その時代から、高齢者生産センターのことにつきましては承知しておりまして、すばらしい木工の旋盤とか、いろんな機械があることについては承知しておりました。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 御存じだということで、話が早いわけですが、平成22年に木工部会というのが休会をされているというような状況です。ちょっとこんなこと言うと怒られるかもしれませんが、あそこに名簿が張ってあるのを眺めてきました。15年以上前に亡くなられた方の名前も随分見つけてまいりましたが、随分古くからあるということも、また事実であります。あの木工細工の、今、買うならば、どうなんでしょう、5,000万下らないような機械が寝ているんじゃないかというふうに思って見てまいりました。

再度、あそこの利用というのを、山の都創造課で、ぜひ考えていただきたいし、なぜそういったものがなくなっていくかといいますと、やはり経済に結びつかないんですね。どうしても経済に結びつきません。もちろん技術的には上手から下手までおられるわけですから、全部とは言いませんが、やはりそこにお手伝いをするのが町の仕事なんだろうというふうに思いますし、道の駅もすぐ近くにあるのに、どうして生かしてないんだろうなど。みんなが使いよらんけんしよなかたいということで、多分、みんな手をつねんできたんでしょ。多分、そういった感じがいたします。

ぜひ、あの品物だけは生かせるような、そして高齢者の知恵、高齢者は、この山都町には、ほとんどそういった自前のものはありません。木工細工も竹細工も、おまけにはわら細工も、一切ないに等しい状況に、今、なっております。若干、矢部高校が今、折に出しておりますよね。そういった機械が若干ありますので、ぜひそういったものとあわせて、山の都創造課で考えていただけませんか。御返答お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） これは老人クラブにかかわらず、いろんな方々が、趣味も踏まえて、蔓工芸とか竹細工とか、わらじをつくったりとか、すばらしい技術を持たれている方は、この町内にいっぱい、たくさんおられます。私も多少なりとは知っている分もありますけれども、機械につきましても、休眠状態になったときに、やっぱりあの機械をもつたいないと、何かで使えないかというお話も、当時、福祉課の時代に聞き及びしております。商工観光課に移りまして、物産館のほうを見てみますと、若干、蔓細工とか、そういったものの小さな小間物については、物産館のほうでも売ったりはしてはしておりましたけれども、議員の御指摘のとおり、やっぱりこの山の都にありますいろんな方々のパワーを、もう一度見直して、洗い出して、それを生かすということは非常に大事だと思っております。

今、議員のおっしゃったとおり、矢部高校にも、通潤橋とか清和文楽をモチーフにした木工のパズルとかもございます。清和文楽館のほうにも売ってございますけども、非常に人気だそうであります。これは老人クラブの方々の、その技術も一緒に、矢部高校の生徒たちとコラボして、新しい企画の木工細工といったものをつくったり、あるいは、いろんな女性のグループの蔓工芸とか、そういったものもできるようにしまして、それを物産館で何とか売って、資金にもできるように、これは健康福祉課のほうとも調整をしまして、所轄してます物産館、三つございますので、これは通潤橋道の駅に限らず、清和の文楽館、そして蘇陽のそよ風パークの物産館、そこらあたりで、それぞれの人材を生かした仕組みづくりを、協力してやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） この木工細工については、とにかく早急に、そういった知恵を出しながら、あるいは相談しながらでいいと思っております。もう4年、5年、あいているわけで、慌ててという申し込みをするわけではもちろんありませんので、じっくり、やはり地の物をつくって売るといふ本来の目的がそこで達成をしないと、この町は絶対潤わないと思っております。やはり、よその町村から仕入れた物だけが、このお店に並ぶと、そんな状況だけではできるだけ避けたいと。それは商売上、品ぞろえというのは大事になってきますので、それが悪いとは言いません。悪いとは言いませんが、それに並行して、自前の物をつくっていくという努力を、やはりこれは町とそういった老人会も含めて、団体とで話し合っていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

ぜひ、課長さんに音頭をとっていただいて、その辺、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう一つ、戻りますが、中央公民館の件に戻るんですが、それだけ、今、一番自由に動ける老人会でもあります。今の40代、50代、もう60代の方も大半そうなんですけど、今の自分たちの生活に追われて、他人事ではないというのが実態としてあります。この老人会をどう町が使うかによって、大きく変化すると思っております。

中心に据えていただいて、そして、後の代を育ててもらって、あるいは技術指導をしていただく、いろんな方向があろうかというふうに思います。口だけは老人会、達者ですから、ぜひ、その辺

は十分利用する価値があると、失礼な言い方になります、当然、失礼な言い方になりますが、やはり頼られてこそその人生経験だというふうに思いますし、ぜひ、これ健康寿命を延ばす最大の方法だというふうに思います。

ちなみに、うち百姓しておりますので、野菜の袋詰めを雇っておりました。2人だけ、89歳まで、うちに日雇いに来られました。周りの人たちはばかんど言いよんかったと。89になって日雇いに行くとかというような話をされる方もおりました。私は一切そんなこと思っておりません。お茶飲みに来なっせと話をしておりました。そのかわりに、こぎりよりました。もう80、70過ぎると、1,000円引きでよかつじゃなかですかというふうな話をしながら、一緒にお茶飲みましようというような形での仕事なんですね。そのぐらいの余裕がないと、やはり喜んで仕事はしてくれません。8時から5時までみっちりやれなんて言いよったってだめだと思います。私は昼からゲートボールに必ず行きなっせと言いよりました。もう昼からは要らんで。昼からはゲートボールに行くのがあんなたちが仕事でしょうがて、行ってきなっせというふうな話をしよりました。この方たちは2人とも96歳で大往生をされました。

そんな、やはり雇用ができるものというのを考えていかないと、この町は本当にかたがたになつてしまうと思いますよ。ぜひ、これ一つの健康の秘訣だと思います。多分、必要とされなくなってからの弱り方というのは早いです。見ていてわかる、目に見えるように早いです。ぜひ、町から老人会の方はなくちゃならんもんだというような話を、いたるところでしていただいて、利用していただく、これが最大のポイントかなというふうに思いますので、ぜひ、町長を初め、各課長さん、いろんな課で、健康福祉課だけでなく、利用していただけるような政策を考えていただきたいというふうに考えております。

次に移らせていただきます。

矢部高校の応援町民会議というのを、町長の肝いりで始められました。第1回だけ会議が開かれたという話を新聞報道でも見ておりますが、中身については一切、私たち議員には話があつておりませんので、その辺の話を聞かせていただけませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 矢部高校の応援町民会議について説明をということであります。

矢部高校の応援町民会議の位置づけを少ししゃべらせていただきたいんですが、矢部高校の入学者が相当減少しているということで、危機感を持っているということが一つありますけども、それに対応するためにはどうしたらいいかということで、私自身の考え方もありますけども、これは育友会だとか同窓会、そういう矢部高校のOBの方に、これをしたほうがいい、あれをしたほうがいいという、いろんな意見もあり、それを受けて、今度は矢部高校に申し入れをされている。そしてまた、それが非常に、例えば、すぐ動けるやつじゃないやつもかなりありますもんで、すから、高校としても非常に混乱をされているということも実態としてございます。

そのようなことで、矢部高校を応援する、そういう町民会議と、そしてこれを町民全体が認識をして、矢部高校の重要性を認識してもらって、町民全体で支えていこうという意識も、一方では醸成していかなければならないということもありまして、意見をオーソライズさせる機関と申

しますか、協議をする機関、そして、それは優先順位を決めることにもなりましょうし、そして重要性を再認識をする場所でもあると私は考えて、この応援町民会議というのを設けたということでもあります。

第1回目の会議でありますけども、そういう町民会議の設立の趣旨説明をまずは行いまして、設置要綱等もこちらから、会議を進める上では必要でありますので、要綱等の説明も行いました。そして、矢部高校の現状を報告をさせていただき、今現在も矢部高の支援というのについては、今やっているわけですけども、その現状説明、矢部高校支援の現状説明も行いました。そして、今後の取り組み方についての協議もさせていただいたところです。具体的には、保護者の学校へのニーズについての調査だとか、これはある団体のほうから、これは調査がっておりますけども、それと重複しないような形の調査が必要であろうということも考え、そういうことをやるべきであるということ。それから、小中学生保護者へのアンケート調査、これも重複しない形のアンケート調査をして分析をするべきだろうということ、そういうことの協議。それから、今後、高校支援の先進地もありますので、そういう調査も必要でしょうということを申し述べて、最後でありますけども、矢部高校応援事業の、今後、具体的内容はどうしたいのかということも少し説明をさせていただきまして、今後は実行計画の立案もしていくべきであると考えてますということをしました。

その具体的な内容につきましては、少し触らないと説明に難しいので言いますけども、一つは寄宿舎の問題です。例えば、蘇陽町内の、蘇陽地区から来ても、なかなか課外授業だとかクラブ活動、そういう点で、非常に今のバスだとか、そういう公共交通機関ではなかなか難しいところがあります。かといって、バイクというのは危険も伴います。本当に安心して学校に通うという点では、そういうような寄宿舎、これはぜひとも必要じゃないかと、この辺のことあたりも、ぜひ検討していきたいと。

それと、県立高校でありますので、学習支援というのが、どういう形で支援ができていくんだろうと、そういうことも話を、今後していきたいと。

それから、地域連携ですね。何か地域でできることはないかと。例えば、農業のこと、林業のこと、専門家たくさんいらっしゃいます。ゲストティーチャーでも出ていただいて、今のカリキュラムを変えることなく、今でもできるやつはいっぱいあるということのような話をさせていただいたというのが、第1回目の会議の内容でございます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 第1回目を開かれたばかりだということで、内容的には、大体入口のところまでしか入ってないということはよくわかりました。

今後、どうこの応援町民会議を、どのぐらいの期間で、あるいはどういった形で、どんな風に矢部高校というのを導いていこうとされるのか、その辺を町長にもう1回伺いたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今後の会議のスケジュールでありますけども、月1回ぐらいのペース

ではやりたいというふうに考えております。それから、今すぐ取り組める事案と中長期的に取り組むべき事案というのを、よく分けて検討していくことが重要であろうと。やはり早く取り組まなければならないものについては、できるだけ早くやるということが重要であろうというふうに考えております。

それから、矢部高校をどんな風にということでありますけれども、以前から言っていますとおり、15歳から17歳の多感な若者が町外に出ていくということがないようにということが一つありますし、もう一つは、やはり矢部高校自体が、この町の非常な活性化の力になっているということは紛れもない事実であります。この浜町商店街を見ましても、若い高校生が元気な挨拶をして、毎朝、町民の前を歩いていく、その姿を見て、それだけでも非常にこの町に活気を与えているというのも間違いありません。そういうことを象徴的に言いましても、この矢部高校の存在ちゅうのは非常に大きいということを、まずはやっぱり住民全体で認識をするということも大事だろうということを考えます。

そういうことを前提にしながら、この矢部高校は、どうしても県立高校であります。この主体性は尊重をしなければならないということでもあります。そして、同窓会、育友会、そのような関係団体、この団体の協力はまずは不可欠であります。いろんなアンケート調査をするにしましても、いろんな協力をいただき、支援をいただくということに対しましても、この辺の動きというのは非常に重要であろうというふうに考えております。

今、いろんな取り組みを、先ほども木工のことも言われましたけれども、いろんな取り組みをされています。和紙の再現とか、それから農産物の苗、育苗、花の苗、これあたりは本当に町民の方が楽しみにされています。それはなぜかといいますと、非常に基本に忠実でありながら、しっかりとした苗をつくってくれる、間違いのない苗をつくってくれるということで、品質についても非常に評価があるということがあります。そういう魅力はあるんですが、それをさらに魅力アップをしていく、そして、この町の基幹産業である農業、林業、そういうところを、そういう学科がこの町にあるということは非常に力強い話でございまして、そういうことを15歳から17歳の若者が担って、次の後継者として担っていく、それを勉強していただくということが、非常に大きい、この町の活力につながっていくということを考えます。

この矢部高校、私は、町内の人口をふやしていくということも非常に重要であります。さっきから議員もおっしゃるとおり、絶対数が足りなくなるんじゃないかということも踏まえての御意見もいただきましたけれども、やはり子供を育てる環境というのをしっかりしないと、それは、この町で育てたい、この町で学ばせたいということにはつながらないというふうに考えています。もちろんこれは保育園から、小学校から、中学校から、もっと言えば、これから結婚しようとしている人から、この町で結婚して子供を産んで育てたいと言われるぐらいの、そして、これが、保、小、中、高校まで、この町の考え方はすばらしいんだと言われるような環境づくりをするということが最も大事だというふうに考えておりますので、その辺を、その延長上に、矢部高校に預けたいと、ここで育ててほしいと言われるような高校、そして地域がそれに本当に全面的に支援しているという体制をとりたいと。そしてまた、具体的な話については、先ほど言いましたよ

うなことを加えながら、加味しながら、そしてまた、いろんな意見を伺いながら、本当に効果のある矢部高校の支援体制としたいということを考えております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） ぜひ、この矢部高校を残すために、いろんな方策を考えてほしいと。

ちなみに、20年前、県の教育行政にかかわられた方の言葉に、こんな話がありました。

魅力とは何かということで、魅力は生徒たちの思いを実現してやれること、これが魅力だと。言葉をかえれば、学校が生徒たちの期待に応えることというふうにお話をされております。これ、地元矢部高校出身の方なんです、すばらしい話を私も聞かせていただきました。

やはり基本には魅力ある高校にするというふうな話も、町長からも話がありましたように、そこだろうというふうに思いますし、ぜひ子供たちが望む出口のところを踏まえて考えていかないと、今あるものだけにこだわり過ぎると、また、変えにくうございますので、やはり1回、更地にして物を考えることも一つの方法だろうというふうに想像しますので、ぜひ、矢部高校が将来とも残れるよう、やはり地元からなくなったときの怖さというものを、今まであったがゆえに知らないというふうに思います。全部市内、あるいはよその町村の学校に出すということになると、相当な経済も負担を伴いますので、ぜひとも、多良木高校はいい教訓だろうというふうに思います。その教訓を生かして、早目、早目に手を打ってほしいというふうに考えております。ぜひ、町長、頑張ってください、その辺の議論を深めていただきたいというふうに思います。

話をかえたいというふうに思います。

浜町会館の跡地の計画というように、八朔祭の造り物小屋含めて、いろいろ議論をされております。造り物小屋に浜町会館の跡地の利用だろうというのが大半の御意見でして、その辺を、少しお伺いしておきたいというふうに思います。

浜町会館の跡地の利用について、私は委員会に所属しておりますから、来年の3月には出せるであろうという話を課長のほうからお聞きしましたが、その辺、間違いないのか、お聞かせいただけますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 浜町会館につきましては、これまでいろいろな形で、経済常任委員会、それから全員協議会、そして本会議ということで議論させていただいております。

その中で、平成26年度で基本設計を、予算を認めていただきまして、町民の商店街の皆さん方と協議をした上で基本的なことを決めまして、そして、27年度の実施計画の中で、今、設計をさせていただいております。

27年の3月の議会のときに、浜町会館の跡地をどう利用するかということで、4案の説明をしました。改修案のA、B案、それから、解体して新築するC、D案、この四つの案を議論させていただきまして、最終的には、D案であります解体して新しくつくるということで、その実施設計を、今、取り組んでおるところです。

これにつきましては、当然、商店街の皆さん、それに限らず、観光協会、町全体として、この

拠点施設をどうつくっていくかということで、今、議論をしております。最終的には、もう実施設計ですので、建物をどういった形でつくるかということまで、今、検討しております。機能については、これまでも説明しましたとおり、山都の観光の情報発信基地、それから八朔や浜の館の歴史、町の観光のいろんな紹介、そういったもの、それから休憩施設、あるいはトイレ、できればいろんなイベントもできるような施設として、より経費のかからないコンパクトな施設として取り組んでいきたいということで、今、それぞれの団体と協議をしている段階でございます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 新しいコンパクトな新築物件をとというようなことでありますが、その際、発生するのが、浜町会館の解体だろうというふうに思います。この費用、どのぐらいかかりますか。教えていただけますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この点につきましても、この4案の検討の中でも、経費の面について説明させていただきましたけど、約800万から900万ぐらいの解体費用が要するというふうに試算をさせていただいております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） ぜひ、私は来年の3月定例で出てきたときに、賛成に回れるような条件整備をしようとしてほしいというふうに考えておりますので、今、話を出したわけですが、町民感情の中には、それがどうしても納得できんというふうな感情が、今、渦巻いているのが現状です。

なぜかといいますと、土地、建物を含めて1億8,000万、費用をかけた。建物にも1億円の費用をかけている。それを壊すのかというような感情が当然出てきますし、その1億円にプラス800ないし900万の解体費用をかけて取り壊す作業に当然入っていくわけですが、その1億円、どこに飛ぶんだという住民感情の、行き場のない憤りというのは当然あるというふうに思いますので、その辺の感情をやっぱりおさめていただかないと、来年の3月、もう1回、やっぱり紛糾する事態になるんじゃないだろうかというふうに心配をしております。その辺、いかがなんでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 建物の評価、それから土地の評価として、平成22年の12月の議会で、これは当時の議会のほうでいろいろな議論がございまして、そして、その中で最終的に用地の、それから建物の評価等を説明しまして、当時の執行部の説明がありまして、それを議会のほうが了承していただきまして、平成23年の6月の第2回の定例議会で、契約書のほうの議決をいただいております。そこで当然、十分議論はされております。

ただし、今、それから数年たっておりますので、そこらあたりの経過の説明、それから今後、どう浜町会館を拠点施設としてつくっていくかについては、当然丁寧に、議会もそうですけれども、住民の皆さんに説明をしていかないと、やはりいろんな形で、心の中で不満も出てくると思いますので、価格のことについては、当時の議会のことですので、そうなんですけれども、これから、どう浜町会館を拠点施設としてつくっていくかが大事でございますので、その中で、また

当然、説明はして、それから、この浜町会館が拠点施設として、これから高速道路の開通に向けた観光や商店街の活性化に向けた重要な位置づけになるように、ここらあたりを住民の皆さんと、それから地域の皆さんと議論を重ねて、また、説明を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、課長が経過等については、前議会のほうでは、当時の議会のほうで説明をしたということですが、議員のほうからおっしゃったのは、その辺がどのように周知をしていくかということであり、それは、きょうはいい機会でありますので、もう一度、言わせていただきたいと思います。説明をさせていただきたいと思っておりますけども、家屋の取得補償という形であります。

これを簡単に説明をします。詳しい専門用語は使わずにしますと、あるところに目的を持って買いたい。そこに支障となる建物があるということになります。そこは、通常は解体移転補償という形で、もちろんここは住居でもありました。遊技場でもあり、遊技場はもう閉鎖されておりましたけど、2階は住居だった。解体移転補償という形を算定をするということになります。そのときに、建物は基本的には、その建物を、これはどこでも自由なんですけども、どこか土地を見つけていただいて、それを同じやつを建ててもらって、それでそこに動産を含めて直してもらったということが基本であります。解体移転補償じゃありませんので、取得と、その建物は使うかもしれないということで、当時の前町長は、使うんだという説明をしておったと思いますが、その後、変わってきたということですが、これを残してもらおうという、取得補償という形で、当時、説明をしておったということになります。当然、取得補償でありますから、解体移転補償から除却する費用、取り壊して、それをしかるべき処分場に持っていかだとか、そういうことを除却費と言いますが、その除却する費用は差し引かなければならないということになります。簡単に言えば、だから解体移転補償から除却費用を差し引く、これが取得補償ということを考えていただいていいというふうに思っておりますので、せっかくの機会ですから説明をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） よくわかりませんでした。正直、よくわかりませんでした。感情としては、やっぱり1億円を買ったものに、まして、八朔の造り物を2基入れるんだというような目的で買われたという説明を、ずっと私たち、一町民として伺っておりました。それを、当然、壊すわけですし、壊すことに対して異論ありません。新しく計画を、今、立てられているものに、正直な話、異存ありません。

ただ、この住民感情をどう抑えていくのかというのは、大事な要素だろうというふうに思います。特に、この山都町、以前からなんですけど、交鶴から入ったところも、もう20年以上、多分、更地のままにほっぽらかしになっております。まだ登記も、あと2件ぐらいできてないというような説明を受けておりますが、長野のそのグラウンドの近辺もそうですね。最近買った浜町会館も、もう4年近く、多分なると思います。ですから、どうしても八朔祭の造り物ともかぶってしまうんですが、町は買うばかりで使い切れんんじゃないかというのが全体的な意見だろうというふ

うに私は理解しております。

ですから、今、言われる取得補償というような話をされました。私、初めてこの話は聞いたんですが、移転補償含めて、もろもろお金が出ているんだらうなという感じはしますが、それでは、その内訳、聞かせていただけますか。金額の内訳、町長、聞かせていただけますか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、手元に、詳しい説明はできないんですが、これは補償費のほうは、開示ができるかどうかというのは、今、開示できないというのが基本であります。というのは、これは特に動産にかかわるやつについては、その人のプライベートな部分がかかなりあると、家の中にはあるということで、土地の価格については公表が、今、やられておりますけども、補償費のほうについては、開示がされていないというのが実情でございますので、御了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 私が了解することはありません。開示をしていただいて初めて、多分、了解するんだらうと。町民も、その辺をきちっと見て、ああ、しょうないなと言わせるだけの開示を、できればしてほしいというふうに思います。もう、現実、過去の話ですから、いずれ開いて見せて、やはり町民が安心して会館の跡地を、この町の観光のシンボルにできるようなものに、ぜひ、町長さん、してほしいと思います。

山の都創造課から出てくる案件を幾つか蹴りましたんで、何も課長をいじめよるつもりはございません。この町をどうするかという議論を、それをもって今やっているんです。町民の皆さんはしゃべる場がありません。私たちはここで、こうやってお話をする機会をいただいておりますので、最終的に、皆さんを責めることも可能としてあります。ただ、せめて、ここで何回も、私たちも聞かせていただいております、中身についても随分聞かせていただいておりますので、大体わかっております。ただ、住民感情だけは払拭しないと、これはやっぱりいけないというふうに思います。個人情報の部分もありますので、正直、私もよくわからない部分もあるんですが、できるだけ、大まかでもそういったものの開示というのは、やはりしてほしいと。再度、検討していただくように、きょうの場は引きたいというふうに思います。来年の3月、出てきたとき、もう一遍、この話をしなくていいように、せめて今度の議会、あるいは12月の議会までに、この決着をつけて、3月の新しい提案を受け入れたいというふうに考えておりますので、ぜひ、その辺、できますように、努力をお願いしたいというふうに考えております。何か、町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 情報開示ですね、行政を進める上で、本当に個人情報以外は、やはりきちんと公開をして進めるというのは今の行政にあって基本であるというのはよくわかっておりますし、そういうことをできるだけするように、可能な限りするように、今、努めております。ただ、この補償費に関すること自体は、これはもうはつきり申し上げておきますが、これはこの町のある物件で最高裁までいった物件がございます。それでも、過去の判例、そしてその判決からしても、やはり補償費については個人のプライバシーにかかわるものということで、これは見

せるものではないと、公開するものではないというのが判例もございますので、その辺は御了解をいただきたいと思えますし、先ほどおっしゃいましたように、交鶴の先の最終処分場の話であると思えますけども、用地を買わなければ、取得できなければ、次の計画に移れないと、そういう段階にありますので、これも御理解をいただきたいし、ふれあいの里、いこいの里、こういう問題も、一見、塩漬けのように見えますけども、これはちゃんと計画をもって、今、進めている部分がございます。これは、この後も話として出てきますので割愛しますけども、進めていることは進めているということで、うちは買って何も進めないということじゃございません。この辺は誤解があるといけませんので、申し添えておきます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 檜林課長に一つお伺いいたします。

この山都町の町内の活性化をするために、もう一つ必要なものが、体育館の跡地の利用だろうというふうに考えております。体育館をやっぱり早急につくって、あの跡地の議論を、もちろん壊す前から、そういった議論を当然やるべきなんでしょうけれども、その辺、どうなっておりますか。ちょっと聞かせていただけますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えいたします。

体育館につきましては、これは早くから議論はされておりました。なかなか財政のこととか、いろいろな要件で先に進んでおりませんが、いずれにしても、今、四十数年経過しましたので、早急に体育館のほうは移転、建設が必要だと思っておりますし、当然、いこいの里の整備についても、あわせて議論をしていく必要があると思えます。

私としては、所轄しております観光の行政の面からいきますと、1日も早く、体育館のほうは移転してほしいというふうに、教育委員会のほうとは協議をしているところであります。その中で、やはり年間に4万人から6万人の利用がございますので、簡単に、差し当たり解体して、そこを整備するというわけにもいきませんので、これは移転して、しかるべきところに建てることも非常に大事でございますので、そこを今、山の都創造課の山の都づくり推進プロジェクトの中で、今、生涯学習課、それから所轄で言いますと、生涯学習課、それから建設課、農林課、そういったところとチームを組みまして、いこいの里、ふれあいの里とあわせて、今、協議をしておりますので、体育館についても、しかるべき、できるだけ早い段階で、方向性をお示しできればというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） この町の活性化をする上で、浜町会館の土地、そして造り物小屋、そして体育館の跡地の利用、これ、私、セットだというふうに思ってます。ぜひ、これに老人会を加えてほしいというふうに考えておるんです。この年配者の知恵というのを借りない手はないなというふうに、正直、思います。全部、言うこと聞けなんて話はしません。いいところだけ聞ければいいんじゃないでしょうか。それぞれ意見はあります。いいところを吸い上げる、その技術が、皆さん、課長の仕事だというふうに私は思っています。

私たち議員も、いろいろ顔が違うように、考えている中身も違います。ですから、全部言うこと聞けなんていう気も、正直ありません。いろんな話をする中で、これはおもしろいねというものを、ぜひ、いろんな話を私たちもやりますんで、見つけて、拾ってほしいというふうに思います。なかなか、しょっちゅう、皆さんの仕事の時間をとって、1時間、2時間でしゃべるわけにはいきませんので、こういった場でお話することになりますが、いいものを拾う、町民からの意見も、その中にもいっぱいいいことがありますし、おもしろい話も転がっております。それをつかむ仕事を皆さんで、日ごろからつかむ訓練をしていただきたいと、そういうことをお願いをいたしまして、正直な話、あと行けませんでした。またの機会にやりたいというふうに思いますので、ぜひとも課長さんには頑張ってください、町長のイエスマンでもいけないというふうに思います。食ってかかるような課長さんであってほしいなというふうに思いますので、ぜひ、この町を変えていただきたい、そう願っております。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって、3番、飯星幹治君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） おはようございます。9番議員の藤川憲治です。

1期4年の任期も、あと2年となりました。二代表制のもと、選良された議員として、私たちは、町長とは別ルートで選ばれた住民の皆様が一番近いメンバーなのです。執行部の追認機関や単なるチェック機関でなく、双方が競い合い、議論をして、最終的には、地域のことは議会が決める、そのようなあるべき姿に、私たちは、町民の皆様の付託に、果たして応えることができているのか、自問自答しながら、私自身、いま一度、体力、気力を充実させ、議会活動に、あるいは議員活動に努めてまいりたいと思っております。

戦後70年、私も含めて、戦争を体験していない世代が8割を超える今日、ことしの夏は、地方議員の1人として、また、国民の1人として、今までになく、戦争と平和について考えさせられたことはありません。戦争の悲惨さを知る人たちの体験談が、熊日紙上に「私の戦争伝える」の題材で掲載され、本にもなっております。私の知っている人の体験も掲載されました。70年の節目を迎え、内閣総理大臣の談話、天皇陛下のお言葉等があり、改めて、平和の大切さ、とうとさを認識した次第であります。天皇、皇后、両陛下におかれましては、ことしの夏、太平洋戦争末期の激戦地、パラオ、ペリリュー島を訪問されて、戦争犠牲者に対する慰霊を行われましたが、その様子が、深く印象に残っています。

国会では、安全保障関連法案が審議され、賛否両論の中、戦争をしない国から、戦争ができる国になる、憲法違反と言われる法案成立が確実となっております。今も世界のどこかで民族の対立や宗教間の対立などで、紛争や争いのため、多くの犠牲者が出ています。いつになったら世界平和が来るのでしょうか。

町長と教育長にお尋ねいたします。町長には、山都町のトップとして、戦後70年の節目の所感を、教育長には、平和教育の推進状況を、いずれも簡潔にお答えください。

あとの質問については、通告に従いまして、質問席から行いますが、質問を絞るべきところの、欲張って多くの通告をいたしましたので、果たして最後まで時間内に質問できるかわかりませんが、答弁のほうも、どうかひとつ、簡単明瞭でお願いいたします。

質問席に移ります。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） では、先ほど申し上げました、町長並びに教育長の所感をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） それでは、御質問にお答えいたします。

戦後70年ということで、この戦後の平和教育のよりどころになりましたのが、昭和22年に憲法が出されまして、その後、当時は文部省ですけども、文部省から出されました「あたらしい憲法のはなし」というのがあります。これは子供用に国が出しましたものなんですけども、その中に、戦争放棄について、次のように書かれていますので、ちょっと一部分を紹介します。

「今度の憲法では、日本の国が決して戦争を起ささないように、二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、おおよそ戦争するためのものは一切持たないことです」。ちょっと略します。「決して、心細く思うことはありません。日本は正しいことをほかの国より先に行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません」。その後、「よその国と争い事が起こったときに、決してその相手を負かして、自分の言い分を通そうとしない」とか、その後、最後に、「恐ろしい戦争が二度と起こらないように、また戦争を二度と起ささないようにいたしましょう」ということで、これが、国が示したものです。

この戦後70年、この、今、紹介しましたものをよりどころにしながら、平和学習を続けているわけですけども、少し本町の状況を説明いたします。

本町では、全ての小学校で、6年生は修学旅行で長崎に行きます。平和公園を訪ねまして、原爆資料館、そこに行きまして、直接、被爆者の方から話を聞きます。それを受けとめながら、子供たちが学び、そして自分自身でしっかりと考えて、平和について考えていくわけですけども、その時期に合わせまして、小学校では平和学習の学習期間をつくりまして、全ての学年で学習をしながら、そうしまして、6年生が帰ってきたときに合わせまして、集会をしたりして、それぞれの学年で学んだこと、それから修学旅行に実際に行って考えたことを6年生が発表したりとか、そういうことを出し合いながら交流をしております。

そういう中で、子供たちがいろんな考えを持つわけですけども、平和についての考えを持つわ

けですけれども、少し省略しまして、最近の話で、一つだけお話しします。

8月に山都町の青少年育成の健全大会、これをしましたんですけれども、小学校6年生の子供が平和学習について考えたことということで、平和について考えたことということで、作文を発表していますので、一部分を紹介します。

「戦争がまた始まったら、多くの人が亡くなり、核兵器が使われたら、子供も大人も罪のない人々が命をなくすことでしょう。だから戦争しない国を日本全体でつくっていくことが大切だと思います。私は、平和とは、毎日の生活を普通に安心して送ることだと思います」というふうに、子供が作文を書いております。

この作文にもありますように、もう二度と戦争をしてはなりませんし、そして、子供たちを戦争に送り出すような、そういう教育はしてはならないと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 議員が先ほどおっしゃいましたように、戦争体験をした方々が、もう高齢化になって、非常に戦争の悲惨さが実際に伝わってくる機会が少なくなっているというふうに思います。

私は、可能な限り、こういう体験のお話を聞く機会を多く設けて、二度と戦争を起こさないという意識を高めていくこと、これが一番重要なことというふうに考えていますので、そのように進めていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 教育長並びに町長の所感のとおりでございます。どうか、今後とも、その方針のもと、実行していただきたい、このように思います。

さて、先日は、この町の最大のお祭りである八朔祭が、町内外から多くの見物客を集め、呼び物の大造り物、通潤橋の放水などに感動、感嘆の声を上げ、山都の町も久しぶりににぎわいを見せた2日間でした。心配しました雨も降ったりやんだり、造り物の引き回しのときは、町民の皆様のご願いが通じたのか、天気もよくなり、伝統と歴史のあるすばらしい造り物を見物することができ、町民の1人として、この祭りに対し誇りを持つこともできました。

この八朔祭については、同僚議員の赤星議員が質問をされますので、私は町長に対し、ことしの祭りを簡単に総括していただきたい、このように思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） ことしの八朔祭の総括ということで、簡単に言わせていただきますと、入り込み客は、雨の影響で少のうございました。昨年が4万9,000程度の入り込み客に対して、ことしは4万3,000ということで、非常に少なかったわけでありまして、やはり問い合わせは相当ございました。「きょうあっているんですか」ということで、「雨でも中止になることはありません」ということを申し上げて、今後も、雨でも中止になることはないということを少し周知していったほうがいいのかというふうな気がいたしました。

しかしながら、いい面もかなりございまして、大造り物の審査というのは、非常に専門の先生

方を呼んで審査をしていただくんですが、技術的には年々向上しているということがございまして、中でも、材料の工夫が随所に見られると、昨年にはない材料の取り組みがあるということがありました。それから、ことしは、宮崎、大分方面にも御案内を申し上げて、祭りの案内を申し上げたんですが、その効果もあって、宮崎のナンバーなんかはかなり多かったということでもあります。そして、電話等でも「本当に初めて来たけども、感動した」と、「また来年も来たい」というようなことがありまして、東九州道の開通、そして、九州中央道の一部開通もございました、その辺の効果があつたのかなというのが、ことしの総括でございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 私も、この祭りに対する山の都創造課を初め、職員の皆様が一丸となって、この祭りを盛り上げておられる姿を見せていただきました。職員の踊り、みこし、そして、素晴らしいきばえの造り物、新庁舎のロビーを開放してトイレ、休憩所を設けたり、あるいはパネルの展示など、役場を身近に感じることができましたことを非常によかったと思います。これから先も、商工会、だんだんと会員数も減っております、やっぱりこの祭りをリードしていくのは、この山都町役場ではないかということを認識いたしました。どうか今後とも、何年間も、そして将来にわたっても、この役場が核となって、この祭りを盛り上げていただきたい、このように思います。参加された職員の皆様、御苦労さまでございました。

八朔祭も終われば、いよいよ稲穂も色づきまして、秋のとり入れを待つばかりです。今のところ、順調な稲作も、収穫までに、これから台風や集中豪雨などの災害が、あるいは病虫害などの被害が発生しないことを祈るだけであります。

次の質問に移ります。

先ほどからお話があつていたように、我が国は人口減少社会となり、27年1月1日時点では、前年同期より、全国で24万人の減少です。これは5年連続です。東京への一極集中が進む一方、39道府県で前年度を下回り、死者数は過去最多を更新、出生者はわずかにふえ、そして、65歳以上は最多、14歳以下は最少となり、少子高齢化の傾向が続いております。

この町も合併から10年で、4,000人もの減少です。5年後は1万4,000人を割り、さらに10年後には1万2,500人、高齢化率も50%を超える推定予想です。人口減による税収不足や高齢化に伴う社会保障制度、福祉の充実などを考えると、今後はさらに厳しい行財政運営が予想されます。この難局を乗り切るためには、改革、改善、前進が不可欠です。

このような状況を踏まえながら、次の質問に移ります。

諮問機関の見直しについて、審議会、運営委員会などの問題について質問をいたします。

現在、我が町には、審議会、運営委員会、あるいは調査会といった附属機関が多数設置されています。それぞれ目的があり設置されたものであり、その効果もそれなりの効果があつたと思いますが、現状においての必要性、休眠状態の機関がないのか。

そこで、まず第1点といたしまして、多くの審議会や運営委員会、あるいは調査会等の諮問機関を、将来ともに残していこうと考えているのか、目的を達したものについては、廃止や統合するなり、見直しをするべきであると思いますが、町長の考えを聞きます。

次に、これらの諮問機関の年間活動日数はどうなっているのか、ここ二、三年の実績をお知らせ願いたい。できれば一覧表にして、資料で提示願いたいと思いますけども、急々なため、後日、この活動報告は資料で提示を願いたいと思います。議長、よろしく取り扱いをお願いいたします。

第3に、委員の構成の問題であります。名称は異なる審議会や、あるいは調査会を開いても、集まる顔ぶれは余り変わらない、ほとんど同じだという審議会はありますか。オブラートは違っても中身は同じというようなものであります。それらの方々は各種団体の代表者であり、まさに適任者であるかもしれませんが、同じような人では発想も同じで、新味が出てこないのではないのでしょうか。町民各層を代表する町民総参加方式とでもいいですか、幅の広い階層から人選をするということは考えられないのか。

以上、3点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えをいたします。

まず、諮問機関の見直しについてということで、1点目が、廃止、統合、それから見直しの必要性についての御質問でございます。

町政に対します町民の幅広い意見、それから専門的な観点からの意見の反映、並びに行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るために、附属機関の適正な設置及び円滑な運営というのは、地方公共団体にとりまして、大変重要な意義を持つものでございます。地方自治法におきましても、法律また条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、審査会や審議会、その他の審査、諮問または調査のための機関を置くことができると定めておるところでございます。

そこで、まず1点目の、廃止、統合、見直しの必要性でございますけれども、まず、新たな行政課題に対応して附属機関を新設する場合にありましては、可能な限り、既存の附属機関の活用を図ることとしまして、他の附属機関と設置目的または所掌事務が重複しないような機関として、必要最小限にとどめるということが重要というふうに考えております。また、既存のこの附属機関につきましても、先ほど議員おっしゃいましたように、初期の目的が達成されたもの、社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下をしたもの、それから実質的な付議案件が少ないもの、また、他の手段等で代がえが可能なもの等につきましては、不断の見直しを行いまして、これらに該当する場合には、廃止もしくは統合を検討することとしております。

実際に、これらの方針に基づきまして、本年の3月の定例会におきまして、地域審議会の廃止に伴いまして、関係条例の整理を行ってるところでございます。

次、2点目の活動状況でございますけれども、これにつきましては、それぞれの附属機関におきましての初期の設置目的を果たすべく、効果的、効率的な活動を行っているところでございますけれども、これにつきましては、先ほどございましたように、一覧表にして、後ほど、資料として提出をしたいというふうに思っております。

続く3点目でございます。3点目が、委員の構成ということでございます。これにつきましては、附属機関の機能が十分に発揮されますように、議員御指摘のように、バランスに配慮の上、幅広い分野から適切な人材を任命するというように留意をして選員をしておるところでございます。

具体的には、委員の男女の構成比、この割合がいずれかに偏らないように努めておりますし、これも御意見ございましたように、関係団体からの選任につきましても、なるべく当該団体の長に偏らないように、広く構成の中から御推薦を受けるというようなことも検討しなければならないというふうに思っております。また、委員の年齢構成ですとか、地域性についても配慮していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） ただいま、坂口総務課長が答弁をされましたが、大体、おおむね、その答弁には納得するものでございますけれども、どうかひとつ、思い切った改革等をやっていただきたい、これは私の願いであるし、また、議員の方々も、後で、この審議会等に対する質問も重複する面もあるかと思っておりますので、よろしく、答弁どおり、断行していただきたい、このことを強くお願いいたします。

町長は答弁ありますか。ありませんか。

町長は答弁がありませんので、どうか総務課長、その辺のところを、ひとつよろしく指導していただきたいというふうに思います。

続きまして、行政経費の削減について質問をしたいというふうに思います。

昼休みの消灯とか、旅費の見直しなど、いろいろと取り組まれ、努力されていることは評価いたします。提案理由の説明の中にもありましたが、国も地方も、ともに財政は厳しいものがあり、本町も例外ではありません。新たな財政需要に対応をするのに、新たな財源がなければ、既存の経費を削減しなければならないのは、これはもう当然のことですね。私が質問をするのは、大きな財源を生み出せるものではありませんが、意識の改革につながるものと考え、あえて質問をいたします。

補助金は、一度つけると断ち切るのは容易ではありません。かといって、恒常的に補助をするのは問題でありますので、公益性あるいは行政の責任分野、経費のあり方、行政効果等を再検討する必要があります。

町からの補助金の見直しをすることについて、町長の取り組み姿勢について所信をお伺いいたします。

これも総務課長ですか。では、坂口総務課長。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えいたします。

補助金の見直しについてということでお尋ねでございますけれども、まず、補助金といいますのが、特定の事業等を育成、それから助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認める場合に支出をするという性質のものでございます。この補助金といいますのは、その効果的な活用によりまして、地域活性化ですとか、産業振興など、公共的課題の解決に有効な手段となっているということから、政策目的を効果的かつ効率的に達成する上で、重要な役割を果たしてきております。ただ、御指摘にありますように、その交付が長期化をして、既得権化の傾向が見受けられ、歳出につきましても硬直化の要因となっていることも事実でございますし、また一方で、

住民、それから団体等の方々の自立を阻害、弱体化を助長している側面もあるというふうに認識をしてるところでございます。

そういったことから、限られた財源の有効活用の観点ですとか、使途の透明性を高めるために、不断の見直しをしていくということが必要でございます。これも議員のほうから御指摘がありましたように、公益性、それから必要性、町政の目的達成に資するものであって、町が支援すべきものであるかどうかと、そういった観点、それから3点目に公平性、こういったものを十分に勘案しながら、妥当かつ適格であるかということを常に認識を持ちながら、認識をしながら、意を用いて、補助金を交付をしていくということを考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

こうした視点を補助の交付要件としながら、補助とは、あくまでも自主的に公益的な事業を行うことに対します行政からの支援であるという考え方を明確にして、あるべき補助金等への転換を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） しばらくいたしますと、28年度の予算編成が行われます。どうか、この編成におきましては、ただいま課長答弁のとおり、確固たる信念を持って、この見直し等について断行していただきたい、このことを強く要望いたします。よろしく願いいたします。

次に、公共施設老朽化と解体撤去についてであります。

私は、昨年6月議会の一般質問で、不要施設については早急に調査を行い、対応を決めるように質問をいたしました。あれから1年を過ぎましたね。旧白糸中学校の解体と蘇陽地区の小学校の倉庫解体が情報としてあるだけです。

政府は社会インフラの管理方針を示した基本計画で、必要な施設は計画的な修理で長もちさせ、不要施設は撤去するように自治体に求めております。

私たちの町にも、合併による類似の施設や、あるいは老朽化した施設、または、利用、使用していない公共施設などが多数存在していると思います。現状を把握し、報告をお願いしていましたが、どうなりましたでしょうか。総務課長、答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えいたします。

全国の多くの自治体にとりまして、今、議員が御指摘ありましたように、公共施設の需要というのがピークを過ぎまして、自治体の合併に伴って重複する施設が多数出るなど、その老朽化対策というは、本町にとっても大きな課題となっております。特に、高度成長期なり、バブル期に、インフラ整備、それから箱物整備が盛んに行われまして、築後40年から50年が経過して、おっしゃるように、更新時期が到来しているということが最大の要因となっております。

本町に公共施設ということで、約280施設、存在をしております。その約4割が築30年以上で、大規模改修、それから更新時期を迎えておるところでございます。このままでは、厳しい財政状況の中で、その維持管理費だけではなく、老朽化した施設の改修ですとか、建てかえに要する経費が財政を圧迫するということが必至でございます。

ちなみに、国が公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するというを目的に定めなさいと自治体のほうに指導しました公共施設総合管理計画を、本町のほうでも策定をいたしております。その中で、この、先ほど申しました全公共施設をこのまま維持をして、大規模改修や更新を行うと仮定した場合には、今後40年間に約778億円、年平均で約10億円が必要になるという試算がございます。

本町では、こういったことを踏まえまして、長期的視点に立った老朽化対策の推進、それから、適切な維持管理、修繕の実施、トータルコストの縮減と平準化、そういったことを勘案しながら、公共施設の解体につきましても、統合、廃止、規模の縮小、機能の複合化を基本としながら進めていきたいというふうに思っております。

何分にも、公共施設の状況、経費につきましては、産業廃棄物の処理等も含めて多額の経費が予想されます。昨年度から、これに対しまして、地方債の対象ということになりましたことから、未利用施設につきましては、施設の利用状況ですとか管理状況、さらには安全面などから、総合的に判断をして、積極的に解体撤去を進めてまいりたいというふうに思っております。

先ほど、御意見ありましたように、27年度予算では、旧白糸中学校と蘇陽の東竹原の小学校等を解体撤去を進めておりますけれども、逐次、計画的に、これについてはやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） もちろん公共施設を減らせない事情もあります。国、県の補助金返納の問題、あるいは解体撤去に、ただいま説明がありましたとおり、財政の負担問題です。

少し述べられましたが、自治体を支援するため、総務省は2014年度から、地方債、借金ですね、地方債を発行して解体費用を賄いたいと、特例的に認める方針を固めています。本町の対応はいかがですか。

いずれにいたしましても、解体撤去につきましては、住民の皆様の御理解が必要です。要望もたくさん来ているかと思えます。要望の強い施設から、しっかりと、先ほど申し上げられました短期、長期の計画を立て、対処していただきたい。なかなかやっぱり、箱物行政は後でこういうことになってきますから、より慎重に取り扱っていかねばならないことを、今、痛感しております。

以上、解体撤去については、先ほど答弁ありましたから割愛をいたしますけれども、どうかひとつ、財政厳しい折ではございますけれども、とにかくそういう荒れた施設、あるいは誰も何年も使用していない施設、たくさんあります。一つ一つ、住民の皆さん方と意見を聞きながら、撤去に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

長年の懸案だった役場庁舎が昨年12月に完成し、ことしの1月から新しい庁舎での仕事も、もう既に8カ月を過ぎました。明るく、広くなったスペースで、職員の皆様は順調に業務推進ができていますと思えます。

仮庁舎として長い間利用した、旧営林署跡、旧白糸第一小学校跡を、私は過日、訪問をしてみ

ました。人気のない現場を見ると、例えば悪いですが、兵ども夢の跡という言葉がありますが、あのにぎわい、そして私自身も両方の建物で多くの人に接することができ、出会いもありました。懐かしい気持ちもありましたが、感傷に浸ってはなりませんので、屋内を見ると、そこには利用されていない机、椅子、ロッカー、あるいはストーブ、また、エアコン、その他まだ使用できるものが雑然と残されていました。

町長及び担当課長に質問いたします。両方の跡地の建物についての利用方法や計画、そして、その現状、今の実情ですね、そして計画に対する問題点、そして、あと一つは、これは急いでいただきたいと思います、不用部品の管理と処理です。あのまま山積みされては、一銭の価値もありません。どうか、計画によりますと、自治振興会あたりに払い下げをするというような情報も入っていましたが、その辺のところも含めまして、管理と処理についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 旧仮庁舎跡地の活用について御質問であります。

元浜町事務所については、今、検討しておりますのは、この町が、今後、ぜひとも進めなければならぬ子育て環境の整備という、その一環から、若者向けの公営住宅が検討できないかということで、その基本設計の業務を、今、進めております。何戸、あそこに建て、どういう住環境をとって、そして、どういうふうな施設にするのかということを含めて、議会のほうに提案できるような資料を、今、作成をしているところであります。これは、そのタイミングが来ましたら、早目に相談を申し上げたいというふうに思います。

次に、元白糸事務所でありますけども、ここは2階、3階の部分は、今、書庫として活用しておりますけども、1階については、自治振興区、白糸の自治振興区のほうが活用をしたいということでございますので、その辺の話し合いを、今、どのような、要するに書庫との取り合わせというんですかね、その辺もありますので、その辺を話し合いをしているところであります。グラウンドについては、今、自治振興区において管理をされていまして、定期的なゲートボールだとかグラウンドゴルフに使用されているということでもあります。

それから、不用備品のほうについては、まずは公共施設として必要な物がないかというのを、もう1回精査をして、最終的には、自治振興区等に、事務用品として活用をいただいたほうがいいんじゃないかなと、そういう払い下げになろうかと思いますけども、そういう計画を進めております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 今、町長答弁がございましたけども、やはりこの山都町、いつも言っているように、若い人たちの住宅、このあたりが大変不足しております。1日も早く、若者向けの住宅をつくりたいというような計画でございますので、町長、急いでくださいね。なるだけ急いでくださいよ。基本設計もするということですからね。

それから、白糸小学校跡地については、そのような、どこでも自治振興会が学校は利用しておりますので、それでいいと思いますけども、あと、不用部品の管理と処理についても、やっぱり

これは急ぐべきですよ。もう新庁舎が建って1年でしょう。もうやっぱり決断をして、早く荷物を処理していただきたい。これが希望でございますので、このあたりのところも、管理と処理、とにかく急いでください。スピード感を持ってやってください。これをお願いしたいと思いません。

続きまして、次の質問に移ります。大丈夫のごたんな。

ふるさと納税についてです。

住民は、本来、住所地に納入するものですが、その一部を住所地以外の、例えば、ふるさとなどに納付する制度で、ふるさとへ税金の一部を還元する、このふるさと納税につきましては、調べてみますと、26年の3月議会で、4番議員、後藤議員が質問をされているようでございます。重複する部分もあるかと思いますが、もうあれから1年半過ぎておりますので、お許しをいただきたいと思いません。

そういうことで、東京から地方へお金を移す、今までは農村が都市を支えてきた、これから先を、都市が農村を支える、いわゆる循環型社会の時代になってきているかと思いません。納税者も愛着を持つふるさとや地域ができれば、違った意味で、人生の豊かさを感じるのではないのでしょうか。

御存じの方もいらっしゃるかと思いません。宮崎県綾町、皆さん、行かれたこともありますね。あそこは人口7,700人、住民税5億4,000万、それに対して、ふるさと納税9億5,000万です。また北海道のある町も、7億円の税収で、ふるさと納税8億4,000万と多額な金額となっている自治体もあります。全国各地で地方交付税の減額や人口もふえない中、寄附によって、まちづくりや事業を展開され、貴重な財源確保となっています。

本町も、寄附者には返礼として地域の特産品を送っております。今議会の補正予算にも、寄附増加による謝礼品等増加見込み分として、1,622万円が計上されています。私は、最終的には、そういう人たちを、この山都町のファンとして、政策を具体的に示しながら、まちづくりに参加、協力していただく、最終的には移住もしていただく、そういう夢のあるふるさと納税をやっているようではありませんか。

このことを念頭に通告をしましたが、このふるさと納税も、山の都創造課という課が担当しているということを聞きました。本当に、山の都創造課は全てを、私は、今、抱え込んでいるのではないかと思っております。次の質問である、いこいの里、ふれあいの里づくりも山の都創造課、おとといの八朔祭も山の都創造課が一番基本となってやっておられます。八朔物の造り物、また、先ほどから話があったように、元遊技場跡の利活用、全て山の都創造課にかぶさっておりますけれども、本来ならば、私は企画振興課かなと思って通告をしたんですけども、話を聞きますと、山の都創造課ということでございますので、このふるさと納税についても、意図するところを答弁を願うならば幸いかと思いません。

だから、まずもって……、今から言いますからね。納税制度の仕組み、それから、今の山都町の実績と今後の取り組み、そして、お礼品の内容と金額、そして最後に、私が言いましたように、この寄附金を具体的に事業を考えていただけるのか、これだけを答弁願いたいと思いません。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、ふるさと納税の仕組みについて、簡単に御説明申し上げます。

平成24年に、地方税制の改正によりまして、寄附金税制の拡充が行われました。生まれ育ったふるさと、それから思い出の地、あるいは大切な人、そういった人が住んでいるところを応援するというので、そういう熱い思いを寄附金で実現する制度でございます。ふるさと納税額の約2,000円を超える一定の額が、所得税、それから住民税から控除されますので、ふるさと寄附金とも呼ばれております。

本町の実績について、それから今後の取り組みについて、若干説明させていただきます。

3月の議会で、後藤議員のほうからも、しっかり取り組みというようなことで質問がございました。

本課にふるさと納税の制度が移りましたので、まず、山の都創造課のほうでしっかりと協議をしまして、やはり今、藤川議員のおっしゃったように、町を応援してくれる、それから、この町に愛着を持って来てくれる、そういったふるさと納税の趣旨にのっとり、いろんな情報発信、アイデアをやっていこうということで、議会のほうで、パンフレットの作成等もお認めいただきましたので、4月以降、しっかりと取り組んでまいっております。

これまで、大体年間100万から120万のふるさと納税でございましたけども、4月以降、8月末現在で、5カ月過ぎておりますけど、1,257万2,000円のふるさと寄附金をいただいております。

山の都創造課としては、この1年間を3,000万円以上の目標を設定しております。それをもちまして、今回の補正予算のほうにも、返礼金の予算を、またお認めいただきたいということで出ておりますけれども、本来、ふるさと納税につきましては、地域を応援するというので、先進事例を見ますと、いろんな形で、100万円寄附しますと牛1頭とか、あるいは焼酎1年分、365本とか、そういったところの返礼品をすることもございますけれども、山の都創造課としては、やはり議員もおっしゃられたとおり、ふるさと納税本来の目的、応援していただける、それから来ていただける、住んでいただけると、そういったことを念頭に情報発信をしてやっていきたいというふうに考えております。ですから、お礼の品につきましても、送料、手数料、含めたところで5,000円以内でおさめるということで予算を組ませていただいております。

また、返礼の品につきましては、今、山の都の新鮮なお野菜セットとか、あるいは米、お茶、肉など、いろんな山都の産品を工夫した形でやっております。一番やっぱり人気なのは、お野菜セットとか米とかということでございますけれども、これから、今、いろんな産品をしておりますけれども、そのアンケートあたりをとって、人気の品を、しっかり毎年、毎年、検証しながらやっていきたいというふうに思っております。将来的には、矢部高校もありますので、そちらのほうでつくりました農産品とか加工品、そういったものも特別枠で採用して、カタログに載せていきたいというふうに思っております。

また、寄附金によるまちづくり事業につきましては、この寄附につきましては、基金として総務のほうに積み立てていただいて管理しております。寄附者の意向に沿って、集まった寄附金に

については、将来の子供たちの育成、あるいは自然環境の保全、景観づくり、それから生涯学習、文化芸術振興、それから観光資源を生かしたまちづくりなど、それぞれの寄附者の思いがございますので、そういった思いをかなえる事業に、今後、使っていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） それで、結局、お礼品を野菜セット、それから米とか肉とか贈っていらっしゃるということでございますので、どうかこのあたりも、しっかりと生産者を抱き込んだところの一大事業に展開していただくということになりますと、町も潤うし、生産者も潤うというような形になってくるかと思えます。

今のところ、100万から120万ぐらいの寄附金だったというのが、一気に、何かインターネットとか、クレジット決済とか、そういうものを使ったところのふるさと寄附金ということがうたわれておりますが、これから先も、時代を先取りしながら。これから先、僕が一つ心配するのは、このお礼品で、地方対地方の戦いになって、際限なく高価なお礼品をやるということが少し懸念されますので、その辺のところを十分に注意しながら、事業を、寄附者の希望を聞きながら、具体的に、今度は具体的にこういうまちづくりをしておりますと、後で何年かたったら見に来てくださいとか、そういうことで、寄附者を巻き込んでのまちづくり、これが最終目標ではないかと思っておりますので、このあたりのところも、課長も大変ですけど、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

いよいよ残りも少なくなりました。議長、続けます。

○議長（中村一喜男君） はい。

○9番（藤川憲治君） ふれあいの里、いこいの里づくりについて質問をいたしたいと思えます。

私は、平成14年の3月、初めて前の年、議会議員、平成13年の9月に当選をさせていただきました。この3月に、3月定例議会で、初めて一般質問を行いました。その中の一部に、このいこいの里、ふれあいの里づくりの推進事業についてということで執行部をただしていますが、特に、いこいの里については、通潤山荘の建てかえとか、いろいろやっておられますから、余り質問はいたしませんけども、ふれあいの里づくりについては、余り目に見えた事業がなされていないのではないかと思っております。施設として、グラウンドの、これも私も言ったんですが、グラウンドのトイレ改修、これが行われたぐらいではないかと思っておりますが、今回、ようやくグラウンドゴルフのコースをつくるということが計画に上がりました。これ、1日も早く完成をしていただきたいということでございますが、質問を続けますが、いこいの里については、先ほど言いましたように、通潤橋周辺を中心に、滞在型観光地を目指すための一つの方策であるということで、順次整備をされております。まだまだ物足りませんけども、計画にのっとり、すばらしい周辺整備をしていただきたいと。先ほど話があったように、老人憩の家、あるいは体育館、あのあたりにはいろいろと問題のある施設もたくさんあります。議会に、あるいは職員に、あるいは町民に、知恵を出し合い、そしてみんなで一丸となって、あのあたりを再開発してい

たい、このように思います。

では、ふれあいの里については、我々町民の皆さんと来訪者の皆さんが、交流の場として、スポーツレクリエーション施設、あるいは教育文化施設、あるいは保険福祉施設などの整備計画を旧矢部町時代につくっておりますね。そして、用地買収も、これからが問題なんです。用地買収も平成4年から行われておりますよ。平成4年というなら、もう20年前ですね。生まれた子供ももう成人していますよ。そういうことを思うとき、いろいろと途中、3町村合併もあり、資金も含めた環境の変化など、いろいろと状況が変わった中であって、しかし計画は中断したままと。千寿苑はできましたけどもね、そういうことを思いながら、余りにも長い年月と時が過ぎたなというふうに思っております。ふれあいの里づくりについては、いこいの里はいいんですけども、ふれあいの里づくりについては、もう全てを白紙に戻して、自然環境を生かした事業構築をすべきではないかと思っております。

担当課長、大変ではございますけども、質問を続けますね。現在の買収状況、金額と計画に対する買収率、そして、なぜ進捗しないのか、また、今後の見通し等について御答弁を願うならば幸いです。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） いこいの里、ふれあいの里につきましては、農山村の活性化を目指して、当時、ふるさと創生事業ということで始まっております。旧蘇陽町では、そよ風パークの事業、それから、旧清和村では、文楽の里づくりということで、それぞれの町村で取り組んでおられました。

この御指摘のふれあいの里につきましては、旧矢部時代から買収を進めております。買収の、今、総面積が14万6,669平方メートル、買収率としましては85.33%でございます。それから、買収金額におきましては、1億9,550万9,271円となっております。

御指摘の計画の見直しについてということでございます。議員もおっしゃられたとおり、スポーツレクリエーションの交流施設として整備を取り組んでまいっておるわけでございますけれども、今般、グラウンドゴルフ場の整備ということで、具体的に取り組みがなされておりますけれども、これにつきましても、この二つの計画を山の都創造課で所轄してありまして、生涯学習課、それから建設課、農林振興課等と関係各課と、今まさにプロジェクトを組んで、協議を重ねております。専門家の方も交えて、今後、こういった形で、このランドデザインを描くかということで、当時は80億にも上る壮大な計画がされておりました。ですから、20年も前につくられた計画でございますので、これをもう1回、このランドデザインを、図案、設計、着想、それをもう1回、長期計画を見直しながら、当然、九州中央自動車道の開通を見据えて、30年、32年までには、受け入れ体制づくりをつくっていかなければなりませんので、このことについては、今、観光振興計画策定のときにも議論がございましたけれども、そういったことを踏まえて、今まさに、若手の職員も含めて、ワークショップ等で意見の集約を図っておるところでございます。その材料を含めて、今後、町民の皆さんとも、それから議会とも、意見を交わしながら、できるだけ早い時期に、体育館の建設もございまして、そこらあたりと一緒に方向性を見出して、御意

見を伺っていききたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 今、課長答弁のとおりですよ、課長。やっぱりもう全てを白紙に戻してください。そして今から、あのあたり、もう買収が85.9、それだけもう買収しておりますからね。あとはもうわずかですから、もう要らんとところは要らんでよかったですよ。全てを白紙に戻して、先ほど言ったように、自然環境を生かした事業構築をしていただきたい。初期の目的であるところの保健福祉あたりも、いろいろと今度、出てくるかと思えますよ、子育てとか、いろいろですね。そういうことも含めまして、よろしく計画を実行に移していただきたいというふうに思っています。

本日は、もう少し突っ込んだ質問をするならばよかったんですけども、余りに多岐にわたっての通告でございましたので、今後は十分注意しながら質問を行っていききたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって、9番、藤川憲治君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時8分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 皆さん、こんにちは。2番、藤原でございます。

本年は、例年になく、梅雨明けが早くおくれました。10日以上おくれたというようなことで、8月の半ばまでは暑い日もあったわけではありますが、その後、台風や秋雨前線の影響を受けまして、日照不足の状況が続いております。農作物の生育につきましては、非常に心配されるところであります。現に、米は例年になく出穂もおこなれているようですし、野菜等も価格は去年は安値安定の年でしたので、昨年との比較では高値で推移し、生産額も伸びているようであります。しかし、病気の発生も多く、今後については大変心配されるところでございます。今後、秋晴れの天気が続くことを願うのみでございます。

私は、常日ごろ、よく仲間うちの会話等で申しておりますが、農業という職業には、みずから力でどうすることもできない面が二つあります。一つは気象条件です。気温や降水については、ハウスの導入やかん水設備等によって、ある程度の制御はできますが、日照だけはどうすることもできません。二つ目は価格形成です。労働報酬を入れてなくても、生産原価で割る価格で販売しなければならないときもございます。

そういった、現在の経済合理主義の世の中では合わない職業が農業だと思っております。しか

し、その職業が私の職業であり、また、本町の基幹産業でございます。そういったことで、その農林業、主に農業の振興について、中心に質問をさせていただきます。

それでは、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） では、農業の振興についてということで、お尋ねをいたします。ちょっと大きな広範囲にわたる質問、通告で、恐縮でございますが、個別に質問をしてみたいです。答弁のほうをよろしくお願いをいたします。

先ほど申しましたように、山都町の基幹産業である農林業、その振興なくしては、町の将来はないと考えています。このことは、皆さんと共通した認識だと思っております。

まず、最初にお尋ねです。10年ほど前までは、農業の後継者不足ということで盛んに論議がされていたように思いますが、それが常態化し、当たり前のこととなり、こういった場でも議論がされなくなりました。

そこで、本町の農業後継者の年次ごとの数、また、40歳未満の新規の就農者の数等がわかっているとしますので、お教え願いたいと思います。農林振興課長、よろしくお願いをいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 農業後継者についての御質問でございました。

ここにありますが資料につきましては、青年農業者新規就農者調査と申しまして、県の振興局統計のほうで出しております。

平成17年から平成26年までの10年間、新規の学卒者が36名、それから、Uターン者が55名、新規参入者が17名、合計で、過去10年間に108名の方が就農されていらっしゃいます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 山都町の農家戸数が、大体2,500から2,600と言われているかと思えます。その中で、100名ほどの、10年間で100名ということは、大変少ないと言えるかもしれません。

しかしながら、108名ですか、はいいらっしゃるということでございますので、そういった農業を志す人に対する、特に若手農業者を中心に応援することが、将来の農業にとって、本当に大事なことだと考えますが、いかがでしょうか。

その件で、一つ提案ですが、国、県の補助事業に対し、後継者とみなされる農業者に対しては、町が負担する助成、補助率ですかね、現在の率から、5ないし10%でも増額補助ができないものでしょうか。そういった応援する体制を、町の姿勢として示すことができないでしょうか。振興課長、答弁のほどよろしくお願います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 現在、後継者問題については、非常に大事なことということで捉えております。

販売農家等につきましては、後継者については存在しますものの、高齢農家、そして小規模農家等については、後継者問題、非常に重要な問題であります。

この解消には、新規就農者や新規参入者への呼びかけなど、国、県などの支援を受けながら、

積極的に行う必要があるというふうに思っております。

現在、御承知のとおり、新規就農者の青年就農給付金という事業がございます。これは、経営開始型と呼ばれまして、給付主体は町でございますが、人・農地プランに位置づけられている45歳未満で、独立、自営就農する者に対し、年間150万円を給付してあります。給付支援の水準は、経営開始初年度から150万円ということで、2年度以降につきましては、前年の所得に応じ、最高額を150万円として変動するというようになっております。

本町におきましては、国、県の補助金等も利用しておりますけれども、より細やかな支援をするということで、町の単独の補助金も幾つか持っております。現在、2戸以上の農家であれば、事業費の約50%については補助を行うということにしておりますが、ただ、国、県の事業につきましても、現在、利用はしているところでございます。財源が乏しい中、国、県の事業を使いながら、当然として、町の事業を進めるということは必要かというふうに思っております。

町の事業につきまして、若干申し上げますと、現在、集落営農支援や土地基盤整備やハウス施設等の導入など、農業基盤整備事業、そして有害鳥獣の被害防止対策、間伐促進、特殊農産物の改植など、国、県の補助事業に該当しない事業を補完的に町の単独事業で行っておりますが、さらに内容の充実が必要と思えます。

おっしゃいますとおり、農業につきましては、後継者育成、そして、教育、観光、自然保護等に深いつながりがあり、広い分野を持ちます。産地の特性を生かし、農家の方々や消費者や皆さんの意見を聞いて、後継者育成等に効率的な補助ができないか、検討を進めたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今の答弁は全体的なことだと思います。私が質問をいたしましたのは、農業後継者に特化して、そういった農業後継者だけです、それも1回の給付で済ませるというような、そういうことができないかというようなことをお聞きしたわけですので、その点、お考えで、今すぐしますというようなことは言えない面もあろうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。再度、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 町独自の支援ということで、お尋ねがありました。

この、特に若い農業者といいますと、新規の就農者という捉え方をしているのじゃないかと思いますが、現在、国、県の補助事業等もございますが、それに加えて、町独自としまして、私なりに思いつきますのが、住宅、農地、生産技術の支援等、県内市町村、それから九州各県の町村の状況を調査しながら、定住促進も含めたところで、本町の特性を持った支援策を検討する必要があるかと思えます。

例えば、新規就農者や新規就農夫婦への就農祝い金の交付、また、新規就農者が居住を希望する借家及び購入した家屋の改装費の一部助成、青年等就農計画作成者が補助事業者で、設備投資をする場合の補助金の上乗せ、補助事業を活用せず、設備投資をする場合などの一部助成など、営農の基盤を支える支援が有効と考えられます。

また、就農者間の共通する課題を模索し、各年度に課題解決策のための自主研究の場を設けるなど、情報の共有と就農意欲の向上を図るようなことができればと思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 課長として、町の方針にも多少はなるかと思いますが、そういった考えを持っているというようなことで、今後、本当に検討して、そういったことが実現できるような体制をとっていただきたいというふうに思います。

それから、さらにもう一つ提案ですが、私どもの若いころには、若いころと申しますと、40年ほど前になりますが、当時は農業の派遣研修であったり、先進地視察といったことが、国や県、市町村独自での事業として盛んに行われていました。現在は、情報化社会ということで、いながらにして、その地域や産地、また農家の状況を知ることができるわけでありますが、百聞は一見にしかずということわざもあります。現地で、直に目で見、生の声を聞き、肌に触れることは、何物にも増して貴重なことだと思います。年に5ないし10名程度の若手の農業者は、これは男女を問わずですが、幾ばくかの助成をしながら研修に出すという制度はできないものでしょうか。このことにつきましては、突然ですが、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 農業の振興についての絡む質問であります。私は、ここの、この町の農業というのは、以前から考えているのは、リスクをどれだけ回避するかという農業を今までしてきたと思うんですね。それが複合経営で、畜産だとか野菜、米、そういうことを続けてきたというふうに思います。そのリスクをどれだけ減らすかということも、本当に先進地視察とか、そういう中山間地域において、その先進地があると思いますし、ここで一番考えなければいけないのは、まずは農業を基幹産業とするということで、それはそのとおりであって、これは誰も異論をはさむ余地はないんですが、この将来をどうするかと、この町の将来をどうするかということ、まず先に検証するならば、そのほうが一番先になるんじゃないかなと私は思うわけです。

というのは、先ほど申されたとおり、2,600ぐらいの世帯があつて、185ぐらいの農業集落があります。これが何戸残らなければならないのかというのは、みずから自分たちで考えてやらなければならないんですが、そして、その先にあるのは、自分たちの村をどうやって守っていくのか、そういうお考えになって、取り組むというのが、私が今、一生懸命進めている集落営農でもあります。そういうことで、それにかかわる集落営農であるとか、いろんな集落を守っていくときにどうするかというような、そういう町の本当に根幹にかかわるような研修、そういうことも含めて研修があれば、本当に実りあるもんだというふうに思いますので、営農というだけじゃなくて、そういうところの集落、農業集落をどうするかということも含めた研修であれば、ぜひ応援していきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 本年度の予算でしたか、補正でしたか、農協青壮年部の海外研修への助成金は出ているように思っております。

私も、若いとき、先進地研修ということで、長いときで1カ月半、あとは3日から5日だった

り、1泊だったり、いろいろな農業の先進地研修に参加した経験もございます。それでそれぐらいいかいと言われればそれまでですが、一緒に行った仲間の方は、先輩であれ、後輩であれ、専業農家として今も頑張っておられます。

もちろん自分自身のなりわいのことですので、助成制度等は必要ないという意見もあろうかと思えます。しかし、人材育成の観点から、ぜひ創設してほしいと私は思うわけでございます。助成金はそんなに多くなくてもいいのではないかというような気がいたしますし、また、その基金につきましても、これは果たしてできるかできないか、ちょっと難しい問題もありますが、やはり農業者みずからも拠出をする、それはどういった形でお金を集めるかと、これは私の案ですが、例えば、中山間地の、今、交付金が3億5,000万ほどございます。そのうちの1%を後で拠出していただければ、350万は集まるわけですね。そういったことで、農業の人材育成につなげる、町の予算と一緒に人材育成をする、そういった仕組みをできないものかというふうに思っております。そういった研修に行くことは、町の将来にとって、何らかの形で生かされます、生かされると思いますので、このことは、答弁は結構ですが、先ほど申しました基金の創設なり、そういったことは、ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、先ほど青年就農給付金制度について、課長のほうから、ある程度説明がございましたが、この制度は、24年度より始まり、本年で4年目を迎えると思えますが、先ほど申されたように、年間150万の就農支援金が5年間にわたって支給される制度であり、主に新規に農業参入を促す制度であると認識をいたしておりますが、簡単に、その給付の要件の説明を願います。それと、現在の、先ほど申されましたが、受給者の数であったり、新規参入者と地元におられた後継者と言われるような方たちの割合について、わかっているならば、農林振興課長、答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 先ほどと重複するところがあるかと思えますが、よろしくお願いたします。

まず、この新規就農支援につきましても、青年就農給付金と、これの準備型、これにつきましては、給付主体が県でございまして、県が認めた研究機関、農業大学校で1年以上、最長2年間でございますが、研修を受ける就農者に対し、年間150万円、これは国庫でございまして、これを給付します。ただし、研修終了後、1年以内に就農しなければいけないということで、この就農がない場合については、給付金の返還というようなこともあります。

先ほど申し上げました、青年就農給付金の経営開始型でございまして、給付主体は町となっております。この制度につきましては、先ほど議員からもありましたように、平成24年から本町でも取り組んでおります。平成24年からことし27年の認定まで、40経営体、そのうち御夫婦が12組いらっしゃるという状況でございます。27年度の給付総額が、これは1回目、2回目ということで、あくまでも給付総額の予定額でございまして、6,825万円という金額に上ろうかと思っております。

この中で、地元出身者というようなことで申し上げてよろしいかと思えますけれども、その

方々が35経営体、そして、親元就農と言われる方々につきましては24経営体、今、いらっしやるというような状況でございます。

これを給付する場合につきましては、人・農地プランに位置づけられております45歳未満で、独立、自営就農する者に対し、先ほど申し上げましたように、年間150万円、国庫で給付されます。給付水準は150万円ということですが、2年目以降につきましては、所得に応じ、最高限度額が150万円として設定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 大体の制度なり、給付の総額なり、人数も今、お教えいただきましたが、これは5年間の支給ということで、これは問題は、5年間、その期間が満了しても、引き続き、農業なり、また特に新規の参入の、他町から移住なり、何なりで来られた方につきましては、引き続き、山都にとどまって農業をしていただくための制度だというふうに思っておりますが、町として、もちろんこれは県の事業にもなっているかと思しますので、改良普及所なり、何なりの仕事にも関係するかと思しますが、どのような支援を現在までされているか、また、していかなければいけないような支援が、どのような点にあるかというようなことを、課長、ちゃんとわかっていると思しますので、御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 本町におきましては、県、これは主に地域振興局でございしますが、連携して、新規就農者に対しては、青年等就農計画作成のサポート、これは数回のヒアリングを行い、現地調査も行っております。計画を作成することにより、将来の農業経営の見通しが明確になるとともに、青年就農給付金の受給や青年等就農資金の支援を受けることができます。同時に、県の新規就農支援センターの支援制度、これは技術研修とか、農業経営研修会等でございますが、新規就農者を対象とした研修会等も紹介し、積極的に行っております。また、青年就農給付金受給者に対しては、県と年1回の現地指導及びヒアリングを行い、安定した農業経営ができるようサポートしております。

現在、新規就農者支援につきましては、県と連携をして支援をしておりますが、農地保全、技術支援、経営支援、Iターン者の定着などの課題もあり、安心して営農できるよう、県、JAと連携は欠かせないものです。また、青年就農給付金受給については、制度が開始され、ことして4年目でありますので、給付が終了する受給から5年目でございますが、就農者のサポートについて、県、JAと態勢を整えておく必要があると思っております。

御存じのとおり、JA上益城につきましては、今年度、県の中山間地域等JA参入営農モデル事業に取り組み、JAみずからが営農に参入し、研修生受け入れ、担い手育成、産地形成に向けた取り組みの調査事業に取り組むことになっており、今後の担い手育成の拠点になるよう期待できます。

先ほどと繰り返しになりますけれども、町独自の件につきましては、住宅、農地、生産技術等の支援等も踏まえ、これから支援をまた拡大していく必要があとうかと思っております。

この支援につきまして、平成27年度につきましては、土づくりを主題としたところで、4月に県の農業研究センターによる研修会を行ったところです。フォローアップにより、農業をなりわいとして経営体育成に向けての連携を密にとり合いながら、指導を徹底していくことと、それから、この事業につきましては、農業振興だけでなく、教育、福祉、生活環境全般にかかわることから、関係課と一体感を持って、取り組みを推進してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、申されました、さまざまな取り組みがあるわけで、私も書きとめようと思いましたが、ちょっと間に合いませんでした。そういった取り組みは、本当に、ちょっと耳で聞いた範囲では、本当に大事なことだと思いますが、できるならば、何か委員会でも結構でございますので、いつか、そういった取り組みをしているということで、御報告を願えるならばと思っております。

そういったことで、今後ともの取り組みを、よろしくお願いをいたします。

次に、農産物のブランド化事業についてということで、お尋ねいたします。

3月議会の委託料300万円が計上されています、3月議会です。本事業は、地方創生の先行型という認識をいたしておりますが、本山都町では、プロジェクトチームをつくり、情報発信、新商品の開発、販路拡大の三つの柱をもって事業を推進するとなっておりますが、約半年を経過していますが、その現在の進捗状況はどうなっていますでしょうか。農林振興課長、答弁のほどお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

議員お尋ねの、農作物のブランド化推進事業、これにつきましては、本年の3月補正予算によりまして、地方創生の先行型ということで予算を計上いたしまして、現在、取り組んでいるところでございます。

このブランド化推進事業につきましては、本町での冷涼な気候を生かして、夏秋野菜や果樹の生産が盛んであり、その豊かな自然の中で、多くの有機農産物も生産されております。しかし、全国消費者への産地知名度が低く、価格低迷の要因となっている。そのようなことを踏まえ、消費者が求める安心・安全な農産物を広くPRすることにより、販路拡大と農業経営の安定化を図るという目的で実施をさせていただきました。

現在、プロジェクトチームを編成いたしております、ブランド化に向けた取り組みを行っております。具体的に申し上げますと、まず早々に、のぼり、桃太郎旗ですね、それからポスター、これをつくりました。この利用につきましては、農協の各生産部会等を含めまして、各事業展開をされる場に持って行っていただきまして、とにかく町のPRというよりも、催しをやっているという、そういう状態がわかる、その仕掛けに使っていただくということと、ポスターにつきましては、とりあえずいっぱい張っていただいて、とにかくPRにつながるような、そういうことで、ポスターとのぼりをつくったということもございます。

また、この事業につきましては、先般も申し上げましたように、山の都創造課と、それから企

画政策課と、町のブランド化、その中の農産物に限ってのブランド化ということで、現在、進めておりますけれども、消費地をどこにするかという部分で、福岡を現在、ターゲットとして狙っております。約1カ月間の食材を使った、そういうお店に食材を提供し、20店の店舗を利用しながらPRを進めてまいりたいと。また、大手の百貨店、こちらのブースを2カ所でございますが、現在、使えないかということで進めているようなところでございます。

加えまして、有機農産物の販売につきましては、さらに付加価値をつけるような、そういう取り組み、これも現在、進めております。

また、加えまして、加工品等、6次産業化の推進ということで、現在、山都町に居住でございます農家の加工をされている、そういうグループ、それから個人を含めたところで、ブルーベリーを使った商品、また、トマトを加工した商品、それから、乳製品を加工したチーズと、そういうものをプロの目線で見てください、売れる加工、そして売れる商品パッケージ、これは、どうしてもお客様の目に届いて、手に取っていただく、この仕掛けがどうしても初めは必要だということで、こういうものを、現在進めているような状況でございます。

とにかく、幅も広いような、そういう中で進めておりますので、農家の方々の持っていらっしゃるポテンシャルを高めるためにも、こういう事業に取り組むということは必要かと思っております。

成果が、現在出ておりませんので、27年度の事業が終わるころに、また改めて、成果の御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） のぼりとポスターはできましたというようなことだと思っておりますが、いずれにいたしましても、この事業は、今、課長が申されましたように、今から先の事業であろうかと思っております。

それと、やまとベジという組織があつて、これは現在、主に有機農業の組織ですかね、出荷協議会等が主体となった組織だというふうに私は認識をいたしておりますが、本町の、有機農産物でないにしても、安心・安全だという一つの宣伝の先駆けとして、この有機農産物は必要な素材だというふうに思っております。

そういったことで、そういったやまとベジとの連携、そういったことはどのようになっていますでしょうか、それから、お考えでしょうか。課長、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 有機農産物の流通につきましては、町の主要農産物の中での位置づけは非常に高いのがございまして、議員も加入していらっしゃいますエコファーマー等のこの取り組み含めると、かなりの数の農家の方々がいらっしゃいます。これはまさに、安心・安全、本物を売るという本町の姿勢をあらわしているものと思っております。

このやまとベジにつきましては、現在、有機農家の農業者につきましては128戸、熊本県の25%、歴史を持って活動していらっしゃいます。その中に、三十数名の方々でございますが、組織をもって、販路も見つけ、その活動が非常に活発だということで、有機農家を先導的に引っ張っ

ていただいている、そのメンバーにつきまして、会長、それから事務局については、このブランド化推進協議会に入っただき、このプロジェクトチームの中で、ブランド化に向けた推進役を担っていただいている、そういう状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかったわけでございますが、ブランド化推進事業については、私としましても大いに期待をいたしております。新商品の開発ができ、販路拡大ができれば、当然、原材料が不足し、それを生産する農家もふえるわけでありますので、そういったことが実現できますように取り組んでほしいと思っております。

情報発信の部分につきましては、いろいろと考えられているようでございますが、先日、行われました八朔祭におきまして、本町の若手の役場職員によります造り物、山都の農産物をPRしていこうというジバニャンですかね、大変、私も見まして、感心をいたしましたし、頼もしく思ったわけでございます。

そういったことで、町長を初め、職員も、また、私ども議員も、これは農産品に限らず、セールスマンとなって、山都町の名を知らしめていかなければならないというふうに思っています。

次に、毎回質問をいたしておりますが、有害獣対策について、お尋ねいたします。

経済建設常任委員会では報告がっておりますが、7月までの捕獲頭数、これは昨年度との比較も含めまして、お教えいただきたいというふうに思います。課長、よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 有害獣対策についての過去の実績について、まず申し上げます。

平成23年度からの推移を4年間申し上げたいと思いますが、イノシシ、鹿におきまして、合計で23年度が1,699頭、24年度が1,726頭、25年度で995頭、26年度が4,474頭となっております。また、経済建設常任委員会のほうで御報告申し上げました、7月末での26年との比較につきましては、26年度が691頭、それから27年度におきましては、約687頭ということで申し上げておきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今ありましたように、昨年は4,000を超え、4,474頭ですか、を超えるイノシシ、鹿の捕獲があっても、7月までの捕獲頭数は昨年と同水準であると考えていいかと思いますが、ということは、一方では、被害は減っていないということだと思っております。

そういったことで、課長、何か特に、本年度は限られている面があるかと思いますが、本年度も含め、次年度に向けた新たな取り組みが、これは必要だというふうに私も思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 議員の御指摘の部分もあろうかと思っております。

有害鳥獣の捕獲につきましては、平成26年度において、狩猟期間も含めて、1年間を通して捕獲を行いました。捕獲班を銃班とわな班で46班、231名の方々の駆除隊の献身的な御協力により、

過去最高の実績を見たというところを御報告しております。

しかしながら、27年度7月末、先ほど申し上げましたように、捕獲数が、26年度と比較しますと、ほぼ同数ということで、推測するに、生息数の減少には至っていない、逆に、被害についても同様に減少していないのではないかというふうに報告等も受けているところでございます。

駆除隊の皆さんからも、地域によっては、生息数について減少した区域も多少ございますが、ほぼ変化なし、また鹿の増加が見られるなどの報告があっており、抜本的な、おっしゃるように、取り組みが本当に必要かというふうに思っております。

現在、その中で、駆除隊を編成しております。その中で、特別駆除隊というのを再編いたしまして、各旧町村から10名程度ずつ、合計30名でございますが、この方々を選抜いたしまして、町内の見回り、それから、被害の報告、生息数等の報告、また、電牧等の張り方等について指導申し上げながら、被害防止に努める、また、被害防止として、捕獲の実施を、この方々につきましては、町の指示にて日常的な行動を行っていただくというような、そういうことで御協力をいただくよう、現在、編成中でございます。

個体数の削減により、農作物の被害減少につながるよう、駆除隊の育成に努めてまいりたいと思います。

また、現在、わなに捕獲された場合、信号を発して捕獲者に通知があるような、現在、わなの設置につきましては、お1人30カ所まで設置できるようになっております、それも毎日、見回りが必要ということで、かなりの労務につながっておりますので、ここで、非常に捕獲、生育頭数が多いようなところにかけてあるわなににつきましては、かかった場合に通知があるように、そういうシステム構築を、今、業者と打ち合わせをしているようなところでございます。少しでも巡回が軽減されるような、そういうシステムづくりを、現在、考えております。

また、捕獲効率の向上を図るために、囲いわな、それと、非常に捕獲頭数が多いくりわなにつきまして、助成も検討していきたい。加えまして、免許取得についても、改めて推進をしていきたいと思っております。

加えまして、国有林内につきましては、鹿の繁殖地にもなっているということで、森林管理署と連携を密にしながら、継続して生息数の減少に努めていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） ただいま、課長が、いろいろな電子機器といいますか、スマホとか、そういったことだと思いますが、そういったシステムを導入するとか、囲いわなをして、大量に親も一緒に、箱わなににつきましては、子が先に入って、なかなか親が入らないというような状況もございますので、一緒にとるといような、そういったこともどんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

しかし、私は、今、課長が申されましたが、特別駆除隊の話もありましたが、やはり数を減らすには、最後は人だというふうに思っています。ここでは、今申されました、特別駆除隊も含めまして、有害獣捕獲班の皆さんの力に負うところが大変大きいというふうに思っております。趣味でされているという話もありますが、そうではなくて、駆除をしていただいているという考え

方で、その手当なり、助成金、そういったことももう少し考えてあげる、そういったことをとるべきではないでしょうか。そのことについて、お尋ねをいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 今、申されましたとおりに、駆除隊の御協力あって、生息数の削減につながるということはもちろん自覚しております。

現在、手当等につきましては、主に保険代とか、それから班の編成費という形で交付しておりますが、主に報償費という形で、1頭、昨年から、イノシシについて1万円、これも幼獣、それから成獣関係なく交付するような、そういう形をしております。

他の町村の状況も少し把握しながら、捕獲推奨につながるように、また駆除隊の御意見等をもたお聞きし、この特別駆除等の運営も含めて、今後、話を進めてまいり、効率的な駆除につながるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） そのようなことで、お考えいただきたいというふうに思っております。

次に、昨年度、問題になりました有害処理加工施設について、お尋ねいたします。

現在の状況なり、考えを、課長、お聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

この処理加工場につきましては、26年度設置の方向で準備しておりましたが、十分御理解いただけるような説明不足により流れたということでございます。

この間、27年度におきまして、まず、設置場所の要件、これ等については、捕獲隊のほうから御意見をいただき、町の中央がやっぱり一番いいと。これはなぜかといいますと、持ち込みにかかる時間、そういうものを考慮したときに中央がいいと。これは地理的な部分でそういうふうな認識をいたしております。

また、現在、ジビエの現在の国内の状況、それから近隣の状況、これにつきましては、処理しましたイノシシ肉、鹿肉の流通、それから消費動向がどういうふうにあるかというのを、現在、県、それから専門の業者等に打ち合わせをしているところでございます。

また、今後、運営する側におきましては、基本的には公設民営か民設民営という形を考えておりますので、場所等も含めて、地元の御理解を得られるようなところで、現在、進めているようなところでございます。

また、先進地事例の調査につきましては、予定地を含めたところで、集落の代表者の方々に直接行っていただきまして、現状を把握していただき、そして、処理場といいますか、加工所の認識を改めてお聞きたいというふうに、現在、進めているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、お話がありましたが、過去の経緯もあります。まず、建設予定地の地元の理解を得る、そのことが一番大事なことかというふうに思っております。民設なり、公設なりにしても、やはり国、県の補助等も必要になるというふうに思っておりますので、ぜひ、

財源確保にも努めていただきたいというふうに思います。答弁は結構でございます。

次に、農業委員会の件につきまして、お尋ねいたします。

26年度の成果報告書の中にもありますが、今国会で、農業委員会法の改正が審議されているというようなことですが、どのような内容でしょうか。農業委員会事務局長、御答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農業委員会事務局長、山本祐一君。

○農業委員会事務局長（山本祐一君） それでは、2番議員、藤原議員の質問にお答えいたします。

農業委員会の改革についてということで、ただいま発言がありましたように、8月28日に、これは農業委員会等に関する法律の一部改正法案というのが国会で成立しております。その中で、御存じのように、農政の根幹と言われる一体的見直しの対象とされていますのが、大きく、農業協同組合、それから、この農業委員会の見直しであります。

ポイントとして2点、御紹介申し上げます。

まず、最初の主な改正点ですけれども、農業委員、現在、公選制であります。24名が公職選挙法によって選出されるということでありまして、この委員選出の方法が、公選制から地域の推薦、あるいは公募をかけまして募集、そういった方々を経まして、市町村長の任命となります。市町村長が任命し、議会に諮り、議会の同意を経て任命されるということでありまして、現在の各団体、農業団体、JA、共済組合、議会推薦ですね、は、この団体推薦というのなくなります。

そういったことで、政府が求めていますのは、この農業委員数も、現在32名、山都町農業委員おりますけれども、大体過半数にしないでというふうな提案であります。

それから、大きな2点目は、新たな委員の創設であります。名前が農地利用最適化推進委員、ちょっと長うございます。農地利用最適化推進委員、これを農業委員会のほうが委嘱するというふうなことで、この改正法案がなされております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、簡単な、大まかなということで、公選から任命制へということ、それから、農地利用最適化推進委員ですか、そういったのを創設というようなことでお話がありましたが、このことを踏まえまして、山都町では、現在、32名というようなことでしたが、どれぐらい、半数をお考えでしょうか。それは人数なり、また、どのような対応をしようというふうに、今、農業委員会としてはお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農業委員会事務局長、山本祐一君。

○農業委員会事務局長（山本祐一君） 政府の提案いたしますのは過半数ということですが、山都町、大変広うございます。ある程度の耕作面積によって、この委員数、定員というのが、現在、定めております。その中で、この農業委員が、もし、仮の話ですけれども、今の32名から半分になった場合、16名となります。もう一つの農地利用最適化推進員というのが、農地として利用すべき土地の確保とか、担い手への効率化の集約化、そのようなことが役目にな

りますけれども、林農林大臣は、農業委員数の数、それから、この最適化推進委員合わせて、現行を上回る程度でも構わないというふうな見解が述べられております。

農業委員さんが半分になるということであれば、その農業委員さんの持ち前の面積というのがおのずと広がりますので、非常に広大な面積を山都町は有しておりますので、農業委員さんの苦労はかなり広がるものかというふうに思います。

それから、新しく創設される農地利用最適化推進委員さんの活動が、言葉では、耕作放棄地の解消であったり、発生防止、担い手への農地集積などの役目を負いなさいということですが、果たして、山都町のような条件不利地域におきまして、担い手への土地の集積、集約、このような業務はかなり苦勞されるのではないかというふうなことであります。

さらに、農林水産委員会の附帯決議の中には、そのようなことで、農業委員がその業務を適切に遂行できるような報酬、そういったことの予算の確保が大切というふうなことで、附帯決議でもなされておりますので、その辺が、今後、条例改正等、必要になってくるかというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 私も経済建設常任委員会に属しておりまして、農業委員の報酬につきまして、委員会のほうから、ちょっと増額ができないかというようなことでお話があったかと思いますが、現在の報酬が大体17万円、年俸に直しまして17万円程度だったというふうには、これは教育委員さんと一緒というようなことを思っておりますが、これがどれぐらいの水準かということですね。全国的なこと、それから県内でどれぐらいか、上位なのか下位なのか、そういった説明と、それから、これは要望書が提出されたら26年の成果報告書にも載っておりますが、どういった経緯で、報酬アップのために提出されたらと思っておりますが、町長に提出ということでしょうか。答弁……。

○議長（中村一喜男君） 農業委員会事務局長、山本祐一君。

○農業委員会事務局長（山本祐一君） 山都町の条例上、特別職の報酬ということですので、特別職の報酬及び費用弁償という条例にうたわれております。

その水準なんですけれども、そもそもこの農協法、農業委員会法の改正が提言されたのが、もう2013年の11月になりますけれども、その後、新聞報道等で、この全国的な農業委員の報酬額というのがうたわれております。その中で、全国平均が月3万円というふうに言われております。山都町は、先ほどおっしゃいましたけれども、年額の17万3,000円、これは月額に直しますと1万4,000円弱であります。そのようなことで、現在は、全国平均の半分にも満たないというところでもあります。

この報道に……。要望書を提出にするに当たり、熊本県の全自治体の額も、私、調査いたしました。県内45自治体の中で、山都町は33位であります。上益城郡5町ありますけれども、全部、熊本県の真ん中よりも下であります。さらに、熊本県、農業産出額は、例年、四、五位をいく農業県でありますけれども、熊本県全体、残念ながら全国の半分にも満たしてないというようなところで、同じ業務を請け負いながら、かなりの差があるかなというふうに感じております。

これにおきましては、何分にも、特別職の報酬の審議会というのを担当しておられますのは総務課でありますので、農業委員会会長名で、昨年、改選がっておりますけれども、会長名で、せめて全国平均額ぐらいまでには何とか引き上げができないものかというふうなことで要望書を上げているというところであります。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりましたが、その公選法とか何とかは、今度の改選期からということでございますが、農業委員の数が、どうしても半分以下になれば、先ほど局長が申されましたように、受け持ち範囲が大変広がります。そういったことで、平たん地の、ぱーっと車で二、三分行けばすぐ行ける集落ではありません。谷越え山越えしていかなんというような状況もあるかと思えます。

そういったことで、今でさえ、この農業委員についてはなり手が無いというのが現状だというふうに思っております。2年後、そういった広範囲な仕事を受け持たねばならないということになりますと、その任命に当たっては、そういった選出が大変厳しくなると考えます。報酬を多少上げたからといって、クリアされる問題ではないとは思いますが、任命者として、そのような姿勢を示すことは、本当に大事なことだというふうに思います。もちろん条例という、それがありますので、それを改定しない限り、私がやりますとは言いきくとは思いますが、町長、このことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 農業委員会の委員の現在数が、現行が32名ということで、これが公選制が廃止されるだとか、そういう、今、法律が制定されておりますけれども、その委員の数については半分程度ということが、今、示されております。

議員がおっしゃるとおり、この町は非常に広いということで、委員さんの責任分野というんですかね、非常に難しいものがあると思えます。そしてまた、若年や女性も登用しなければならないとか、そういう縛りもありますので、十分検討が必要だと思えますけれども、その辺の農業委員会の改革、これは進めなければならないものの、この町の農業の振興というのが、一番あります。そしてまた、適切な農地管理ということがありますので、それに支障を来さないような配置や、その辺の権限、権限と申しますか、守備範囲だとか、そういうことについては、今後、県あたりとも協議しながら、許せる範囲の中で町も考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。よろしく願いをいたします。

時間も5分を切りましたが、以上、農業振興についてということで、幾つか質問をいたしました。質問をいたしましたこと以外にも、さまざまな政策や事業がございます。それらにつきましては次の機会にということにいたしますが、農業振興につきましては、集落営農だけでは農業という職業は成り立ってまいりません。

26年度の成果説明書の中に、農政係のところにかかれております。産業政策と地域政策の使い分けなり、同時進行を考えながら、この町独自の支援策を、政策を推し進めなければというよう

なことで書かれているかと思っております。まさに、そのことが大事だというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、次は、人口減少問題についてということで通告をいたしておりましたが、この問題も農業振興と同様、本当に幅の広い問題で、次の機会にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、中央体育館の件について、質問をさせていただきます。

中央体育館建設について、お尋ねいたしますが、誰が見ても、考えても、この中央体育館は新しく建設する必要があると思っておりますが、現在の建設に対します考え方について、町長の基本的な考えをお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 庁舎建設が済んで、次の施設は体育館だというのが、町民の方々の認識だというふうに理解しております。それも、雨漏りだとか、そしてまた、築後、多分昭和48年か49年に、あそこは建設されていると思っておりますので、それ相応の痛みもきているということ、それと、今のニーズに対応できていないということもあると思っております。

それで、大至急、これは進めるということで、プロジェクトチームをつくって、まずは候補地の選定、ふれあいの里というところに、旧矢部町のときには計画はありましたが、そこも含めて、候補地の選定をやるし、やらなければならないと考えておりますし、それは早急に提案ができる準備がほとんどできておりますので、次の機会というふうな話になろうかと思っております。

それから、施設については、当初の計画では、文化ホールも含めた複合施設というお話がありましたけども、町の体力では、非常にこれは難しいということで、体育館を少しグレードアップさせて、少しステージの、いろんな多用途に使えるようなステージをつくり、そしてまた、観客の動員もある程度できるような、そういう施設を、少しグレードアップさせた体育館というのを、今、検討しているところでございます。できましたら、近いうちにお見せしたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。体育館については、ほとんど毎日、利用があっているというふうに聞いております。雨漏りについては、本年度、補修された分については、雨漏りは抑えられているようでございます。裏のほうで雨漏りをしているというようなことで、私、ちょっと体育館に参りましたが、そういったふうに伺いました。

そういったことで、今、町長が申されましたように、これは、やはりするとおっしゃったわけですので必ずしてください。事業が、します、やりますで、次の議会、次の議会、次の議会、来年、再来年と、延びて延びてしまう、そういったことでは住民は納得しませんので、私、議員としても納得できない部分がございます。今、おっしゃられましたので、そういったことで、早急に提出、提案をしていただきたいと思いますというふうに思います。

時間の割り振りが下手だったり、質問内容が煩雑だったりして、質問通告しましたことで質問できない部分もございましたが、次の機会にさせていただきます。

終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、2番、藤原秀幸君の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時17分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） こんにちは。1番、吉川です。本日最後の質問者となりました。あとしばらくの間、おつき合くださいませ。

ことしの夏は本当に早足で過ぎていったような感があります。野山はすっかり秋の気配となりました。きょうもこのような爽やかな天気ですが、本当に涼しい風が吹いている、本当にいい季節となってきたというふうに思っております。

来年からは8月11日が山の日ということで休日になるそうですが、それに先駆けまして、ことし11日に夏休みの期間中、脊梁の山の上で子供を対象にしたイベントが開かれました。その日は本当に山の上20度ぐらいの気温だったと聞いております。大変爽やかな風が吹いていたそうです。

これを機に、夏は海というようなイメージがありますが、夏の山へと誘い込むような、今からいろんなイベントの展開ができるんじゃないかというふうに期待をしております。私もこの夏は二回ほど脊梁の山に上がりましたが、本当に下界とは違う涼やかな風が吹いているものです。

さて、そういうふうにして山の上に上がりますと、下のほうに町が見えます。あそこが小学校、ここが役場だね、あそこに選果場が見えるよ、そういうふうに鳥の目で見るのがとても大切じゃないかというふうな気がします。自分たちが生かされている環境を、空の上から山の上から見るといことは、その認識が深まり郷土を愛する心にもつながるのではないのでしょうか。最近では子供たちも時間がなく、山登りのできない環境にあるとは思いますが、ぜひ学校で、できればPTAで、そういう支えとなって子供たちに鳥の目を持たせてあげたいというふうに思ったものです。

また郷土を愛する心というところになります。清和小学校、清和中学校で取り組まれています。清和文楽の伝承については、この夏幾つかの発表の場を得て子供たちの上達ぶりには目をみはるものがございます。

特に、ことし菊池で開かれたくまもと子ども芸術祭には清和文楽の発表をしに行かれたようです。私は残念ながら行く機会を得ませんでしたけれども、後日鑑賞された町外の方の感想が熊日新聞に載っておりました。子供たちの発表はそれぞれに素晴らしいものであったが、清和の文楽には特に心を揺り動かされたというふうな感想文が載っていて、私も大変うれしく思いました。

本日もそういった子供の教育環境や保育園の問題など、子育て環境についての問題を中心にお伺いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） それでは、これより通告書の内容に従って質問をさせていただきますが、多少内容といえますか、保育園の問題から各審議会というふうに書いておりましたが、子育て環境ということで、さきに総合会議のほうを、教育会議のほうを持ってこさせたいかなというふうに思っております。また通告から関連ということで、この中に詳しく書いてない部分も飛び出してくるかもしれませんが、柔軟な御返答をよろしくお願いいたしますというふうに思っております。

では、まず保育園の問題ですけれども、この保育園の統廃合問題につきましては、開会当日の町長の提案理由の説明にもございましたように、来年度から菅尾保育園につきましては、蘇陽で明星学園を運営されております御陽会が経営をされることとなりました。これで地域の皆さん、保護者さんも一安心といったところなのでしょうか。

さて、次は浜町地区の保育園の統合という問題がまた控えております。現在のスケジュールは平成27年度で白糸保育園を閉園。そして同和保育所へ統合。そして翌28年度で浜町保育園、浜町第2保育園を閉園、そして4つの園を統合するという案が進んでいることになっていると思いますが、改めてそのスケジュールの進捗具合について担当課より御説明をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは保育園統廃合の、浜町地区の保育園統合のスケジュールについてというふうなことで報告をいたします。先ほど吉川議員のほうから報告がありましたように、菅尾保育園のほうに関しましては、社会福祉法人の御陽会が27年度の、菅尾保育園閉園いたしますが、その後28年の4月から社会福祉法人御陽会が引き継ぐというふうな形になっております。その後は随時10月から保育の引き継ぎのほうを初め、3月から給食の引き継ぎというふうな形で進めていきたいというふうに思っております。

それから浜町保育園の、浜町地区に関してなんですが、先ほど吉川議員が言われましたように、平成27年度末に白糸保育園、それから平成28年度末に浜町保育園、それから浜町第2保育園を閉園し、矢部同和保育園に統合するというふうなことになっております。適宜今後は保護者会への説明会等を行いながら、丁寧な今後の経過等について説明をしていきたいというふうに思っています。

最近では、7月30日に保護者会の会長さん方と説明会、意見交換等を行いながら、それから8月5日に4園合同の保護者説明会等を行っているところです。

随時27年度28年度と各保育園閉園されるところに関しましては、閉園に向けての実施について保護者会との話し合い等が、今後必要になってくるのではないかとというふうに思っております。

先ほどの統合された保育園に関しましては、町の方針といたしましては、統合された園舎の整備については新築の方向で考えているところです。この新築の部分に関しては、今まで増改築案及び新築案の比較に当たりまして、専門家の意見も参考に検討しながら、増築案に比べ新築によ

る園舎整備が優位にあると判断されたことから、今後新築による園舎整備を進めることとし、今議会に補正予算、設計費に関する補正予算を計上したというふうなところです。

それから予算が可決されれば、今後プロポーザル方式による設計業者選定にすぐ取りかかる予定となっております。

それから平成28年度におきましては、園舎の建設、それから29年の4月には4園統合後の保育園を開成したいというふうな形で今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 御説明ありがとうございます。確かに今回、当日にももちろん一般の方にはまだこういう説明がなされていないじゃないかと思うのですが、私たちは議会の冒頭、一番最初の日に行政報告という意味で、今課長の口から出ました新園建設という問題も知ることになりました。このことは一般的にはまだ余り知られていないことではないかというふうに思いますので、もう少し御説明をいただきたいところなんです。まさに今2,000万円の設計の委託料ですね、建築用費ではなくて、その前の設計に関するものが2,000万。これらは一般的に考えますと8%から10%がその設計費に充てられるというようなことから、最初にいただいた資料の中には全体の建設費用は2億9,000万。増改築のほうが2億7,000万円というふうな試算だったと思います、おおよそですけども。だから新しいものを、だから2億9,000万が増改築です。新園のほうが2億7,000万円台だったと思います。なので、新しくしたほうが価格的にも安くなるのではないかというような話があったように思っています。

ただ、このことを今専門家さんたちに意見を伺ったということなんです。これは各厚生委員会であるとか、そういった各種の、先ほど藤川議員からもありましたが、いろんな諮問機関がある中で、そういったところには諮られなかったのかという、ここに至るまでの経緯がよくわからないというのが正直なところです。

そしてもう一つは御説明の中では、今の同和保育所がある場所を増築あるいは改築、そしてその間に子供たちに、メリットデメリットも書いてありましたが、やはりデメリットの中で子供たちに工事騒音とか振動とかそういった負担をかけてしまうというのが両方の案にともに出てきているところですね。それでなぜその場所にこだわられるのかというか、私が思うに以前もちょっと申し上げたと思うのですが、あの場所はこの広い山都町の中において、とても過密なところでもありますし、以前には水に浸かったこともあるというような歴史もあり、なぜ子供にストレスをかけてまでその場所にこだわるのであろうか。4園が統合するということは、もう本当に保護者さんたちも理解ができていないことではないかというふうに思っていますし、私たちも理解をしています。そんな中でなぜ場所をあそこではなく、私なんかは今の四つの園を見渡してみますところ、白糸の台地のほうですね、ここからわずか2キロメートルあるかないかの場所にありまして、車で移動しても何分かというところですけども、そういった場所の候補は考えられなかったのかというところをお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） はい、お答えします。場所につきましては、この閉園につき

ましては、先ほど説明しましたように、閉園をした後は矢部同和保育園に統合するというふうなことで答申を出されております。それを尊重しながら、町のほうはこの閉園をしたことに関しては、その在園児に対する対応に関しては矢部同和保育園のほうで受け入れ準備をしていくというふうなことで進めておりますので、場所は矢部同和保育園というふうなことで考えていたところ
です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 当初、答申というふうにおっしゃいました。答申については今まで素案が出て、それから答申が出て、それでなぜ進まないのかというような中で、子ども・子育て会議にかけなければいけませんとか、さまざまな経緯があつて、しかも答申の中にあつた菅尾保育園の閉園というものは見直されました。それは保護者さんたちの意見、地域の意見、そして時代が変わっていくいろんなことを勘案して、執行部のほうもこれを決意されたということですよ。それなので今課長が答申に沿ってというふうにおっしゃいましたけれども、そういったところにこだわる必要がどこにあるのかなと私はちょっと率直に思います。これは先ほどいろんなふれあいの里の問題なんか白紙に戻してはどうかという話も出ておりますが、やはりその時その時の実情にあつたとか、先ほどのような子供のストレスどうするんだとかいうようなときに、ほかの場所も考えてもいいんじゃないかと。いろいろその周辺には別に、清和につくりなさいとか、もっとすごいここから離れている場所につくりなさいとかいうわけではないですね。でもこの周辺を見渡しただけでも、町長はこの山都町全体が自然環境に恵まれているとおっしゃいますけれども、やはり山都町全体を見たところで、やはりここと白糸あたり、ここと御岳あたりは全然環境が違うわけですね。だからそういうふうにもっと広い目で、まだ町有地という部分も残されているというふうに思います。そういったところもぜひ候補に入れながら設計に当たっていただきたいというふうに思いますので、もう一遍お尋ねします。その場所にこだわられる理由がもっとありますか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 先ほどから答えておりますが、閉園をした時に、その場所はどうするかということに関しましては、答申は答申であります。答申を町は尊重しながらその答申案をもとに、その案に沿ってどうするかということを考えた末、矢部同和保育園のほうに統合するというふうなことで場所のほうは決定をさせていただいております。それから先ほどの菅尾保育園のほうもなんですが、菅尾保育園のほうも答申どおり、閉園ということに関しては、答申どおりの尊重させていただきながら決定をさせていただいたというふうなことで考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい、答申を尊重するという一方で。しかしもう一度言わせていただきます。同和保育園に統合するというようなスケジュールについては私は何ら思っておりませんが、場所がそこであるという意味がよくわからないんですね。もっと環境がいいところがあることを考慮に入れていただきたいというふうなことを申し上げています。当初の行政報告の

中でもおっしゃいましたが、保護者から見ればもちろん職場がここにはたくさんあるわけですからそういった意味では便利がいいというふうなことを勘案しましたというような話もありました。しかし親が朝の5分10分、子供ももちろん急がせなくてはいけないかもしれませんが、5分10分をひねり出す。そして帰りの時間も、私保育園がありますからお先に失礼しますというふうな職場環境である。そういったことのほうが大切じゃないかなというふうに思っていて、やはり子供は1日そこで過ごさなければいけないわけですので、やはり本当に景色のいい、お散歩とかも本当にコースがたくさんイメージできるわけなんですけれども、そこに出たら危ないよ、車が通るよというようなところでないような場所も考えられないかということ、もう一度この件についてはお願いしておきますので、よろしく御審議ください。

そしてまた、今回2,000万円の予算が出ておりますが、それが認められるということになれば次の段階の中に入っていくということですが、以前もちょっと申し上げましたけれども、新園の名称については、新しい四つの園が同和保育所に統合するとはいえ、四つの園が新しい気持ちでスタートするためには新しい名前が私はふさわしいんじゃないかというふうに思っていて、それはともかく、その名前をいつつけるか私は余りわかっていなかったんですが、いろんなお話を聞くと設計の段階、注文を発注する段階からその名前がついていくんじゃないかと。だからたとえ仮称ということであっても、何かそういうふうな名前をつけられたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますし、またこの名前については今後どういうふうに考えて、どのようなタイミングでそういう新しい名前、そういったものの可否について、賛否両論いろいろあると思いますので、そんなことを保護者さん、あるいはその地域住民の方にどういうふうに公開していかれる予定、そのスケジュールについては町長でも、担当課長でもよろしいですけれども、わかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今お話しになったことを全員協議会では話しておりますけれども、皆さんのほうには伝えてないということで、再度質問があっていることと思いますので、その辺も含めて話をしたいと思います。統合についてはいろいろ苦渋の選択をして統合やむなしということで始まったということでもありますけれども、その辺の話はおきまして、どうしようかということで諮問機関にお尋ねをして諮問をして、そして答申を得て、それによって今度は町が、町長がということでございますが、町長が計画決定しなければならぬわけですね、それを受けて。計画決定をするに当たっては、今後の将来人口をどうするんだ、子供たちも、子供の数がこのままいけばずっと減少してしまうわけで、それでいいのかと。この町の将来はないということなんです。そのままの出生数であれば。だからふやしていかないと。ただ子供たちだけをふやすんじゃないで、子供を産む年齢が、例えば40歳までだとしたら、40歳までの人たちもふやしていかなければならない。それはやっぱり家の問題、雇用の問題、いろいろ総合的に勘案しなければならぬ。そういうことを踏まえて、その答申だけで計画決定ができないものですから、子ども・子育て会議というのが27年度に立ち上げましたんで、それに基づいて計画決定をしたいということになります。

そしてあわせて、それは新しい園舎をつくるのに規模決定が要るということですね。何人の、同和保育所に統合した場合、同和保育所の将来の子供の数をどうするんだ。入園者数をどう見るんだ、将来をどう見るんだ、適切な定員がそれで把握できるか。それは民間保育園のことも含めて、それも含めて規模を決定をする。そういう作業が要ったということで、やみくもにおくらしただけではありません。そしてまた子ども・子育て会議の中でも出ましたが、子育て環境が、本当にこの町が素晴らしいもんだということにするためには、子ども・子育ての支援センター、町の子育て支援センター、これも保育所に併設をしたほうがいいというような御意見、それと病後児保育室も設けたほうがいいという御意見もあり、それも含めた検討をして、そしてこの統合する保育所が真にこの子育ての核となる施設ということで考えるべきだということをお互いあわせ持って考えて、そして規模決定をして計画決定をやったと。今それを説明を全員協議会にさせていただいたと。そのときにやはり統合する定員それと先生方も増員になりますし、そして今の既設の保育所では非常に不具合なところもあります。トイレの問題であったり調理室が手狭だったり、そういうところもあります。それと既存の建物も34年ぐらい経過をしていて、あと10年後ぐらいにはまた二期目の増改築をやらなければならないということで、当初は増改築という計画決定をしておりましたけれども、新築のほうも考えたほうがいいということで、新築案と増改築を二回続け一期二期とした場合の比較案を案としてお見せをして、そして検討をいただきたいということで、私どもの考え方としては専門家の意見を含めて、新築といったほうがこの後のことを考えていくと適当ではないかということで、今度の予算についても新築という建築の案、事業費の想定に基づいた委託費を計上させていただいたというのが概要の説明でございます。

（「名称に」と呼ぶ者あり）

統合する保育園の名称について、このことについては、そのまま矢部同和保育園とする、したほうがいいと意見もあるし、統合するんだから名称は変えるんでしょうねというような御意見があるのも、両論あるのも承知しております。

今後その辺をよく考えて、名称についてはしかるべき時にこういう方法で決定をしたいということをお互いのほうに提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 規模決定のこともですが、私が後でちょっとつけたそうかなと思ったんですが、こないだの全協のときに、支援センターと病後児保育室も兼ね備えて本当に理想となる山都町の公立保育所というシンボリックな園にしたいというふうなお話だったんですが、支援センターについて経緯を私もかいつまんで聞いたところ、もともとは浜町保育所の中にあっただと。しかしやはりある特定の保育所の中にそういった施設が入っていると、なかなか一般の人が入って行きづらいというようなところから、今のある千寿苑のほうに移動されたというふうなことを聞いているんですね。だからセンターのほうも、私なんかもよく遊びに行かせていただいておりますが、やはり全然別個の場所にあることによって、垣根なくというか、気軽にお母さんたちが訪問できているという側面もあります。なので、幾つも園がある中で、しかも公立であり私立であり、社協が抱えるべき地保育所であり、いろんなタイプの保育所がある中で、そこに一カ所に

固定してしまうというのはいかなるものかなという、そこら辺ももうちょっと慎重に審議をされていったほうがいいんじゃないかというふうに思っていますし、また病後児保育室については先般テレビでもドラマが展開されている注目を浴びております。しかし私この間、全協のときも申し上げましたけれども、子供の熱が出て目がウルウルしている子供を置いていくというのは非常に母親としては、父親でも同じでしょう、せつないものがあります。なので、このことは考えなくてはいけないけれども、同時的に社会的な支え、職場、役場は問題ないかもしれませんが、いろんな職場で子供が熱が出た、それなら一日二日、仮に一日十分に休んで見てあげなさいよというふうな職場環境ですね。本当にお父さんやお母さんが安心して子供の横に寄り添ってやれるような環境をつくっていくということも山都町の売りになるのではないかと。山都町に行ったら、そういった病気の時子供を見てあげても支えがあるらしいよとか、逆に言えば高校生まで医療費が無料らしいとか、らしいじゃなくて無料なんです、そういったこともどんどんPRして本当にここが子育てのしやすい町であるということを中心に、先ほど住宅問題とかいろんなことを絡めながら、子育てにすぐれている本当に自然環境の中で子供が泥んこになって遊べるというような保育を展開していけるような施設になるということを大変強く要望したいというふうに思っていますので、今後、仮に今回まだ今からですけれど審議が、その設計が可決されるとしまして、やはりそれはよくよくこう考えていろんな規模決定をもちろんされたと思いますが、やはり将来にわたれば今例えば本当にその3園の人が来られたとして60名でしたっけ、65名でしたっけ、そういうのを抱える園も展開されるということですが、将来にわたっては、その方々が全部そこに統合されるということも言えないとは思いますが、正直なところ。私立に流れられる方もいらっしゃるかもしれないという中で、もうちょっと十分な慎重な将来中がすかすかということにならないような計画設計が必要かというふうに思っていますので、そして名称についても本当に間に合わなくて設計に名前がついていって、それがもう変えられませんかというようなことにならないように、十分に住民の方保護者の方、特に保護者の方の意思を尊重した名称の決定あたりも時間をかけながらおそくならないように取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。では保育園の問題については、これで終わります。

さて次に、審議会のあとに書いておりましたが、教育の問題ということで、さきに教育委員会のほうの御質問させていただきたいというふうに思います。

今年度から教育委員会の制度が変わりました。本町の教育長も変わったわけなんです、新教育長となられて半年が立ち、いろいろな教育の、本町に関する課題が見えてこられたというふうに思っているんですが、まずはその点から簡単にお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） ただいまの議員の質問ですけれども、教育長になってどのような町の課題、教育上の課題を把握しているのか、考えているのかということでの質問だろうと思います。

前回もこのことでの質問があったわけですが、まず、子供たちの数が大分減っています。小学校におきましても中学校におきましても、あとで答弁したいと思うんですけれども高校の状況におきましても非常に子供たちの数が減っております。これはやっぱり町の将来にかかわること

であるし、本当に重大にそのことを受けとめているわけですが、まず、子供が少ない、そのことをどうするのかということで考えたときに、やっぱりこの町が子育てにとってもいい町なんだと、環境も充実しているし、そういう子育て環境の整った町、そういう町にする必要があるというふうに考えています。

それから確かに小学校等におきましては小規模校も大分ふえてきました。で、子供たちの就学の保障をどうしていくのか、そのことも課題というふうに考えています。

で、短絡的に学校の数を減らすとかそういうことじゃなくて、今精いっぱい考えて、子供たちの学習環境、教育環境をどう整えていくのか、そのことにまず力を入れていきたいというふうに思っています。

6月の議会の時も小規模校が多くなる複式学級の問題も出されました。当然そのことも委員会としましては本当に重大なことというふうに考えてますし、そのことも含めて、これはもう地域と一緒に考える中身でもありますし、そんなふうに考えてるところです。

また御質問があつて部分については答えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。私もホームページを見ていたところ、さる7月18日に第一回の教育総合会議、これは新教育制度になって今まで教育委員会というところでさまざまな審議行われたと、そこに首長がかかわるようになったということで。そこには町長もお座りになっての会議が開かれたということの報告を見ました。で、以前の教育委員会の際にもお尋ねをいたしました。このような会議は当然公開されるものであり、議事録もプリントアウトしたところ、これは公開すべきものだというふうにちゃんと書いてございます。それを第一回目に決定されたのかどうか知りませけれども、やはりこういうものは公開していくべきものであって、こういうような会議を開きますというふうなことの呼びかけですね。例えばこの議会が開催される時に防災あたりで傍聴のお誘いがありますけれども、そういったような呼びかけ、広報によるもの、あるいは放送によるもの、そういったものの方法はどのようなふうに行われているのかということをお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） それでは私のほうでお答えしていきたいと思うんですけど、まず総合教育会議ですね、先ほど法が変わったという話も含めまして、少しその辺から説明したいと思うんですけど、本年の4月に法の改正がありました。

その法と申しますのは地方教育行政の組織運営に関する法律の一部を改正するというので、そういう法律なんですけども、その中に地方公共団体の長は総合教育会議を設置するというふうに定めてあります。その総合教育会議ですけども、その役割の中に教育大綱の策定というものがあります。

今回先ほど議員のほうからありましたように、7月19日に第一回の総合教育会議を開いております。それまでに準備会議というのもしました。その第一回目の開催につきましては時間的

にもちょっと厳しかったんですけども、これは公開ということにもなっておりますので、できる限りのところで広報はしてあったと思います。ただ十分かどうかというのはちょっと問題がありますけれども。第一回目ということで、当然公開ということを前提に会議のほうを開いております。

ただしこの公開も、全て公開できるかと言いますとそうではありませんで、個人情報、そういったものを含むときには公開という形をとらない、そういう場合もあります。で、今回は中身的には教育大綱についてその案を提案し協議をするということで、そういう中身でしたので今回は一応公開という形をとりまして第一回目の会をしております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） では広報はされたけれども私どもが気づけなかったということですね。ちょっと細かいことですけど、この会議の議事録案というのは準備会の時のですかね。会議日時は7月18日というふうになっていて、今教育長の19日にしましたということだったので、もしこれにそごがあるんだったら変更していただきたいなと思います。

それからこの教育大綱について何ですけれども、公開非公開の部分もわかります。以前教育委員会も傍聴に2、3度行ったことがあるんですけども、もちろん個人情報にかかわるときには、すみません退席してくださいということで外に出されます。そういったことは理解しての上でやはり私たちもいつも注目していますよというようなことで、同席できるときにはしていきたいというふうに思いますので、今から先の情報公開といいますか、お知らせのほうもよろしく願います。

さて今教育長のほうからおっしゃられたように、私もプリントアウトしたんですが、山都町の教育大綱（案）というものが出されております。これは4月に策定というか台をつくっていらっしゃる、素早いお仕事だと思いますけれども、その中で4つの柱というものが提示されております。「学力の充実」、「命を大切に作る心」、「郷土に誇り」、「夢の実現」、これがこの大綱の4つの柱です。きょうはその中で「学力の充実」、それから「郷土に誇り」というところで、少し具体的にどういうこと考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

「学力の充実」については各学校でも本当に先生方が心血を注いで当たっていらっしゃるということは存じておりますが、矢部高校の現状を見てもわかるように、まだまだ町内の学力の水準はまだまだ十分なものとは言えないのではないかとこのように思っています。これは学校だけの責任ではなく基本となる家庭教育力というものが欠かせないということもわかっています。ですがこの世知辛い世の中で、親も子も教育のことに関心はあっても時間がないというのが実情じゃないかなというふうに思っているんです。そこで教育委員会、町の教育として、どういうふうなことが具体的に学力の向上という点で、学校の授業は踏まえた上でも、何かプラスアルファのものを考えて進めていらっしゃるのか、私は以前にも申し上げましたが、放課後の時間のやりくりで、寺子屋的取り組みが、地域の地域力を借りるというふうな取り組みが必要。この際そこしかないんじゃないかなというふうに感じているんですが、そこら辺を含めたお考えをお聞かせくだ

さい。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） お答えします。まず先ほど総合教育会議の開催日を、私が19日というふうに言ってしまいましたですけども、正しくは18日でした。済みません、訂正をいたします。

では今議員のほうから、教育大綱に、まだこれは案の段階ですけども、この教育大綱の案の中に4つの柱を示しております。先ほど議員からおっしゃったとおりです。その中の「学力の充実」についてのお尋ねですので、そのことに関してお答えしたいと思うんですけども、その「学力の充実」という項目につけ加えて次のように書き添えております。

それは「子ども一人一人に「確かな学力」を身につける教育を目指します」というふうに書き添えております。

ここで共通理解したい部分があります。それは確かな学力です。普通学力といいますと、例えばいろんなテスト等ではかるような、そういうふうに思ってしまうがちなんですけども、国が言っている、そしてこの大綱の中に示しました、その確かな学力というのはどんなふうに捉えていくのかと。これにつきましては国のほうから示したものがありますので、ちょっと参考のためにお伝えします。

国が示しているその学力というのは知識や技能はもちろんのこと、これに加えて学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、みずから学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものというふうに国のほうは示しております。

私たちも当然学力を今国が示しましたこの中身で捉えております。ですからこの学力をどう充実させていくのかということで、そういう思いでこの教育大綱の柱の中に据えているわけです。

例えば先ほど議員さんのほうから清和のことが例に出されましたですけども、本町ではここ数年、それぞれの中学校区、中学校が三つありますので、それぞれの中学校区ごとに、小中連携というのをしております。まず子供たちの、いわゆるその狭い範囲での学力ですね、その学力の実態がどうなのかということ把握しまして、その中から課題を明らかにして、ではどういう手だてをしていくのか、どういう対策をとるのかということで、小中が一緒にそのことを連携をして相談をしまして、それをそれぞれの小学校中学校で実践していく。もちろん家庭学習も含めて充実に向けて取り組みを進めていく。そういうことをここ数年やっております。

そうしまして小学校から中学校へのつながりですね。これも随分できるようになりました。ただまだまだ、そこはさらに力を入れる必要はもちろんあるわけですけども、成果も見られるようにはなってはきました。

先ほども清和のことということで言いましたけれども、特に清和においては保小中連携、保育所まで含めたところでつなぎをつくっていかうということで、実は昨年、その研究発表をしたところだったんですけども、この研究の成果としまして非常に小学校と中学校あるいは保育所、先生方のお互いに学校間入り込んで、そして担任の先生がT1とすればT2という形で一緒に授業に入る、そういった形で支援をしながら子供たちを支援していく、伸ばしていく、そういう取り組みがありましたので、清和の研究、これを町内に広げていくということで、今そういう取り組

みも進めてるところですし、もう一つその保小中連携ですね、これを高校までつなごうということで、そういう考えも持っております。

学力ということでは以上のようにお伝えしておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 御丁寧な御説明ありがとうございます。藤吉教育長の言われる本当の学力というのはこういうことだよということは本当にごもっともだと思うんですよ。ただ本当にそこに行き着くまで、その知識技能とか学ぶ意欲とか主体的な判断力であるとか、そういったものを培う本当のベースの部分の学力というのがどうなのかなということを心配しています。昔で言えば読み書きそろばんというような部分がどうなのかなというふうなことを私は心配していて、それから先にどんどん広がっていく分にはもう本当にすばらしいことだと思うんですが、一番ベースとなる読み書き、本当に計算、そういったものを地域の力で何か支えることができなかなというふうなことを御提案として申し上げているところです。そして要らんことかもしれませんが今町内に一つ二つ個人的な動きが出てきています。放課後の時間を利用したり、あるいは長期休暇を利用したり、そんな中で子供に体験活動をさせたり、あるいは宿題を見てあげたり、いろんなことを親御さんがなかなか取り組めない部分をそれは本当に手弁当で自分の気持ちの中からやってらっしゃることであって、そういったところにもぜひアンテナを伸ばしていただいて、そういった人たちの活動、例えばいろんな自治振興区でもそうなんですが、いろんな企画を、子供たちを遊ばせたいというような企画をして、それを学校にお知らせしたいという時に、学校の先生によっては教育委員会の後援はないんですかみたいなことを言われる方もあって、そこに教育委員会も支援してますよというようなことを一言盛り込ませていただく。もちろんいろんな団体とか個人の方とかいらっしゃると思いますが、今のところ本当に純粋な気持ちで、本当に自分の手弁当でやってらっしゃる活動ばかりですので、そういったところには大いに教育委員会、あるいは町も支援をしてるよというようなところを示して、そういった人たちがもっと動きやすいように活動しやすいように、例えばそういう勉強を教える場所の提供の金額いろいろ減免の措置とか申請すればあるのかもしれませんが、そういった個人的な動きに対しても心意気でやってらっしゃるところを十分に組みとっていただいて、四角四面にこれはそぐいませんねみたいなことで切っていただくのではなくて、きちんと見て話を聞いて支援をしていていただきたいものだというふうに思いますので、余計なことかもしれませんがお願いをしておきます。

もう一つ今日お伺いしたいのは「郷土に誇り」というところですね。郷土に誇りを持つということで行きますと、先ほどこの自然環境の中でいろんな取り組みをして、郷土の芸能を伝承するとか郷土の職を愛するとかさまざまなことが考えられていくというふうに思うんですけども、教育長におかれましては本当に長い間、矢部郷自然観察会というものをリードされて、いろいろそういう自然観察のノウハウも持っていらっしゃる。そういったものをぜひ地域全体に広げていていただきたいというふうに思ったりしているんですけども、先ほどの郷土芸能、清和文楽等々もありますが、その郷土を愛する心という点についてどういうふうな具体策を持ってらっし

やるのかももう一度教育長にお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） それではお答えします。先ほど御質問の部分に補足もいたします。

学力の部分で地域の力、それをつないで子供たちを育てることができないかということでお話がありました。学校と家庭と地域と連携して子供たちを育てるということも今実際に取り組みがあつてはありますが、そういった意味で地域の力を学校教育につないでいくというのは本当に大事な部分でもありますし、もちろん家庭の力も必要になります。それはもちろん考えておるわけですが、先ほど寺子屋という話もありました。この寺子屋も個人的に活動されてることも承知しております。これを町長の以前考えとして、公営という形でできないものかなということもありましたので、今そのことにつきましても検討してるところですけども。いろんな地域の力家庭の力も含めたところで、どうそれを学校教育につないで育てていくかということにつきましてももちろん考え取り組みを進めるつもりです。

それではもう一つのお尋ねの部分ですけども、「郷土に誇り」ですね。これも4つの柱の一つとして挙げております。

その「郷土に誇り」の説明としてこのように書いています。「郷土の歴史や文化、自然を知り、誇りに思う人づくりを目指します」というふうに書いております。

現在それぞれの小学校中学校で総合的な学習の時間というのがあります。その時間を使いまして、それぞれの学校ごとに名称は違うんですけども、ひっくるめて言えばふるさと学習が行われております。それぞれの学区の子供たちの住んでいる地域のいろんな歴史を知る、それから文化を知る、自然も含めてですね。もちろん体験も通しながら、そういったことを学ぶ。そういった取り組みがあるわけですが、先ほど議員さんのほうから文楽のことも出されましたので、その辺にも触れて話をしようと思うんですけども、例えば清和地区では小中連携という形で、これは昨年度から特にこの活動が非常に形になりまして、清和文楽を小中学生一緒に学んでそして体験して、そして実際に自分たちで文楽に取り込むという、そういう活動があつております。

その一つの形として、ことし中学生が菊池で公演をしたわけですが、私も観客の方が涙を流しながら見られたという話も聞いております。

そんなふうにして、まさにこれは子供たちの言葉を使えば地域の誇りです。子供たちがそういうふうに言葉を使っております。

その清和文楽を通して地域のことを知る。そして文楽にかかわっておられる方、地域の人たちの思い、それを受けとめながら子供たちが成長していく。そしてそのことが地域を誇りに思う。そういったことにきつとつながるもんだというように思いながら、この取り組みを、また、今は清和のことを例に出しましたですけども、もちろん矢部地区でも蘇陽地区でもそれはあつておりますので、そういった学習活動をどんどん支援していく。そのことも先ほどの柱の一つの「郷土に誇り」、この中に含めて考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ちょっと時間も迫ってきてますので質問はこの辺にしますけれども、ぜひこの郷土愛、先ほど観察会のことを申し上げましたけれども、ぜひそういう旗振りを教育長みずから、一刻も早く行動に移していただきたいなということを希望を申し上げます。そのほかにも、ここには歴史的なというか先ほど山も紹介しましたし、日向往還がちょうど通っていて各小学校校区をまたがっていますので、そういったものを利用される、そんなときには日向往還顕彰会であるとかフットパス協会であるとか、いろいろサポートしていただける地域の方がいらっしゃいますので、ぜひそこら辺とも連携をしながら、地域の歴史、自然を存分に学校教育の中に盛り込んでいただきたいというふうなことを希望を申し上げます。

では次いきます。残り時間が少なくなってきました。各種の審議会について何ですが、これは午前中に藤川議員のほうからもございましたので、私からつけ足し的な質問をしたいんですが、先ほどの答弁の中で坂口課長がこういう審議会のメンバーを選定するときに大事なことは男女比であるとか年齢の構成比であるとか、それから地域であるとかというふうなことをおっしゃったんです。私がここに具体的に持ってきているのは先ほどもちょっと出ました矢部高校の応援会議ですね。それに至っては女性が一人です。

それからもう一つの審議会については女性が、28.57%が女性委員であるというふうな計算をしていただきましたけれども、その中で14名のうち4名が女性の審議委員で、しかもその内の4分の3が清和地区の方であるというふうな、いわゆる地域わけでいえば、それぞれの所属団体が違うのでおのずとそういうことになっているのかもしれませんが、やはりこういったものを選ぶときにはそういう構成比がすごく大事なんじゃないかなというふうに思っていますので、こういうふうなことを常に気をつけて選定をしていただきたい。そしてその中で、私が今ちょっと注目しましたのは山の都創造部でしたっけ、済みません。創造部の若い人たちの意見を聞こうというような会議だと始まりましてね、この間から。これは大変喜ばしいことかなと。私も常々まちづくりではやはり若い人たちが、本当にここに若い人たちに住んでもらうためには若い人たちのニーズを知る必要があるだろうと、そういった会議ができないものかと思っていたところ、山都町みらい創造プロジェクトというようなことで部活が、失礼いたしました。部活というスタンスで非常に自由な御意見が出る場所じゃないかなというふうに思います。これにも若い人たちが20代本当に20歳の方から40代ぐらいの方々まで、さまざまな年代から選出をされているようです。こういう会議はうんとかう大事にしながらというふうに思うのですが、先ほどの審議会の構成メンバーあたりについては、もうちょっと慎重に考えていただきたいんですが、先ほど坂口課長のほうが答弁されましたので、もう一回その点を念押しして質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。先ほど午前中の答弁で男女比ですとか年齢構成そういったことを勘案して構成員を決定していくと、これは非常に大事だというふうに申しあげました。例に出されました町民会議につきましても、そもそも募集を公募されたメンバーの中で女性の比率がどうだったのかそこまで把握しておりませけれども、母体がどうだったのかということも少しあるのかなというふうに考えております。ぜひ今御提言ありましたように、今後そう

いった委員を選定する場合には今おっしゃる御指摘のところ、私が答弁した内容をきちんと踏まえて選定をしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 町民会議については今公募にどの程度あったのかということは私も知りませんが、公募で5名か何かの枠があるとすれば、そのほかのPTA会長とか何とかいわゆる充て職のような方がいらっしゃるわけなんですよ、見るとですね。そんな中からでも自分たちが公募の中からじゃなくて、そもそもそういった会議の中で、今矢部高校で何が必要とされてるかやっぱり現役の親たちの世代じゃないですか。そういった人たちの意見を聞こうという姿勢がなかなか見えないというふうに思いました。ぜひ町民会議、これからまた何回か重ねられますけれども、そういったところも柔軟にお考え合わせていただきたいというふうなことを申し添えて、きょうはもう一つは補助金云々書いておりましたが、これで私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（中村一喜男君） これをもって、1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後3時16分

9 月 9 日（水曜日）

平成27年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年9月3日午前10時0分招集
2. 平成27年9月9日午前10時0分開議
3. 平成27年9月9日午後3時14分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

- 7番 江藤 強議員
- 12番 中村益行議員
- 6番 赤星喜十郎議員
- 13番 佐藤一夫議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 12番 中村益行 | 13番 佐藤一夫 |
| 14番 中村一喜男 | | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 11番 田上 聖

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 町 長 | 工藤秀一 | 副町長 | 岡本哲夫 |
| 教 育 長 | 藤吉勇治 | 総務課長 | 坂口広範 |
| 清和総合支所長 | 増田公憲 | 蘇陽総合支所長 | 有働章三 |
| 会 計 課 長 | 山中正二 | 企画政策課長 | 本田潤一 |
| 税務住民課長 | 甲斐良士 | 山の都創造課長 | 檜林力也 |
| 農林振興課長 | 藤島精吾 | 建設課長 | 江藤宗利 |
| 農業委員会事務局長 | 山本祐一 | 環境水道課長 | 江藤建司 |
| 健康福祉課長 | 門川次子 | そよう病院事務長 | 宮川憲和 |
| 老人ホーム施設長 | 小屋迫厚文 | 隣保館長 | 西田武俊 |
| 学校教育課長 | 田中耕治 | 生涯学習課長 | 藤川多美 |
| 地籍調査課長 | 藤原栄二 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 緒 方 功 外 2 名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） おはようございます。7番議員の江藤です。

皆様御存じでしょうか。椎葉村のほうで、8月になりますと、大相撲のプロ・アマオープン戦というのがあるそうです。清和・蘇陽地区の方は、御存じの方々が多いかと思いますけども、私は、知ったのが、この前、お盆明けに、いつも店を6時にあけるんですけども、あけたと同時に、市内のほうから椎葉のほうに向かっているということで寄られたお客さんがおられました。話を聞く中で、今から椎葉村に行って、そのオープン戦を見に行き、最終日ということで、もしかしたらちゃんこ鍋にありつけるかもしれないということで、勇んで行かれたわけでありまして、その後、ネットで検索する中で、確かに椎葉村のほうで、8月、3日間ぐらいにわたって、貴ノ花親方の部屋、それから、含む五つの部屋、それから、全国の相撲の強豪校が合宿をされて、椎葉村で神社と、相撲と神社は昔から縁があるということで、そういった形の中で合宿をされて、非常ににぎわっているというふうに記載しておりました。

何で椎葉村に相撲かというのは、それぞれネットで検索していただければわかるかというふうに思っていますので省きますが、そのことを聞いたときに、私、3月に一般質問のほうで、岩手県の紫波町を御紹介したかと思っておりますけども、その中で取り組みで、オーガルプロジェクトということで、紫波町はバレーボールに特化して、活性化を図っているということを言ったかと思っております。一つのレゲエモデルということでお話ししたかと思っておりますけども、この町も、やはり、そのときに私は、山下先生のふるさとして山都町でありますから、柔道をというような話をしたかと思っておりますけども、今回、補正の中にグラウンドゴルフのあたりの補正も入って、設計あたりの補正も入っておりますけども、そういった年代層の方々もたくさん、世の中におられる中で、ちょっと熊本県内一の難しいコースを、二つ、三つつくる中で、泊まりがけで来ていただけるような、そういったものが考えられないかとか、いろいろ思っているところであります。

とにかく、いろんな自治体でいろんな取り組みがなされているということを、改めて感じたところであります。ぜひとも、町においても、そういった形の中で、今以上に、今までも取り組んでおられますけども、今以上に取り組んでいただきたいなということを申し上げたいと思います。少し枕が長くなりましたけども、あとは質問台のほうから質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今回は、四つの質問を用意いたしておりますけども、なかなか時間が、やっぱり1時間あって足りなかったり、ほかの議員のお話を見ますと、そういう感じがしますので、ちょっと順番を入れかえたりしたいというふうに思っています。

まず最初に、中心市街地の活性化についてということで取り上げておりますけども、その中で旧浜町会館についてのことで触れておりますけども、担当課長、旧浜町会館、こちらは購入に至る経過は、各種団体の要望があった上でのことで、その内容を簡単に御説明願います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） おはようございます。御質問にお答えしたいと思います。

平成18年2月に、「商店街の公共施設の確保について」ということで陳情書が、商工会、それから観光協会のほうから出されております。そして、続いて、平成22年に、11月22日ですけれども、これは要望書という形で、「商店街活性化に係る拠点施設の確保について」ということで、これは、旧浜町会館のエリア、それについて中心市街地の重要な場所でもあるし、八朔のメイン会場ともなるとということで、これを利活用、ぜひ町のほうでしていただきたいという要望書が上がっております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 課長、きのう、3番議員のほうからも質問があったんですけども、1階での利活用についての説明はありましたけども、2階についての利活用はどのような話になっていましたか、2階部分。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 商工会、それから観光協会、中心市街地活性化協議会のほうからありましたのは、旧浜町会館の建物、あるいは敷地、こういったところを、町の中心市街地の拠点施設として利活用していただきたいということで、そのときは、詳しい内容についての要望書ではございませんでしたので、まずは町のほうで用地を求めていただいて活用していただきたいということでございました。その経過については、平成22年11月の要望書をもって、町のほうでも中心市街地の拠点施設ということで活用したいということで、用地の買収にかかりまして、それから、用地の買収の議決を得まして、活用について協議をしたところで、2階部分をどうのこうのということではございませんでした。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 当時の資料を見ますと、商工観光課長も、当時は、2階に、商工会、観光協会を事務所としてご利用いただくというような話になっています。それから、議会だよりのほうにも、そういったことが書いてあります。2階のほうは、そういった観光協会、商工会の事務所が入る予定だったのではなかろうかというふうに思っているところであります。

それから、事業体は、その当時、どこが事業体となって取り組む予定だったのか、お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 当時、用地買収、それから、建物の買収にかかったときには、当時の町長のほうが、あの浜町会館の建物を活用しながら全体を利活用していくという答弁をされております。その当時の買収にかかる説明に当たっても、そういった形で八朔の大造り物が野ざらし、日ざらしになっているのは忍びないということで、幾つかその建物に入れて、それを活用していきたいと。そもそも中心市街地の活性化の計画書の中では、八朔大造り物展示場という形でありましたので、そういった形で作っていききたいと、当時の町長のほうの方針でございました。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 中身じゃないんです。事業体は町が進めていくのか、観光協会か商工会か、どちらかということ聞いております。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 当然、町でございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 公有財産で購入していますんで、町がやっていかなきゃならんのですけども、課長の今までの話ば聞いていると、商工会、商店街の方々の提案を受けて進めていくと、何かちょっと町が一步引いたような答弁が多々見られたように感じているんですけども、基本は町でやっていくということですね。

それから、今後の取り組みですけども、1億8,000万、それから、今度、解体費で800万から900万という話でありました。その後、一応設計して、新築、コンパクトな建物をつくるということですけども、トータルでどのくらいの建物が、どのくらいの金額になりますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） その件につきましては、本年3月の議会でも、この拠点施設についてどう取り組むかということで、今の浜町会館をどうするかということで、四つの案を示して、最終的に、取り壊してコンパクトで維持経費のかからない、そして、観光、それから、休憩施設、トイレ、そういったものをつくって、中心市街地の回遊施設の拠点となるように、それから、活性化になるようにということで御提案して、議会の皆さん方にもきちっと説明したつもりでございます。

そして、それを受けて、実施計画書の予算を800万円認めていただいたということで、当然、議会のほうも御理解いただいているというふうに思っておりますけれども、1億8,000万の用地買収費、そして、今後コンパクトにつくるにしても約1億円かかります。それから、造り物小屋の各施設の展示施設をそれぞれつくっていききたいということで、もう既に浦川のほうにも建設しております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） そうなると、やっぱり、じゃあ2億8,000万、3億ぐらい、その他備品等を買えば、もう旧浜町会館にやっぱり、見込みとして出てくるのかなということよろしいですね。

旧浜町会館については、ちょっとこれまでの経過を振り返る意味で、ちょっとお尋ねしたところでもあります。ただ、今から造り物小屋の話に入っていきますけども、やっぱり、回遊という話の中では、やっぱり、この最初の、4年間塩漬けにされている、この旧浜町会館が、できた上で、それから、そこを拠点に歩き回るという中で、やはり回遊性がないという中で、各組の造り物小屋が出てくるという話であろうかというふうに思いましたんで、ちょっと聞いたところでもあります。

2番目に、次、飛びまして、今課長からちょっとお話がありまして、浦川の、モデル的につくった浦川の造り物小屋についてちょっと見てみたいと思いますけども、町長、これは町長でいいです。町長はさきの6月の議会において、建物は安くなるように、土蔵白壁の計画はやめて、鉄骨としたりして努力しているというふうなことをおっしゃっていますけども、まず課長にお尋ねですが、浦川の小屋整備補助事業、合計で幾ら出されておられますか。そして、坪当たりの単価はどのくらいですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 浦川の造り物小屋につきましては、当初756万円で予算を計上させていただきました。その後、地盤の調査をしたところ、地盤について軟弱だということでその補強工事がありましたので、合わせて941万円ということで、それについては12月の補正予算で詳しく説明しまして、議会のほうにも御理解をいただいたところでございます。

（「面積は」と呼ぶ者あり）

面積は、281平米が敷地面積でございます。それから、建物面積が63平米で、これは造り物の高さ5メートル、幅3メートル、長さ7メートルの造り物を入れるためということで、その広さを確保したわけでございます、合わせてトータルで955万円となっております。これは、水道の配管とかも入れまして、最終的に建設費用としては955万円ですので、3.3で割りますと……。

（「建坪は……」と呼ぶ者あり）

建坪は63平方メートルです。

（「20坪ぐらいですね」と呼ぶ者あり）

約20坪ですね。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 坪当たり幾らになりますかということなんですけども、課長があれなら私のほうから、わかりますか。わかれば坪当たり。逆に計算して、坪当たり44万ぐらいになるんですね。これが高いか安いかわからないんですが、町長、どうですか、これ高いと思われませんか、安いと思われませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

造り物会館ですね。本当に、私の気持ちとしては、できるだけコンパクトに、そして、外からもよく造り物が見えて、そして、地元の大工さんでもできる、そしてまた、周りの景観に合うというような建物を希望しております。ただ開口部が大きいということで台風等の吹き上げとか、

その下から持ち上げるとかそういうことで、役場が主体となってつくるということになれば、余りざっとしたやつではいけないという話で、強度的な計算もきちんとした上でという話になると、今鉄骨でということになりました。

非常に単価的にどうかというのは、私もこうあれだけの高さの鉄骨のつくりであります。非常に開口部が大きい、構造的に大きいということで、比較は、私はちょっと専門家ではないとわかりませんが、できれば、今後は、もう1回検討して、可能であれば木造あたりのことも考えながら、構造的にもう1回考えたほうがいいんじゃないかなと。それが高くなるか安くなるかは別にして、ちょっとこう鉄骨では少し落ち着きが見にくいなと、落ち着いた感じが出ないなという感じもしますので、単価の点は、ちょっと私では判断ができないと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ちょっと質問をたくさん用意していますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

それで、高いや安いかは、今、町長がおっしゃったように、なかなか一概に言えないと思いますが、通常感覚からすれば、どうなんでしょうか。やっぱりこう、余り安いとは言えないかなというふうな思いであります。

これも補助金ということで、補助事業、補助金ということで、全額町から出しているんですが、補助金を全額、この建物に町から出すということに当たっては、やっぱり補助金の要綱、規則要綱があらうかと思えますけれども、要綱があるかないかだけお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えします。要綱を定めております。それから、建物の敷地は町有地でございますので、浦川連合組と町とで契約のほうを結ばせていただいて、あくまでも地域の方々に建物を主体的に管理運営していただくということで契約をさせていただいております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 建物はやっぱり補助金ですから、当然町の祭り組のものになるんですけど、全額補助金を建物に出すというのが、私はちょっとどうなのかなと思っています。

というのが、一つの例ですけども、教育委員会あたりの、例えば、公民館とか、そういった集会所の整備、補助事業交付要綱を見ますと、やっぱり上限額があって、その中で新築にあっては30%とか、修繕に当たってはこれだけだよとか、そういった細かい取り決めがありますよね。全額を出すというのが、補助金だからですね。その点についてはどうお考えですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この補助金の考え方でございますけれども、今議員のほうで公民館をたどて言われましたけれども、これは公民館とかいう施設と、八朔大造り物の小屋の施設は全く議論も同じテーブルにすべきではないというふうに、山の都創造課のほうでは考えております。なぜかと申しますと、本来、この八朔、それから、八朔大造り物の、これは町の宝でありますので、これは原課として、どうしても守っていききたい、それから、未来永劫伝えても

raitaiという熱い思いがありますので、それをまた商工観光のほうで利活用させていただきたいという思いがありますので、これは当然町の責任として建物をつくって、それから利活用していただきたいという思いがあります。

補助自体は、これは、本来は町がつくって町が運営してもよろしいんですけども、やはり、造り物自体が、皆さん連合組でされるわけですから、そういうことで補助金として流して、あくまでも主体的に連合組、各連合組がなっていたらいいという思いがありましたので、逆に言うと、丸抱えしていないというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ちょっとわかりづらかったんですが、その考え方、八朔に対する造り物の思いは、私も一緒です。造り物自体に反対するわけではないんですけども、これは6月議会でも言っていますけども、造り物小屋に反対するわけじゃないんです。ただ、この出し方が、やっぱり、その思い、思いでそうやってどんどん出したら、これ助成金と一緒にですよ、垂れ流しと一緒にだけが。やっぱりそこには、ある程度の歯どめをかけていかにやいかん。そして、つくって途中で、それは組が管理するのは当たり前なんです、補助金ですから。町が管理するのであれば、それはもう工事請負費とか町がつくるという形になろうかと思えます。

それで、ちょっと話が先に進みますけども、この造り物、前課長からもらった中心市街地、平成11年中心市街地の活性化計画、それからまちづくり提案書あたりにも、これ書いてあるんですね、これ。公の役割と民の役割ということですね。例えば、まちづくり提案書には、原則民間で敷地確保と書いてあるんですよ。確保って、原則。場合によっては町有地の利用を検討する。それから、中心市街地、これは11年のについても、用地確保時には、事業所が協力してください。そして、行政は補助制度の検討をうたってあるんです。明記してあるんです。

やっぱり、行政としても、補助、補助金というものの扱い、ちゃんと、きちんとした要綱をつくらないかんという話だったのではなからうかと思えます。それがなかなか進まんから、今日に至っているのかなという気もしますけども、どうなんでしょうか。ちょっと話があれなんですけど、この点については、原理原則は、これは町長でいい、町長に聞きます。課長より、町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） （「簡潔に」と呼ぶ者あり）

いえ、私はしっかり話さないかんことですから、しっかり話します。

八朔祭というのは、造り物、これは大きな伝統文化ですよ。これは、全国でこの八朔の造り物、これは民俗学博物館の学芸員にもしっかり評価していただきました。全国に例がない。これが、仮になくなったときのことを考えてください。今てこ入れをする必要があるんです。

これを、いろんなことの原因がありますでしょう。それでも、それでもできない、結果的にできないとした場合、買えない、つくれない、そうした場合、なくなった場合はどうするんだろう。やっぱり、私どもが責任を持って、ここは大きなたこ入れを今すべきだという判断をしております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 町長、私が聞いているのは、それはわかっているんです。わかっているけども、その予算の出し方で、この原則について、そこを曲げてまで決断していくと、後々のいろんな事業に、やっぱり差し支えてくるのではなかろうかという心配があります。

と同時に、要するにこういうことなんですよ、例えばですよ、上限なしであれば、各組が違いますよね。つくる場所によって、なら今度はあんたのところは土地がぎゃしこだったけん、今度はあんたのところはぎゃしこだったけんて、やっぱりばらばらではいかんでしょ、やっぱり。ある程度の基準、要綱というものをつくって、補助金の要綱というのを、中心市街地における補助金の要綱というものをつくって、建物についても、建物についてはあると言われたですね。ただ全額はちょっと、私は問題だろうと思うんだが、土地についても、やっぱり線引きをして、その中で、例えば百歩譲って、値段の話になりますけども、例えば町が出している7万9,000円、8,000円か、だったとします。でも、それを、場所、場所によたらまた違うでしょう。だから、例えば、上限で、なら坪5万までは町が補助します、あとの残りについては組でどうにかしてくださいというのが、この、ここに書いてあることじゃないですか。何もかんも垂れ流しはおかしいでしょう。そこには、やっぱり、商店街の方々も、大変申しわけないけども、ある程度の話し合いの中で、一生懸命取り組む中でのリスクというのは、やっぱり一生懸命、これ、課長の前のあれにも書いてあったけども、やっぱりその辺はきちんと対応していかんと、町が何もかんも出すというのはいかしくないでしょう、どうですか、町長。

○議長（中村一喜男君） 山の都……。

○7番（江藤 強君） 町長に聞いています、私は。

○議長（中村一喜男君） 町長。町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 計画書のほうでは、その当時はそういう考え方があったかもしれませけども、今の段階で、これは中心市街地の今の状況、それから、将来の高速道路を考えたときのこと、それと、今の造り物のつくり手の問題、いろんなことを考えて、経済のこと、その商店街のですよ、商いのこと、こういうことを総合的に考えると、今てこ入れをしなければ、この八朔はじり貧になってくる、造り物はじり貧になってくる、今てこ入れをすべきだ、今やらないと、本当にこれはなくなると、私は思っています。そういう判断をして、今回予算計上をさせていただいたということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） そうなんですよ、町長がおっしゃるように、てこ入れを今しなきゃならない。けども、じゃあ言わせていただきますが、その、1年に1基ずつですよ、私は何もつくるなど言っているんじゃないですからね。1年に1基ずつ7年かけてつくって、それで回遊性ができますか。

私の考えは、一遍にやるなら、平成30年まではまだ3年ありますよ。3年ある中で、どうせやるなら、一気に、きちんと、もうちょっと動線から何から考えて、きのうの話にも出ましたけども、町営体育館のあのあたりの移転も含めて、通潤橋までの動線をしっかり考えて、きちんとした計画をもう1度練り直して、3年間できちんとしたものを仕上げる、一遍にやり上げるんです

よ。それぐらいの覚悟を持たんと、本当のこ入れはできないと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） この計画ができたのは、平成11年3月だったと思います、一番最初の中心市街地の活性化基本計画。私は、やっぱりすぐ、これは着工しなければならなかったと、私は思っています。だからこそ、私は、町長に就任してから、この計画はそのままにしていけない、すぐに着手しなければならないということで着手したわけです。だから、用地ができ次第、その6月の、本当は当初予算事項ですよ、でも、6月の議会で提案をさせていただいたということがあります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） そうなんですよ、町長も、この中心市街地活性化には携わっておられるのはわかります。本田さんもそうだったと思いますけども、すぐにやっておけば、市街地も、今の市街地も少しは変わっていたかもしれません。

ただ、何もしない中、手をこまねいていて、それを受けての19年の提案書づくりの中で、ある程度、私は、中心市街地の活性化は、側溝、ライトアップ等々、できてきていると思います。あと残りは、まち並み整備と、この造り物小屋だろうとは思いますが、そこは理解しているんです。

ただその出し方がですね、出し方に問題があるよと言っているんです。そういう全額出すようなやり方じゃ、今後やっぱり、それはちょっと、監査委員の話にも、報告もありますけど、補助金の公益性、有効性、公平性、透明性、確保し、町民の理解を十分に得るために、個別の要綱がない各種補助金等については、早急にこれを整備し、補助金の交付及び目的をきちんと明確にしないと、監査委員からもそういったのが出ています。

ですから、補助金の扱いについては、土地については、やっぱり建物もですけども、ある程度のきちんとしたものをもって、そして、商店街の方々もそこは理解してもらうように、反対に、町長、そこは町長が努力すべきでしょう、そこ。何もかんもまる抱えちゅうのはおかしいんじゃないですか。私はそう思いますけどね、本当に。

さっきも言いましたように、取り組みとしては、一気に、高速道路が3年間まだあるんですから、きちんと白紙に戻して、1回戻して、ちゃんと中心市街地活性化の関する要綱、補助金の要綱も含めていろんな整備が必要かもしれませんけども、そういったものを整備された中で、きちんと進めていく、3年間でやり上げる、そっちのほうが私は、7期、7年かけてやるよりよっぽどいいかと思えますけどね。そして、浜町会館も一緒に並行してやる、そっちのほうが私は、インターができたときにも、もっと活気を呈するんじゃないかというふうに期待しておりますけど、どうですか、町長、これ一気にやって、一気にやる気持ちはないですか、一気に。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 一気にやるためには、要するに、用地が提供がなくてはだめなんです。町有地が、一番適当だと思う場所に町有地があれば別ですけども、だから、その提供に当たっては、商店街だとか商工会の方が協力してくださいと私は言っているわけで、そしてまた、建

物についても、この交付金という形でしているのは、あとの維持管理は、その造り物にかかわるところ、商工会あたりの関係者で維持をしていってくださいという意味を込めて、建物については交付金で出させていただいているというわけです。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ですから、その辺の話し合いがまだまだしっかり煮詰まってないんじゃないですか、だから、造り物小屋に対する認識が、各組ごとできてないから、一つずつという話なんでしょう。そこを一気に、しっかり煮詰めて、そういった場をつくって、ちゃんと3年、私はまちづくり提案書がありますんで、あとは商店街の方々の理解をしっかりと得れば、一気にできないことはないと思うんです。その辺ができないで、ぽつんぽつんとできた中でつくっていくというのは、私はどうも合点がいかんとですけどね、そこは。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 時間がない中ですいませんけども、やっぱり、用地を、早く協力してくださいと言っているんですよ、だから、地元のほうには。で、一気にやりたいです、私は、気持ちとしては。だから、今回、1日でも早く用地を買わせていただいて、準備をさせていただきたいということであります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 話が、禅問答になってもいけないので、あれなんですけど、それと、もう1点、これちょっと余談ですけども、ちょっと話が前後したんですが、町長が、前、土地は道路に面してなきゃならんというような話をされました。これも私は一つ疑問で、回遊性というのを考えた場合、それこそ拠点に車を置いて歩くのであれば、ちょっとにぎやかな町は、一歩足を踏み入れるようなところのほうが、回遊性という点からいいのかなと。ですから、そういう一等地とかじゃなくて、ちょっと踏み込んだところ、そっちのほうがもっと、まち並みを、町を歩いていただけるんじゃないかなという思いを持ちます。

それから、今現在においては、店舗の状況はどうなんでしょうか。食事どころ、お土産店舗、あるかと思いますが、なかなか週末は開いてないところが多いかと思いますが、そういったことも含めて、やっぱりきちんと商店街の方々ともう1度話し合っ、練り直して、3年間あれば、1年に7基つくれちゃう話じゃないですけど、二つか三つずつでもつくるような形で、それぐらいの話は、それこそ、それだけの思いがあるなら、町長が主導してやっていくという取り組みをお願いして、この質問は終わります。何かあれば、なければいいです。

いろいろ、補助金に関しての問題点ありますので、その辺は本当に、ちょっと整理していただきたいなど。出し方が、やっぱりこう、ちょっとずさんかなというふうに、総務課長。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

補助金の件につきましては、昨日から、その中でずっと、定義のほうは先ほどおっしゃったとおりでございます。一つ、先ほど公民館の例を取り上げておっしゃいました。やはり、公民館というのは、特定の方が使用される施設ということでもございますし、使用目的も決まっております。

す。今回お願いしております補助金といいますのは、展示場、そういったことも含めて、多くの方が供される、使用に供されるという言い方をしているのかどうかわかりませんが、そういった目的を持っておりますので、おのずとそこに制限があったり、公民館の場合は制限があったり、今回の場合は、町が主体的にやっていくという事業のもとに補助金を支出するというところでございますので、改めて、そこは、また御認識をよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 元財政課長が、係長がおっしゃるんですから、そうかもしれませんが、全体の枠としては、やっぱりその辺の整備をもうちょっと、我々にもわかりやすく、ちゃんとその辺の補助金の扱い、きのうも説明があったかと思ひますが、きちんと対応していたかんと、ちょっと余り納得できないなというふうに思ひます。

次の質問に入りたいと思ひます。

コミュニティスクールはちょっと飛ばしまして、きのう吉川議員が質問をされましたけども、矢部地区の統廃合に伴う公立保育園の整備についてということでお尋ねしたいというふうに思ひます。

経過については、きのうの吉川議員、1番議員の中で経過説明がありました。答申の中の増改築という部分を、一言で言えば新築になるという話であろうかと思ひますが、子育てセンター、病後児保育の併設という話は、いつどこで、どの段階でできて、いつ、もちろん町長が決断されたんでしょうけど、いつ決断されたのか、それをちょっと教えてください、町長。課長。簡単明瞭をお願いします。それだけでいいです。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。

子育て支援センターの部分につきましては、子ども子育て会議の中で、公立の保育所における保育所内で支援センターを持ってきたほうが、地域の子育て関係に関しては効果があるんじゃないかというふうなことで、子ども子育て会議の、去年の3月3日会議のほうをしておりますが、その中で冊子、3年間の計画の中での本の中に、計画書の中に盛り込んでおります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ということは、3月、ことしですかね、ことしの3月、3月3日には、そういったのを受けて、町長はもちろん御存じだったろうし、そういうのを御存じで、いつ決断されたのかはちょっとわかりませんが、本来であれば、こういった大きな事業、本来であれば、やっぱり当初予算に計上すべきじゃなかったんですか、町長、どうですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） タイムスケジュール的に考えて、今回この設計費を上げなければ間に合わないということでもあります。来年度はもう建築にかからなければ、29年の4月からの供用開始ができないということでもありますので、精いっぱい熟慮しながら、今回の9月の議会で提案をしたということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ですから、提案する時期が、補正はあくまでも補正だからですね。これだけの事業はやっぱり、3月時点でそういった答申が出てきている中で、そこは、熊大の先生の話が7月に、8月かに出ていますけど、そういったのを前倒して、3月にやっぱり出してくるべきでしょう。計画はもちろんわかっていますんで、それは、統合の計画はわかっていますんで、進めていかなきゃならんのはわかっていますから、こういったぎりぎりのタイミングで出してこられると、なかなか、非常に、わかってはいるけども、やりにくい。議会として判断がしづらい。やっぱり、こういった事業に関しては、当初に出して丁寧な説明をされていかれるのが妥当であったのではないかなというふうに思っています。まあ、いいです、何かあれば。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） もう議員も御承知かと思えますけども、もう12月には、やはり予算要求していかないと3月の議会には間に合わないわけですよ。そのときに子育て会議というのは、しっかりと検討中でありまして、3月までそのまとめがかかったということでありまして、当初には間に合わなかったということでありまして。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 2月には町長、1月か、終わりから2月にかけては、町長査定というのがありますから、そういったのも考えれば、3月に間に合わなければ6月と、早目に出していただきかったなという思いであります。

で、私は、子育てセンターあたりについては、きのうも吉川、1番議員が言われましたけども、私は、千寿苑という保健センターという場所を考えたときに、私は今の場所がいいんじゃないかなという気がしています。

ちなみに、千寿苑から支援センターが出ていった後の、その後の使い道は何か計画はありますか。半分開きますからね、保健センター。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。

支援センターが平成29年に統合される保育所のほうに移動された場合には、今乳幼児健診とか健康教室、いろんな部分で、まだ健康づくり系の保健師等がもう週1回以上は、そちらのほうに健診等に行くというふうなことがありますので、その分に関しては、事務所は、今でもその健診のときなんかには事務所のほうに通っているというふうな状況ですので、それを見ながら、それと、今後、その将来のことに関しては、また今後検討させていただければというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） いやもったいない話ですね。やっぱり、せつかくある保健センターを有効に使っていただきたいなと思います。

私は、きのうも1番議員が言いましたけども、いろんな方、療育も含めていろんな方が出入りする中で、1カ所のメリットもありましょ。けども、分かれているメリットもあるんじゃないかな

いかなというのもあります、思います。そういう中で、千寿苑でいいんじゃないかなということ
は申し上げておきます。

何でそういうことを言うかという、規模の部分、きのう、場所については1番議員がお話し
されました。場所についても、私ももっとのびのびした、白糸保育園あたりとか、そういった、
駐車場も確保もできるような場所がいいのかなという思いはありますけども、場所については、
答申もあっておりますので、どうのこうのとは言いません。ただ、規模については、そういった
支援センター等々を除いた場合、それから、課長、ちょっとお尋ねですけども、平成27年は、今
からちょっと出生数にちょっと入っていきたくと思いますけども、出生数の件なんです、27年
は68人、見込みが、29年以降の見込みの矢部地区の、矢部地区、矢部地区の部分について、出生
数の見込み数をちょっと羅列的に答弁ください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 今後の部分、出生数に関しては、平成27年のことしの1月から
8月までの分に関しましては、平成27年の予測の部分では35人ほどが矢部地区出生の見込みで
あります。

ことしは、今のところ、1月から8月までは36人ほど出生があります。ことしの1月から12月
まで全体予測すると、大体矢部地区だけで53名ほどという、51名ほどでしたかね、その辺で、こ
としは10名ほど矢部地区においては出生数がふえてくるというふうな状況です。

28、29年に向けましては、大体27年度の予測の部分のところでは、27年が35、それから、それ
よりも二、三人減ってというふうな形の予測になるというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 何でこの出生数の見込み数を聞いたかと言いますと、もらった資料で
は、28年に矢部地区では33人、29年には29人、平成30年は28人、平成31年が27人、20人台になっ
ていくんですね。これは、金内保育園も入れてですよ。この新築の規模が、45名という定員なん
ですが、これだけ減っていく中で、その根拠が、45名という定員の根拠がわからない。その説明
をまずお願いします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 定員の根拠なんです、広さ、例えば、今度建築する建物の
広さに関しましては、今の同和保育園の広さのものとはほぼ変わらないような状況でしております。
それから、定員の部分なんです、今年度、29年の4月から入園される園児数に関しましては65
人という、マックス65人というふうな形になりますが、それを定数の部分で見っていきますと、29
年に60人の定数を考えております。それから、平成31年のほうでは、徐々に出生数も減ってくる
ということで、定員数のほうを平成31年からは、定数を40名という形でやっていくというふうな
形で考えております。

将来的には、10年後、山都町の今後の人口減少対策というふうなことで、ここ10年の間に支援
策を山の都創造課、それから、企画政策課、町全体でどういう対策をとっていくかというふうな
ことでやることにおいて、10年後は、今1万6,000ちょっとなんです、10年後、何もしなければ

ば1万2,000ぐらいになっていくんですが、10年後は1万3,000から増加していくような形で見ておりますので、その部分で出生数を見ながら定員の数に関しては考慮していくというふうな形で考えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 定住のこともわかるんです。わかるんですけども、課長からもらった資料で計算していくと、私立の民間で160名定員があります。敷地の関係がありますから、もうちょっと受け入れは可能なんですね。

矢部地区の部分で、さっきの私なりに計算して、金内保育園あたりも引いていく中では、極端な話、定員20名ぐらいでいいんじゃないかなろうかと。あとは私立のほうである程度受け入れが可能、その1万2,000人、人口増も含めた中でも、十分対応できるというふうに、私は考えています。

何でそういうことを言うかということ、新築の金額が、概算ではありますけど、2億7,000万、これは、町民のいろんな声を聞くと、この時期に果たして、2億7,000万の新築の保育園が必要かという声が多数聞かれます。私は、そういった声を聞く中で、支援センターもまた千寿苑に置く、そういった病後児保育は外しても構いませんけども、そういった中でも定員20名であれば、もっと建築工事費あたりの金額を抑えられるんじゃないかというふうに思っていますが、いかがですか、これは町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今お話を聞いていて思ったのは、合併当初は、今の4園、この人数が入らなきゃいけないんです、基本的に、ということでしょう。20名じゃ入らないと、私は思います。

それと、今後の課長が言いましたとおり、この町の将来を考えたときに、子供をふやしていかなければならないんです。そこを私どもは考えていかなければ、この町の将来はないわけです。だから、その想定する規模、これを、私どもではわからないから、子ども子育て会議の中で資料をしっかりと寄せて、どのぐらいふやしていったら、どういう体制を、子育て環境をつくらなければならないかということのを練ってもらって、規模決定をしたということでありまして、御了解いただきたい。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 町長、ご了解と言われても、合併時の4園統合の園児数65名は、これは見込みですけん。全員が来るとは限らんわけですよ。見込みだけん、わからんとですけん。

だけんですね、そこも大事ですけども、トータル的に中長期的にやっぱり考えていかんと、そこばかり捉えていって、後年度負担がやっぱりないようにしていかなんと、一方では金がない、ない、公金が減る、減る言うとなつて、そういったこっちゃいかんのかなというふうに、ちょっと思っていますけど、どうなんでしょう。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 時間のない中ですいませんけども、来たときが、来たときはどうするんだということですよ。そこを考えなければいけないということはあると思います。やっぱり、中長期

的に考えるということも大事だということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） であれば、担当課長、統合したときに、私だったら既に、そういった希望調査をとるつもりですけども、とっておられますか。統合したときに、1カ所に、公立によるという調査をされていますか。それもなしに規模決定するのはおかしいんじゃないの。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 希望調査はしておりません。ただし、各4園の保護者の会長さん、それから、とのお話を聞いたり、それから、4園の保護者会、全園の保護者会の方たちと話し合い等も聞かせていただきながら、その中で、こういう計画をする中で、できるだけこちらのほうの保育園のほうに入っていだければというふうな形で考えているところです。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 希望調査もとっていない中での見込み数とこういうことでございますけども、やはり、そのあたりはしっかり、手詰めよくやっとかんと、それこそ、行政がそぎゃんアバウトな感じじゃいかんでしょ。

それから、ですから、私としては、20名は極端にしても、ある程度、もう1回見直しをする中で検討してください。これは提案しときます。

それから、もう1点、名称についてですけども、答申においては増改築ということで、矢部・同和保育園統合ということで、それはそれで構わないのかなというふうに思っていましたけども、今回は新築ということであります。答申のよかところばかりしちゃいかんわけですね。新築ということであれば、やっぱり、そのあたりは、保護者、あるいは町民の声を聞きながら、公立保育園の目指すものをしっかりと位置づけるためにも、きちんとした新しい名称をつくっていったらどうかというふうに思っていますけども、きのう町長の答弁では、いろんな声がある中で検討していくという話でしたけども、町長、改めて、その時期とか、やっぱりはっきり明示されたほうがいいんじゃないかな、どうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今議員がおっしゃるとおり、いろんな意見があるということで申し上げました。そして、適切な判断を私がやっていくということであります。今後のことを考えると、少なくとも12月のころには決めなければいけないというふうな判断をしております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） そうでしょうね。12月ぐらいに予算を上げていく中で、新築工事という工事名が出さなきゃなりませんから、判断していくという話ですけども、町長が何も自分で判断する必要はなくて、これは一つの提案なんですけども、公募という形にされて、広く町民の声を聞かれる、そういった方式をとられたほうが、私はいいいんじゃないかなということを思っていますけども、いかがですか、公募、公募による名称。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） その辺も含めて判断をしてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 2点ほど聞いてきました。規模と名称ということで、2点ほど聞いてきました。

この話も、新築の話も、本当に議会としては、突然、9月に入って全協という形の説明があったわけでありまして、もう少し、議会に対して、全協を開くに当たっても、予算を上げて、全協じゃなくて、その前ぐらいに、ある程度の方向性とかが出てきた折に、この件ばかりじゃありませんよ。いろんな方向性が出てきた折に、全協あたりを開いていく中で、話し合いの場をつくっていただけないでしょうか。

というのが、さっきちょっと言おうと思ったんですけども、きのうの藤川議員の冒頭の挨拶にもありましたけども、今回の造り物小屋においても、全く同じ予算が出てきている。それは、やっぱり、藤川議員もおっしゃいましたけども、二元代表制ですから、議会の意思もある程度尊重してもらわんと、それを無視した形での提案の仕方は、やっぱり暴挙かなと。それはちょっと、普通、一般常識では考えられんという思いでありますけども、町長、その点、もう1点、ちょっと、ついでにお尋ねしておきます。どう考えられますか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） しっかりとした説明をやって議会に臨むということは、それはもう言われるとおりでありまして、そういうことを、議長のほうとも、今後話し合っていきたいというふうに思います。

それから、暴挙とおっしゃいましたけども、この、例えば用地代のことを指していらっしゃると思うんですが、私どもが、これは普通の民衆の売買じゃありません。これぐらいでいいでしょうなんていうことを土地の地権者に言うわけにはいかない。きちんとした根拠を持って言わなければならない。その根拠が不動産鑑定師の価格だということでもありますから、それを変えることが私にはできなかつた。それは、そのように説明を申し上げたいと思います。決して、議会軽視というようなことじゃありません。変えられないことは変えられない。やっぱり、これは、私は仕方がないと、これについては、本当に御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 単価だけの話でもないんですね。単価だけで言うなら、過去においては、12番議員あたりも、旧浜町会館を買い上げるときに、市場感覚で取り組むべきだと、シビアな感覚を持つべきだというようなことも話しています。私も同感です。行政の立場はそうでしょう。けども、普通の目線で考えたときに、やはり問題がありやせんかという話をしています。

ちょっと話が前後しましたけども、とにかく、執行、いろんなことを進めていく中であって、町長、もうちょっと議会への説明を、本当に丁寧な説明をお願いしておきます。

ちょっと時間がもう足りなくなりましたが、あと1点だけ、町長、九州中央道建設工事における沿線の経済効果についてということで、建設業界からいろんな声が上がっていると聞いております。

町長のほうにもいろいろな働きかけがあっているかと思っておりますけども、沿線のいろんな

役職も含めた中で、どのように捉えておられるのか、どのような対応をされておられるのかお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） ランクづけの問題で、かなりそこに行っては受注金額というのが、かなりありまして、その中で、なかなか入札に参加資格は得ても、なかなか総合評価型の中では難しいんだと、経験の豊かなところがとるような条件になっているということでもあります。これは、もう折に触れ、関係者のほうに、何とか地域の貢献ということの加点を、何とかできないかということも申し上げておる次第であります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） その点については、本当に今業界の方々は本当に大変苦勞されておられます。ぜひとも、いま一つ、二つの後押しをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、7番、江藤強君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さん、お疲れです。一般質問をいたしますが、この夏ほど大変な、重い、気分の重い夏はありませんでした。大変不順な天候と、一方で、大変な政治的な変革というか、あるいは、改悪がなされてきた。とにかく、十分電気は足っておるのに原発が再稼働した。川内原発ですね。そして、一方では、沖縄ではまだ戦世が続いている。沖縄の皆さんだけに大変な負担をかけている基地の問題。そして、それらと共通する、相通ずるものがありますが、安保法制という名の戦争法が、もうここ二、三日で国会を通過しようとしている。

70年前、私どもは、あの暗い戦争の冬の時代を終わって、本当に平和を満喫する時代を迎えました。あのころはやった歌が「青い山脈」「リンゴの唄」、この二つの歌に込められた、はじけるような青春の息吹を感じる、この国の未来を歌い上げたあの「青い山脈」、私は単なるノスタルジーでなくて、あれには大変な洋々たる未来が込められておった、詩人というのは大変な、大したものだなと思いました。あれはたしか、西條八十作詞だったと思いますが、本当に実りのかなたに我々をいざなってくれる。これまでの古い冬の時代がこれで終わるんだと思いました。

きのう、藤川議員から質問があったときに、教育長が新しい憲法の話をしました。私は、旧制の中学2年でした、まだそのときは。これ、新しい憲法の話が学校で、あの冊子を、文部省発行の冊子をもって授業があったときに、これまでの軍国教育と180度変わった内容に、わくわく

して聞いたんですね。挿絵には、軍艦、それから戦車、飛行機、これをするつぼにぶち込んで、そこから生活用品や鉄道や自動車、平和な文明の利器が生まれてくるという挿絵でした。そういう時代を私どもは、70年前に初めて、そして、この70年間、全く他国の戦争と関係なかったとは言いませんけども、直接の戦争はしてないんですね。

私の中学3年のときだったかな、朝鮮動乱が始まりました。私の学校のすぐそばに進駐軍がおりまして、夜中、一晩中出動して行って、その轟音がまだ耳に残っているような気がします、それがあっても、そしてベトナム戦争、あるいは、湾岸戦争、これらに、日本は間接的にはかかわってききましたけども、私たちが直接弾に当たるようなことはなかった。これは、平和憲法のおかげですね。

それと、確たる確信を持って平和を守るという、そして、世界の平和のシンボルに我が国はなっていくんだという国民一人一人のその決心があったからこそです。それを今度は、憲法学者のほとんどが、もう95%以上が憲法違反だという戦争法案、いや、学者じゃない、最後は、それを判定するのは最高裁だと、政府はうそぶいておりますけれども、最高裁長官だった人が、二、三日前に、これは明らかに憲法違反だと言っております。

そういうことを、私たちは聞きながら、そして毎日の報道を聞きながら、この国が一体どこに行くのかと心配でなりません。私などは、もう先がそう長くはないと思います。しかし、あと、子や孫たちの世代に、70年以前の時代に戻したくない。そういうところに、この国を導いていきたい、そういう思いがいっぱいするところです。ちょっと前置きが長くなりましたけれども、そんな重たい気分の夏でした。

それでは、一般質問を質問台から項目ごとにやってまいります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） マイナンバー制度についてお尋ねをしていきますけれども、これも考えによっては、冒頭に私が話したような時代の流れに、この底流としては通じるものがあると思います。いわゆる国民を一元管理していくということですね。

今から何年前だったかな、十二、三年前に、住基ネットが問題になりました。国民一人一人に11桁の番号をつけて国民を管理していくと。そのとき、私は櫻井よしこさん、それから、東京の弁護士事務所の方二人、全然政治的立場は、思想的立場は真逆の二人をお呼びして、私が呼んだんです。そして、勉強会をやりました。

あの政府寄りの論客である櫻井よしこさんは、これは絶対いかんと、一人一人がこういう形で管理されるというのは、もう身の毛がよだつとおっしゃっておりました。ところが、それ以上のものが、今度はマイナンバーなんですね。彼女は、その後、この問題には一言も発言しませんね。どうなったんでしょうか。論客、ジャーナリストというのは、一貫性はないのでしょうかね。時代に、これは便乗するようなところがあるのかなと思っておりますが、一方の弁護士事務所の方は、一貫してそういう主張をなさっております。私は、時々ご連絡いただいておりますけれども、とにかく、それはさておいて、マイナンバー制度が、今度10月から登録が始まりますね。これは総務課長かな、担当しているのは、総務課ですね。

今、総務省がこれの解説のビデオをつくっていますね。皆さんのところ、恐らく各自治体にそのビデオは送ってきておられると思います。私も、あれを見ると、何の問題もないということで貰かれています。非常に便利がよくなると。全てカード一つで、これまでの疾病の記録あたりも将来は入るはずですが、そういうのも全部入っていくと。

きのうあたりの新聞かな、今朝の新聞だったか、このカードがあれば、次に、消費税が10%上がったときに、2%分は、このカードで返還すると、これはカード普及のための、マイナンバー普及のための一つの餌なんですね。上限は、わずか4,000円です、年間。

そこでです。総務課長にお訪ねします。

このマイナンバー制度の、もうメリットは盛んに言われておりますから、私はここで問題にしたいのは、デメリットについて、ちょっとお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをいたします。

マイナンバー制度についてのお尋ねでございますけれども、まず、制度の簡単な概要、それから、スケジュールについて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

マイナンバーといいますのは、正式には、個人番号と言われるものでございまして、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に、新たに割り振られる12桁の番号のことをいいます。国や自治体で管理する個人情報をこの番号で結びつけて、各機関の間で情報を取り寄せやすくして、公平に税を集めたり、社会保障のお金を配るのに役立つ制度というふうに言われております。利用される方にとっては、児童手当や年金などの申請、または確定申告の際などに、手続きが簡単になるというものでございます。

この今後のスケジュールですけれども、先ほどおっしゃいましたように、住民の皆さんにマイナンバー、この個人番号をお知らせする通知カードというものが、来月10月には郵送がされてまいります。この通知カードとは、氏名、住所、生年月日、性別の四つの基本情報と、12桁の個人番号が記載された紙製のカードでございます。その通知カードには、来年1月から希望者に無料で配られる個人番号カードの申請書がついてまいります。希望される方は、この申請書を返送して、来年1月以降、役場の窓口で個人番号カードを受け取ることになります。

この個人番号カードは、先ほど申し上げました通知カード、これとは違ひまして、ICチップ、いわゆる情報を記憶させました電子部品のついたプラスチック製のカードでございます。これも表面には、住所、氏名、生年月日、性別の四つの基本情報と顔写真、裏面にはマイナンバー、個人番号が記載される予定ということでございます。これは、本人確認のための身分証明書として使用ができますほか、図書館カードですとか、印鑑登録証などのサービスにも利用ができるというふうに言われております。

ですので、来月10月から送付が始まります通知カード、これと来年1月以降、申請して取得することになります個人番号カード、これはもう大切に保管をしていただきたいというふうに思っております。

以上がマイナンバーの概要と今後のスケジュールですけれども、議員が御指摘のように、非常

に住民の方々には不安、そういったものが渦巻いているというふうに思っているところでございます。

新聞報道等でも連日報道されておりますけれども、個人情報漏えいするリスクですとか、不正使用の可能性もはらんでいるということがございます。特に、日本年金機構の個人情報の流出問題で、その不安もますます高まっているのではないかなというふうに思っております。

また、今回成立をしました改正ナンバー法におきましては、平成30年以降、本人の同意を条件に、銀行口座の預金情報、これもマイナンバーとの結びつけが可能になりまして、税務署あたりが税務調査で簡単に残高情報などを集められるようになるということで、こうした金融資産を国が把握することで、国民への監視強化につながるという懸念も上げられているところでございます。

さらに、この改正ナンバー法では、氏名を削除したビッグデータと呼ばれます購買履歴、これなどの情報が、本人の同意がなくても企業に提供できるというようなことになり、これも悪用される可能性も全くないとは言えない状況でございます。

ただ、政府としましては、こうした社会的に不安が残ります声を受けまして、独立した第三者機関の個人情報保護委員会というものを設置して、3年ごとの法律の見直しですとか、マイナンバーの監視・監督、取り扱いに対する定期検査を実施するというふうにはしております。

町にとりましても、今申しましたような懸念されております問題につきましては、国や県と情報を緊密に交換しながら、その取り扱いについては、細心の注意、それから、慎重さを持って対応していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 危険なところは何なのかということ聞いておきます。デメリットの中の具体的な例を、一つ、二つ挙げてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今申し上げましたことと重複しますが、やはり、個人情報というものが1枚のカードの中に集積をされますので、それらが、例えば、カードを持っていらっしゃる方がなくされた場合ですとか、そういったときに不正使用につながるということも、具体的に心配がなされているということもございますし、また、先ほども申しましたように、企業にそういうデータが提供できるということも、何らかの意図を持って、悪意を持ってそれを使用される方にとっては、貴重な個人情報の取得につながるということで、非常にそういった動きもあるのではないかとこの懸念も言われておるところでございます。まだ具体的に、私どもとしましては、そこらあたりのお尋ねの部分については、今後、具体的に、県、国との中で詰めていかなければならないところだというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は、今の話のように、ちょっと抽象的過ぎると思いますけども、これ、なりすまし、カードを紛失した場合、本人になりすました犯罪が一つ起きるだろうということが一つ。身近なことでまたもう一つ言えば、夫婦間の虐待、暴力で、どこかに、逃げてくる。

ところが、相手側にカードが行って、相手の住所がわかってしまうという、そういう問題があるんですね。それなんか、今1番心配されるところです。

とにかくプライバシーが丸裸になる。30年に入ると、もう預貯金は全部丸裸ですよ。もう隠し口座も何も、脱税はできないと。だから、それはどこか耐火金庫でも入れて、地下にもう埋めとこうかという人も出てくるかもしれません。これは丸査の出番ですね、こうなれば。

そういう、預貯金が丸裸になるということは、これは、私はいいと思うんです。税の公平な、公正公平な税負担ということを確認する基本になりますからね。しかし、何といても、プライバシーが丸裸になって、今はそれぞれ独立した各省庁間で、名寄せはしませんと言っています。しかし、いつでもこれは名寄せができるんですよ。ワンタッチで全部、これは把握ができる、そういう心配が今非常にあって、それをどうクリアしていくかということで、乗り越えていくかということで、それならもう少し詳しく国会あたりも論議してもらって、半年、あるいは、1年ぐらい延ばしていいんじゃないかという論議も、一方であっているんです。私もそれは同感です。

ただ、地方自治体としては、それを一方的に押しつけられますから、実施せざるを得んでしょう。であれば、今のようなことを、町民の皆さんには十分認識いただくような手だてを、いつでも、どこでも、常時やっていってください。

この前、区長さんを通じて回覧が回ってきました。あれで皆さん、十分理解できないと思うんですよ。ああ、こういうことかと、概略だけはわかって、本当に、これがどういうデメリットがあるのか、自分たちにとって、暮らしにとってどうなのかということまではわからないというふうに思いますので。

それから、例えば、どこかに下宿している子供さんがおる。これはいちいち、送ってやらんとだめでしょう。そこには通知は行かないんでしょう。そういう細かな手続についても詳しく教えてやってください。

ここで今さら私とあなたでやりとりしても、国が今、もう国会で決まっちゃって、もう実施するということですから、こういう危険性もありますよということだけは、常時我々が問題意識として持っておくと。私は、あのビデオを見てびっくりしたんです。もう全く問題はありませんと。とてもカード社会の、IT社会の、こんなすぐれた文明社会の利器はないと言わんばかりの中身になっておりますから、それが私は怖いんです。一つ間違うと、昔アウシュビッツでは、あれは7桁だったか、9桁、腕に番号を入れてありました。

私たちは、目に見えない入れ墨が12桁入れられると、11桁だったかな、ということになるのかもしれないですね。11桁、12桁になれば、これは確率の中から、絶対同じ番号は出てこないという数学的な論理でこういうふうな数字になっておるようでございますが、私どもは、なりすましとか、とにかく悪用されないように、便利だからということで何でもかんでもカード社会に、私どもどっぷりつかっていますからね。もうスーパーなどへ行って、ちょっとレジの後ろに立っていると、ママさんがバッグを広げて、中はカードびっしりですよ。いろんなカードが入ると思うんですよ、病院のカードから何からですね。そういう私どもは、カード社会にもうどっぷりつかってしまいましたけれども、しかし、今度のカードは、もしかすると大きな毒を含んだカード

かもしれないという、そういう警戒感だけは、お互い持ち続ける必要がありはしないかな。そして、担当の自治体としては、末端としては、常にそれを、危険性を呼びかけながら、カードについては慎重に使ってくださいと。住基カードはそういうことで、思ったように普及しませんでしたね。国は、あんどき400億か700億予定したけども普及しませんでした。今度は、いやが応でもそういうことになすようですから、これが将来の徴兵のカードにならんように、私は祈っております。それじゃあ、次に行きます。

環境問題、この間、廃棄物の広域処理についての説明がちょっとありました。私は、これは同時に、これに書き損なったんですけども、これは連携都市圏構想との関連はどうなるのかなと、それと合わせて同時に考えていく問題じゃなかろうかなというふうに思って聞いていきます。これは通告していませんから、そこまでは考えておりませんと言えばそれでもいいんですが、まず、担当課長の前に、連携都市圏構想と広域ごみ処理の問題、これは、企画課長のほうでは、そういう論議はしていませんか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 熊本都市圏の連携中枢都市圏の協議会につきましては、行政報告のほうで、新たな構想ができつつあるということで御報告申し上げましたけども、熊本市、若干遠うございますので、連携できるものを連携していこうということになっておりまして、消防も別でありましたように、この一般廃棄物につきましても、その構成メンバーは変わらないと思いますが、別の方向で、都市圏協議会で全体の論議となっているわけではございません。これについては、担当課長のほうからまた説明があると思います。

なお、今般、御説明申し上げました中枢連携都市の中においては、そのことについては別途、構成関係市町村とのみ協議をするということで、今論議を積んでいるようであります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ごみ処理のこと、担当課長、いいですか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○12番（中村益行君） この広域処理構想について、ちょっと町民の皆さんにわかるように説明してください。

○環境水道課長（江藤建司君） 廃棄物の広域処理構想の概要についてご説明いたします。

町長の提案理由にありましたとおり、廃棄物処理施設の老朽化によりまして、現在維持補修に多額の費用を費やしております。今後も経年的にますますその費用は増大するものと見込まれます。適切な維持管理のもと、延命化を図っていったとしても、対応には限界があり、施設の更新、あるいは、大規模な改築をしなければならない時期を迎えます。郡内にあります他の同類施設も、ほぼ同時期に建設されております。同じ課題を抱えております。そういった事情によりまして、これらの施設をおのおの維持するのではなくて、広域化により集約化をしまして、各自治体の将来の費用負担を抑制しようということで、現在、郡内5町と西原村及び3衛生施設組合とで構成します熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会におきまして協議が進められております。

今後のスケジュールといたしまして、平成29年4月の新組織設立、平成37年の新施設稼働に向

けて調整が進められていく予定となっております。

現状といたしましては、本年度から事務局として3名の専任職員を配置しまして、幹事会議、総務課長会議、部会会議の事務レベルでの会議が行われており、新たな組織体制に向けた事務移管計画の策定や、一般廃棄物広域処理基本計画の策定、また、新施設の候補地選定方法等につきまして、調査・整理が進められております。また、協議会の本会議につきましても、本年度2回開催されているところです。

今後の予定といたしましては、11月と来年2月に開催予定の本会議におきまして、取り組み内容等につきまして協議がなされることとなっております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは、構成自治体はどこどこですか。上益城全域というのか、あるいは、緑川流域というのか。

（「上益城の」と呼ぶ者あり）

郡内。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） それから、益城と嘉島、それから、西原村で衛生施設、組合を構成している関係で、西原村が含まれます。

○12番（中村益行君） 西原。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） たしか十五、六年前だったと思うですね、うちの焼却施設、いわゆるクリーンセンター、これを改修した、たしか何億だったかな、8億ぐらいで改修したんですね。炉材が真っ先にやられます。次には、ベルトコンベアーのストーカーというやつがやられる。非常に高いんですね、これ。今、ダイオキシンの排出濃度はどんなふうになっていますか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 現在の小峰クリーンセンターでの排出基準ですが、計測値が0.014ナノグラムでございます。ダイオキシンの排出基準が10ナノグラムとなっておりますので、かなりの数字を下回っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 10ナノだったろうか。改修のときは、たしか、5ナノでメーカーには発注したはずです。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○12番（中村益行君） そのメーカーは、0.1をうたい文句に、うちの技術はそこまでありませんと言っておりました。

今聞いておると、決してあのうたい文句に偽りはなかったなというふうに思います。零点零何、どうぞ。

○環境水道課長（江藤建司君） 法律のダイオキシンの排出基準が10ナノグラムで、建設当時の計画の段階では、0.1ナノグラムを目標に設定してあります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これ、町民の皆さんにわかりやすいように言いますと、1ナノグラムとは、10億分の1グラムですね。だから、0.1となれば、100億分の1グラムと、非常に微量。それくらいならいいじゃないかと言うけれども、これが問題なんですよ、これは放射能と同じで、大変な染色体を傷つけたり、そういう物すごい猛毒を持った物質ですから、これは低いほど、とにかく国の基準の10ナノなんていうのは、ちょっと甘過ぎると思います、これは。もうこれは、国の法律も変えてもらわないかなと。環境関係の法律は、ほとんど地方から突き上げて、変えさせていっているんですよ。後で、時間があれば合併浄化槽のことも聞きますけども、合併浄化槽だって、国はたしか、排出、いわゆるBOD排出が、たしか20PPMだったと思うんですね。ところが、実際、メーカーは、もう5PP、あるいは3PPをうたい文句にして売り込んでおるとは思います、ついでに聞きます。

今、うちの場合は、何PPMで普及させていますか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 基準値として、BODが20ミリグラムですね。

○12番（中村益行君） COD。

○環境水道課長（江藤建司君） それから、SS25、それから、ペーハー、PHのほうが5.8から8.6というような基準になっております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） うちが普及させているメーカーの性能はどうなのか。これは、基準を設けてさせているはずですから、これ以下でないというちは奨励できませんよと。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 申しわけありません。そこはちょっと資料を持ってきておりませんので、後から御報告ということでよろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わかりました。私は、環境条例をつくる時、随分深くかかわったんで、ただもう十四、五年前ですから、記憶が定かではありませんけれども、その辺の基準をきちんと定めて、そして、面的整備と個別的整備をやっていったんだと思いますよ。

だから、今、面的整備に力を入れてずっとやってきて、かなり普及はしてきたと思うんです。しかし、そればかりでは、この町の地形からしましても十分じゃありませんから、個別的整備についても、思い切った助成が必要なんだということを私どもは提案し続けてきたんですが、毎年この予算の消化状況から見ると、ちょっと足踏み状態であるんじゃないかなと、その認識をちょっと。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 合併処理浄化槽の普及率は、現在人口ベースで51%になっております。その補助交付の申請なんですけれども、21年度をピークに年々減少傾向にありまして、平成26年度は70基を見込んで予算化しておりましたけれども、実績は54基でした。

それから、面的整備につきましては、平成24年度からゼロ件ということで、申請があつていない状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 非常に残念ですね。また、このことについては、じっくり時間をとって論議をしたいと思います。

今、この町がクリーンな町、自然環境のきれいな町としてずっとやってきている。その中身が垂れ流し状態ではいけませんね。特に、旧市街地あたりは、単独浄化槽がほとんどなんです、昔やったやつは。そういうことを含めて、また時間をとって尋ねることがあるかもしれません。とにかく、問題提起の意味でちょっと聞いておきました。ありがとうございました。

それじゃあ、子育て問題についてお尋ねします。きのうからきょうにかけて、保育所問題については、かなり皆さんも関心があるようです。そのことには、直接私は、ここでは触れませんが、その前に、企画課長に、今の広域処理の問題で、連携都市圏の中で、これは檜林課長にも関係することです。後の三セクのところで聞いてもいいんですが、時間がないようですので。

きのうからきょうにかけて、造り物の展示場というか、いわゆるポケットパーク構想、いろいろありました。私どもは、この町のこの広域圏でいく、ふるさと創生と言いながらも、結局は中核都市づくりにしかならんのではないかと、最初から私はそういう批判をしてきました。案の定そういう形になってきました。それでも、この創生事業は何とか食いついて、少しでも実をとっていかんやならんだろうと。その一つとして、この展示場を私は位置づける。というのは、どういう位置づけかという、この町は、民俗文化の町としての位置づけなんです。文楽館があるでしょう。文楽館は、農村文化で、それを守ってきた人たち、関係者の人たちでそれを守っていくというのは、無理な話です。関係者の人だって、昔のように、大川神社の境内でやりなさいなんていうことじゃない。100%町が施設をつくってやってきた。その同様の考え、同様の理念で、きちんとやっていってください。この町は、民俗文化の町なんだと。

これは、食べ物も含めてなんです。最近の三セク、特に観光施設の食べ物というのは、私は決して、民俗文化の一環としての食べ物じゃない。ことしは、私も、この間は40人だったかな。その前に、2月ごろ30人、その間で十四、五人集めて、あそこで食事会、いろんなことをやったんです。やっぱり、これには、かなり問題があるなと思っております。本当に郷土料理をきちんとやってもらわないと、これはいかんと思います。

時間がないので、一方的に話しておりますが、さっきの広域圏の問題で、中枢都市に、ただ中枢都市でこれを見ると、こちらからどれだけ熊本市に通勤者がいるか、10%おるところで計画を立てている。そうじゃないんです。それを、そっちの方向、そのベクトルばかりでいけば、これは吸い上げられてしまうんです。高速道路が出れば、いわゆるストロー現象にしかありません。最初からそういう発想をしちゃならない。いかにして都市圏からこちらに通勤させるか、これは魅力のある町としてやらせるかということが大事ですから、このベクトルの立て方を、これは発想を変えてください。とにかく、その一つとして、民俗文化の町だということを、大きくこれは打ち出していくべきことだろうと思います。その中で、おのずと造り物の展示場なんかは位置づ

けられて、おさまるところにおさまっていくんじゃないかなと思います。

そこで、この教育問題に触れておきます。

ここの就学前教育、私は、保育所とは言いません。ずっと就学前教育と言ってきました。就学前教育をしておところが保育所なんです。この概念を打ち立てたのは、実践とその積み重ねによってこういう概念をつくり上げてきたのは、同和保育所なんです。だから、同和保育所の中で、それから連携しながら同和教育もあっております。あるいは、逆の方向もあったかもしれません。今、この同和教育の中身というのはどういうものか。

その前に、門川課長のほうで、同和保育について何か御存じであれば、これを教育ということであれば、教育長でもいいです。お聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） では、議員の質問につきまして、就学前教育と学校教育の現状ということで、その内容、それから、つながりの部分についてお答えしたいと思います。

まず、山都町は本当にもちろんのことなんですけども、熊本県の就学前教育の保育理念、この根底に据えてありますのが、全ての子供の保育を受ける権利の保障、そうしまして、教育としての保育内容を創造する、つくり出すということ、このことがあります。

その中身を少し補足しますと、子供の暮らしや生活背景にしっかりと向き合って、子供の姿を捉えるということ、そして、子供にどのような力をつけていくのか、これを明らかにしながら、丁寧に保育内容をつくり出すということでもあります。

具体的な保育内容の中には、例えば、子供の心と体を柔らかくする。そして、互いに体を触れ合う活動、そういったものを入れながら、人と人との絆をつくっていく、こういう実践があります。これは、保育園の先生方が家庭訪問、これを繰り返しながら、重ねながら、子供たちの生活現実に向き合う中で、例えば、厳しい環境の中で育った子供に語彙が少なかったりとか、あるいは、体がかたいとか、そういう事実に出会っていかれたわけなんですけども、そういった事実から、子供たちの現実から出発をされておられます。

それからほかにも、保育内容としましては、畑活動というのがあるんですけども、子供たちが土に堆肥を混ぜるところから始められて、キュウリとかトマトなどを育てるわけなんですけども、その中でも子供同士がかかわり合いながら、栽培活動を通して、そこには生き物との出会いもあるわけですね、触れ合いもあります。そして、命を実感したりとか、あるいは、そのことを通して自分の生活、あるいは、親の仕事、そういったものを見詰める、そういった活動もなされております。

この保育の理念、それから、内容につきましては、本町で本当に早い時期から取り組み、実践がありまして、現在このことが、県内でも広く実践が重ねられ続けられまして、熊本県の就学前教育の充実・発展につながっております。

また、本町におきましては、保小連結、この連携をしまして、小学校におきまして、この就学前教育の保育の理念、あるいは実践を引き継ごうということで、一人一人の子供の暮らしを見詰める、そして、子供の育ちを保障する、あるいは、学びを保障する、そういった取り組みとして、

大切にされております。

さらに、中学校におきましても、子供たち一人一人の生活背景に向き合う。そして、課題を明らかにしながらその取り組みを進めるということで、子供たちに夢や目標を持たせながら、そのことを進路保障につないでいく、そういった取り組みが、本町において進められているところであります。

県の教育委員会も、この就学前教育の重要性、それをしっかりと踏まえまして、義務教育との連携というのを重視しております。そうしまして、県のほうから、義務教育の取り組みの方向ということで示しているわけですが、その中に次のように書かれております。幼保、小中の連携を深め、発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を推進するというので、これが県が示した方向性なんですけども、この山都町においても、学校教育の目標の中にこの方針を入れております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） とにかく、自然や他者とのかかわりの中で、子供たちの自我が芽生え、発達していくわけですね。それを保育園あたりでは、手探りで、同和保育所の場合は手探りで、教科書のない中で、目の前の子供の姿を教科書にしながら、今教育長のお話のように、その生活背景まで含めてかかわって、発達保障をやってきたということですね。

私が非常に気になるのは、この町は、同和教育ばかり言うから教育レベルが低いとか、私は直接最近聞いたんですが、やっぱり、今でも、かけっこをして、同時にゴールインさせるんですか、そういうばかげた質問がありました。今でも昔も、そういうことは全くありませんよと、事実と知って言ってくださいと。同和という名がつけば、いろんな偏見がそこから生まれて、事実も知りもしないで、勝手なことをやっている。現場がどれだけすごい取り組みをやっているかを、もう少し知って言ってくださいと言っておるんですね。何か、同和教育だから、何もかも平等で、そして、部落の子、同和地区の子ばかりのかかわりをしているみたいな言い方ばかりなさいます。

これは、今、教育長のお話にありましたように、いわゆる同和地区には、教育課題が、その差別の真実に学べば学ぶほど、実態を学べば学ぶほど、教育課題がたくさんある。自分たちが見えなかったものが見えるようになってきた。そういう状況にある子供がほかにもいっぱいいるんですね。

それで、この子にはどういにかかわりをすべきだと。この子供は、算数でここでひっかかっているが、なぜだろうというような、そういう追及の仕方をやっていく。同和教育は、原因追及の教育だと、一面では言われていますね。これが、一人一人を大事にする教育につながっていく。一口で言えば、この同和教育というのは、機会均等の理念のもとで、一人一人を落ちこぼさない教育だと。教科教育もそういう視点で大事にやっているということではないでしょうか。教育長のほうでつけ加えがあれば、またつけ加えてください。

そういうことで、ここの同和保育所が始まったときは、いわゆる就学前教育といいながら、そ

れまでの子守保育的な考え方のやつを教育の視点から捉え直していく。自分たちが、子守で、ただ、子供を安全に預かればよいと思っておったのが、いかに間違っておったかと。子供は自然に発達しない。だから、自然発達の論理を克服していこうと。それには、子供は自然に触れる、そして、そこで驚きが、よりワンダーな世界がそこに、子供にとって広がる。子供同士の話の中で、誰かがつぶやいたこと、そこで言語認識が起きる。きれいな誰かが絵を描いた。誰かの似顔絵を描いた。そこで芸術認識、そして、集団の中での社会認識、そういった言語認識、自然認識、芸術認識、社会認識、これはどれ一つ切り離しのできない、これを丸ごと捉えた形で子供の発達保障をしてきたはずなんですね。だから、誰かを特別になんていうことはありませんね。

それを学ばせてくれたのが、部落差別の現実であった。部落差別の現実には深く学ぶと、私どもはそう言い続けてきました。

しかし、同和と聞いた途端に、あるいは、部落と聞いた途端に、何かそこに違和感を持つ。それを振り返ってみると、違和感を持つおのれの中に、部落差別の現実があるんじゃないか、私はずっとそれを自分に反すうしながらやってきたんですが、町長、今のことで何か感じることはありませんか。教科学習をおろそかにしながら、同和ばかりと言われる。あるいは、一、二の三でゴールインするということが言われている。これは、最近、非常に私は、ちょくちょく耳にして気になっているんですが、教育長はこの間まで現場におりましたので、そこはどうか、そういう話は聞きませんか。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 今のお尋ねの部分、例えば、かけっこをして一緒にゴールするのが同和教育であるとか、そういう話は、全くこれは間違っておりますし、そういう事実もありません、これは。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） かけっこをして、これは、早い、遅いは必ず出てくるんですね。しかし、どの子も一生懸命努力したということは、その評価は、やっぱり教師はしなきゃならん、大人はしなきゃならんですね。これが同和教育なんです。その評価について、誤った、あえてねじ曲げた物言いで、同時ゴールイン、お手々つないで同時ゴールと、そういうことになるんです。

私は、ある新聞記者から、この前、そういう話を聞いてびっくりしたんですね。ジャーナリストは、事実を知った上で物を書くわけですから、もう考えられもしないことを、それは現場を知った上で書いたほうがいいですよと、私は申し上げたんですよ。その人がそういうことを聞いてきたわけですので、あるいは、ほかの人からも、私はそれを最近聞いて、びっくりしておるところです。

とにかく、この町は、さっき民俗文化の町だと、一つ特色を私は上げさせてもらえば、そうなんです。もう一つは、子育て・学校教育文化の町、子育て・教育文化の町として、これは今後ともやっていかにゃならん。特に保育料の軽減というのは、旧矢部町時代から、随分それは提案もしてき、執行部もそれは実施してきておりました。

そこで、門川課長、今、保育料を、親が負担している保育料は幾らなんですかね、全町で。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。

保育料の軽減につきましては、公立、私立の保育園合わせて、保育料が8,000万ほど。

○12番（中村益行君） 親の負担。

○健康福祉課長（門川次子君） 親の負担がですね。保育料があっております。

今年度からは、子育て支援をより強化するというふうなことで軽減したことによって、今年度の保育料の見込み額は約4,600万円ということで、3,500万円ほど町の負担が増加した状況ではありますが、反対を言うと、保護者の負担がそれだけなくなってきたと、軽減されたというふうなことになると思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そこで、町長にお尋ねしときます。

これは、あとのやつは、もうはしょらな仕方ありません。三セクの問題はですね。中間報告を求めておったんですが、時間がありません。これは、あえてつけ加えておけば、これまで粉飾決算はなかったかどうかということも含めて、専門家にきちんとやってもらう。そこから今後の経営方針が生まれてくるということで、これは一方的に申し上げておきます。

今の子育てのことですが、保育料が4,600万、今度、親が負担するんですね。工藤町長、やっぱり、この町を特色のある町、ここに企画課が出してきている人口推計、これをいかにして、このトレンドを水平になしていくか。これ、もうどンドンどンドン右肩下がりなんですね。むしろ右肩上がりにするためには、やっぱり、保育料を思い切って、私は全廃すべきだと。国も、保育料を全廃ということを言い始めております。これは、安倍さんが人気取りで言い始めたのか知りませんが、もし国が何年か後にそれを実施するとなれば、町はそれを先鞭つけてやることによって、この町の名声は上がると思います。

そして、若者はこちらに移住する、あるいは、若者がこっちから流出するようなことには、かなりのブレーキがかかると。それで保育内容や教育内容が、さっき教育長からあったような内容であれば、これは非常に魅力的な町になります。教育文化の町になります。

ですから、これをぜひとも実施してもらう。それには、同時に、金の要ることですが、旧白糸、矢部庁舎があったところあたりを若者団地にする。そういうことで、これはもう若者を定住せる、人口をふやす、あるいは、人口減を食いとめるというのは、総合的にやらなければなりませんので、一つだけではなかなか難しい話、あれもこれもしなきゃならないが、まずは、こういう保育料を全廃する。思い切って全廃した町ということで、そういう打ち出し方をしてはどうでしょうか。

それには、私は三セク問題で垂れ流している、赤字の垂れ流し、これなんかを同時に見直していくんです。そこから町の負担は、こちらのほうに回しができる、私はそういう思いで今度は質問しておったんですが、質問のやり方が悪くて、時間の配分が十分できませんでした。

町長に、最後にその辺の心意気を聞いておきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 子育て支援については、この町の将来のことを踏まえると、本当に最重要課題にしなければならないという認識であります。

やはり、この町で育てたい、この町で産みたいという精神的な問題だけじゃなくて、やはり、経済的な負担のほうも、ことしも、保育料の軽減、保護者の軽減をさせていただきましたけども、もっと必要だと、ふやすためには必要だということが、論議の中で、これが積み上がってくるならば、それをやりたいと、そういう考えておりますし、ふるさと寄付金等を、今頑張っているのは、産業振興・販売促進、いろんなことを考えておりますけども、この使途について、やっぱり、目的を持って使いますということも、ふるさと寄付金をいただくということにつながってきているのも事実でありますので、その辺も強調していきたいというふうなことで、あわせて考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ありがとうございます。ここをやりさえすれば、私は、矢部高校問題も、一つは解決する糸口になっていくというふうに思います。非常に総合的な入り口になりますので、ぜひともそれをやってください。

終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） こんにちは。6番議員の赤星でございます。

今定例会、長丁場の一般質問もあと二人となりました。執行部の皆様には大変お疲れとは存じますが、気合いを入れて質問をしていきますので、最後までよろしくお願いを申し上げます。

さて、山都町三大祭であります蘇陽地区の火伏せ地藏祭、矢部地区の八朔祭も、町内外から多くの方の見学者が来られまして大変なにぎわいを見ることができました。この後、清和地区の清和文楽の里まつりも開催されますが、これまで以上のにぎわいに期待をいたします。祭りごとは日本の伝統文化であり、国にとって地方の祭りを大切にすることがこれからの日本の姿を考える一歩になると、私は思っております。

しかし、日本の姿も変わりつつあります。私たちも気を引き締めて国会の議論に注目する必要がありますし、片方では地方創生に取り組む予算が1,700億円から1,000億円に引き下げ、また公共事業の削減など、平成28年度の地方しわ寄せ予算が編成されようとしております。このことに

ついても注目する必要があります。本町においても先代が築き上げた伝統文化を大切にしながら、先を見越した町政運営、まちづくりに力を入れていく必要があると思っております。

今回、五つの質問を用意しました。本町の財政運営、国・県補助の有効活用、光通信基盤整備事業、八朔祭、地域づくり。以上5点でございますが、時間の都合上順番を入れかえますが、この後質問台より質問をしていきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） まず初めに、本町の財政運営でございます。平成26年度決算から見る財政状況ですが、決算統計の数字も固まっておりますので、その数値を参考に質問をしてまいります。

歳入総額138億2,299万円、歳出総額132億3,811万円、差し引き残額5億8,488万円。それから27年度への繰り越し財源2億2,869万円を引きますと、実質収支は3億5,618万円の黒字となっております。しかし、実質単年度収支は3億3,654万円の赤字と掲載されております。なぜ、このような数字になるのか質問をいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） はい、お答えをしていきます。まず、実質単年度収支についてのお尋ねでございますけれども、少し用語の説明からさせていただきたいと思っております。

この実質単年度収支につきましては、これは単年度収支、つまり当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額、これから実質的な黒字要素、これに財政調整積立金ですとか地方債の繰り上げ償還、これを加算をしまして、赤字要素、財政調整基金の取り崩し、これらを除外したもので、当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標であるということでございます。単年度収支が、この一年間で黒字をどれだけふやしたか、また場合によっては赤字を減らしたかを見るものですが、これに対しまして実質単年度収支と申しますのは、基金の取り崩しや繰り上げ償還といった財政運営上のいわばやりくり、これをどう行ったかを見るもので、よりの確に、その年度の実態に近い収支を明らかにするためのものということが言えます。

本町の平成26年度実質単年度収支は、ただいまございましたように3億3,654万円の赤字でございますが、この主たる要因につきましては財政調整基金を取り崩したことによるものでございます。毎年度歳入から歳出を引きました収支は黒字ではございますけれども、この取り崩しや前年度からの繰越金等のやりくりを行わなかった場合には赤字であるということになりますので、財政の健全性を保つためにもこれら各種の財政分析に十分意を用いながら、健全な財政の確保に努めていきたいと考えてところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の答弁で、要するに前年度からの繰越金、資金取り崩しがなければ3億3,654万円の赤字でありまして、手放しで喜べない状況にあるということがわかります。たしか25年度決算でも、実質単年度収支は1億1,532万円の赤字だったと思っております。

このように厳しい財政状況の中、本町最大の財源であります地方交付税の動向について質問をいたします。

歳入状況を見ますと、町民の皆さんからの町税は11億4,580万円で全体の8.3%であり、本町は国からの交付金であります地方交付税67億7,739万円の頼っているのが現状であります。この交付税は、普通交付税61億8,685万円と特別交付税5億9,053万円に分かれますが、普通交付税について質問をしていきます。

交付税の動向につきまして、以前から各議員より質問があっており、答弁では普通交付税は合併効果が薄れ今後毎年減額されていく、ますます厳しい状況になってくると言われております。改めて、その計算された数字がいかなるものか質問をいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） はい。合併年度及びこれに続きます10年間といたしますのは、合併市町村の普通交付税、これは合併によって交付税上不利にならないように激変緩和措置をとるということですので、いわゆる地方交付税の合併特例措置も昨年度終了しまして、いよいよ今年度から5年間にわたります段階的縮減措置が始まりました。具体的には26年度決算との比較で、本年度決算で約1億円、28年度以降は試算額として約3億円、29年度に約5億円、30年度7億円、最終年度の31年度には約9億円が縮減をされまして、翌32年度からは約10億円が減少したまま推移をしていくというものでございます。

これに対しまして、総務省では平成の合併によりまして市町村の面積が拡大することなどを踏まえまして、今年度より段階的に交付税の算定方法の見直しを行い、特例分の約7割程度維持することを先に決定をしておるところでございます。この支援策は、平成27年度から30年度にかけて段階的に実施がなされ、最終的に特例分の7割程度確保するというものでございます。

こうした制度と交付税の算定に大きなウェイトを占めます国勢調査人口、これらの人口減とともに、予想されます世帯数や児童生徒数、農家数等を的確に捕捉しながら交付税額の試算額が過大、過小にならないよう慎重にその動向を見きわめていく必要がございます。

これらの要素を加味した額で試算を行いますと、縮減措置が終了します平成32年度の普通交付税額の試算額は51億7,989万円というふうに見込んでおるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 平成26年度の交付額61億8,685万円をベースに、平均していきますと毎年1億円から2億円減額され、平成32年度には10億円減額の51億7,989万円となるとのことで、かなり厳しい数字になってきます。

また26年度においては、交付税算定基準の変更によって1億6,673万円の減額となっております。ちなみに、地方交付税は町が自由に使える一般財源であります。交付税が減額されますと予算編成において経常的な経費の削減がありますので、投資的経費すなわち公共事業に充当される一般財源に影響が出てくるのではないかと心配しております。本町の公共事業は、毎年30億円程度で推移しており、それに充当される一般財源は約10億円となっております。

先ほど課長からありましたとおり、普通交付税の急変に対する緩和措置はありますが、いろいろな要件を踏まえ、公共事業の今後の取り組みについてどう考えられておるのか質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） はい、公共事業のあり方についてのお尋ねですが、最初にこの公共事業を、その目的また果たす役割の観点から見てみますと、一つ目には所得の配分機能というのが上げられるというふうに考えております。すなわち経済環境の悪い地域におきましては、その経済を支える目的で公共事業が配分をされていると。いわゆる所得の再配分の目的を有しているというふうにいえると考えております。このことによって、経済活動の安定化にもつながっていくということでございます。

二つ目には、将来の世代に対してのインフラ整備という役割を担っているということも上げられるというふうに考えます。本町におきましては、予算編成の際に町民生活の質の向上に資する社会資本整備、この着実な推進を図るために事業の必要性、緊急性、投資効果を十分に検証の上、優先順位を厳しい選択を行った上で要求することとしております。その上で公共事業が地域経済に与える影響にも配慮しつつ、編成を行っているということでございます。

こうした公共事業の意義には配慮しつつ、厳しい財政状況、それから第二次総合計画の施策の反映を考慮し、社会資本の利用者であります住民の立場に今一度立って、公共事業や予算のあり方について考える必要があると思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 公共事業といいますのは、町民からの切実な要望を受けながら執行されるものであって、インフラの整備、町の活性化、福祉の向上に大きく寄与していくものであります。また、公共事業に従事する人や兼業農家の方など、多くの方の働く場となっておりますので、公共事業は本町にとって必要不可欠なものであります。

そこで、公共事業のうち補助事業と町単独事業の割合は、平均して大体どれぐらいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） はい。平成26年度の決算を起点に、それから過去5年間の平均でその割合を見てみますと、補助事業が38%、単独事業が62%となります。ほぼ4対6の割合であるというふうに言えます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 結構、町単独事業の占める割合が多く見られますが、今後一般財源の不足から町単独事業には限界が出てくるものと考えております。

そこで、補助事業の有効的な活用ができないか、次の事項で質問していきたいと思いますが、その前に現在の公共事業の発注率はどのくらいですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） はい。現在の公共事業の発注率についてのお尋ねでございます。

前年度繰越額を含めました第一四半期、つまり6月末時点での普通会計の発注率は、約63%でございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 繰り越しまで含めた数字で63%ということですが、毎年建設業者の方より夏場の仕事がないという声を聞いております。補助事業につきましては、補助金

交付申請等がありますので早急な発注はできかねると思いますが、町単独事業はそれがありません。いつでも発注できる状況にあります。ぜひ4月、5月の早い時期に発注されますようお願いしますとともに、事業発注に当たっては、既に配慮をされているとは思いますが、住民の皆さんは早目の工事着工を願っており、本町全体を考慮しながらバランスのよい工事の発注をされますようお願いいたします。

この件につきまして、執行部の答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 公共工事の品質確保の促進に関する法律というものにおきましても、発注者の責務として計画的な発注に努めることということが求められております。工事の適正な施工の確保を徹底するためにも、議員御指摘のように今後とも発注の平準化に配慮してまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 発注者の責務という言葉がございました。ぜひ、公平な工事発注をお願いいたします。

次に、国・県補助金の有効活用であります。公共事業の中の補助事業の取り組みでございます。総務省・国土交通省・農林水産省など、各省庁においてはいろいろなソフト事業やハード事業が用意されております。今回は本町に関係する山村振興事業及び大矢野原演習事業に関連する事業について質問をまいります。

まず山村振興事業ですが、この事業は平成27年3月31日、第89通常国会において山村振興法の一部を改正する法律が成立し、有効期限が平成37年3月31日までの10年間延長されております。本町としましても、この事業を有効に活用すべきであると思いますが、初めに山村振興事業の基本理念について質問をいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。今議員からありましたように、山村振興計画につきまして山村振興法の法改正がありまして10年間延長となりました。これに伴いまして、山村振興法の基本理念というのが新設をされたところであります。

一つ目ですが、山村振興は山林の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がその恵沢を享受することができるよう森林の保全を図ることを旨として行わなければならない。

二つ目に、山村の振興は産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の損失、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として行わなければならないということが、今回新設として出されたところであります。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 森林保全を図りながら山村基盤の整備及び生活環境の整備を図るとともに、産業の育成による就業の機会の捻出、住民福祉の向上など、山村における定住の促進を図ることを旨とすると基本理念に掲げてあり、山村振興の区域指定を受ければ多くの事業に取り組むことができることとなります。

例えば、基本理念の目標に従って事業を推進するとされておりますので、道路その他交通施設、通信施設等の整備、農道・林道等の整備、農地造成、電力施設の整備、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発など、事業が可能となります。

さらに27年度予算においては、山村に限定した支援策として、山村活性化交付金7.5億円が創出されております。このようなすばらしい事業に取り組む必要があると思いますが、本町では昭和40年に旧清和村小峰村、昭和43年に旧矢部町白糸村が指定され、現在に至っておりますが、本来山都町全体が山村地域に該当するような立地条件にあります。

そこで質問ですが、山村区域の指定拡大は可能であるか、お聞きします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。先ほど説明すればよかったです、法律が今度改正されたということで、本年新たに本町としましても、山村振興計画を策定することになります。その中で、今議員がおっしゃいました各事業につきましては、計画として計上していきたいというふうに思います。

で、今議員がお尋ねの区域の指定拡大の件なんですけども、このことにつきましては、これまで何回も延長改正されている中でも、地域の適用拡大なりはできないのかという声は聞いております。国に問い合わせいたしましたところ、これにつきましては有効期限の延長であり、新たな区域の想定はしていないということの返事でございます、今般も残念ですが旧小峰村、旧白糸村というエリアについては変更できないものというふうに、現在のところ承知しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 国はそう申し上げておりますが、山村振興法第7条第1項、2項につきまして、その可能性があるように私たちは見受けております。すなわち地域指定の拡大は可能であると私は思っておりますが、山村振興法、山村振興法施行令、主務省令には、そういった抜け道に近いような文言が掲げてあります。県と強力で協議をされまして、山都町の多くの区域が山村振興として指定され、山村振興事業が適用されますよう期待をいたしております。

次に、大矢野原演習場に関する質問に移ります。平成27年度予算において演習場に関する交付金、一般財源ですが、が計上されておりますが、その金額について質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。大矢野原演習場が存在することによるいろんな補助事業交付金事業がございますが、3条、8条、9条というもので、調整交付金並びに民生安定事業、また障害防止事業と端的には言っておりますが、主にその三つの交付金もしくは補助事業があるところでございます。

本年度におきます演習場に対する交付金としましては、まず基地交付金というのがございまして、これは一般財源ですが974万円ございます。それから、今申し上げました調整交付金が3,950万円ございます。また、民生安定事業でございますが、本年度事業につきましては町道上津留線の道路改良工事に1億8,475万円、町道水の田尾下津留線の用地買収に3,130万円ということで組

んでおります。

また、調整交付金につきましては、先ほど3,950万と申し上げましたけど、使途につきましては、申し上げますと町道鍛冶床線の道路改良に1,950万、浦田水路改良工事に2,000万ということでやっております。また、そのほかに訓練等の連絡調整費用として10万円だけ事務費としていただいておりますが、これはもう事務費として使わせていただいているところであります。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） まず一般財源に計上されております国有提供交付金974万円でありますが、これは演習場にかかります固定資産税に相当する金額であります。自衛隊の演習場があるからといって余分な交付金はないということになります。

次に、演習場に関して障害防止事業、民生安定事業、調整交付金事業があるということを、今課長が申されました。それぞれお金がついております。で、今回、障害防止事業そのものにつきましては補助金はないと思いますが、これは今新規となる事業の申請準備中ということでございます。特に民生安定事業につきましては、町全体において事業が可能であるというふうに以前からなっておると私は承知しております。

演習場に関する協議会におきましては、基地対策関係予算の増額を求める意見書を提出されるなど、要望活動を展開されておりますが、それでも対象となる事業について住民の要望は多くあると思っております。障害防止事業、民生安定事業、調整交付金事業の三つの事業について、積極的な要望活動を進めることについて、町の方針はどうなっているのかお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） まず、障害防止事業につきましては、今御指摘のとおりここ数年間やれてないということがございますので、本年度予算をいただきながら、大矢野原演習場があることによるさまざまな障害について新たな事業に取り組みたいということで予算をいただき、今調査をしているところでございます。これにつきましては、地元期成会を中心としまして、地元の方々と業者と調整しながら、今既に事業に入りつつあるところでございます。

要望活動でございますけども、これにつきましてはそれぞれ地域のほうでの要望の取りまとめを各区ごとにいただきまして、具体的には関係しますのは農林事業であったり、建設事業であったりしますので、そういったものの調整、また水道事業も含みます。おおむね三つの事業課の取りまとめを私どもの企画のほうでしながら、期成会と一緒に取りまとめをしながら九州防衛局なり防衛本庁のほうへ要望をやってるということでございます。

また、本町といたしましては、そのほかに基地協議会、これはもう議会のほうもあるわけがございますけども、そういったものへの総会参加等もやっております、そちらのほうで全国的な規模で各関係市町村が要望している事項については、取りまとめ一括して要望してるという活動は続けているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 私の同級生に防衛省におった人がおまして、もう今退官しております。彼の言葉にしますと、山都町にはまだ余裕があるというふうな言葉を言っておりました。

公共事業の確保、町単独事業から補助事業へのくらがえという面からも、当該事業の拡大に期待をするものであります。

同時に毎度申し上げておりますが、大矢野原演習場では年間300日以上、述べ10万人以上の自衛隊の演習があつております。そこから発生しますし尿、じんかいは、本町の施設で処理されてはいますが、じんかい処理施設及びし尿処理施設については、毎年定期補修工事に約7,000万円の費用がかかっております。この費用について、防衛省からの負担を求めるべきだと思っております。関係市町村と連携しながら、基地対策関係予算の増額を求める意見書に盛り込めるよう、粘り強い活動をしてくださいということをお願いしております。

この件につきましての答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。じんかい処理場、それからし尿処理場につきましては、自衛隊のほうも年間300日、約10万人程度の訓練が、隊員がおいでになって訓練がされてるわけでございますので、それなりに費用が発生してるということでございますが、現在のところそれに対する費用負担ということはあっておりません。ごみについては持ち込み、し尿については業者がくみ取りには行きますが、し尿処理は町の事業としてやっているということです、その金額負担はあっていないということでございます。

そういう、かなり多くの自衛隊の方々の利用について補助事業はないかということでも、これにつきましては先ほど申しました基地協議会等での要望の中でも維持管理費、そういったものに関する維持管理費は増大し非常に経済的負担を強いられると、このあたりにつきまして補修・改修に対するものについて補助対象としてほしいという要望を上げているものの、実はこれにつきましては新規事業は今対象となるけども、補修については対象になっていないと。

また、これにつきましては、俗に……。先ほど申し上げました民生安定事業で行ったものについては、それが前提となるということでございまして、例えばほかの補助事業でやったものをそういう維持補修等に使うということは、どうも前提してないみたいな話ですので、新規にそういったし尿処理施設なりじんかい処理場を俗に言う民生安定事業等でした場合に、後ほどの補修等についても考慮されるというような意味合いのようでございます。非常にかた苦しいなと思いつつも、こういったものについて有効に活用できるようには、改めて申し入れ等はしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 毎年7,000万円です。10年間で7億円です。それも一般財源であります。やはり関係市町村と連携をとりながら積極的な運動を展開をしてください。私たちも応援していきます。

次の質問は光でございますが、飛びまして八朔祭について質問をしてみたいです。

八朔祭の歴史としておりますが、私のほうからその歴史について簡単に申し上げます。江戸中期、宝暦という年号に改まって以来不作続きで町は灯の消えたようなありさまでありました。宝暦7年（1757年）益城上郡の郡代から矢部手永惣庄屋へ8月丑の日、豊作祈願祭執行の差紙が届

けられ、さらに口上にて島原の乱以来禁止されていた寄り合い、集合です、及び歌舞音曲が許されるとの達しを受け、120年ぶりの祭りに町中が沸き上がり、人々は久々に明るさを取り戻し、その年は豊年満作でありました。祭りは翌年も行われ、町中活気に沸きました。最初の祈願祭が行われた日が宝暦7年8月丑の日で8月1日に当たり、1日は朔日とも書き、8月の朔日であるので、この祭りを八朔祭と呼ぶようになっております。時の流れとともに変遷を重ねながら代々受け継がれ、今日に至る民衆の祭り八朔祭は、町民の心意気のとうとい伝承であります。

以上ですが、258年という歴史を受けながら、町内の人々が商売そっちのけで大造り物の制作や祭りの準備に時間を費やし、八朔祭当日は豊作を祈願し五穀豊穰を願います。そこには凜としたものがあります。この八朔祭がもたらす効果をどう受けておられるか質問をいたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 八朔祭の効果でございますけれども、本年八朔祭の来場者が約4万3,000人としております。単純に来場者が一人当たり1,000円使ったと換算しましても4,300万円になります。経済効果という観点からしますと、イベントや祭りが開催されるとその需要を満たす生産が誘発されますので、そうした直接効果を考えますと、経済波及効果のいろいろな計算方法はありますけれども、その第一次間接効果といったものを計算する、あるいは第二次波及効果ということで、その生産から生まれるいろいろなことがあります。

例えば、連合組が1カ月から2カ月にわたって制作することによって、いろいろなまた生産が生まれるわけですので、そういった第二次効果も含めると、やはり1億円以上の効果があり、その意味でも経済効果、商店街の活性化につきましても非常に重要だというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） おっしゃったとおり、はかり知れないものがあるということでございまして、八朔祭の大造り物が県内外から多くの方から絶賛されております。毎年八朔祭が終わった後でも見学に来られる方は多くおられ、異口同音に大造り物のすばらしさを称賛されます。と同時に、雨ざらしの大造り物の展示にもったいないとの声もかけられます。町民の方からも「どぎゃんかせんといかん」との声も以前から多くありました。

町はいろいろな声、提案を吟味しながら時間をかけ、協議を重ねながら、大造り物の小屋の建設を計画しました。ここで、大造り物の小屋の整備の意義について質問をいたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 造り物小屋の意義について少し説明させていただきます。

制作に当たっての負担の軽減、これは足場を使って小屋がけをして危険な高所作業をされる皆さん方の安全管理といった面でも、やはり小屋は非常に整備してあげたいという思いがございませぬ。

また、今議員もおっしゃられましたとおり、各造り物の見学……。私も祭りが終わってすぐ各8連合組を回ってまいりました。約1時間で回ってまいりましたが、その中でちょうど後片づけをされておりました。やはり台風のときにブルーシートをまた巻き上げて「大変だったばい」とかいう声も聞かれました。それから、浦川の連合組に行きましたところ、やはりこの造り

物小屋ができたことによって安全に作業もできたけれども、やはり若者の、「若者が目の色が変わってきたですよ」という声も聞きました。

また、もう一つうれしい話として、子供が神社にお参りに行くというふうに言われまして、要するに神社でどこだろうかと思ったら、造り物小屋だったそうです。で、造り物小屋の中に神様がおられるということで、子供たちがそう言って喜んでくれたという話でした。非常に感動した話で、やはりこういったところはぜひつくってあげたいなというふうに思いました。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） やっぱ子供たちの発想といいますと大変なものであります。奥行きがあるというふうに今感じました。

高速道路の整備が進んでおります。矢部インターまでの整備もそう長い時間ではないと思いますが、その時間とともに山都町は大きく変わってきます。その中でふえてくる観光客の足をとめ、食事をしたり農産物を買ったり土産物を買ったりする時間を提供する上でも、造り物小屋は有意義な力を発揮すると思われまます。

そういう観点から高速道路との整合をどうお考えか、お聞きします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 高速道路開通後につきましては、議会のほうからもしっかりやれと、取り組みということで言われておりますけれども、国交省が今示しております開通後の自動車の通過台数につきましては、北中島インターのほうで一日1,100台、それから水の田尾のほうで2,400台、あわせて3,500台です。それから、将来矢部インターまで来ますけれども、そのときには一日1万4,800台というような形で、多くの車がこのインターにおいてまいります。

ということは、今通潤橋のほうに12万人ほど来ておりますけれども、それが10倍ぐらいに、活用の仕方によっては来てくれるということになります。それをいかに浜町商店街に誘客して、そして、それぞれの商店でお金を使っただく仕組みをつくるかということが非常に大事になってきます。そのためにも、この拠点施設、それから造り物小屋については、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） やはり、矢部インター開通後1万4,800台という数字が言われましたが、確かに可能でありますし、また矢部阿蘇公園線、これについても積極的に進めていかなければならない、要望していく必要があると思っております。

祭りは文化であり、教育であり、福祉であります。民衆の祭りを大切にすることがすばらしい日本をつくることになります。また、造り物に携わる人たちも親から子へ、子から孫へと確実に継承されており、力強い作品が毎年制作されております。そのためにも、今回補正予算で提案してあります大造り物小屋の土地購入費は大変重要であり、その効果ははかり知れないものがあるということを申し上げまして、八朔祭に関する質問を終わります。

次に、宮崎県の西米良村に行って感じましたことを紹介申し上げ、質問をいたします。

宮崎県の西米良村というところを御存じの方もおられると思いますが、山紫水明のすばらしい

ところであります。先般、宮崎方面へ用事ができましたので、山越えをして宮崎県に入りました。湯前町から県境を超えますと西米良村に行きます。ちょうど昼ごろでしたので、食事をとることにして食堂ののれんを押しました。80歳ぐらいのおばあさんが「いらっしゃいませ」と笑顔で案内され、席につきますと別のおばあさんが笑顔を見せながらお茶を持ってきます。注文はおばあさんが持ってきた1枚のメニュー表に注文する側が丸印をつけ、厨房ではそれを見て料理をつくり配膳され、注文票を客に見せ確認されます。料理は結構おいしいものであります。

食べ終わってレジへ注文票を持っていき、レジのおばあさんが確認して計算されます。絶対に間違わない仕組みであります。また、皆さんの笑顔がとても印象的でありました。帰り際にレジのおばあさんに聞きますと、そこに働く人の平均年齢は83歳であります。最高齢者が94歳だと言われました。「ここで働き給料をもらい、孫たちに何かを買ってあげる。それがおもしろくて病気なんかしちやおれん」との言葉もありました。これも地域づくりの一つかなと思いましたが、本町でもいろいろな活動をされている団体もありますし、老人大学の皆さんも精力的に活動されていますが、さらに高齢者パワーを引き出すような方策を考えておられますか、町長に質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、高齢者パワーによる地域づくりについて例をお示しいただきました。今も高齢者の方々には竹とんぼやら水鉄砲だとか、いろんなそういう伝承の遊びを通じながら教育に、子育てに御尽力をいただいております。また、農作業についても本当に第一線で働いていらっしやる姿には頭の下がる思いでございます。

今申された例のように、今後はまちづくりに関しましても高齢者の方々のパワーを十分生かせるような、そして生きがいがづくりにもつながるような施策をともに考えながらやっていくということが重要であろうと思います。

今後もうこういう例を賜りながら、そしてまた私どももしっかり考えながら高齢者パワーを生かしていきたい、町づくりに生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 死ぬまで現役という言葉があります。町民の皆さんが笑顔で楽しい日々を暮せるよう、一丸となってすばらしい町をつくっていきたくないと私も思っております。

次に、光通信事業について質問をしてみたいです。

光通信基盤整備事業といいますとかなり難しく聞こえますが、光ファイバーを本町全体に張りめぐらし、情報を共有しながら日々の生活の活性化を促すものと考えますが、当該事業の目的とスケジュール及び進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。まず目的でございますけれども、行政報告のほうでも、それからそれ以前の議会のほうでも説明させていただきましたけれども、現代の社会のおきましては、社会インフラ整備の重要な一つの情報整備としては避けて通れないということで、今般本町といたしましても光ファイバーの敷設に踏み切ったところでございます。

現在熊本県下では、もう残すところあと隣の美里町さんぐらいというふうになってしまいました。今議会で債務負担行為の補正予算のお願いをしておりますので、あくまでもこれの御承認が前提ということで御説明をさせていただきますけれども、当該事業につきましては一般事業整備の整備事業者の選定が終わりましたので、予算の御承認がいただければ、今後当該事業者と整備事業について打ち合わせをしながら、速やかな整備をやっていくということで、一応協議のほうは進めているところでございます。

早速本年度、予算通ればすぐに事業の設計整備の構築をやっていただきまして、3カ年計画でございまして矢部地区を来年の10月、清和・蘇陽地区を29年の10月、下矢部・金内・名連川・柏地区につきましては30年度の11月という3段階に分けて整備を進めようという、今提案をいただいておりますが、これにつきましても1カ月でも早く、1日でも早く整備を前倒しでやっていただきたいということで、今申し上げているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 光ファイバーが供用されますと、今までADSLが使えなかった地域においても、インターネットを介していろいろな事業の展開等が考えられますが、光通信のメリット、デメリットと申しますか、利用者の負担がどう設定されていますか、質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 光通信というのを整備しますけれども、あくまでも無料サービスではございません。確かに住民負担、個人負担が発生するというところでございます。一般的にこれまで本町でのインターネット環境につきましては、ADSLという手法、要するに今の電話回線を使ったインターネット環境でございました。メタル回線を使ったものであります。4キロ以上につきましては、これがなかなか通信速度というものが落ちてきて、利用がなかなか難しいということでございましたけれども、光に変えればこの通信速度の、まあ通信速度が落ちることがないということで、非常に安定した通信ができるというのがメリットでございます。

またADSLに比べて通信速度も速いという点ありますので、非常に事業展開とか、特に商業者・工業者につきましては、事業者については非常にメリットが多いですし、個人につきましても快適な通信環境、インターネットでのいろんなサービス提供が受けやすくなるということになります。

ただ、デメリットとなりますが、この費用負担というのが、個人の費用負担が発生してまいります。この辺につきましては、おおむね初期費用といたしまして……。これ通常の今パターンでございまして、実際どうなるかはまだ詳細はわかりませんが、おおむね初期契約費が800円と工事費が大体おおむね1万8,000円かかるそうであります。それから、月額料金を計算しますと、おおむね5,300円から5,800円程度が必要というふうに見込まれております。この辺につきましては家屋内への光回線の引き込みと、それから月々インターネット環境を利用するのであれば、月五千数百円の負担が出てくるということでございます。新たな負担ということになります。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 早い地域では28年の11月から順次サービスの提供が始まるとされて

おりますが、それに伴って逐次住民説明会の開催が要請されております。しかし、今申された初期費用、工事費、月額負担につきましては、それ以前に住民側への説明が必要であると私は思っております。いざ引っ張って見たらぎゃん高かったなんて言われるといかんと思っておりますので、それ以前の住民側への周知は考えておられますか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） この整備は3カ年かけてやりますけども、順次その整備が見通しがつく数カ月前、恐らく2カ月程度前になると思っておりますが、業者主導の住民説明会はこちらとしても支援していきたいと思っております。

ただ、その前段で、私どもとしましてはこの整備が正式にやれるということになれば、広報やまと・お知らせ版、もしくはホームページにその経緯についても、それからその利用についてのいろんな情報提供を、ホームページ等も使ってやっていきたいと思っております。

具体的な加入促進につきましては、事前に、2カ月ほど前に住民説明会という場をぜひ設けていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 先般マイナンバー制度の広報が来ましたが、見てわかった方は余りおらんと思っております。というような格好になってきますと大変であります。6億5,300万円を投資する事業であります。住民の多くの方が理解され、この事業に加入されますよう行政としてのPRを強く要望いたします。

時間も大分余っておりますが、以上をもって私の質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって6番、赤星喜十郎君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時4分

再開 午後2時14分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 皆さん、お疲れさんでございます。13番の佐藤一夫でございます。

8人目ともなると、もう言うことも余りなくなるというか、大変重複することもあるかと思っておりますが、私なりに質問したいと思っておりますので、しばらくの時間よろしくお願ひします。

それと、今日は先ほどからずっと出ております浜町会館についてと、八朔祭りの造り物小屋、県立高校生の助成金の問題、有害獣駆除の問題と、長期休暇といいますかね、病気で休まれてる人たちがどれくらいおられるのかということ、5点ほどを質問台のほうから質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

旧浜町会館について、これはもう4年前ぐらいにか、甲斐町政のときに購入したものがまだそのままだってしております。どうして、これ計画性を立ててしないのかというのが一つ疑問なんですよ、私。それで、関連しますけど、造り物小屋もそれは必要です。でも、順番を追っていかんと、あっちもこっちも手をかけたっちゃあ、そら計画がどうなってるかわかりませんよ。と、私は思うんですよ。先ほど、造り物小屋にしても土地ができたところから買っていくということでは、もう計画性全くないわけです。できんかったら終わりなんですよ。

そういうことで、浜町会館が現状についてと今後の計画についてお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えいたします。浜町会館につきましては、これまでも議会のほうからスピード感を持って早くやりなさいというようなことを御指摘受けております。平成23年からその取り組みを始めておりますけれども、実際にこの利活用検討委員会が開かれましたのが平成24年の5月11日からでございます。当然その前に、用地買収をするときに、利活用については当然大まかな計画なり何なりがあるはずだということですが、それは当然のことでございます。中心市街地活性化計画が当時矢部の時代につくられて、これまで拠点施設として、それからいろんな周遊施設をつくるということの大きな計画がございましたので、それに基づいて用地買収・建物の買収が行われて、それをもって具体的にじゃあ今度は商店街……。町としてどう活用していくかということで検討委員会をずっとやってまいりました。

やはり、町がつくって後はよろしくということでもいけませんので、商店街の皆さんにしっかりと議論していただいて商店街としてどう活用していくか、そして商店街のそれぞれの店主の皆さんも自分たちのお店をどうそれに活用するかということを議論していただきましたので、それについては多少時間がかかりました。でも、やはりここはしっかりと踏まえた上でやっていかないと、後々「町がつくったけん」というようなことでは困りますので、町民の皆さんみずからがやっていただきたいという思いもございまして、しっかりと検討をさせていただきました。

その中では、会館がそのままになつとるという御指摘もありますけれども、町民の皆さんは、商店街の皆さんは、それぞれ、下市のハイカラ市であったり、うまかもん祭であったり、いろんなイベントをし、それから八朔の大造り物を一堂に集めてイベントをしたりということで、これまで八朔の大造り物が浜町会館の跡地に並んだことはありませんでした。初めてそれが並んで、商店街の皆さんも自分自身たちで並べてみて、「ああ、やっぱりすごいばい」といって改めてその自分たちの造り物のよさ、それを観光客の皆さんの歓声の中から再度認識されたということがございますので、本年実施計画書を、予算を認めていただきましたので、今まさにそのことで、今やっておりますので、その結果は12月には概要を議会のほうにもお示しできると思っておりますし、商店街の皆さんとつくり上げた建物をみんなでもた再度協議して、最終的に平成28年度の実施事業計画の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） ちゃんと取り組んでおるといふ姿勢はわかりますが、じゃあ、その造

り物幾つか入れて町がやっていくというようなことでありましたが、解体してやっぱ建物をつくる……。まあ、町長そがん、さっきコンパクトな建物をつくってするというような発言がっておりますが、そのコンパクトな建物というのはどういう建物なのか、ちょっと伺います。で、その設計はできているのか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） コンパクトな建物につきましては、まず平成27年3月の議会の中で四つの案を示したときに、これから運営していくに当たっての管理運営の経費、そういったものを比較検討した上で最終的にコンパクトなものにしたわけでございますけれども、内容については当然観光案内施設、そしてオープンスペースでのいろんなイベントができるようなスペース、そして山都町のいろんな観光地の案内、それから八朔であったり阿蘇家の歴史であったり、そういったものをDVDで紹介したりするコーナー、そしてトイレ、休憩所、そういったものをつくるということです。

で、当初は確かにあの建物に造り物を入れるということでしたけれども、それが難しいということで取り壊すということになりましたけれども、やはりメインは造り物でございますので、建物の横なり前なりということで、いずれにしても1体、あるいは2体が入れるスペースを持ちたいと思っております。

例えばの例でございますけれども、下市が今浜町会館の横でつくっておられますけれども、そういった形で別枠で造り物小屋をつくって、そこで見ていただいて、こんな造り物が商店街にあと七つあるんですよという説明をその施設の中でしていただいて、回ってくださいという形で進めるという形でやっていったらどうかということで、商店街の皆さんとは進めておりますので、その青写真は今できつつありますので、まずは商店街の皆さんとその青写真について協議した上で、こういう形がいい、あるいはこういう形がいいという議論を今やっておりますので、それを最終的に今年中には積み上げて、また議員の皆さん方にも御協議いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） じゃあ、あそこに造り物を両サイドぐらいに置くというわけですか。そして、そこで集まった観光客にほかのともありますよと言って回遊性を持ってくちゅう、そういうことですか。それがことし中に大体……。予定がいつごろにでき上がる予定ですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 当然28年の予算が必要になってまいりますので、本年中には概略をまとめて実施設計の設計書をつくる必要がありますので、12月までには何とかその形を整えたいと思います。

また、建物本体にかかわらず、あの駐車スペースは今一般車両だけの駐車になっておりますけれども、観光バスもとめるスペースも確保したいと思っております。例えば通潤橋に来たお客さん、今12万人来られておりますけれども、そこでおろして拠点施設のほうにまた造り物が飾っております、商店街にもありますという形で、バスはそちらに待っていただいて来ていただく。あるいは、まずは拠点施設のほうにおりていただいて、その中で見ていただいて、バスは今度は通潤

橋のほうに待っていただくと。

「そぎゃん、500メートルもあるけんばい」というお客さん方についてはそれはできませんので、その辺については当然バス会社あたりと……。今、クラブツーリズムという高齢者を中心とした旅行企画をする会社がありますけれども、そういったところは今高齢者の皆さんといっても、60歳以上といっても何ら我々と体力的に、むしろ私よりも体力はある方も多いですので、そういったクラブツーリズムのような、体力のある方がいろんな地域の歴史を見たりして観光する企画も大変ふえておりますので、そういった方を対象とするような旅行会社あたりはもう積極的にこちらのほうから行って、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 大変立派な計画ですばらしいと思います。それをなぜ今まで手をつけずに置いたかということですよ。こっちのほうが先なんです。浜町会館を仕上げたから、次の段階に行くのが筋ですよ。これは、こんなあんた、いい発想、すばらしいあんたアイデアがあるのに、何で今までそれをせんかったのかということが一つ私は疑問に思います。で、できればそれを実現させてください。浜町会館を仕上げてくださいよ、先に。そしてから次のステップに行くのが、そら筋でしょう。やりかけて、両方どっちもこっちもやるちゅうことは大変難しいですよ、財政的にも。私はそう思いますが、いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 御指摘のことは十分理解しております。ただ、これまでやはりその結論に至るまで3年かかりました。やはり、これはやっぱり住民の皆さんの意識、それから町の考え方、これをしっかりと議論を早くやっていけばよかったですけれども、そのあたりのところの努力不足があったことは確かに否めませんけれども、結果として時間はかかりましたけど、最終的にはそういう形で住民の皆さんとつくり上げられる施設ができるということを確認しておりますので、これから、あと半年しかありませんけれども、その中でつくり上げて、まず拠点施設をつくる。

その中で、やはり造り物小屋についても、やはり先ほども申しましたとおり台風で苦労したり、それから危険な足場のこともあったりしますので、一刻も早くやりたいという思いもありまして、去年は用地が、たまたま町有地でありました浦川につくらせていただいたということはありますけれども、それは先行的にさせていただいたと。1回、住民の皆さんにつくって見せてあげないと、そこらあたりがイメージとして湧いてこない部分もありますので。

そして御指摘のように、鉄骨で何でつくったかという御批判も受けますけれども、それはやっぱり制作工事の経費等いろいろ……。それから構造上の問題とかがありまして、そういったことだったんですけれども、これからつくっていく施設については、それぞれつくり方も手法も違いますので、浦川は浦川のつくり方がありますし、下市は下市のつくり方があります。そういった、皆さんとつくり勝手のいい施設、そして自分たちの宝物を展示するにはこういった建物がいいという議論をまたさせていただいて、できれば町産材の木材を使った木造にしていきたいという思いはありますけども、やはり、その中ではやっぱり経費の上限額はやっぱり浦川が、やっぱり基

本になるというふうには思っております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） はい。3年かかってやっと浜町会館が進み出したということでございますが、当時やっぱ購入するときにそういう計画ちゅうのは、もうできとらないかんわけですよ。買ってから3年、5年かかって計画ができたじゃあだめなんです。買うときに高額なお金を出して買ってるんですから、買う時点でもう何年度計画で仕上げるんだっちゅう計画が、3年もかかったということでございます。

そういうことでございますが、次に移りますが、これ関連しますが、この造り物小屋にしても、もう今一つはできとるわけですね。で、今度できると。その用地と購入を今度予算として上げてきたと。で、先ほどのほかの人の質問を聞いてみると、町長は土地ができ次第買っていくというような発言だったかと思いますが、ちゅうことは、予定として幾つつくるかもまだ計画にはない。そして、町内を集めて、いろんな団体集めての町全体の話し合い計画もないわけですね、まだ。ただ、唐突に今度一つつくって、今度は二つ目をできると。ということは、その計画はないわけですよ。まだ幾つつくるちゅってもわからんわけですよ。土地ができなかったらできんわけですから。で、土地の価格もまだ幾らやらわからん。その不動産鑑定士がつけた値段で買うとかいうことになれば、そらあ……。何番かな、江藤議員が言いよったように幾らになるかわかりませんよ。

で、これ何年間で仕上げるのか。さっき言われるように、一応この浜町会館をぴしっと仕上げで、2年なら2年、3年なら3年で一気にやってくださいよ。そうせんと、これ5年も7年もかけてしよったら、もう人間はだんだんだんだん減ってくる。ね、人口は減ってきますよ、7年たったら。さっき言った2,000人弱、10年で減りますから。そうしたとき、この造り物の技術者、つくる技術者といいますかね、そういう人たちの後継者もこれは育てていかにゃいけない。親から子、子から孫つつたって、それは残つとらんでしょうもん。後が切れるでしょう。だから、そういうこともやっぱ視野に入れていかないかと私は思いますよ。

そして、今、回遊性ば持たれるという話でしたけど、あっちにもある、こっちにもありますというようなやり方だったと思いますけど、今現に同時に置いてあるでしょう。終わった後に。ことしが11基でしたか、同時に置いてありますね、点々と。これに小屋かけて雨ざらしにしないと。うとはわかりますけど、1年たったらまた壊して入れ直さないかんでしょう。ということは、つくるのに二、三カ月かかるんでしょう、あれは。1カ月以上はかかるでしょう。そしたら9月につくるとに、もう8月には壊さなんわけたい。でしょう。

毎年毎年つくっていくわけですから、小屋の中にことしつくったやつがある時間は1年もないわけですよ。そして当然、もう二百数十年の歴史がある中で今まで雨ざらしできたわけですよ。ただ、今度の浜町会館を買う目的は、その中の幾つかをあそこに展示して観覧料でも取って、それを、町の活性化をしましょうちゅう目的で最初買ったわけですから。1億8,000万も。だけ、それを先に仕上げるべきじゃないかと私は思いますよ。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 旧浜町会館の絡みも言われましたんで、その辺からお答えをしたいんですが、旧浜町会館の造り物会館というところの計画と、大造り物小屋というのが全部できて効果というのは初めて出ると、回遊性は生まれるということをやまずは考えていただきたいというふうに思います。だから、やはり1年でも早くというのは、もう当然そのような考えには私も同感でありますし、先ほどもそういう答弁をしたというふうに思います。

全体的なやつは、全体箇所何カ所つくるかっていう、八朔の造り物小屋については、これは8カ所ということであります。今、役場、小学校、矢部高校の三つが参加をしております。ここには必要ないと。全部で11基ですから、11引く3で8です。で、8基をつくるということでもあります。

それから、予定土地は決まってるのかということでもありますけども、今課長も申し上げたとおり、まあ浦川ありますですね。それで、今予算計上しているところが1カ所、そしてもう1カ所は下市の地区に浜町会館というのはあるわけですから、造り物会館というのをつくるわけですから、あそこには当然下市の造り物小屋、大造り物小屋、展示館があそこで私はいいと思っております。で、そういう理解も今下市の連合組ではしてあると思いますので、もう既にあそこは土地が買収済みでありますので、それで3カ所は決まっているということでもあります。

だから、あとの5基ですね、五つのところを今後地元の人に協力していただいて、私たちがここならいいでしょうと、そういうことの共通理解をして、そこを用地のほうの事前の下ならばは地元のほうでしていただいて、そして買うということでもあります。

価格については、一番地価の高いところは下市地区なんです。その次が仲町地区、そういう段階的にありますんで、今提案している用地費が私は上限だというふうに考えております。そういう土地の地価の状況でありますので、そういうふうに、どこになろうとも地価はそういうことになろうというふうに思います。

あと雨ざらしの問題がありましたけども、要するにどこの祭りの山車にしましても、これは必ず毎年つくり変えるちゅうのがまずないんですよ。ほとんど山車ちゅうのは、もう決まったやつがどっかに保管をしてあると。その小屋から出して、毎年引き回すというのが本当ですよ。本当ですというか、そういう祭りがほとんどであります。この町の特徴は毎年あの大規模な造り物をつくると。これが特徴であります。それをできるだけ新鮮なというんですか、色使いだとか、この山野のものを使っただけの状態の中で見てもらうということが、非常に皆さんの評価に値するんじゃないかと。あれだけの時間と労力をかけてやったやつを、やっぱ雨ざらしにして、やっぱ下地が見えていくっていうのは非常に厳しいものがあるなど。それを人の目にさらすには、本当にもう少し手厚く管理をやったほうがいいということにもつながるわけであります。

そしてまた、造り物が展示ということだけではなくて、作業小屋が今足場パイプとかブルーシートで今つくってるわけです。これを非常に高所作業になるわけですよ。5メートル、6メートル上に人が乗ってブルーシートをかけなければならないということがあります。そういうことの負担軽減をします。それで、この八朔のてこ入れをしたいということも一つの目的でありますので、それは御理解をいただきたいし、なおかつこの造り物というのは、やはりここだけしかない。

やっぱりこういう伝統文化を守っていく、これはもう先ほど申し上げたとおりでありますけども、ここにやっぱりてこ入れをしていかなければならないと。

じり貧の状態という話もしましたが、今は町も各連合組でも造り物だけじゃなくておはやしもあるんですよ。おはやしのやっぱり人材も非常に不足している。それを今どうやってらっしゃるかと思ったら、和のスクールというのがあるんですよ。三味線だとか太鼓だとか、その和のスクールがあります。その和のスクールで習った人たちをそういう不足するところに充ててらっしゃいます。そういう協力もその団体の中でされておりますし、そしてつくり手の今、高齢化でつくり手は非常に少なくなってきておりますけども、地区外の方が応援に来ていらっしゃることもあります。やっぱり親戚筋だったり、造り物が好きな方が最初は手伝いながらも、そういうつくり手の後継者に今だんだんとそういう若い人もいるのも事実であります。

そういうことを、やっぱりかなり努力もされながらやっていらっしゃると思いますので、ぜひともこの造り物小屋については御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 両方が一体になってから進むということですが、そういう予算もあるわけじゃないでしょう。ありますかね、がばっと。何億も組まないといけない状態ですけど。私は一応思いとしては浜町会館を仕上げて、そしてその後この1年か2年では一とやったらどうかと、そういう気は私はしております。そうせんと両方並行に進むっちゃったって、そらあこっちで土地があと5カ所ですか、5カ所かつくらないかんちゅうけど、まだ決まっておらんわけです。

確かに……。作業小屋が必要なんでしょう。この決まっておらんちゅうか、今現につくったとは作業小屋で……。作業小屋ちゅうか、個人の空き地を借りてやっとなるわけですかね、町、町に。今。でしょう。個人ちゅうか、個人でしょうね。それは永久に貸してもらえんわけですか。売らにゃ貸さんちゅうようなやり方ですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○13番（佐藤一夫君） 今ずっと造り物貸してもらっておったら、そこずっと借っとったらいじゃない。

○議長（中村一喜男君） 答弁させます。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えいたします。それぞれの連合組で貸し借りのことはそれぞれ違いますけれども、会社の方の善意に基づいて倉庫を借りてつくっておられるところ、あるいは土地を借りて、それなりのお金を払って空き地を貸していただいってつくっておられるところ、それぞれございますので、やはりそこにはそれぞれの住民の皆さんの善意であったり好意があるということは事実でございます。ですから当然貸さないとかそういうことではないとは思いますが、やはり私たちはそれぞれのしかるべきところにつくってあげたいという思いがあります。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 今までつくっておるところは貸し借りでやっておるということではご

ざいますが、だったら高い土地を買うよりも、祭りのときに使うだけのときの助成金ちゅうか、貸し借りを町が助成して貸してくださいということで、ただ造り物の1カ月間でしよう、貸してくださいということで借ったほうが率がいいんじゃないですかね。

そして浜町会館のほうを拠点として1回やってみて、そして今までどおりに町が……。今つくるところを貸すのに助成金なんか出して、貸してくださいと言えば、それは町の人も貸してもらえenと思いますので、それがそっちのほうにして、浜町会館のほうを仕上げたほうがいいんじゃないですかね。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議員の御意見も御意見ですけれども、町としてはやはり借りた土地に造り物小屋を建てるといふことにはなりませんので、やはり造り物小屋をきちっと建てる場合は、やはり用地を取得した上で助成金を出して建てるということがあります。

それから、一つ大事なことなんですけれども、そもそも八朔の造り物は2カ月間にわたって皆さんがつくったものを二日間展示して、次の日には壊されるわけです。そういう浜町の商人の皆さんの何ていうか、美学がもともとはあったわけですね。それを当時商工観光課でしたけれども、観光客を呼んで見せてあげたいと、二日間に来られない人たちに見せてあげたいということで、ある意味町の都合で保存しておいてくださいという形で今やってるわけですから、これを観光で町が売っていくということで1年間保存し……。

本来はその二日間である間とか、本当にこの二日間で見ることが八朔の本来の姿だとは思っています。ただその時に来れない人も当然いられるわけですから、今回雨で問い合わせが100件以上ございました。で、雨で来られなかった人は、それこそきのう、きょう見に来られているわけですので、そういったときに、やはりきちっとした小屋で、そして、そのところに駐車スペースもあれば、そこにきちっととめて、路上駐車、路駐をしないで、きちっとそこにとめてしっかり見ていただいて記念写真を撮ったりとか……。今まさに浦川はそういう形でやっております。

ただ、それができない地区については、路上に車をとめて写真を撮ったりされておりますので、非常に危ない面もあるなということ、きのう私も現場を見て回って思いましたので、そういうことでつくっていききたいと。

当然拠点施設のほうが先だということは十分理解しておりますけれども、拠点施設については28年度でしっかり取り組ませていただいきたいと思っておりますし、合わせて財政が許してくれれば2件、3件……。それはもう商店街の皆さんも用地については町が予算をつけてくれるんだったら、しっかり用地交渉に臨むというふうに、この会議の中でも言っていたいておりますので、そこらあたりは御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） まあ町の中心街を活性化するのに、用地を買うのに、町の商工会が不動産会社の、何ちゅうか、用地の価格を提示してまで売買しなくちゃいけないのか。もうちょっと町と商工会との間でこれぐらいでどうですかという、そういう交渉もして、安くしてするのが筋でしょう。そらあ鑑定士は幾らでも言いますよ、それは。ある程度の……。鑑定士の中にも上

限、下限はあると思いますよ。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今のは誤解を生みますので、はっきり申させていただきますが、うちは固定資産税の評価をして、そして課税もしております。この固定資産税、町の町税はことしが10億5,000万ぐらい、6,000万ぐらいかな、町税の中で。この中で土地だけの固定資産税、これ1億5,000万あるんですよ。これ何をもとにやってるかっていったら不動産鑑定士の鑑定士に依頼して、その評価を出していただいて、それがもとになって価格を決定してる。

だから、それで課税してるのに、今度は買うときには民民の売買でもうちょっとどうかありませんかという値踏みをするということは、課税のほうも考えないかんという話になります。この1億5,000万が値踏みをされたときにどのくらいになるかというようなことです。値踏みもできませんけども、不動産鑑定士を片や一つのよりどころにしとるのに、買うときはそれじゃないと、民民の売買で行くということは、これは理屈に合わないということでもあります。この辺はやはり行政体としてはしっかりとやらないと、これは非常な住民感情としても、行政体への公平性とかそういうことに対しても非常に欠陥状態になります。

この辺だけは御理解を賜りたいというふうに思いますし、先ほど事業費が全体で何億になるかわからんとおっしゃいましたけども、これはちょっと計算を簡単にさせていただくといいんですけども、7カ所あつくらないかんのですけども、マックスで今浦川のやつを950万、まあ約1,000万としましょう。そしたら、これが7,000万。土地が8カ所のうちもう2カ所は下市のところと浦川のところは買わなくていいわけですから6カ所としまして、あれを今の土地が一番、私は今高いところと申し上げました。ですね。そうしたら、簡単に言えば600としましても6×6、3,600万。1億をちょっと超えるということになりますけども、これ安いと思いませんよ。でも、何億というこの言葉にはちょっと抵抗がありましたので、その点は訂正をさせていただきたいと。

（「浜町会館も入れた……」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） いや、答弁中です。

○町長（工藤秀一君） はい。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 私がさっき申し上げたのは、造り物小屋だけじゃなくて浜町会館も含めた値段を言ったわけです。だから、それは十分わかります。で、どうしても……。まあ町長はそういう気持ちで、私も浜町の活性化は必要と思います。

それと、こういう取り組みを、早く言えば馬見原商店街、清和もありますけど、やりたいという要望があった場合には並行してできますかね。あった場合は。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） あった場合という仮定のことですから、どういうものかっていうのを具体的にないといけないと思いますが、各旧町村意識を私が言うわけにはいきませんが、やっぱり地域的なバランスを考えて言われてることだと思います。それが真に、やはり地域の方が望まれて、この地域づくりに絶対必要だと、これはもう取り組まないとその文化が本当になく

なってしまうと。そういうような同じような状況であれば、それはやっぱり積極的に町が応援をしていく、協力していくという話になるかというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 旧町村意識じゃないけど、ほかのところでどうしてもやりたいと言って、その必要性があれば可能ということで受けとめていいですか。

それじゃあ、まず、あと5カ所つくるということでございますが、なるべく、何ていいですか、早く、これはもう本当に二、三年でば一つとつくるような予定をしてやってもらわんと、一つずつつくりよったっちゃ、とてもこれは本当に大変なことだと思います。これは何とか頑張って、町の活性化もなる、まあ250年も続いたという……。250年前ぐらいから続いとるという話も聞いておりますので、何とかしていきたいとは思いますが、いまいち、まあ言いたいところがあるわけではございますが、何とか早いうちにできればいいなとは思っております。

それと、造り物小屋については、そういうことで終わらまして、私はこの3番目の県立高校生徒の助成金についてということで、質問させていただきたいと思います。

今、矢部高校生には確かに……。矢部高校も大事な学校なんですけど、助成金があると聞いております。で、やむを得ず山都町でも、うちあたりの北部のほうはどうしても矢部まで来るのには通学に困難なわけです。それで両親が高森高校に送り迎えしよります。送迎しよります。で、何とか、その燃料費も今ばかになりませんが、何とかこれも少しでも町の助けができないものか、人材育成もせないかん、人権もあるというこの町で、何とかできないかということをお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） ただいまの質問は、通学の助成がどうかにならないかという御質問だったように思いますが、まずはその前に矢部高校と高森高校への助成ということで、現状をお話をしたいと思います。

矢部高校は、御存じのとおり1年生には入学支度金ということで2万円を助成しております。それから2年生、3年生には教科書の補助ということで、教科書の全額を補助しております。そのほかには下宿助成ということで月に1万円ということですが、現在は山都町外、熊本県外ということで、県外からの留学生1名が該当しておるところでございます。

そのほかには、御存じのとおり蘇陽高校と矢部高校が高校再編ということで、蘇陽高校がなくなりましたけれども、それに伴いまして熊本県のほうから蘇陽中学校それから清和中学校の通学区域から矢部高校へ通学する生徒に、熊本県のほうから通学助成があっております。その点につきましては、山都町からの単独助成というのはありません。

それで、五ヶ瀬町から通ってくる五ヶ瀬町9区の子供たちが蘇陽中学校の通学区域となっておりますが、熊本県からの補助が出ませんので、宮崎県五ヶ瀬町から通ってくる生徒に関して通学助成ということで、町から単独助成をしておりますが、現在は1名でございます。その該当者は、

これが山都町から矢部高校に助成しております現状でございます。

続いて、高森高校への助成ということに関しましては、これも同じく高森町から助成があって

おります。入学生には入学料ということで、これは一人当たり5,650円です。それから1年生、2年生、3年生、全学年のそれぞれ教科書代全額が補助をされております。ですから、1年生の教科書代が一人当たり今年度、27年度の1人単価を計算して見ましたらば8,320円となりました。これと1年生の入学料合わせますと1万三千……。ちょっと1万4,000円ぐらいになりますので、山都町の場合は1年生の教科書は補助はございませんが2万円ということで、ここにちょっと6,000円ぐらいの差はございます。

ということが現状で、違いというのは今ありました通学助成と下宿助成ということですが、山都町内の生徒には助成はあっておりません。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 該当者が一人ということですから……。1年生に2万円そして、あと2年、3年生は教科書代の助成ということですね。高森のほうは町から助成がやってる、高森町のほうからやってるってことですね。わかりました。

で、親御さんが大変な苦勞をして送迎されていることが、皆さん、私たちも朝晩よく見るわけですよ。もう通るとわかるわけですよ、車の音で。ああ、今送っていったらな、今帰るよなって。大変だろうなって思いましたので、そういうことができればと思って質問したわけですけど。本当に大変ですよ。で、親御さんが送迎できなくて学校やめられた子も何人かおるそうです。そういう話聞くとときに、ああ、せっかくね、高校行きよるのにやめないかなんら、町が何とかしてね、助けてやらにゃいかんとじゃないかなちゅう気がしましたので、町としても何とかサポートできないかなという思いで、この質問をしたわけでございます。

では、わかりました。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

有害獣対策ですね。これは、きのうも2番議員が言っておられましたが、とにかく実りの秋になってイノシシたちの天国ですよ、今。栗が実り、稲穂が実り、もうこのごろ私も朝晩いつも見回りしてんですけど、もう電気の量がちょっと下がったら飛び込みます。電圧はからんと、電気が弱ったらもうすぐ入ります。それと、このごろちょっとイノシシもまた勉強して、普通2段張るとるんですよ、下から潜るけん。ところが今度はジャンプするんです。うちもずっと周囲は1メートルくらい上げとっとですよ。そしたらもうこっちから向こうにどんと跳んどるとですよ。そういう状況です。

で、お年寄りさんたちが、お年寄りちゅうか高齢者の方が荒らすといかないからということで、自分の田んぼを一生懸命植えてつくっておられます、一生懸命。それで見回りしてやっておられますけど、どうしてもこれは、有害獣はこれはもう電気柵に頼るしかないわけです。朝晩柳井原ちゅうんですかね、猿が出る場所は、ばあちゃんと娘さんがもう畑についとらしたですよ。いつ猿が来るかわからん。帰ったら来て、山ん上から見とってぱっとトウモロコシを全部食べて、帰りにはちゃんと持って帰る。いや、ほんなこつです。あそこ2反ぐらいある道端の畑はパーですよ。10頭か15頭ぐらいの群れで来ますから。

そういうことで、やっぱしうちの町も農林業の町です。やっぱ農家が廃ったら町は元気なくな

りますよ。祭りもできなくなりますよ。農家がおれなくなったら。そこなんです。だから、そういうことで、今電気柵の補助金ですかね、あれが2分の1ですかね。2分の1ですかね、補助金は。で、あれも何人か共同でないとでけんとしてしょう。そこ辺ばちょっとお伺いします。

そして、それとついでに、もうどうしても……。今1農家で土地ばたくさん持つとるわけです。あっちにも田んぼがある、こっちにもある、畑もある。いろんなどこあります。で、どうしても何台も買わんと、1台じゃもう電気の力が3,000メートルくらいしか効かんとですよ。電気のパワーが。それが延長が長くなるとパワーが落ちて効果がなくなります。で、その補助金を、どぎゃんかもう少し上げてもらえんかなちゆうことで、きょうは一応……。そういうことを町民の方から言われました。

それと、もうついでに言うときますけど、ある方がカラスも私も……。カラスは補助金は出ますよ。でも、その申請の仕方がどうかと思って。私はカラスの金をもらっとらんで言わずけん、そらあ、そぎゃんことはないですよちゆうたけど、ちょっと聞いてみますちゆうことで。イノシシとかあげんとは尻尾とか。鹿は何だったかな、鹿も尻尾かな。だけん、カラスはどこで、何でしよるとかな。足かな。何羽確保したとかいうときにね、何で確認しとるのかなと思って。その辺ばちょっとお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。この有害駆除につきましては非常に重要な課題ということで、今回の一般質問でも質問が多数出ております。

今申されました電気柵の助成につきましてですけれども、平成26年度に新たに要綱等を改正いたしまして、補助率も上げております。まず申請につきましては、2戸以上の農家の方の申請であればいいですよということですね。それとあと、補助率につきましては事業費の50%以上を補助いたしますということしております。これも事業費が7万円以上ということと上限は200万までということと現在しておるところであります。

で、申請の中でよく御質問があるのが、2戸で共同した設置をしなければいけないのかじゃなくて、2戸で共同で申請をしていただく。これはより効果的に広域的に被害防止をするという観点から、それとあと使いやすいという、そういう観点からそのような要綱に改正いたしました。ですから、今議員が申されましたけれども、お一人で数カ所持ってらっしゃる方については、もう一人申請者の方を見つけていただいて、その方の箇所も含めたところで2件で申請していただくという方法ができるんじゃないだろうかというふうに御提案申し上げます。

それからバッテリー式と太陽電池式が以前からずっと多かったんですけども、最近は先ほど言われましたように、より被害防止、効果的になるように電圧が下がらないようにということで、電源式という直接家庭用の電源から引張る、この方式がふえてまいりました。これにつきましては、先ほど議員が申されました3,000メートルとかいう表現されましたが、今ほぼこの電源式については1万2,000メートルまでもつというような強力な物が出ております。ですから、こういう物を変えていただいて設置していただく。ただ、この電源式におきましては、補助に電気が参っておりません。ですから、若干事業費が高くなるという、こういうこともありますけれども、

ぜひこういう事業につきましては、御要望に応えるように改変しておりますので、公表いただきたいというふうに思います。

それと、カラスの確認でございますが、これは御本人の何羽捕獲したという御報告に基づいて、申告制で受付をしておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 場所によっては、電柱が通つとるところはそれで十分行けると思いますが、谷底とか……。大体その有害獣が出没するところは谷底が多いんですよ。谷底とか山奥の電柱とか敷地がない、電気やら通つとらんところですね。ほんでもう、場所も悪いし高齢者で朝晩行くのも大変苦勞されております。で、いつ入るかわからんということで。雨降りなんかはもう夕方入つとりますから。

本当に大変な御苦勞をされておりますので、できればそういう農林関係の有害関係にも補助を少しでも上げていただけたらなということで、質問させていただいたわけですが。本当にお年寄りの方が年金暮らして、やっぱ田んぼやら小さな畑を少しずつ植えられております。そして被害に遭われたら、もう腰が曲がつとらすじいちゃん、ばあちゃんはたまがりますよ。がっかりされます。収穫を目の前にして。

そういうことで、やっぱしできれば50%をまた少しでも上げていって、やっぱし町の産業である農林業が衰退しないように、衰退はもうしていくかもしれないけど、何とか現状維持でやっていけるように町の応援が欲しいんじゃないかと私は思いますが、町長、どうか思いませんか。よかですか、もう、今の補助金の問題については上げて……。違う、上げてもというか、上げてもらえる意向がありますかね。できませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 一番、本当にこれ、一番、有害鳥獣対策については生産意欲を低下させるということで、本当に農業に関して、農業に携わってる方にとっては一番の悩みの種だというふうに思います。

このときに、補助率をちょっと上げるという話になると、近隣の町村のやっぱり絡みもございます。要するに、余り高くしてしまうと猟師の方がこちらのほうでかなり多目にとられるという話にもつながってまいりますので、近隣の町村の動向と合わせて、そして、まあ近隣の町村も一緒になって上げていくような取り組みがこの場合必要なのかなという気がいたします。この辺も担当課通じて少し、協議会みたいなのがありましたならば、そこの中で話し合うだとか、県を通じてその調整をやってもらうとか、一体となって上げたほうが非常に効果的になると思いますので、その辺で取り組ませていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 町長が近隣の町村と見比べてやっていくというような言葉でございますが、そういうことばっかしよつたら、いつまでも……。これはうちはとにかく山で有害獣が多いわけです。谷も広いわけです。頭数も多いわけです。だから、もうそのわなの免許とか狩猟とか、そういう何も持っていない人はもうこの柵に頼るしかないんです。もう柵に頼るか、田んぼに

座り込んで来るのを待って追っ払うかしかないんです。まあ、今のところその有害獣のほう
が人を襲わないからいいですけど、もし……。去年かいつかあったでしょう、色見か何かで、ど
こでか、イノシシのわなにかかったので襲われて。ああいう襲ってきた場合なんかは、これは高
齢者の方はもう逃げ切れません。やっと歩いておりますから。

そういう観点からも、隣接町村ともいろいろな兼ね合いはあると思いますが、できれば少しで
も補助率を上げて、高齢者の農家の方を助けてあげたいと思っておりますので、よろしく願い
しときます。

それでは、最後の質問に入ります。

うちの町も……。私この前、この6月か質問したんですけど、聞き忘れておりました。職員数
は大変うちの町は多いということであったんですけど、それにどうこうして、大変失礼な話なん
ですけど、職員の病気とかいろんなことで長期に休まれてる方がおられると思います。そういう
方は早く復帰して、現場に戻ってもらいたいわけですが、どれくらい的人数がおられますかね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま議員のほうから早く、心身の故障等で長期で休んでる職
員については復帰してほしいという、ありがたいお言葉をいただいたところですけども、公務
員を取り巻く環境というのも非常に地方分権の進展ですとか、住民ニーズの複雑多様化等によ
りまして、非常に責務というのも高まってきております。また、行革による組織の減量ですとか
事務の効率化、そういったことで職員の受ける精神的な負担ですとかストレスというのも増大し
てるということもございます。

ある機関で調査がっております地方公務員の健康状況調査の結果がございすけれども、長
期の病気休暇中精神的な疾患によるものというのは年々増加の傾向にあるという傾向でございま
す。こうした傾向につきましては、職員に対するメンタルヘルスを、対策をきちんとやっていく
ということが地方公共団体にとって喫緊の課題であるということもでございます。

で、今議員お尋ねの心身の故障によります長期休業の職員ということですけども、本町にお
いても、先ほど申し上げましたような理由によりまして、若干名はおるところでございす。数値
につきましては、当該職員の特定制ということにもつながりかねませんのでお答えは控えさせてい
ただきたいと思っております。健康状態につきましては、職員の健康に関する個人情報の最も基
本的なものというふうには思っておりますので、そういった個人情報についてはしっかりと守って
いくということで考えておるところでございす。

何分にも長期に職場を離れる職員につきましては、不安感ですとか疎外感、それから周りに迷
惑をかけてるんじゃないかというような罪悪感ですとか、はたまた、またやり残した仕事に対し
ます焦燥感などさまざまな感情を感じる場合がございます。このようなことにも十分配慮して、
本人の不安感を和らげて、先ほど議員からお言葉いただきましたように安心して治療に専念する
ことができ、早期の復帰ができるようなことを促していきたいというふうには考えております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 今、いろんなことがあると……。まあ、個人プライバシーのこともあ

るものですから、人数とかそういうことは控えさせていただくということでございますが、そういう病気治療中の方と連絡ちゅうか……。連絡はとれとるわけですか、全然ないわけですか。病気はどうですかとか、そういうこちらからの、執行部からの連絡ちゅうか、やりとりはないわけですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほどメンタルヘルスに関します施策ということをお願いしたところでございますけども、まずはやはり予防というものが、まず一番最初に大事なことかなと思っておりますので、実態把握、これをやるということと、ハード・ソフト両面での職場環境づくり、さらには職員研修や啓発活動ということもやっておるところでございます。

また、今連絡というふうに申されました。相談体制の整備ですとか、当然に本人に対しましてはこちらのほうからも相談等の支援を行っているということでございます。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） やっぱ、その病気で治療されてる方にはこちらからもですね、連絡を差し上げているということでございますので、できるだけ早期に……。精いっぱい治療されて、早く現場に復帰させていただきたいと思っております。

そういうことで、もう時間が来ましたので、いろんなこと申し上げましたが、何分私としまして町がよくなるように一生懸命やるとるわけです。そしてまた、地域もよくならにやいかんし。ことしは高齢化が進んだこの農村、また町の商工会の疲弊もなって、どんどんどんどん進んでおります。そんな中にどうやって町を守っていくか、これはあと1分ほどありますから。

きのうか、ちょっと私帰るときに清和のある人に会ったんですけど、うちも祭りやりたいって。氏子っていいですか、150戸ほどあるそうです。ほんで「1戸当たり1,000円ずつ集めたいんだけど、1,000円出してくれん。500円しかでけんかった」というお話を聞きました。で、あとはその代表者の方が「私がもう言いだしたことだけん、私が出しかえてやる」とかいう話もきのう聞きましたので、そういう小さな集落の小さな祭りも何らかの……。自治区側に金やってるから、それでやってくれじゃなくて、何らかの町の手厚い保護策もやってもらえれば、地域のお年寄りさんたちもたまには集まって飲み会でも開いて元気なパワーが出るんじゃないかと思います。できればそういうことも考慮された上で、小さな集落にも手を差し伸べていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって13番、佐藤一夫君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後3時14分

9 月 10 日（木曜日）

平成27年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年9月3日午前10時0分招集
2. 平成27年9月10日午前10時0分開議
3. 平成27年9月10日午後3時45分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第57号 山都町清和高原野菜市場条例の廃止について
 - 日程第2 議案第58号 山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第59号 山都町保育所条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第60号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第5 議案第61号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第6 議案第62号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第7 議案第63号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第8 議案第64号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第9 議案第67号 物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	増田公憲	蘇陽総合支所長	有働章三
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐良士	山の都創造課長	檜林力也

農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第57号 山都町清和高原野菜市場条例の廃止について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第57号「山都町清和高原野菜市場条例の廃止について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。議案第57号について御説明申し上げます。

議案第57号、山都町清和高原野菜市場条例の廃止について。山都町清和高原野菜市場条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成27年9月3日提出。山都町長。

提案理由。山都町清和高原野菜市場の供用を廃止することに伴い、山都町清和高原野菜市場条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次ページをおあけください。

山都町清和高原野菜市場条例を廃止する条例。山都町清和高原野菜市場条例（平成17年山都町条例第121号）は、廃止する。附則。この条例は、平成27年10月1日から施行する。

6月議会におきまして御報告しましたとおり、有限会社清和高原野菜市場に対して、5月22日、公の施設、清和高原野菜市場指定管理者の指定取り消しを行いました。平成16年に開所以来、アンテナショップということで営業を続けられてまいりましたが、数年後、大型ショッピングセンターの進出などにより、立地環境の変化や消費者動向もさま変わりし、開所3年目から赤字続きでございました。このような状況が続く、これ以上、会社経営は難しいとの理由により、会社からの指定管理者指定取り消しの申し出があり、取り消したところです。

現在は、土地建物について、事実上供用しておりませんので、設置条例の廃止を行うこととい

たしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） すんなりと、そうですかとは言えないんですね。今後の教訓にもしたいと思うんですよ。こういったアンテナショップは、単なる思いつきでこういうことをやってしまう。今、鹿児島だったかな。福岡に、鹿児島県のある町がアンテナショップを出している。これは、こういった構えをしないで、普通のお店の店先に置かせてもらって、そして、消費動向をそこで探っていく。ひいては、それが産物の宣伝にもなるということでしょう。これを最初からスーパー形式で始めてしまったと。見通しが最初はどうだったのか。どう考えても、夏秋野菜しか、直売はできないんですね。朝採れの野菜だといううたい文句でした。あのころ、テレビでも盛んに宣伝されました。

しかし、当時から、私も、まだ合併していませんでしたから、これは非常に危ういなど。私も商売の経験がありますから、野菜を朝市に行って、自分で競りをして、とってきて、販売しておりましたから、危ういなど思いました。夏秋野菜しか期待できないのに、通年で、清和産の野菜が売れるかのような宣伝をするというのは、一つの宣伝の偽装でもあるわけですね。これはもう、今後の大きな教訓にしなければならない。合併してみたら、そのとき、あわせて2億700万だったかな。土地、建物あわせて2億ぐらいで、後でそれを詳しく教えてください。そして、運営資金に700万出しています。これはそのまま合併町が引き継いでいるわけですから、これは指定管理を廃止しました、破産しましたので、破産申告をしましたということでもいいのかということです。今後の課題がありますので、少し詳しく教えてください。

そして、土地、建物は供用していないという話ですが、最後は、この土地、建物、財産はどうなるのか。町がこれまで出資したのは、全額、そのまま損失として、町は処理して行かざるを得んでしょう。このことについては、総務課長のほうが説明をしてください。こういうものの最終処理はどうなのか。うちは三セクをいっぱい抱えています。こういう三セクが次々に出ないことを期待しながらも、出るかもしれません。そのときの最終処理はどうなるのか。全部、町民が負担するということになってしまうんですね。議員でも、首長でも、有権者から選ばれる。どうしても、その場合、パフォーマンスをしたがる。有権者の人気をとりたがる。私だって、それは同じだろうと思うんです。そういう心理が働きます。そのことによって、この納税者に多大な損失を負わせるということは、許せません。

そういう意味で、私は、合併してからずっと、まだ言うのかと言われるほど、三セク問題はこだわり続けてきました。いまだに残っている三セクについては、赤字の垂れ流し状態もあつていきますので、これは貴重な教訓にしたいと思いますので、もう少し詳しく教えてください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） それでは、少し野菜市場の概要につきまして、御説明申し上げ

げたいと思います。

平成16年4月に、土地、建物等の取得が行われております。土地につきましては、菊池郡の合志市でございます。こちらに面積515.67平方メートル、156坪でございます。それから、建物につきましては、建築面積が240.57、73坪、2階建てでございますが、そのほか駐車場としまして137.5平方メートル、41.6坪の土地、建物をつくり、そちらで営業を始めております。土地の取得額が5,450万円、それから建築工事費が3,790万円、また漆器備品等が1,998万円と、店舗のサイン、これが470万円。その他備品等でございますが、加えまして1億2,623万円、その当時、投資をいたしております。その他、営業資金としまして、補助金等も流れているような状況でございます。

当初から、合志市ということで非常に遠いところでございましたが、この会社の農産物を出荷する出荷協議会につきましても、地元の農家の方々に組合をつくっていただき、出荷をしておりましたが、先ほど申し上げましたように環境の変化といえますか、非常に大型のスーパーもできましたし、大型の食料を売るようなスーパーもできております。特に、加えて大駐車場を抱えているということで、まさに郊外のスーパーとしては、知名度を持った、そういうキャパを持った大型店が近隣にできたと。また、そういうものを見越してかわかりませんが、産直店という形でやっていたところについては、撤退したという状況はかなりございました。

そんな中、消費者の動向も変わりましたし、また生産者も高齢化いたしました。それから、自立した生産者もできてまいりますと、共販のほうに大量に流れていくという形がございますので、やはり出荷物も非常に減ってきたというのが事実かと思えます。そういうものを含めますと、他の市場から仕入れを行う。それから、県外のほうの活動が優先してくるというような状況が、やむなく店の展開としては始まったということでございます。

そういう中で、出荷協議会も少しずつ離れてまいりましたので、どうしても山都町の野菜も減ってきたという現実がございます。

コンサルのほうのお言葉にもありましたが、やはり野菜だけでこれをもうけていくのは難しいというのは、もちろんそうでございます。1個の小売単価についても、非常に低いものをそこで売り上げていく。そこから収益を上げていく。これには、野菜のほか、お米が主要な農産物として出てまいりまして、ただ、清和の高原野菜という知名度は残っておりますので固定客はおられました。ただ減っていったというのは事実でございます。

そういう状況を踏まえながら、町といたしましても、その都度、経営コンサルを入れながら、店の経営転換もお願いし、また、店舗の彩りといえますか、配置等もそういう御提案を申しながら進めてまいりましたけれども、3年目以降、単年度赤字が毎年続いてきた状態でございます。

そして、ことしの4月に入りまして、会社のほうから債務超過になるということで、これ以上続けていくことはできないという申し出があり、6月の議会で申し上げましたように、指定管理の取り消しを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

ただいま、財産の処分の件であると、お尋ねだというふうに思っております。行政財産の用途廃止が行われました際には、普通財産に移管をするということで、所管のほうは総務課のほうに移ります。

この普通財産というのは、御案内と思いますけれども、最も効果的な保全活用、運用等が求められるということでございます。この運用の中には、譲渡ですとか、貸し付けということも含まれておりますので、今後、その市場の設立の趣旨、それから、今、課長が申し上げましたようないろいろな状況を踏まえながら、処分、さっき申し上げましたような譲渡や貸し付けを含めた処分を検討していくということになるということでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 最初から武家の商法というか、親方日の丸的な発想があったのは間違いないですね。民間だったら、市場調査をします。ここが将来、どのような購買形態、消費形態になっていくかということは、これは十分調査するんですよ。これ、今、課長が言ったような購買層が、そして、人の流れが変わっていったと。これをスーパーあたりは、それをかなり綿密に調査をして、ここならば将来ともどもやっていけるという見通しを立てます。

あるいは、経済市場の激変があって成り立たなくなったらいつでも撤退できるという体制で始めるんですよ。それが、親方日の丸でやる場合は全くない。あとは町が何とかしてくれるんじゃないかという深層心理が必ず働いている。それを私どもは教訓にしなきゃならんと思うんです。これがこの結果ですから。

特に、供給が、夏秋野菜以外には供給はできないことははっきりわかっているわけでしょう。加えて、生産者が高齢者化なさったということもありましようけども、基本的には、あとは普通の八百屋さんの営業形態だったわけでしょう。卸屋から買ってきて、そして、それを売ると。何のことはない。産直じゃないんですよ。産直偽装なんです、これは。

これは言っても詮ない話でもあります。亡くなった子供の年齢を数えるようなものですから。しかし、後の債務債権はどうかのかが一つ。はっきりしときたいと思います。今、普通財産に、今度移管するとなりますが、これは抵当も何も入っていませんかね。途中で運営がうまくいなくなって、抵当に入れて銀行借入、そういうものが全くないのか。そして、これはもともと町の財産として買ったものか。この組合は、これは有限会社でやっていたのかな。この法人が取得したのか。合併半年前に、私の言い方をすれば、駆け込みでこれは開店しているんですね。当時の責任者がこの前、あるところで私をつかまえて、「駆け込みなんて、生易しいもんじゃなかったんですよ」と。生易しいものではなかったならば、もっと、今私が言ったような調査をして、綿密な調査をして、今後の営業展開も考えなきゃならなかった。これは高原市場だけの問題じゃなくて、他の三セクにも通じる問題だから、私はあえて申し上げているんです。この資産と負債、この関係は今どうなっていますかね。最終的には、町の責任はどうかの。

あ那时候、出資者が何人かおりましたね。90人近くおられたと思うんですよ。そして、町が出資割合を5割以下にするように、直前になって、あれは17年2月8日だったかな。7日か8日に、

直前になって、町の出資割合を4割以下に減らしてあるんです。これは合併して、町が経営に口出してもらっているのは困るという気持ちが働いたのかなという気さえするんです。これは、蘇望苑の場合もそういうことになっています。もっと違う形で、善意の働きでそうなったのかわかりませんが、私はどうしてもそうしか思えません。町の権限が及ばないように、通常は及ばないように、町の出資比率をあえて人為的に落としたと私はそういうふうにはずっと解釈しております。

その辺のところも含めて、最終的にどうなのか。町の実任、あるいはその前に、資産と負債の現状はどうなっているのか。最終的に、町は責任を負わねばならぬのかどうなのか。たしか債務超過が何百万かありましたね。これの処理はどうなっているのかということも含めて、お答えください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。まず、土地、それから建物につきましての所有権は町でございます。こちらについての抵当権という、そういうものは何もついておりません。また、会社がこうむった負債につきましては、あくまでも会社の負債でございまして、町の負う責任というのはございません。これは、有限責任ということで表現されますが、地方公共団体の株主としての地位は、他の株主の方と何ら変わらないということで、出資した範囲内を責任とするということでございます。

また、今申し上げましたように、町も議員の御指摘のように、出資金を出しております。これが65口ということで325万円。これにつきましては、申し上げましたように債務超過、既に資金のほうも使い果たしていると、経営のほうにですね。そういう状況でございます。現在、8月19日に入りまして、この破産法の手続、裁判所からの決定を受け、破産管財人が今手続を進めております。そういう中、建物の中に会社の備品等もございまして、この行方を見守りながら、慎重に対応してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「山都町清和高原野菜市場条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第58号 山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第58号「山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第58号について説明をいたします。

山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部改正について。山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることとする。

平成27年9月3日提出。山都町長です。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

めくっていただきまして、説明につきましては、まず、手数料条例の一部改正のほうから行いたいと思います。

新旧対照表のほうで説明をしたいと思います。この改正につきましては、提案理由で申しあげましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法と言います。及び、外国人登録法が廃止されましたことに伴いまして、関係規定の整理を行っているところでございます。

この新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行の別表、第2項中、及び外国人登録法、アンダーラインが引かれている部分でございます。これと表中の外国人登録原票記載事項証明書の交付手数料1通につき300円。こちらの項を削るものでございます。これは、先ほど申しあげましたように、外国人登録法が廃止をされまして、新たに外国人住民の住民基本台帳制度がスタートしております。外国人住民の方にも、日本人と同じように住民票の写しが交付されることによるものでございます。

次に、番号法の関係事務としまして、改正後の3、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係事務というところでございます。アンダーラインをこれも引いてございますけれども、これも通知カードの再交付手数料について、1件につき500円という1項を加えておるものでございます。

昨日の一般質問においても説明をしましたとおり、本年10月以降、住民票を有します全ての方々に、一人一つの12桁からなる番号が通知をされます。これが通知カードと言われるものですが、初回の交付については無料ですけれども、これを再交付する場合は手数料が発生するということですので、その規定を定めたものでございます。

ページをおめくりください。

続く第2条、現行の2のほうですけれども、住民基本台帳カード交付手数料又は当該再交付の手数料、1件につき500円。これを削ります。これは、番号法における個人番号カードが交付されることに伴いまして、住民基本台帳カードの交付が行われなくなるために整理をするものでございます。

次の3、改正後の表にあります、個人番号カードの再交付手数料でございます。これも先ほど通知カードで申しあげましたように、初回は無料で交付されるものですが、再交付する場

合は、手数料が1件につき800円を要するというので、その項を追加するものでございます。

新旧対照表のその次の3ページになりますけれども、ここからは、山都町個人情報保護条例の一部改正関連でございます。

今回のこの改正につきましては、いわゆる番号法の施行に伴います関係規定の整理を行っておるものでございますけれども、ごらんのとおり、非常に量的にも多く、複雑多岐に及びますので、条文の一つ一つの説明については割愛をさせていただきまして、概要と趣旨について簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

きのうの一般質問でも、繰り返しになりますがありましたように、番号法により割り振られます12桁の個人番号、この個人番号は強力な個人識別機能を持つことから、他の個人情報と比べ、高い要保護性があるとされております。番号法では、特定個人情報、これは個人番号をその内容に含む個人情報のことを言います。これについて、現行の個人情報保護に係る一般法、個人情報の保護に関する法律等ですけれども、これよりもさらに厳格な個人情報保護措置が講じられているところでございます。地方公共団体におきましても、この趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な扱いが確保され、並びに保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものとされたものでございます。

これを受けまして、特定個人情報関連の取り扱いについて、条例改正を今回行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 質問ということじゃなくて、要望いたしておきます。

きのうからお尋ねしておりますが、とにかくくどういようですけれども、この個人情報が今の段階では各省庁、縦割りで、独立した形でカードに入られます。それが一つのサーバに組み込まれるのかな。今のところは、それは絶対、名寄せはできない形になっていますね。そうでしょう。今、個人情報は、それに基づいて、こういう形で目的外に使用しちゃならないとなっているんです。

この個人情報保護、これは大変結構なことですが、一方で秘密保護法があります。これをリンクさせながら権力の情報を隠してしまう。権力者の情報を隠してしまうということで、これはメディアのほうから、物すごく批判もあっているんですね。私どもは、そういう形で一見いいことをやっているように見せかけながら、この国が大変な秘密を持った管理社会になってしまうという恐れがあります。

そして、各省庁、縦割りできて、絶対、名寄せはできないとなっていますね。30年からでしたか、私たちの預貯金も、証券、預貯金、全部丸裸で入れられてしまう。あるいは、疾病記録もそれに入れられる。全部これは独立しているんですね。財務省、それから厚生省という形で独立している。これは、絶対一つに名寄せはできないという法律にはなっていますが、憲法違反までし

て戦争法をつくる内閣ですから、これはいつでも自分たちの都合で名寄せをぼんどできるんです。ボタン一つ押すと、私たちの情報が丸裸でカード1枚に入ってしまう。そういうことも含まれているということは、私どもはそういう問題意識を持って、この条例を見ていきたいと聞いたところです。

ですから、町としても十分、個人情報保護の上と、カードを落としたりして、お年寄りが成り済ましとか、そういうことの被害に遭われないような、あるいはきのうも言いましたように、DV、暴力、これで逃げてきている人の住所までわかってしまうという、そういう批判を、窓口は大変だろうと思うんですが、神経を十分使いながら、今後、運用してもらいたいと要望いたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第59号 山都町保育所条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第59号「山都町保育所条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第59号について説明をいたします。

議案第59号、山都町保育所条例の一部改正について。山都町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成27年9月3日提出。山都町長。

提案理由です。平成26年3月24日、山都町保健福祉総合計画策定委員会から町長に対し、保育園の統廃合に係る答申がなされ、これに基づき、白糸保育園及び菅尾保育園を平成28年3月31日、浜町保育園及び浜町第二保育園を平成29年3月31日をもって閉園することとする。これに伴い、保育所条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。次のページのその次のページ、新旧対照表、現行、改正後のところを見ていただきます。

第1条の現行ですが、白糸保育園、それから菅尾保育園のところを削除し、改正後は、その残

り七つの保育園のほうで運用をしていくということになります。それから、第2条の部分におきましては、現行、浜町保育園と浜町第二保育園を削除し、改正後は、削除した五つの保育園になるということになります。

表紙の裏のほう、次のページを開けてください。

附則。この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。この保育所の統廃合につきましては、きのうまでの一般質問で非常に議論がなされておりました。それは、統合後の名称についてのことが出ております。これが一番ですね。出ておりますけれども、答申を見ると、すんなりそれを読むと、2園を閉園して同和保育園に統合するというふうに書いてあったと思います、答申書はですね。ですから、それをそのまま理解すれば、閉園して同和保育園に行くんだなということですね。そのことについて、そこが新築になったから、それは名前を変えるべきだとか、改築だからどうだとか、改築だとか、増改築だからとか、新築だからとかいうことじゃなくて、それは関係なくて、そこに統合するという答申が出ておりました。出ておりましたよね。そのことについて、町長のほうからは、名称については12月に判断をするというふうな猶予が持たれております。

ただ、これだけ議会で議論がされるのに、その答申の諮問委員会の中で、議員さんがこの中から2人は委員さんが出ておられると思いますけれども、そこに統合する、同和保育園に統合するという結論を出したとの経緯、真意ですたいね。当然、それをすんなり読めば、そこに統合するから名前もそうなるだろうということは察知できるわけですがけれども、その中で、統合するかな、じゃあ、名前をどうするんだということまでの踏み込んだ議論はなかったのか、私は関係した委員さんにお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議員にお答えいたします。名称については、その当時、委員会の報告を見せていただきましたところ、名称については議論をされておられません。

○議長（中村一喜男君） ほかに。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 質問をいたします。

ずっと一般質問とか、いろいろ、大変この閉園については論議をされているところでございますね。これは十分理解できますけれども、今、8番、工藤議員がおっしゃったように、この冊子は議員に配つとうですか。どうですか。配つとらんでしょうが。そういうことをするから変なふうに行くんですよ、この町は。ちゃんと平成27年3月山都町子ども子育て支援事業計画、立派な冊子があるんですよ。我々議員は誰も知らんですよ、こういうのがあるということは。その中に、

今おっしゃったように、ちゃんとうたってあるでしょうが。山都町公立保育所再編計画書と。そして、昨年3月に保育所の統廃合に係る答申が下記のように出されました。ちょっとここだけ読んでみますよ、大事なところですから。「矢部地区において、浜町保育園、浜町第二保育園、白糸保育園を閉園とし、矢部同和保育園に統合する。なお、周辺整備を含む現庁舎の増改築を平成28年度までに行う」。立派な計画になっとうですよ。それを議論しなければいけないということは、執行部の怠慢ですよ。はっきり申し上げます。もう少し議員を大事してくださいって、僕言うたでしょう、一般質問のとき。それをちゃんと議員に最初から説明しとれば、何も問題なかったですよ。ただ行き当たりばったりの、「ああ、それがよか」、答申が出たと。それも無視する。そういうやり方をするから、全てこういうことをするから、こういう問題になってくるんですよ。こげん立派な冊子ができとんなら、なぜ配らんとですか。それを問います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。本当に、この子ども子育て支援事業計画のほう、3月に発行し、その後、皆さんのほうに配付し、説明をできなかったことに関しては、本当に申しわけないと思います。今後、そういうことがないような形で丁寧な説明と、計画のほうも含めてやっていきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 先ほど答弁の中で、何も統合後の名称についての議論はなかったということでありましたけれども、なかったということは、そのまま同和保育園という名称で、統合、吸収合併ということで、そのときの委員さんたちは、みんな合意をしたわけですかね。そのところが私は知りたいんです。答申が出とるわけですから、そういう形ですね。ただ、町長が12月までに私が判断しますと、猶予を持って判断しますと答えられたから、これはこのまま、条例はそういう形で、今の条例もそうなっております。そのまま残った形になっておりますけれども、それは新しい名称が決まれば、それに名称を変えれば変わるわけですけども。

そういうことで、そのときに、それでいいというふうに判断をみんながされたのかどうかをお聞きしたいと思います。そりゃあ、統合するなら新しい名前にせにやいかんじゃなか。場所はどうかと。そういう議論まで、それはあつてしかるべきと私は思いますけどですね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 先ほど説明をしましたように、報告の内容等を見せていただいて、その中には場所のほう、先ほど答申のほうに出ていますように、閉園をする時期、それから増改築と統合するという、その部分に関して以外は、名称等については出ていないということです。

ただ、答申を受けた中で増改築というふうなところがありましたが、これまでいろんな議論をさせていただいた中で、やっぱり子供たちの安心安全、そういう子供の健康のことも含めながら考えていった中で、新築という案が出てきております。それを受けて、いろんな情報が保護者会、それから各4園の保護者会等に説明をしていく中で、いろんな方たちの意見が出てきて、新築、

新しく保育園を建設するならば、名称のほうも変えたらどうかというふうなことが出てきて、その中で、名称等については、今後、12月までに、町長のほうが決定をするというふうなところを出したところです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今聞いていますと、私、本当に今、9番議員が言われとった冊子、計画、子育て会議の計画、これが3月に出ているのは知りませんでした。これはやっぱり、そのときには答申どおり、増改築って出とったんでしょ。出とったんでしょ、今言われたように。じゃあ、増改築って出とったのを踏まえて、ああいった冊子を配って、また議会の中で議論をせにゃいかん。それは置いといて、きのう質問しましたよね。答申が出とるけども、増改築と答申が出とるけど、いろんな会議を経た中で新築になったと。2億7,000万の新築を、概数ですけど予定しとるという話ですけども、話がどうも、聞いとるとおかしい。

今、8番議員がおっしゃとるのは、答申の委員さんたちについての話かもしれませんが、そういった答申が出とって、増改築という答申が出とって、あくまでも答申で、そういう中で受けて町長が増築から新築に変更したわけでしょう。名称についてもしかりですよ。そういうのは、そういう過程の中で、最後は答申を受けて、全て町長が最終決断するわけです。答申どおりにせえっていうわけじゃない。答申どおりせんなら、増改築で行かなんですよ。答申どおりするならば。

だから、答申どおりをどうのこうのと言うのはおかしい。それは、答申を受けて、最終的には町長が判断することであって、なおかつ今言ったように、9番議員が言ったように、ああいう計画があるなら3月に議会に説明をして、そういった議論も、新築の議論もあるというのも説明せにゃならん。そして、きのうも言ったように、本来ならば当初予算に新築の話を出してこにゃいかんわけですよ。こぎゃん、9月の時期に出さんでもですね。話がどうもつじつまが合わん。課長、町長でもいいです。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 子ども子育て支援事業計画、これは会議がいっぱいいっぱいまでありまして、これは印刷も含めると3月末日までかかったであろうというふうに思います、日程から言いますと。3月の議会に説明をするいとまがなかった。ただ、6月の議会にはお見せをしてよかつたんじゃないかなというふうに思います。その辺ができなかったことについては、本当におわびを申し上げたいというふうに思います。

江藤議員が今言われたように、答申を受ける、これは私のほうが諮問をする、これこれこういうことについて諮問をしたいということで、説明をしながら諮問するわけですが、それについて答申を受けると。委員会のほうから。その委員会のほうから受けると。そして、あくまでも計画決定は、最終的には町長がするということであります。ここはどんな委員会、諮問機関であっても一緒であります。ただ、計画決定に当たっては、その答申がそのまま行けるかどうかという検討をまずやるということと、そしてあわせて、それについては、この保育園のことでありますか

ら、今後の将来の子供の出生数だとか、人口をどのようにこの町の将来を考えていくんだと、そういうところまで非常に大きなことを、統計的なことだけじゃなくて、この町の将来をどうするんだということまで練った上で計画決定をしなければならなかったということでもあります。

ずっと人口が余り変わらずに推移しているなら、人口ピラミッドも適正なピラミッドを形成しておればこういうことはない。でも、今のような人口の急激な減少をしている中で人口をふやさなければならないということを考えた場合、この規模決定を行うに当たって、将来の子供の出生数、この人口、ゼロから5歳、そういう段階の世代をどうやってふやしていくんだと。そういう基礎的なことまで考えざるを得なかった。それがやはり時間がかかったということでもあります。それで計画決定がおくれたということでもありますので、それについては少し時間がかかったことについてもおわびを申し上げたいということでもあります、そのような理由です。

ただ、増改築というのは、先日の全員協議会でお話ししましたとおり、ここの現場も見、状況も見、そして今の調理室の非常に狭さ、トイレの改修の必要性、そして雨漏り等の今の季節の状況、職員室の問題、そして加えて、この町が子育て環境ではほかよりも優れている。子供を育てるならここで育てたい。そして、ここで産みたいと言われるような町づくりをするためには、子育て支援センターを併設し、そして加えて、今求められている病後児保育室、これも設けて、充実した環境整備を一緒にこれはやって、一日でも早くこの町が、考え方もすごいんだけど、環境整備もすぐれている、そういう町として売り出せるように、そしてまた広くPRできるように、この計画をしたわけでもあります。

それについては、増改築から新築ということは、比較設計をさせていただき、そしてなおかつ専門家の意見をつけさせていただいて検討をした結果を申し述べました。決定は増改築でありました。私どもの答申を受けて、決定は増改築でありました。その検討をした結果、やっぱり新築のほうが、どうもこれは適切ではないか。そういうふうに思いますので、今回の全員協議会で説明をした。それが非常に、3月から検討するいとまがいっぱいいっばいまでかかったと。それで、この前の全員協議会でその検討結果を出すのが精いっぱいだったということも御理解を賜りたいというふうに思います。

そして29年4月、統合した保育園が開所しなければなりません。そのタイムスケジュールを考えていくと、この9月がタイムリミットであります。設計まで、それなりの時間がかかります。来年1年で建築もしなければなりません。そういうこと何とぞ御理解をいただきたいと思っておりますし、これまでの不手際については、重々謝罪を申し上げてお願いを申し上げたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 課長、ちょっとお尋ねしますが、この統廃合計画については、前期の厚生委員会、そして今度の厚生委員会、前期の委員長さんは文範委員長だったかな。それから、今度は藤澤委員長か。それぞれにこのお諮りになってきたのかな。そして、また22諮問機関にも諮ってきたと。私どもはそういうふうに聞いてきております。決算審査でも、そういう報告だっ

たと思うんです。いろんな場面で、この結果については答申が一貫してきております。それを踏まえた実施計画も、私どもは承知しております。今度初めて聞いたわけじゃないんですね。ですから、その辺では、我々議会としても一貫性がなければならないと思います。

そして、増改築だったのが新築になったのが聞こえないというお話のようですけれども、周りにも私立保育所は立派な保育所が建ちました。1園当たり1億何千万か補助をしています。これにはほとんど論議はなく、みんな賛成しているんです。気づいてみたら、自分たちのほうは大変老朽した園舎で子供たちを育てている。子ども子育て支援を充実させる、それを町づくりの柱にしていくというには、余りにもいびつな格好だと。これは、公立の子供たちにとっては、大変な不公平をもたらしているんですね。これは、早く、私は解決すべきだと。同和保育所を皆さん、ごらんになったかな。見れば、あれは修繕したり増築したりする余地はないんですよ。新しくつくり変える以外ない。また、そのほうが2,000万安かったかな、この間の試算では。

ですから、これはこれからの子供たちの子育て環境をつくっていく上に、特に、今、保育所までが市場原理にさらされている。その中で、町は、一つぐらいは、町長が言う基準保育所としてのきちんとした保育環境をつくるというのは、これは極めて大事なことですよ。この町づくりの大きな柱にしていく。これをきちんとやっていくことによって、一番心配されている矢部高校の問題にもつながっていく。そういう町づくりをしようじゃないですか。

だから、この保育園だったら、ここで将来、ここが保育料も安い、私はきのうから保育料全廃の提案をしておりますけれども、そういうところで育てようと。中身もいいし、条件もいいと。こんなすばらしい町ならば、ここに移住しようとか、あるいはこちらから出ていこうなんていうことはないと思うんです。

中枢圏構想の中には、あるいはそのまま読めば、ベクトルが熊本市に向かってしまっている。発想はですね。そうじゃなくて、熊本都市圏からこちらに移ってくる。あるいは、通ってくる。そういう若者たちを呼び起こす一つの起爆剤にもなるかなと思いますので、これは答申どおり、きちんとやってもらうことに私は大賛成です。

一つだけお尋ねしますが、この2期にわたって、この厚生委員会にどういうお尋ね、あるいはお諮りをなされたか、論議をいただいたか。あなたのときだけじゃない。その前任者からかな。名指しで申しわけないけれども、後藤議員が課長さん時代からだったかな。そういう論議が始まっておりました。私もそれは承知しております。そして、各厚生委員会に2期にわたってその論議をいただいて、それを踏まえた上で、また諮問機関に諮問されたんじゃないかなと思いますが、その順序はどうですかね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） お答えします。この26年3月の答申が出る1年前に、25年3月に第1回目の児童福祉部会のほうで、しっかり今後これからの保育園の統廃合の部分に関して話し合いをされて、26年3月に、今回、答申のほうを出されておりますが、その間、議論されたメンバーが今の厚生常任委員さんのほうで議論をされているというふうなところです。

○議長（中村一喜男君） 59号の説明について、質疑をお願いいたします。私が指名します。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 私がちょっと口火切ったから、変な方向に行っているから、私もじくじたる思いをしているんですが、私はただ、公立保育園のあり方とか、そういうのを問うているんじゃないですよ。理解しとってくださいね。私が言うのは、あなたたちのやり方がおかしいということだけを言いたいんですよ。こんな立派な、できとるでしょう、冊子が。なぜ、これを…。早く配れば、みんな理解するとですよ。中村さんが言われたのは、全くそのとおりですたい。中村議員が言われるのはね。

しかし、それは一般議員には何もわからんでしょう。そこの委員会に属しとる人だったらわかりますよ。しかし、私たちは全然、厚生常任委員会でどういふのがありようとか、何も途中経過もないし、いきなりこの前、全員協議会で出た。そして、こんな立派な、これは大分お金がかかっと思ふよ。それを配付もしないですから、そういうやり方はいけないよと。僕は、この議案第59号は大賛成ですよ。保育所条例の一部改正だけんね。これと、僕が言うたのが少し飛躍してしもうたから私自身も反省しとるんだけど、これから先、もう少し丁寧に議員に対して、議会に対して、いろいろな資料なんかを提供してください。これが、私が言いたいことであって、保育所条例には賛成です。何も言うことはありませんよ。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 話は論点がちょっとずれてしまったんですけども、手続については、町長から不備ということで陳謝がありましたんで、それはよしとします。

名称ですけども、この条例はこれでいいです。ただ、新園をつくるに当たっては、きのうも一般質問しましたし、その前にもあったかと思ひますけども、心機一転、新しい基準保育でもいいです。その中で、町のその基幹としての新しい船出ということで考えていただきたい。それを町長がきのう、12月までには検討していくという話だったかと思ひますんで、その辺だけは、また12月にきちんとした回答を出していただくようお願いしときます。

○議長（中村一喜男君） 答弁いいですか。

○7番（江藤 強君） はい。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「山都町保育所条例の一部改正について」は、原案のとおり可決され

ました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第60号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第60号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第60号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

まず、予算書の歳出から説明をいたしますので、12ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費14目の情報費でございます。4,237万8,000円の補正を計上いたしております。歳出としまして、備品購入費237万8,000円、番号制度用の機器購入費ということで、これはいわゆるパソコンを端末として管理端末、それから中間サーバ接続端末ということで各2台、計4台の購入をするものでございます。次の負担金補助及び交付金の4,000万円につきましては、これは光情報通信基盤整備事業補助金でございます。これは債務負担行為で、また説明したいと思っております。

続く戸籍住民登録費、1目でございます。これにつきましては、19の負担金補助及び交付金585万9,000円が主たる内容でございます。通知カード・個人番号カード関連事務費交付金ということでございます。これは、地方公共団体情報システム機構というところに交付金を支払うものでございます。前身は、住基台帳ネットワークシステム導入時の地方自治情報センターということになりますけれども、こちらに地方公共団体が共同して運営を行うということでございます。マイナンバーに係る事務を地方公共団体にかかわって行うということで、今回、交付金を支払うということになっております。係る事務費が11節5万、12節28万5,000円ということでございます。

続く13ページ、3款民生費1項社会福祉費3目の障害者福祉費です。いずれも前年度の負担金の清算に係るものでございまして153万3,000円、こちらを償還するというものでございます。

次の5目老人福祉費の240万円です。扶助費として240万円、在宅介護支援事業給付ということで計上いたしております。これは、地域支援事業における平成27年度の家族介護継続支援事業の改正ということによりまして、介護保険特別会計の対象外となりましたこの給付事業を、一般会計にて実施をするとしたものでございます。介護保険のサービスを受けていない人のみ、特会で対象になるということになったものでございます。

次の6目の老人福祉施設費です。まず、清楽苑の修繕料9万3,000円を上げております。これは、7月実施の定期点検より判明したものでございます。キュービクルの部分でさびがひどく、塗装の必要性があると認めたものです。次の15節の工事請負費162万でございます。これも清楽苑の電気子メーターの取りかえ等の工事ということでございます。これも電気計器が有効期限を過ぎておることが今回の定期点検で判明いたしましたので、計量法に基づき、取りかえを行うものでございます。

続く14ページをお願いいたします。

3款2項1目の児童福祉総務費です。ここにつきましては、主に統合保育園の設計委託料等を主に計上いたしておるところでございます。それに係ります報償費ということで7万6,000円。これは、設計審査委員の謝金ということです。プロポーザルでの審査を予定いたしておりますので、外部委員の謝金を含んでおります。その費用弁償が3万5,000円です。委託料として、繰り返しになります、設計委託料2,000万円。これは事業費の標準の設計率として8%を掛けたものを根拠としておるところでございます。提案委託料として一応5社を予定しておりますので、5社5万円の想定ということにしております。23償還金につきましては、前年度補助負担金の清算に係るものです。

続く15ページ、4款2項1目塵芥処理費です。800万円の工事請負費です。これは、小峰クリーンセンターの補修工事ということでございます。ダスト混練機の更新ということで。これも点検により判明したものでございます。ダイオキシン対策のために、今回更新の必要があるということで、800万円の計上を行っておるところでございます。

次の5款1項3目の農政費です。農林振興事業補助金に250万円を計上いたしました。これは農業用のハウス設置、作物につきましてはトマトですけれども、こちらの補助金として250万を計上いたしております。

次の阿蘇火山活動降灰地域緊急支援事業補助金でございます。こちらにつきましては、イチゴハウス農家6戸、それから山都茶業振興会、山都茶の振興会のほう、対象81戸に対しまして、除去用の動噴等の購入に対する補助を行うものでございます。県が3分の1の補助を行います。

続く耕作放棄地の解消緊急対策事業補助金、61万4,000円です。これは放棄地を借用、または購入をして、整備を行いまして、作付を行うことで放棄地の解消を図るものということで、6戸の申請がございましたので61万4,000円、これは県のトンネル、いわゆるそのままお流しするという性質のものでございます。

次のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金です。これは、省力・低コスト技術導入支援ということで、下矢部の集落営農同組合、こちらがコンバインの購入を行われますので、県が2分の1補助をして、その県の2分の1、233万5,000円分をトンネル補助ということで、今回計上いたしております。

次のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金です。トマト用ハウス設置4戸、キャベツ用トンネルマルチ支柱の打ち込み機3戸の対象となっております。963万5,000円です。県が3分の2の補助を行うものです。

最後の農協青壮年部海外視察研修助成金10万円を計上いたしました。これは、海外におきます農業の情勢ですとか、農家訪問等を通じて、今後の農業経営の地域農業の経営や地域農業の担い手として活動を促すものということで、旅費の一部助成を行ったものでございます。研修地はオーストラリアということでございます。

続く16ページをお願いいたします。

5款2項の林業振興費です。1,244万円のうち、負担金補助及び交付金として1,239万円を計上しておりますけれども、内訳としまして、有害獣の被害防止対策事業補助金ということで、今回221万5,000円を計上いたしました。当初予算は1,000万円を計上して、26年度実績に基づきまして計上しておったところですが、その1,000万円を超える部分について、今回補正を行うものでございます。電気柵の設置補助でございます。

続く、強い林業・木材産業づくり交付金ということで、1,017万5,000円です。こちらにつきましては、高性能の林業機械、スイングヤーダといわれる集材機でございます。こちらの導入の補助ということで、事業費の55%が補助されるということでございます。これも県費のみ計上しております。町の負担はございません。

7目の治山費です。委託料に207万4,000円。それから、工事請負費に1,084万7,000円です。まず、測量設計委託料は、牧野谷ノ前地内ほか5カ所の測量設計委託です。治山工事につきましては、今回、牧野谷ノ前地内ほか4カ所の約2,100万円の工事なんですけれども、実は、当初で計上しておりました治山工事、これは市町村への治山工事になりますけれども、当初6カ所申請を県のほうにしておったところですが、今回、県の事業枠の採択箇所が決定しまして3カ所ということになりましたので、マイナスの1,000万程度が今回減額されるということで、その差額の1,084万7,000円を計上したところでございます。

続く13日山のみち地域づくり交付金事業費260万8,000円です。菊池人吉線の道路舗装工事です。平成27年度の森林整備保全事業の歩掛改定によります諸経费率割増に伴う増ということでございます。この菊池人吉線につきましては、本年度、27年度で完了の予定です。

続きまして、17ページをお願いいたします。

6款1項2目の商工振興費でございます。こちらにつきましては、仲町上地区の大造り物小屋の建設にかかります登記手数料、それから造り物小屋の設計監理委託料、そして、造り物小屋の用地購入費ということでございますけれども、こちらにつきましては6月定例会における議員の皆様方からのさまざまな御意見等を踏まえまして、一旦取り下げをさせていただきました。その結果、今回、再度中身を検証いたしまして、特に用地購入につきましては、鑑定価格に基づく算定が妥当であるという判断をいたしまして、数字的には全く6月定例会に計上しました金額と同額にはなりますけれども、今回、再計上を行ったところでございます。

17節の用地購入費につきましては、浜町地区の肥後銀行隣のも元江藤金物店の跡の宅地ということで281平米、単価につきましては平米単価2万4,200円ということでの購入を考えているところでございます。何とぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

5目の山の都づくり事業費です。1,772万円を計上いたしました。報償費にふるさと寄附金の

謝礼品1,200万円、係る事務費関係を需用費、役務費で計上いたしておるところでございます。

19節の負担金補助及び交付金ですけれども、150万円を今回増額補正をお願いしております。空き家改修・活用事業補助金です。こちら当初予算で300万計上しておったところですが、今回3戸、50万が上限ですので、3戸分、既にこれも申請が上がっておりまして、この機会を逃せば、ちょっと移住定住に支障を来すということで、早急にこれは支出する必要があると考えまして、今回150万円の計上を行ったところでございます。

続く18ページをお願いいたします。

7款2項、まずは2目の道路維持費でございます。道路維持工事費として、主には3,800万円。こちらを計上いたしております。当初予算は1億を計上しておりましたけれども、こちらの不足分ということで、今回計上を行ったところでございます。

次の3目の道路新設改良事業費です。これにつきましては、工事請負費を6,700万円、町道改良工事ということで計上いたしております。新町片平線ほか3路線の改良と橋詰線ほか1路線の舗装ということをご予定いたしておるところでございます。

19ページの22節補償補填及び賠償金につきましては、445号線杉木田小野線の交差点、杉木集落入口付近になりますけれども、こちらの工事に伴います給水施設に移転の必要が生じたので654万7,000円の補償金を支払うというものでございます。

続きまして、7目社会資本整備総合交付金事業費でございます。こちらにつきましては、25年度から29年度までの5年間で実施を行っているところでございますけれども、まず委託料として、減額の1億730万円を計上いたしました。内訳としましては、測量設計の委託料が300万円ですが、合併工事委託料ということで1億7,700万円を計上いたしております。高速道路の北中島インターチェンジ間の関連工事になりますけれども、国との協議が今回、整ったといえますか、決定額が決定いたしましたので、その分の減額をいたしております。当初予算で3億6,000万ほど、これは計上を行っていたものでございます。これによって2億6,000万ほどに委託料が決定したということになります。

続きまして、15節の工事請負費です。減額の1億6,144万6,000円です。町道改良工事ということですが、当初、これは2億7,700万円計上いたしておったところですが、このうち3路線につきましては、28年度、次年度に繰り越しを行って、引き続き施工を図っていきたいと思っております。ほかの路線につきましては、延長等の事業量で調整を行う予定としておるところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

9款4項3目中央公民館管理費です。70万円の修繕料を計上いたしております。中央公民館の天窗の雨漏りが判明しておりましたので、早急に対応する必要があるということで、今回、計上いたしました。

それから、5目の文化財保護費です。132万9,000円、聖滝のサイン設置委託料ということでございます。これは御案内のとおり、ことしの3月に国の名勝として、五老ヶ滝と聖滝が指定をされました。この解説、情報を掲載いたしまして、情報提供とともに来訪者の利便性を高めたいと

ということで、今回アルミ製の看板を設置したいというふうに考えているところでございます。

続く9款5項の体育施設費です。13節委託料に780万9,000円を計上しております。グラウンドゴルフ場の測量設計委託料です。前年度、概略設計を終了いたしまして、これを受けまして今回、実施設計に係る委託料を計上したものでございます。町営中央グラウンドの南東部の町有地内に8ホール、2コースの計画ということで、次年度、28年度には整備予定を計画いたしております。

続きまして10款1項1目の現年度農業施設災害復旧費です。6月の梅雨前線豪雨による災害復旧事業費でございます。全139件発生いたしまして、うち、先般3号補正、専決補正予算で計上いたしました12件以外のものがございます。127件ということになります。農地が56件、施設が71件というふうに計上いたしております。国県支出金は、農地を76%、施設を87.5%の計算で計上いたしております。また、負担金につきましては、農地を17%、施設を7.5%で計上いたしているところでございます。係る歳出予算については、以上のとおりです。

それから、3目の現年度林業施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、3,359万3,000円を計上いたしております。林道の5件分の災害復旧費でございます。これも国県支出金の区分がございまして、奥地が65%、奥地以外、その他につきましては50%の補助ということで計上いたしております。奥地につきましては、矢部水越線2カ所と、その他50%に係ります分につきましては、高須柚木線等の2路線ということになっております。

最終ページ、22ページをお願いいたします。

10款2項の1目現年度公共土木施設災害復旧費でございます。1億8,558万円を計上いたしておるところでございます。60件の災害復旧費事業に係るものでございまして、河川が23件、道路が37件ということでございます。国県支出金のほうは1億2,027万3,000円ですが、3分の2、66.7%で計上しているところでございます。

続きまして、歳入のほうをごらんいただきたいと思っております。

7ページをお開きください。

歳出での特定財源につきましては説明を省略させていただきまして、一般財源について説明をさせていただきます。

まず、11款地方交付税でございます。1億3,435万6,000円の計上を行っております。これは、今回、今年度、普通交付税が決定をいたしまして60億8,046万8,000円です。26年度の決定額が61万8,685万7,000円でございますので、比較の1億638万9,000円が今回減額と、26年度との比較で減額ということになっております。残る特別交付税の予算計上額は3億2,988万8,000円です。26年度は5億9,000万ということですので、単純比較しますと、あと2億6,000万を保留財源ということにしておるところでございます。ただいま申し上げましたのは、計の64億1,035万6,000円の部分でございます。内訳としましては、説明欄に記載をしているとおりでございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。

9ページの一番下、19款繰入金です。特別会計繰入金として、介護保険特別会計の繰入金を1,331万2,000円計上いたしております。これは、介護保険特別会計の清算に伴いまして、後でまた説明がありますけれども、一般会計拠入金として繰り出されたものを、今回、一般会計にて受

け入れを行ったものでございます。

続く10ページをお願いいたします。

20款繰越金です。補正額を4,907万8,000円といたしております。補正後、1億7,105万6,000円です。これは26年度決算額が確定をしたことによりました財源調整でございます。1億7,105万6,000円が繰越金の確定額ということでございます。

戻っていただきまして、ページは3ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。これは将来にわたります地方公共団体の債務負担する行為ということでございまして、今回は、光情報通信基盤整備事業補助金について計上を行っております。期間につきましては、そこに書いておりますように平成27年度から30年度までの4年間ということになります。限度額欄に6億5,300万と書いております。それぞれこの4年間の限度額を示しておるところでございます。先ほど、27年度歳出のところでも申し上げました4,000万円は、この債務負担行為に基づくものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございます。今回の補正予算に係ります財源として、地方債を追加、それから変更を行っておる部分について計上いたしております。災害復旧事業債が7,340万、これは追加をいたしております。変更につきましては、辺地対策事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債をそれぞれ補正後のとおり、変更を行ったものでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

平成27年度山都町一般会計補正予算。平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,190万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更は「第3表 地方債補正」による。

平成27年9月3日提出、山都町長です。

以上で一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第60号の説明が終わりました。

本案に対しては、後藤壽廣君及び江藤強君から、お手元に配付しました修正の動議が出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。今、議長のほうから紹介がありましたように、本27年度、議案第60号、一般会計補正予算につきまして修正の動議をするものであります。お手元に資料が配られていると思いますので、お手元の資料をごらんになりながら、お手元の資料に基づき、説明をしていきたいと思ひます。

議案第60号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議。

地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の案を添えて、議案第60号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）に対する修正の動議を提出いたします。

1枚めくっていただきたいと思ひます。

議案第60号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

議案第60号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）を次のように修正する。

第1条第1項中「4億4,000万円」を「4億3,287万2,000円」に、「125億6,190万円」を「125億5,477万2,000円」に改める。

第1表、歳入歳出補正予算歳入の表11、地方交付税の款中「1億3,435万6,000円」を「1億2,722万8,000円」に、「64億1,085万6,000円」を「64億322万8,000円」に改め、同表歳入合計の項中「4億4,000万円」を「4億3,287万2,000円」に、「125億6,190万円」を「125億5,477万2,000円」に改める。

第1表、歳入歳出予算補正歳出の表6、商工費の款中「2,563万4,000円」を「1,850万6,000円」に、「3億7,892万7,000円」を「3億7,179万9,000円」に改め、同表歳入合計の項中「4億4,000万円」を「4億3,287万2,000円」に、「125億6,190万円」を「125億5,477万2,000円」に改める。

続きまして、ページを4枚めくっていただきたいと思ひます。

ここに歳出という項目がありますので、3、歳出、（款）商工費、（項）商工費、（目）商工振興費のうちの補正額791万4,000円を78万6,000円に、合計4,743万2,000円を4,030万4,000円に改め、一般財源791万4,000円を78万6,000円に改めます。

役務費32万8,000円をゼロにし、公有財産購入費680万円をゼロとする。

合計のところ、補正額の2,563万4,000円を1,850万6,000円、合計3億7,892万7,000円を3億7,179万9,000円に改め、一般財源2,563万4,000円を1,850万6,000円に改めます。

前ページに戻っていただきまして、歳入のところでございますけれども、充当してある項の地方交付税、目の地方交付税のところの補正額1億3,435万6,000円を1億2,722万8,000円に改め、合計額64億1,035万6,000円を64億322万8,000円に改めます。財源の内訳ですけど、地方交付税の中で、特別地方交付税7,988万8,000円を7,276万円に改めるものでございます。

その2ページ前に戻っていただきまして、議案第60号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）修正に関する説明書の中で、11番、地方交付税の補正額1億3,435万6,000円を1億2,722万8,000円に改め、合計64億1,035万6,000円を64億332万8,000円に改めるものでございます。歳入合計の補正額4億4,000万円を4億3,287万2,000円に。合計額125億6,190万円を125億5,477

万2,000円に改めるものでございます。

資料としまして、ページの1から3まで打ってあります山都町一般会計補正予算に関すること
でございますけれども、これは修正してあるとおりでしますので、参考までにつけておりますので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。6月の定例から、非常に町民の皆さん方に御心配を
かけて、議会というものは非常に強いものであるなということだったと思ひますが、質疑は原則
として簡単明瞭にということでありますので、簡単明瞭に行きますので……。

まず、この修正案が出ました。これにつきまして、一つお尋ねをしたいと思ひます。

まず、予算の修正案というのは、町づくりの基本の構想に合致しているかということから始ま
りますが、まず造り物小屋設計監理委託料に計上してありますが、どこの場所にどれだけの用地
の面積なのか。取得する物件もないのに、委託料そのもの、予算計上は発生をしないと思ひます。
そして、観光振興政策という町長の三つの大きな政策の中で、それぞれ政策というものを、私た
ちはこれまでに議会は議決し、そして認めてきておるわけであります。

今回の第2次の山都町総合計画、カクゴ②の中にも基本の施策の中に掲げてあるわけでありま
すし、その基本構想、基本施策、そういった実施計画、その中でもう既に進んでいるところであ
ります。

そこで、まず議案の予算の用地購入費、登記手数料の減額修正、つまり予算の一部を削除さる。
この最大の原因、要因は何であるかということが一つです。

そして、2番目に予算の編成というものは造り物小屋であります。どこの地に、どれだけの広
さの用地が存在するのか。そして、取得する物件もないのに委託料という予算の計上をされてお
られると。予算の編成は、私はこういった形でできるものではないと思ひますよ。どう、これ、
しているのかと。

三つ目は、原案についても一つ尋ねておきます。修正の提出がなされました。町長の政策、こ
の施策というものが、前回の一般質問でも、今、この振興策に造り物にてこ入れをしないと、支
援をしていかなければ、この振興策というもの、町の振興策というのが滞ってしまうと言われて
おります。そこで、仮定であります、もしも前回と同じとはなりません、この部分の削除さ
れた予算が通ってしまうということになりますと、どのように具体的な影響が出ていくのか。

この3点について、提案者、あわせて執行部、原案のほうにお答えしていただきたい。あわせ
て、次なる答えによっては、再度、質問を出させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、10番、稲葉議員から質問がありました。修正に関するものですが、
決してですね。八朔祭の歴史、意義ともに理解を十分しておるところであります。大事でありま
す。八朔祭がもたらす効果、またはそれを生かした中心市街地の活性化は、非常に意義あるもの

と十分理解をしております。それを踏まえて、造り物小屋のことも十分理解しております。

決してつくるなど言っているわけではありません。つくらなきゃいけないとは思いますが。ただし、中心市街地の活性化、それと今まで買っているパチンコ屋周辺の整備もあわせて中で、本当の意義がある活性化について、商工会の皆さん方、また議会、あるいは執行部の皆さん方と一緒に、本当の活性化の意義の着地点を見つけていきたい。そのために、ぜひ。商工会長のほうにもお話しに行きましたし、ぜひそういう機会を設けてくださいという話をしているわけでございます。

前回、不徳のいたすところで、6月議会におきましてこのことが出まして、残念なことに全面否決というような事態が発生いたしました。これとまた同じことをやっちゃいけないというふうを考えまして、ぜひ修正案を出して、通る、通らなは別としまして、非常に大事な案件が出ております、このほかにもですね。せめてそこだけ、これだけ外しても通さないかんというふうに理解しているところであります。決して、今後、6月の議会で全面否決しまして、その後、予算は通りましたけど、非常な批判を食らいまして、何しよっとかということも事実でありました。それは非常に反省を踏まえた中で、今回それだけ外して……。これが否決されれば、また議論をするわけですので、ぜひ、全面否決ということは避けなきゃいけないという思いであります。

なお、今後のタイムスケジュールにつきましても、当然、今から9月、10月、11月ありますので、その中で商店街の皆さん方、あるいは執行部も踏まえた中で、本当の意味での着地点を見つけ、活性化の方向性を見出していけたらというふうに考えているところであります。

○議長（中村一喜男君） 後藤議員、質問の趣旨に答えてください。

（自席より発言する者あり）

（「あんたが演説する必要はない」と呼ぶ者あり）

静かにしてください。

○4番（後藤壽廣君） 今、稲葉議員から動議を出した理由につきまして、そのようなことで申しましたように、一応、これは外しておかないと、これが否決されたら、非常に困りますので、一応、動議を出した原因というのは……。

（「設計監理について聞きたい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 静かにしてください。

（自席より発言する者あり）

○4番（後藤壽廣君） 設計監理の件は、これにつきましては、もし今後、十分な話し合いをする中で、やっぱりつくる必要があるという判断があった場合、設計監理は残しておいて……。

（自席より発言する者あり）

それはまだ全面的にしちゃいけないということじゃなくて、もっと議論していく中で、その方向性を見つけ出して、一般質問でもありましたように限度額を設けるとか、そういうのがびしゃっとできれば、12月でも話し合いが十分できるわけですので、ぜひそこところは、つくるとはいかんということじゃないということで御理解いただきたいと思います。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） いいですか。

（自席より発言する者あり）

ちょっと待ってください。さっき執行部にも質問がありましたので。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 本案についての説明を申し上げます。

先ほど稲葉議員のほうから設計監理委託料のことについて出ましたけれども、我々は一刻も早くこの造り物小屋をつくりたいということで、商工会、観光協会、それから中心市街地の活性化の皆さんと一緒に、何度も何度も協議をしまいいりました。その結果として、先行的に裏側に造り物小屋をつくりました。そして、あわせて浜町会館の利活用についても協議をしております。その上で、今度、仲町の上組に用地を求め、そして、皆さんと一緒に木造なり、鉄骨なり、どれがいいかということで、今、協議をしております。その中で、ぜひ小一領神社の参道の前につくりたいという皆さん方の熱い思いを受けて、この予算を出してまいったわけでございます。

その中でこの減額が出ますと、用地がないままに設計監理をしと言われても、執行部としては設計はできません。

ですから、このことはおっしゃるとおり、皆さんは理解されていると思いますけれども、この予算でもし可決でもすれば、私たちはこの設計監理委託料については不用額として落とさざるを得ないということでございます。

それから、稲葉議員のほうから、今後の影響ということでありました。これは大変大きな影響がございまして。今度の八朔祭について、たくさんのお客さんの方々から造り物のすばらしさを改めて感じたということで、これは野ざらし、日ざらしにははいけませんよという声をたくさん聞きました。やはり一刻も早く、我々は皆さんの宝物であります町の文化の重要な一つであります八朔祭、それから大造り物、これをやはり宝物として、しかるべき造り物小屋、そして作業小屋の中でしたいと思っております。

それから、もう一つ大きなことは、この高所作業、今、5メートルの造り物をつくるということになっておりますので、高所の作業につきましては、やはり今、鉄骨のパイプの上に上って、高齢化が進んでいる中で、ビニールシート、ブルーシートを張ってされる。私は非常に危険な行為をされておると思っております。それでも、皆さん一生懸命やられております。これは一日も早く解決しないことには、造り物の後継者の皆さん方、それから商店街の皆さん方の意欲をそぐことになると思っておりますので、多大な影響があると考えております。（拍手）

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

傍聴席、静かにしてください。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 2点ほど。まず初めに、造り物小屋にも質問いたしますけれども、まず14ページのほうで、先ほどもちょっと出ましたけれども、保育園の規模、設計費について、規模についてのお話がちょっと出たかと思っておりますけれども、規模を、私は一般質問で言いましたけれども…。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) はい。

(「議案の進行について、大事なところがございますので……」と呼ぶ者あり)

並行して、本案と修正案を並行して、あわせて行っておりますので。そのように御承知ください。

○7番(江藤 強君) 規模について、きのうも一般質問しましたけども、定員45名という中で、合併した折には65名の見込みという話だったんですけども、やりとりする中で平成30年あたりには矢部地区で30名前後になってくるという中で、新築は、私、認めますけども、規模については、このあたりはちょっと再考しながら、もう一回、執行部のほうで考えながら進めていきたいなというふうに思っています。その点が1点。ぜひとも、今年度の負担にならないように、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから、造り物小屋についてですけども、私の意見としては、全く……。

(「提案者は言うことはない」と呼ぶ者あり)

質問だから。12番、ちょっととめて。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村一喜男君) 質問どうぞ。

○7番(江藤 強君) つくることについて反対しているわけじゃないんです。その出し方にちょっと問題があるということで、執行部のほうにお尋ねいたします。

きのうも質問したかと思いますが、これ、商店街の方々もつくられた、それから中心市街の計画でも町がつくったやつの中に、きのうも質問しましたが、基本的には、公の役割と民の役割がある中で、民間の役割として、原則、民間で敷地確保となっています。原則、民間で敷地確保。それから、場合によっては町有地の利用を検討するとなっています。

何度も言いますが、造り物小屋の小屋がけを反対するものではないんです。ただ、この原理原則を見る中で、最終的には町長が判断されるのかわかりませけども、この原理原則をその時々町のさじかげんの中やっけていいものか。こういうのがあったから、これまでなかなか……。中心市街地活性化についても、残すところはライトアップ、きのうも言いましたけれども、もろもろしてきました。多額の費用をつぎ込んできました。あと残すところが町並み整備と造り物小屋ということで、計画自体に反対はしていません。ただ、この原理原則の中で、もうちょっときちんとした出し方の検討ができなかったかということですね。その点ばちょっとお願ひします。

○議長(中村一喜男君) 1番目の質問から答えさせます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長(門川次子君) お答えします。規模の部分なんですけども、現在、ゼロから5歳の5年ごとの乳幼児数は、平成36年度で347人の最低人数ということになっております。ただ、きのうも説明しましたが、ここ10年の間に、人口減少を抑制しながら、地域振興策をやっけていながら、人数をふやしていくようなことをやっけていくというふうなことで、10年後は増加させるような形に考えております。

合併当初、園児数65名程度になりますが、その子供の数に対応できる部屋の広さにし、全体で子供の数が減少したときに、定員をその子供の数に落とす柔軟な対応策を講じていく必要があります。統合する保育園の定員は、平成29年度は60名としますが、平成33年からは定員を45名で計画をしております。平成26年度の4園の定員は合わせて165が定員になっておりますが、先ほど説明しましたように、平成29年4月に園児数が入られる場合は、60の定員というふうなことで、マックス65のところを60、それから平成33年からは45名の定員というふうな形で考えております。

それから、年齢に応じたクラス分け等が必要なために、町のほうでは、そのクラス編成4部屋を確保し、それから子育て支援センター、病後児保育の部屋等をその中に入れていくという形になります。

クラスの部屋の広さは、現在の保育園の広さとほぼ変わりませんが、それ以外に子育て支援センター、病後児保育室、今までなかったランチルーム、男女共用のトイレ等がふえているというふうなことです。

設計に当たりましては、先ほど総務課長のほうが言われましたように、プロポーザル方式で委託契約を実施する予定ですので、かなり契約等がおされるのかなというふうなことで考えているところです。プロポーザル方式でやるときに、町の設計の条件として、敷地の条件、施設の条件、建設条件等を出していきながら、この保育園の広さについては、プロポーザルの選考の部分で決定をしていきたいというふうなことで考えているところです。

○議長（中村一喜男君） 2番目の質問に答えてください。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 私のほうからは、この計画に対する考え方ということで、今、資料を見ますと、まちづくりやべのほうからまちづくり提案書ということで、6ページに確かに書いてございます。

この計画をもってやったとしても、これはいつのことになるんだろうかと私は本当に不安な状況であります。八朔のこの250年を超える伝統文化、全国で唯一であります。ほかにはないんです。これを今、非常に作り手の方、材料をとる方、そしてまた、おはやしの方もそうですが、高齢化によって、一人減り、二人減りと、なかなか厳しい中で、よそからも応援をされながら、今、造り物の作成やおはやし、その他のいろんな材料とりから、非常に御苦労なされて、このままではこの造り物というのはしぼんでしまうだけでなく、今後、加速化して、これは八朔の造り物自体がもうできないと。そういう意見が、そういう考えが出てきたときに非常に困るということでもあります。今も連合組の中では非常につらいと。この造り物があることがつらいと。そういう意見も中にはあるわけです。それはやっぱり高齢化ということでもあります。

でも、これは必ずこの季節になるとつくられて、そしてつくった後ちゅうのは、非常に皆さん感動されます。観客の方だけじゃないです。住民の方も非常にすばらしいできだと。自分たちの誇りなんだと。魂なんだということでもあります。

それを私は、今てこ入れしないと、この伝統文化はなくなるんだと。そういう危機感を持って、判断をしたわけでもあります。この辺を十分御理解をいただきたいというふうに思います。

この計画は確かに承知をしておりますけれども、私がおのの判断を町長としてしたわけであり
ますので、御理解を賜りたい。（拍手）

○議長（中村一喜男君） 傍聴席の皆さんに申し上げます。静粛をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 町長の思いはわかります。正確な答弁にはなっていないんですが、今
しかてこ入れができないという中で判断したと。それは我々も一緒です。何度も繰り返しますけ
ども、八朔祭の歴史とか意義は理解しておりますし、造り物小屋に対しても、きのうも一般質問
しましたけども、反対に積極的に二、三年でやれという、私は提案をしたところでもあります。
1年に1基ずつじゃなくてですね、反対に。

けども、その中では、やっぱりこういった部分でのきちんとした説明……。町長の最終判断
はわかるんですけども、そのおのの原理原則を曲げると、いろんな形の中で事業に影響していく気
はしないかという点を心配しているんです。

また、行政は基本的にその点を、さっきも言いましたけども、その時々のおのの判断でゆがめ
ていっては、非常に今後やりにくくなってくると思いますよ。ですから、その点の説明をもうち
よっと……。今、てこ入れというのは十分承知しています。ただ、きちんとした説明をしていた
だきたい。

そういう点と、本来は……。公と民の役割ということはおもう言いました。これも、わざわざ商
店街の方々がつくられた案です、商店街の方々がみずから。それを踏まえて、私はその商店街の
活性化は、地元商店街が、これにも書いておりますとおり、中心なって取り組んでいくべきであ
ろうというふうには思っています。

用地についてですが、用地交渉、それからその他の運営なども、きのうのやりとりの中からも
聞いてみますと、地元で運営して行くということであったかと、行くということであったかと思
います。地元で行うに当たって、地元が交渉していく中で、財産購入というのは適当じゃないの
かなと。町が予算立てして、あとは地元が交渉する。これはちょっと妥当ではないな、適切では
ないなと思うんですね。事業主体が祭り組、組であるならば、それは本来は、建物もそうですけ
ども、土地についても、私もちょっと勉強不足かもしれませんが、19節あたりの負担金とか
交付金、このあたりで手当するのが妥当なのかなという中で、きのうも提案しましたけども、地
域需用ですね。例えば今回、江藤金物店が出ていますけども、次、どこどこが出てきたときに、
ばらばらじゃいかんでしょう、ばらばらじゃ。町が歳出するとしても。やっぱりある程度の負担
金及び交付金という設定の中で地域の実情を考慮する。そして、最大にマックスの中でも、その
設定額をきちんと定めるべきである。満額、町が公有財産購入というのは、基本的にはこれはあ
り得ない。先ほども12番議員がいみじくも57号議案で言いましたけれども、行財政財産の購入に
ついては、これが関連しているかどうかわかりませんが、慎重に取り組まにゃあならんとい
うことも言っています。教訓にしなければならんというふうなことも言っています。

ですから、財産の購入あたりについて、そういったルールをする中で、そして進めていこうじ

ゃないかというのが、私のきのうした一般質問でした。

平成30年までには、インターがまだまだありますから、あと3年の中で、1基ずつじゃなくて、きのうも言いましたけども、町営体育館の跡地も含めて、移転する中で跡地のことも含めて、もうちょっときちんと支出に対してのルールづけ、整理もしながら、一気にやり上げた方がいいんじゃないかと提案したところでもあります。決して、その造り物自体、反対するもんじゃないんです。だから、実施設計あたりも私は残していいんだろうと思っています。それは不用額、最初にとっとつても、いずれ出てくればその辺の部分が整理されて、出てきて、手当が出くれば、私は何ら問題ないと思っているんですよ。

(自席より発言する者あり)

3回しかできません。あなた、いつも自分が言うときは……、だけども……。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村一喜男君) 静かにしてください。冷静に質問してください。

○7番(江藤 強君) それで、ちょっと質問が前後しましたけども、要は、もう一回聞きますけども、もともとの回答と、それから今提案したところのルールづくり、組に出す、お金を出すルールづくり、この辺を考えてみたらどうですか。

○議長(中村一喜男君) 町長、工藤秀一君。

○町長(工藤秀一君) まず、基本的なところから私は話をしたいと思うんですが、造り物は毎年つくられますね。これはもう議員御承知のとおり。幾らかかっていると思いますか。300万円以上かかっているんです、各組が。そして、町が1,200万補助金を出しているといっても、各組に行くのは三十数万です。その中で毎年毎年、苦労しながらされている。非常な負担があっているというのは御承知おきいただきたいと。だから、何にも負担をしていないということじゃない。非常な負担の中で、経済的な負担の中で、この造り物がつくられているということも考えなければいけない。

小屋に関しても、造り物が5メートルですから、この屋根がけというのは、6メートル、7メートル上なんです。本当はとび職が上がってやらないかんような作業であります。この辺もあとは考えていただきたい。そういう危険を冒してでもやっている。

そして、これは清和文楽のことを出して非常に恐縮なんですが、清和文楽は、非常に農家の文化を守るということで、当時、頭から、衣装から村が買い上げて、そして、文楽館を立てて、そしてこれをつないでいこう。それはすばらしいことだと思います。当時の村長はですね。私はすばらしいと思っています。そういうことをして、今や、この町にはなくてはならない清和文楽になった。そういうことでございます。

今、ここで私は支えていきたい。私はそういう気持ちでありますんで、今、上限をだとか、根拠をとられましたけども、私はここでは町が支えるべきなんだと。町が支えていかなければ、ここをどういった制限にする、上限にするなんていうことを言っとつては、これは、たとえそれを私どもが制度設計をしたとしましても、それは私どもがこれだったら絶対行けるという方針があつて初めて制度設計ができるわけです。今のところ、私はその上限を決めるだとか、その範

困をどうするんだとか、それはなかなか今は難しいところにあります。そこをちゃんときちんとした絵が描ければ、その制度設計ができると思いますけども、今、その上限を設ける。幾らに上限を設けるのか。そして、負担がどこかに始まるとすれば、その負担金というのは必ず受益者がいるということの前提であります。これは本当に受益者たるのかと。そこを判断できるのかということでもあります。

そこら辺がなかなか難しい話だなと。そういう絵が描けない。そういうことであれば、制度設計を私はできない。平たく言えば、補助金交付要綱だとか、交付金要綱でもいい。そういうことをどうやってつくってあげればいいのかというのが、絵が今、描けないということでもあります。

そういうことを説明するよりも、私は町としてこの文化を守っていく。今しかないんだということをもまず申し上げたいということでもあります。

○議長（中村一喜男君） ほかに。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 修正提案者に御質問をいたします。今後、商工会、町の人たちと協議を重ねながらやっていくということで先ほど話をされました。課長のほうは、これまで観光協会、あるいは商工会と十分、何重にもその協議をしながら、この提案をしてきたという話でございます。議会としましても、6月議会で、このときにも十分議員さん方に説明はしたはずですが、また、経済建設委員会でも、わざわざ委員会を開いて、この趣旨についても説明をしております。ですから、これに今度もまだ説明が足らんって言うなら、いつまで説明すればいいですかというふうなことになりますので、その点が一つ。

それから、議員さん、単年度でやれという話がありました。非常にありがたい話があります。しかし、一つがでけんのに、単年度で二つも三つもでくるはずがなかです。でしようが。野球でん、そぎやんでしよ。一遍に2点も3点も取りたいけれども、まず1点で。まず1点とらにやあ、2点、3点な、なか。これをゼロにしたなら、二つ、三つでくるわけなかです。

ですから、反対しとらんって言いながらも、やっぱりゼロになればそう見らざるを得ん。どこでできますか、予算がゼロで。でしようが。そういうことです。その点が2点。

それからもう一つは、やっぱり目的を、今、町長が言われたように、この目的というのは、高速道路を見据えた後の山都町浜町商店街づくりという大きな目的があります。造り物小屋というのは、一つの手段ですよ。ですから、そこを混同してもろうちや困ということが一つ。手段には役割があります。その役割ば今、町長が言われた。やっぱり地域では財源もないし、資本もないから、町でやらなしゃあないと。基本計画には、地域で土地は提供するってしてあったけれども、これは町が残していくためには、町でやらにゃいかんと。建物と土地は町で用意しますから、あとは自分たちで、地域の力でやってくれと。今盛り上がって、去年も既に1基つくったじゃないですか。それを受けて、今年もまたつくってくれとお願いもあつとる、要望もあつとる。そういう熱意は、私は大事にせんと。この町は、やっぱりほかに何を売りますか。八朔祭と通潤橋、これをコラボして、今、浜町会館の問題が出とりますけども、これも今度、解決がつく。計画の見通しがつく。来年度予算に向けて図面ができる。そういう提案の時期になっております。です

から、どれが先、これが先じゃなくして、並行して、仕事は進めていかんやあならんというふうには私は思います。

以上、質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、8番議員、工藤議員から話がありましたように、今回、これを出したということに関して、今、工藤議員が言われるように、これを否決したら後々できないということじゃなくて、8カ所つくるということですね。説明じゃ8カ所。来年から1年に1カ所ずつという話がありました。ただ、1年に1カ所つくっていつていると、高速道路はあと3年したら来るわけですね。それにはもう間に合わないということがあります。

非常に懸念しておりますのは、その8カ所で回遊させるという計画も大切です。しかしながら、一番私が今考えているのは、12月までにその8カ所を点々ばらばらつくるのがいいのか。それとも、むしろパチンコ屋の前、あそこの整備もすると。コンパクトな建物をつくるという話もありました。それと合致していきながら、そして、あそこにまず造り物を何か並べて、ライトアップしてやっていく。それで小一領神社から通潤橋までの回遊性を高める。新町通りへの回遊性を高める。そういうことをきちんと計画書を出していただいて、その後、それは金もかかりますけれども、そういうことをきちんとやった後で、また、これは8カ所つくったほうがいいんだよという話ができたなら一番いい計画ができるんじゃないかと。

ですから、造り物小屋が優先なのか。むしろその周辺整備、新町通りからパチンコ屋の前の通り、その中心市街地をきちんとやって、そしてそれから回遊性を高めていく。そこが大切なのかということ、もう一度、皆さんと一緒に議論していきながら、本当の方向性を見つけていけたら。

ただ、それは一気に3点入れるという野球の話がありましたけれども、長きにわたり、町づくりというのは商工会の力も必要です。私たち行政のサポートも必要と思います。そこら辺のところを、どこかにその着地点を見つけていきながら、本当の意味で皆さんと一緒に協議した町づくりができたというふうにご考えておりますので、この修正につきまして、もう一度、12月までに再度、皆さん方と協議していきながら、設計監理を残しているわけでありますので、江藤議員が先ほど言われた上限額を定めるとか、補助金の交付をどうしていくのかとか、そういうのをま一遍、私たちに説明していただいて、方向性を見出せたらと考えているところであります。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） いいですか。

（「いいよ、いいよ」と呼ぶ者あり）

今の答弁でいいですか。

（自席より発言する者あり）

3回しかできんですよ。

（「もう一回」と呼ぶ者あり）

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 1度にですね。確かに高速はあと5年ぐらいしたら、もう来ます。ですから、今急いどるわけですね、急いどる。だから、できたところからとにかくやりましょうということで、去年一つつくって、ことしまた一つつくったわけでしょうが。それはさておいて、なら来年3基つくりましょう、再来年4基つくりましょうとか、そういう話には、私はならんと思いますよ。できたところからやっていくわけですから。来年、例えばできれば2基お願いしたい。財政が許せばつくっていく。それは提案者、執行部が考えて提案されるというふうに思います。

それから、周辺整備の件ですけれども、これだけ空き家があつてどうするかと。回遊して、誰が行くところがあるかね、店もないと。でも、それはこれからのことと私はそげん思いますよ。これからのこと。回遊性をつくるのは。回りながら人が集まって、回りながら、行きながら、ここに何とかいう店がある、例えばたこ焼き屋ができた、アイスクリーム屋ができたって、そういうふうな形でやっぱり地域が活性化していくこつを目指して町が投資をするわけですから。それができたらんにゃ、造り物ばつくらんというなら、それは空き家ばかりでなかなかでけんですよ、町の活性化はですね。ですから、投資はやっぱりするべきところは必要です。最高限度額、それも基準額をとつてもなくオーバーするような建物にはならんはずです。ですから、それは常識の範囲内で執行部に任せて、そして私たちは議会としてそれを後押ししていく。そういう姿勢で提案者も行っていたきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 答弁要りますか。

○8番（工藤文範君） 要望です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、この課題の位置づけを私は考えたいと思いますね。先ほどから受益者がおつて、それに補助を出すという形にしないという論議が、えらい強く言われております。この場合の受益者は誰でしょうか。商店街じゃないんですよ。町全体なんです。

というのは、さっきちょっと文楽館のことが出ましたけれども、文楽館、清和文楽、それからこの山野草を使った造り物、これは大変な貴重な民俗文化の財産なんです。民俗文化の町として、これからもっとこの町は打ち出していくべきです。単なる八朔の造り物という呼び方でなくて、最も高い志で私たちはこれを見ていく、そういう位置づけをする。ということであれば、当然、その条件整備は町の責任としてやるべきです。商店街にそれを負担せよなんて、できますか。

今、回遊性を高めるために、その周辺整備をやってからと。これは、今、文範議員がおっしゃるように、いつのことかわからない。あの馬見原だって13億だったか、14億かかっていますよ。それだけの投資がこれからできますか。これから町並み整備についても、応分の商店の負担も出てくるでしょう。そういうことを考えれば、これは一番、基本的な民俗文化の施設として、町が町の施設としてつくっていくべきです、これは。商店街に補助することじゃないんですよ。民俗文化と、この町が打ち出していくのは、それが大きな一つのキャッチフレーズにしていかなきゃなりません。

そういう意味で、私は、これは積極的に町がかかわって、施設は町がつくって、そこに設置をする、条件整備をする。

そこで、提案者、修正者にお尋ねします。これは江藤議員でもどちらでもいいんですが。わざわざ私に後ろに指差しながら言われたけれども、この施設は営業用の施設じゃないわけですからね。今言ったように文化財の展示施設です。あの清和高原市場というのは、これは営業用にすることですから、全然性質が違います。それと混同してもらっては困る。それをまず言うておきますが、この6月から、執拗にあなたたちはこれに反対される。江藤金物店の元跡地についてですね。それでは、それにかわるものをあなたたちは見つけてください。その責任をきちんと明らかに、そして、どこの場所に幾らで買えるということを提示できれば、あなたたちの修正にも耳を傾けましょう。これ以上のところがどこにありますか。この町の氏神である小一領神社の前ですから、非常にシンボリックな場所なんです、ここは。しかも周りには銀行の駐車場もあります。これは銀行と話がつけば、日曜日あたりの観光客の駐車場にもなるでしょう。非常にこれは便利のいいところですよ。一番中心街ですから、これはここに私はぜひ必要だと思えます。ほかに求めようとしてもありません。これが一番いい場所なんです。もっといいところがあれば見つけてください。その自信があつて、この修正動議なされたでしょう。それが一つです。それを尋ねときます。

2番目に、執行部に聞いておきます。この修正案には、歳入まで、交付税までカットしてありますね。それはこちらからすることじゃないですね。交付税というのはカットできませんよ。国が交付することですから。そういう意味では、この修正案は非常に瑕疵を持った修正案です。これを議長が受け付けること自体が、私は問題だと。事務局、そこ辺はどう判断するのかというのが2番目。これは執行部のほうです。

とにかく歳入の交付税まで、地方交付税までカットするような権限がありますか。これはないんですから。そういう瑕疵を持った修正案がまともに論議されること自体が、私は恥ずかしい。この議会の品位、かなえの軽重が問われます。

そして、さっきから出ておりますように、どこにつくるか、どんな形のものをつくるかもわからないのに、設計委託料だけはちゃんと残している。これは本当は全面的反対じゃないんだから、これを残しとったと。あなたたちのアライヴづくりなんです。あなたたちが言っているのは、一遍につくれと言いながら、はかまの裾を踏んでおつて、進め進めと言っているようなものですよ。

論点はちゃんと整理しております。二つ、三つ質問しました。そういう場所を見つけてくれと。それから、執行部のほうには、こういう修正案というのは本当は自治法上、可能なのかどうか。これは非常に瑕疵あるものではないのかと。それから、一時につくれと言うならば、本当は反対しなきゃならんのになぜこだわるのかと。三つ聞いておきます。だから、後藤議員には二つ、それから執行部には一つです。

それから、清和高原市場と混同したものの言い方、これも議員として、非常に質が問われる。そういうことも申し上げておく。

○議長（中村一喜男君） 修正案の提出者から答えいただきます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 先ほどから、12番、中村議員から話がありましたけれども、あその場所、肥後銀行の横の場所は、場所的にはいいですよ。それでいいんです。ただ、この提出の仕方が、いいんですけど、いろいろ議論した中で単価の問題とか、町が買うのはいかがなものかとか、そういうものがある中で、ぜひ、そこら辺のところをきちんとしてもらいたい。限度額を修正するとか、あるいは条例的なもの、規則的なものをちゃんとつくっていただきたい。それをベースにして地域づくりのことを考えていけないものかなというところで話しているわけございまして、決して……。あその場所は、場所的に一番いいと思いますよ。ですから、その買い方のあり方です。それをうまく整理していただければいいのかなというふうに考えているところであります。

○議長（中村一喜男君） じゃあ、執行部のほうから……。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えいたします。今回、歳出予算が削減されることによって、今回歳入で調整をしたということで、今、中村議員から御指摘がございました。もう一つのやり方としては、予備費で調整するというのも考えられるところですけども、ただ、予備費をまた一般財源、増額するという形に当然なります。4億4,000万を担保するためには、予備費の増額ということになります。ただ、これがもし仮に、その後に予備費を使おうということになりましたら、一旦議会で否決された使途には、予備費は充用できませんもんですから、私どもはそこらあたりを勘案しながら一般財源で調整をするということで、今回、交付税、繰越金、迷ったところですけども、交付税のほう、一般財源のほうで調整という形をお認めしたということになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、後のほうは……。

（自席より発言する者あり）

黙るときなさい。私が今聞きよる。

今のやつは、一つのテクニックの問題だけれども、私はそんな考え方にくみしませんね。これはやっぱり予備費で調整すべきだというふうに思います。歳入、これは交付税、法定で来るわけですから、これを一方的にカットするというのはいかがなものかというのが一つあります。これはいいです。今後の論議の種にしておきましょう。

提案者に聞きますけれども、今の答弁を聞いておりますと、随分6月から変わってきましたね。今の場所がいいんだと。今の場所さえだめだという話でした。随分変わってきましたね。それで今の場所がいいならば、どういう提案をすればいいのか。提案して初めて論議ができるわけですから。予算化しなければ論議もできない。予算化しなければ土地交渉もできないんですよ。あなたは現場におったから知っているでしょう。予算ありきですよ。予算があつて、その範囲内で不動産の売買交渉に入る。そして、上限については、この前、執行部のほうから、これは坂口課長

からだったかな。誰からか話がありましたが、やっぱり公用地を買うわけです。町の施設を買うんですよ。商店街に買ってくれるわけじゃないんです。公用地を買う以上は、公用地は単なる民間の取引みたいに相対で、幾らでしてくれというわけにはいかない。きちんとした基準がある。それは不動産鑑定士であり、あるいは課税評価額の現状、そういうのを総合して決めると。

皆さんが言うように、安くしろということであれば、この市街地の固定資産税額がぐっと下がることになる。それに、右にならえということになってしまえば。それは法律的にできない。それじゃあ、課税者に変な不公平感を起こすことになる。持たすことになるんですね。あくまでもこの予算は上限額であって、その範囲内で努力するという答弁が今までずっとあってきました。

それをどうあなたたちは解釈しているのか。どこまで説明すれば、今度は今のところでいいと言い出したから、もう今のところでいいわけでしょう。今のところでいいから、それじゃあ、ここでもし言うとならば、建物を鉄骨にするか、木造にするか、もっと安い方法はないかという論議ならば、私は非常に建設的だと思うんです。どうもつじつまが合わない。これはどういうことですかね。今のところでいいと言ったわけでしょう。ある意味じゃ、一等地なんですよ。

この間、私は八朔の造り物を見て、芸術的な造り物に感動したんですよ。早くこの建屋をつくってあげてと思います。1年間のはかない滅びの文化でもあるんです、これは。建物がないと、1週間か10日の雨や直射日光であせていきます。非常に、滅びの文化といえば美しいけれども、まさに滅びの文化でもあるわけですね。それを1年ぐらい持たせようと。それはこの町が民俗文化の町として、今後、広く世間に知らしめていく。高速道路が来れば、なおのこと、これをやる。

そして、あなたたちがおっしゃるように、回遊性をするとき、町並み整備も当然しなきゃなんですよ。これは一定の町の費用負担もかかってきます。その分、覚悟しながらの今度のやつで、あなた、さっきから言っておった設計書ができなければ絶対認めないということなら、設計書を書いてくださいよ。書けますか。それを尋ねます。

○議長（中村一喜男君） 提案者に答弁していただきます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 話が6月と変わったという話がありましたけれども、6月の議会において否決した理由は、7名の方が否決されましたけれども、理由はいろいろありました。一つには、7カ所、8カ所つくって、総額1億2,000万使った中で本当に回遊性が生まれるのか、本当に議論されているのかという意見もありました。町が買うのはいかなものかということもありました。また、ある議員は、浜町会館の跡の計画が4年間塩漬けになっている。それを早目に解決してやるべきじゃないかという話もありました。7人7様の意見があったわけでした、決して、私そのものは、町が買うというならば補助金交付要綱をつくってとお話したわけです。補助金交付要綱をつくって、8カ所なら8カ所に、限度額500万なら500万を提案して、その中で、地域の中で話し合いをされて後継者対策が必要なのか。あるいは、空き家対策が必要なのか。いろんな形でその地域の方が議論された中で、こういうことをやりたいというのを認めてやる。それに対して補助金がある。どうしても土地を買いたいというなら、その方たちに土地を買っていただいて、そして、つくるのは協力しましょうというような、私はそういう考え方でありました。いろ

んな形で地域づくり、町づくりの考え方があるわけなんです。

7カ所の地域全てつくってもらいたいというのが本当なのか。あるいは、ある地域においては、婦人会の方たちが空き家を利用して野菜を販売するような施設が欲しいと言われる地域が、ひょっとするとあるんじゃないかと、いろんな形で私は考えたわけですので、ぜひその補助金交付要綱等をつくっていただいて、限度額は1,000万でも構いません。800万でも構いません。その中で、補助金交付要綱に基づいて、その地域から計画書が上がってくる。上がってきたものを吟味して、それに補助金を流すというやり方をしたらいかがでしょうかということ、執行部のほうにも話したわけです。

ですから、あくまで土地は買ってやるけ、そこにつくりなさいというのじゃなくて、その地域地域によって、ものの考え方、この地域はどんなことしたら伸びるのかということ、その地域の中で、高齢者の方、青年部の方、皆さんが協議していきながら、その地域の振興策を考えていただきたい。それに対して、補助金を流すというようなことをしたらいかがでしょうかということ、これを提案したわけですので、決して一人一人の考えがまとまって、7人が同じ方向じゃなかったというふうに認識しております。それは、一人一人の意見があるわけですので、ぜひですね。

そういうところで心配したのは、その意見が全部が全部、7人7様の意見がありましたので、もしかするとこれがひょっとしたらこの予算が否決という方向になったら、これはまた大変なことになるということで、それはわかりません。7人が相談しているわけでも何でもありません。私個人の考え方ですので。ですから、そういうところは、そういう事態を避けるためにも、こういう動議を出しとかんと。

で、執行部にも話しました。この前のようなことがあっちゃ、もういかんと。どうなるかわかりません、議会ですので。きょう、ここでもわかりませんので、ぜひそういうことを考慮していただきたいということで修正動議を提案したわけですので、決して否決の目的ではないわけなんです。ですから、あくまで動議を出しとかんと、その後、否決されなかった場合、それは十分、議論せないかんわけです。何人か、3人かも知れませんが、何人かわかりませんので、一応出しとかんと、この前のような事態は避けたいという気持ちが私の中ではあったわけですので。

先ほども言いましたように、7人7様ありますので、私がここに動議を出した理由は、私一人の考え方で、江藤議員との考え方で出しているわけですので、みんなと協議したわけじゃありません。そういうことを申し添えておきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） さっきから聞きますと、7人とか何とか言葉が出てきます。えらい怖い言葉が出ました。

6月議会から3カ月過ぎますと、答弁のほうも大分変わってきます。6月議会では、土地購入の価格が高過ぎると言われて反対をされております。その理由としまして、民民の実例、または競売価格の例を挙げながら、町が購入しようとする価格に質問が多くあっております。

それならば、執行部の提案に対して反対される議員の提案が平米幾らかというのをを出しておくのが今回と思いました。ところが、ゼロです。

また、修正案に対する明確な理由はあっておりません。ただ、単純に一体整備とか何とか言われております。本来の理由とは違います。この修正案は、6款6項2目の商工振興費において、12節登記手数料32万8,000円をゼロにして、17節造り物小屋土地購入費680万円をゼロにして修正されておりますが、13節委託料、造り物小屋設計監理委託料78万6,000円は修正されておられません。先ほどから質問があつていますとおり、この修正案では、土地は買わんけども建物設計はせいと。一貫しておられません。まず、この件についてのしっかりした答弁が、まず第1点です。

第2点です。この修正案にしますと、要するに造り物土地購入費は認めないということにつながってきます。これでいいのかと。この件について。

第3点です。一般質問でも言いましたが、八朔祭は、先ほど町長からもあつたとおり、伝統ある文化です。その八朔祭そのものを否定するような発言もあっております。八朔祭を理解していると言われますが、本当にどういったふうに理解をして、どのように継承していくかという、この3点につきまして質問します。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、赤星議員からありました。1点目は、実施設計ですね。これにつきましては、先ほども言いましたように、全て、今回は落としましたけれども、話し合いをする中で、もしかしたら執行部のほうから12月までに補助金交付要綱等々が出てきて、しかるべき処置があれば、それは当然認めていこうという、私は考え方を持っております。そのために設計費は、できたら……。この修正動議を出す中でそういう気持ちがありますので、ぜひつくりたい、残さないかんという気持ちがありますので、その中で補助金の出し方等々を十分考慮していただいて、納得行く説明をしてもらえたらなというのが一つあります。

それで八朔祭をどう理解しているかということに関しましては、皆さん、お客さんも大変来られまして、その造り物も、役場に、私も役場におるときつくってしまして、非常な苦労したことを私も実感しております。それに携わっております。非常にこの文化を大切にしなきゃいけないということは、本当にそれは……。私も合併して、来てみて、「ああ、こんなことがあっているんだ」ということを感動したわけですので、それは十分に理解しております。

ただ、その中で市街地の活性化について、どうしても7カ所というのがひっかかってくるわけですので、できたら1カ所ないし2カ所に集めて、パチンコ屋前に5基、6基ありました。何遍も行ってみて、写真を撮る方もいました。そのほうが醍醐味もあつて非常にいいなと考えたところもあります。これを7カ所に渡していくのがいいのか。それについて私も、自分ではその1カ所にあつたがいいなと思いますし、通潤橋の前にも飾つてありました。それを見て、やっぱりお客さんがみんなあそこのにきに3基ぐらいあつたのを写真撮ったりして帰っておられました。そういうふうに、何かあつたほうが醍醐味があるというふうな認識をしておりますし、ぜひこの文化が本当に町の誇りと、一番の誇りである通潤橋と並んだ誇りであるということは認識しておるわけでありませう。

ただ、提案したのは、ぜひ、この金の出し方、買い方、活性化のあり方について、もう一度、商工会の皆さんと議論していきながら着地点を見つけていきたいという気持ちでございますので、

ぜひそこ辺のところも御理解いただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 質疑の途中ですが、まだ質疑があるようですので、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時38分

再開 午後1時30分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第60号の質疑を続けます。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 先ほどの続きでございまして、2回目でございますが、先ほどの質問の中でまだ答弁があつてないところが1点ありまして、この修正案では用地購入費はゼロであると。先ほどからいろいろ話を聞きますと、用地購入費は認めないというように私は受けとめました。そういったことですか、が1点です。

それから、3年間で一気につくつたらいいとか、きのうの一般質問でも結構あつております。しかし、そう簡単なものではないという答弁もあつてございまして、だからこそ、できるところから順次つくつていこうという話であります。

反対される方の言われたとおり、もし用地ができてたとすれば、3年間で一気にする。ことし、来年、再来年、3年間ですることに賛成されますか。2点目。

3点目です。執行部に聞きます。この用地購入費の数字が基礎となったものを、再度説明をしてください。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 修正案の提案者から答弁をお願いいたします。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、6番、赤星議員から質問がありました、用地購入費は認められないのかということと、認められたら3年間でできるのかという点がありました。

この用地購入につきましては、先ほどから議論しておりますように、やっぱりある程度の購入に対する規則、決まり事をちゃんと決めていただいて、地域づくりのことをきちんと精査していただいたら、それはそれで認めるということは、もう申し上げたとおり、あの場所で結構と思えます。

その用地購入のあり方、それは、ある議員に対しては、高いとかいう話がありますけれども、基本的には町が購入するのは正当なのか、あるいはその補助金的なことを出して、地域の中で相談されてここにつくりたいということで購入されたらいいんじゃないかなというのもありますので、執行部側から、ちゃんとしたそういうものに基本となる、購入の基本となる条例等々があれば、それは当然購入は認めたいというふうに考えております。

また、来年3カ所できましたよと、ぜひその規則がきちんとでき上がって、3カ所も4カ所も

できましたと。まあ、4カ所、5カ所となってくると、予算の都合もあろうかと思えます。それは、3年に分けてでもぜひやっていただきました。

要するに、この件に関しては、購入するということに関しては反対ではないんです。ただ、その購入に当たっての決まり事ですね、補助金でやるのか、町が単価的に上限額を500万、600万に設けて、その後は、その自治、つくるところで負担をしていくのか、そういうところの、やりますよと、町が買いますよというのじゃなくて、買うところの基本はちょっときちんとしていただいたほうが、非常に仕事もしやすいし。

あと1点は、町の行政のほうから、回遊性に対する、パチンコ屋の前の1億8,000万のところのコンパクトな建物をつくることから始まって、回遊性をどのように高めていくのか、そういうところをきちんと提案していただいて、土地購入費は、ここはこう変えますということ、まちづくりの基本的な計画書を提示していただければ、それはもうやぶさかではないし、当然、私は力を合わせて、非常に商店街の活性化のためには一丸となって、行政、地域の方々、それに商店街の方々と力を合わせてやっていきたいというふう考えておりますし、決して、その買うことが、その小屋をつくることがいけないというのじゃなくて、行政として、そのところの基本をきちんと提示していただきたいということを申し上げているので、来年、一遍に8カ所みんな場所が決まったけん、さあ行こうという話になって、それは、予算的な都合もあります、簡単には行きませんが、それは二、三年かけて割っていく。それが果たして地域づくりの活性化に立ってやっているのかということは、総合的な、矢部地区のまちづくりの基本構想が明確に提示された上での話をしていかれたらというふうに感じているところであります。

○議長（中村一喜男君） 執行部からの答弁をお願いいたします。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、お答えいたします。不動産鑑定に当たりましては、まずこの当該用地が、ここを買収するということが決定されたときにおきまして、まず不動産の鑑定を入れました。これは固定資産税の評価に当たる不動産鑑定と同じであります。

それから、熊本県の地価公示価格、これは熊本県が公示しておる価格なんでございますけれども、公示場所は山都町下市前田です。近隣のところになります。

固定資産の評価に当たっては、同じく路線価価格を導入して、不動産鑑定がされております。

不動産の鑑定に当たっては、鑑定要件として、地域分析、近隣地の範囲、それから街路条件、地域種別、行政店舗や銀行、連坦する近隣商業地域、交通、環境状況、間口、地形、地物、そういったものを勘案して、不動産の鑑定がされました。

それを受けまして、公有財産評価委員会で2回にわたって評価の会議を行いまして、最終的に当該地域の評価額を算定し、お示ししたわけでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 3回目で余りありませんが、要するに、修正案を提案されました議員さんが言われますと、決めていくことが大事であり、決まっていけば賛成すると。

すなわち、そういった手順を踏んでいきます。来年でも3基、4基はつくることが可能である

と。ならば、この原案と一緒にあります。

それと、不動産鑑定の話です。やはり、町が物を買うときには、勝手に値はつけられない。やはり公示価格があります。そこを、ちゃんとした計算をしながらやっていくのが本望であります。

6月の議会でも申し上げましたが、憲法第29条第3項、これには、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができるというふうに定めてあります。これを逸脱するわけにはいきません。執行部のほうはそれに基づいて提案をしております。

すなわち、今まで私も質問をしてきましたが、修正案には反対をいたします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 最初から質問をいたしました。あれによって、この修正案というものの予算の編成は欠陥であると。そして恐らく、執行部が言いましたように、この影響があって、これを執行することが難しいという結果に。裏を返せば、この予算の編成の修正の案というものは欠陥であるということが言われますし、最初に聞きました、なぜこれを減額してするかということとは曖昧で答えられない。

それでは最後に、2回目ですが、あと1回聞きますが、これだけを、提案されたのは議員でございます。議員はずっと長く執行部の中におられた、そういった観点からお尋ねしますが、このもともとの発端は矢部町時代から、平成11年の中心市街地活性化整備計画から起こって、それぞれの中で、平成25年には工藤町長が、山本前副町長と一緒にあって、平成13年3月策定の矢部町中心市街地活性化基本計画、これに基づいて進めてほしいということで指示をしておられます。

そして、そういったことを踏まえて、その協議をされて、平成26年の第1回の定例議会、当初予算、これに、一般会計当初予算で拠点施設の基本計画、225万8,000円、それから、八朔大造り物小屋建設費を、756万を計上し、これを我々議会は承認しておりますし、そしてそのときに8基の連合組がありますと、こういったことを順次整備をしていきますということもはっきりと言われておりますし、そして、事業主体は連合組の皆様方ですよという形も、ぴしゃっとした形で合意をなされておるわけです。

こういった政策・施策というものは、それぞれの計画に基づいて、継続性というものがなければならぬと。そういった中で、こういった動議を出される。提案者の議員として、これだけの修正を出された。このことをどのように捉えておられるか、もう一度聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 修正案の提案者、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、10番、稲葉議員から質問がありました。造り物小屋の建設の件につきましては、この件につきましては、民から、平成11年に提案されております民の役割・公の役割というのがあります。当時は、民の役割としては、土地は民が提供すると。その後、造り物小屋に関しては公でつくりますよというので提案されております。

当然、造り物小屋に関しましては、補助政策があるのかないのかははっきりわかりませんが、当然つくって保管すべき、そういう考え方があれば、当然それは必要と考えます。

ただ、今回におきまして、土地の提供は地元がするというのが一変して、買いますよという話になったわけ。そのことについて、買って悪いというのじゃないですよ、買いますということに関しまして、もっと買うことの規則、きまりをちょっときれいに整理して説明してほしいというのであって、買う方法は、補助金を出すのか、あるいは地元で交渉して限度額を幾らにするとか、そういう話し合いをきちんとしていただきたいということを申し上げているのであって、その造り物小屋をつくるということに関しては、それは反対をする気持ちはさらさらありません。ただ、唐突に6月の議会において土地を購入しますと、じゃあ平成11年においては民の役割・公の役割を明記してあるにもかかわらずそういう話がありましたので、その事前説明があれば、あってしかるべきというふうに感じておられるわけですので、そのところの説明をちゃんとしていただいて、そして地元の方々と、もう一遍本当の意味での活性化事業について話し合いをして、その方向性を出していきたいというふうにございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） もう3回目ですので最後ですが、では、言うよりも、この八朔祭という、造り物というものがどういったものであるかという部分について少し話をして。

私も、この修正案、つまり減額の補正の予算ですので、これが本当にいただけないものであるということでもありますので。

まずは、八朔祭の大造り物という、この下市連合組の仁王像ですが、平成25年3月22日、国立民族学博物館、須藤健一館長ですが、この日本文化紹介コーナーに常時展示をされているということでございます。

これは、日本の各地の祭りや民俗芸能を研究しておられる同博物館の笹原亮二教授が興味を持たれて、平成21年に本町を訪れて、そのできばえに絶賛されて、何としてでもこの博物館に出版をお願いしますということで依頼されたということでございます。

このような、有形、無形の歴史文化の造り物、この利活用が、町内の賑わい、そしてこの町の観光振興、観光振興ばかりじゃなくて、この町の振興策に必ずつながっていくわけです。

そして、各連合組の合意形成の中で、この熱意を、私たちはやっぱり議会としても、行政の責任として、この熱意を摘み取るよりも、いち早くこれをつくってあげて、そしてそれを次のまちづくり、こういったものに生かしていくのが私たちの責任じゃないかと考えます。

そういったことで、この修正動議の方には、討論ではありませんけれども、本当にこれは、欠陥の修正案ですので、私はこれは反対するということでもあります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） 私も、きのうの一般質問で言いましたように、この旧浜町会館、これはもう非常に高額な予算で買われております。これは私たちが認めた予算です。

それが、3年ないしもう4年近くなる前まで、何と言いますか、ほったらかしみたいな状態になっております。これもやっぱり、前甲斐町長が計画性がなかったために、今までだらだら

だら来たと思います。

買うときにちゃんと、買うときには計画がなからんとだめですよ。だからきのう言ったように、その浜町会館をするのが先じゃないかという、私はしましたら、町長はこの造り物と並行にやっ
ていくと、同時にやっっていくというきのうの答弁でしたね。

それならば、またこの、あと3カ所はもう決まるとすると、場所が。あと5カ所はつくるという、きのうの答弁でありましたが、だったらその5カ所を内定してから、計画を立てて、そしてから
一気にやってくれっていう、私はきのうそういうお願いをしたわけです。

だから、浜町会館もコンパクトな建物を建てるなら、その設計図ぐらいできとらないかんとで
すよ。ただ解体してから後で考えるじゃなくて、コンパクトな建物の設計図でもできてますか。
それをちゃんとつくって……。

(自席より発言する者あり)

何て。

○議長(中村一喜男君) 続けてください。

○13番(佐藤一夫君) いやいや、だけん、だったらその、そればつくった時点ば提示してく
ださいよ。口だけじゃなくて、こういう建物をして、こうしますという提示。場所の提示もして
ください。

そして、商工会の皆さんも協力をしてもらって、ちゃんと場所も提供しますよという、何て言
うの、仮契約みたいな約束事でもあれば、私はまた12月に再度こういう計画で行きますって出し
てもらえば大賛成ですよ。

今、仁王像か何かがありました、私も民博に行ってみましたが、あの白い、民博の中で、ひ
ときわうちの文化財、仁王像は目立ちます。これはすごいです。私は行って実感しました。ちゃ
んと入館料は取られました。うちの者でもですね。

そういうことですので、私の意見としては、あと5カ所をちゃんと商工会の方と約束して、予
定地ぐらい説明してちゃんとすれば、12月で十分ですよ。賛成しますよ、私は。予算を組んでく
ださいよ。

(自席より発言する者あり)

だけん、そういうことを……。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村一喜男君) 静かにしてください。

○13番(佐藤一夫君) してないじゃなくて、提示してぴしゃっ……。

(自席より発言する者あり)

まあ、そういうことをちょっとお伺いします。

○議長(中村一喜男君) では、執行部に答えていただきます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長(檜林力也君) お答えします。平成24年からいろんな形で会議も重ねて、
本当にもう、またかい、またかいというぐらい会議を重ねております。私は少なくとも、皆さん

方とは理解はできているというふうに思って、この計画を上げております。

それから、決して塩漬けにはしておりません。いろんな形でイベントをしたり、それぞれの商店街、下市を中心にいろんな形でイベントもしていただいております。その中にいろんなヒントもございましたので、それを今、青写真としてお示しするというので、平成27年の3月の議会で、実施計画の予算を認めていただきましたので、今年中にはその青写真を皆さん方にもお示しできると思います。

その前に、私は商店街の皆さんと、この案を、どうかということを検討して、そして皆さんの合意を得た上で、また議会にも御相談し、最終的に町長が決定されるというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君。

○13番（佐藤一夫君） そういうことですのでね、今説明がありましたが、そういう計画書っちゅうか、何ちゅうのか、作成図っちゅうか、コンパクトな建物の設計図ぐらい、私たちにも提示して、あと何年でこれとこれはやります、そうすると造り物の小屋も大変結構なことですよ、それは。まちづくりのためには。でも、また1基つくって、きのうの答えじゃないけど、土地ができたところからという意味もわかりますけど、できなかつたらどうしますかちゅうこともあるわけです。また、その価格の問題もあります。もう、上限ちゅうのはある程度決めとかと、鑑定士さんが幾らと言えれば幾らですよ、これは。

（自席より発言する者あり）

じゃあ違うわけですか。

それと、また、決まっつると思いますが……。

（自席より発言する者あり）

ちょっと待ってください、私も自分の意見は言いますので。

別に町の活性化に反対しとるわけじゃないとです。そういう、ちょっと計画性ば出してしてもらえば、私たちも応援しますよ。

ただ、これら、1基2基でふん詰まりはしないかと、そういう心配をしとるわけです。後が。

これから予定がちゃんとできとったらですね、もう、そういうことも、町長、計画されて、したら、さっき赤星議員が言われるごつ、2基でも3基でもいいですよ、高速道路が来る前にちゃんと一気にやっつてしまえば。そういうことが、私は望んでおるわけです。

だから、あと5カ所も大体の予定地ぐらいはもう見つけてあるのか、まだ今から相談されていくのか、そういうところがぴしっとなつてれば、何も問題ないとです。

そして、ちょっとつけ加えますけど、もしそういう予算をしていく中で、まだ、これは地域的なことは余り言いたくないんですけど、馬見原とかそういうところの商工会からも、そういう要望があった場合でも、きのうは必要があれば可能ということで町長は答えられましたでしょう。だから、そういう要望があれば、それはまたそのほうでしていかなんけど、そういう計画性を持って、ぴしゃっと、要望があれば何年前かに出してくださいというような計画書があればそういうことをして、また町のほうも、場所の提供、うちあたりの町立病院の敷地も、今青葉の信号から

上がる敷地も、これはたしか大阪の人が持ち主だったんですよ、地主が。これも前、甲斐町長のときは……。

○議長（中村一喜男君） 13番、佐藤一夫君、質疑を行っておりますので質疑をお願いいたします。

○13番（佐藤一夫君） ちょっと譲ってほしいということがありましたら歓迎しますので、したら、それはもう町に寄付しますということもありました。

だから、鑑定士さんの値段が基本ではありますけど、町で使うとなら、価格は幾らですけど、安くても私たちの町の活性化のために、安くであげますよちゅう、そういう土地の地主はいらっしゃらないのかと、私はそういうことは思います。

どうせ町の、浜町の活性化、町の活性化のために、土地は私たちが、鑑定では坪40万、50万すると、でも町に使うなら、私たちは半額でいいですよってというような、そういう提案はないのか。

俺は、そういうことがあって初めて、町と町民と議会と執行部と、丸くなってまちづくりをつくっていったらと思います。

そういうことですね。そういう価格のやりとりのあれはなかったのか、ただその不動産鑑定士の価格でしゃがもり買わなんちゅうことはないでしょう。価格は幾らですけど、安く提供しますよちゅう向こうの言葉があれば、それは売買ですから。そういうことはありませんでしたか。

○議長（中村一喜男君） 執行部から答弁をお願いいたします。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 何方所かあれば、一遍に見つけて、それを示して、そして一遍に買ったらいいいじゃないかという話も最初にありましたけども、土地はやはり相手があつてのことです。だから、できるところから買うということを申し上げて、一日でも早くやりたいから、できるところからやりますということでもあります。

だから、今後商工会のほうでも協力してもらって、あと五つなら五つ見つかるということであれば、一遍にいいと、用地は一遍に買っていいということであれば、私もそういう提案をしたいというふうに考えます。

ただ、今議員さんの話を聞いておれば、やっぱり高いということをおっしゃってます。そして寄付の話もされてます。

寄付という話は、相手が寄付行為を申し込むんであって、こっちから寄付しなさいということは言えませんので、その辺は御了解をいただきたいと思ひますし、価格の点については、きのうも申し上げましたが再度申し上げますけども、うちの町税は10億5,000万程度です。土地の固定資産税もそのうちですね、土地の固定資産税というのは1億5,000万です。その基本になつてるのは不動産鑑定です。だから、固定資産税を徴収するときは、そのよりどころが不動産鑑定で、その価格をよりどころにして取りますと。買いますときには、民民の売買で値踏みをして、このぐらいで民間では売り買いがあつてますでしょうと、これで買わせてくださいということは非常に難しいと、そういうことをきのうは申し上げました。

だから、そういうことで、公的な買収をやるときには、やはり私どもが基準にする不動産鑑定

士の金額設定をもとに私どもは決定をしていると、そして、それ以内で提示をさせていただいているということでもあります。

何とぞ御了解をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。3回目です。

提案者から、きちんと法的な手続を規則、規約等をつくった後に出してくれという話がありました。

しかし、この予算は、土地は土地購入費で予算下で審議されております。価格についても、これは土地家屋鑑定、土地の鑑定士ですか、その範囲内で設定されているものです。

このほかに、何を規則、規約で決めにやいかんとかって、あとはそれを、町が土地を購入して町が建てた、それをを使う側が無償で借るか有償で借るか、そのぐらいのこと、次はほかにはなかつちゅうんやととですかね。

ほかに何を、具体的に、そういった要項を決めにやならんていうとこ、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 修正案の提案者、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、土地購入費ですので、規則とか規約とか要らんじゃなかと、8番議員の話でありますけれども、やっぱり、町の金というのは、基本的に税金であります。町税、県税、税金で構成されております。その中で、基準価格を出した、で、買いますよというので、金額的には問題ないという話もありますけれども、やっぱりそれを買う場合に、この購入、八朔の造り物を展示するために購入するということが提案されたわけですね。

ところが、その八朔の造り物の購入に当たっては、この前の、さっきのこの話の中では、地元が用地提供するよという話があるわけですね。まちづくりやべの中では、

（「それが変わっていった」と呼ぶ者あり）

だけん、それから、それを基準にあくまで話があつて、町長がさっき言われたのは変わってないんですよ。

○議長（中村一喜男君） 静かにしてください。

○4番（後藤壽廣君） 変わってなくて、そのまま来て、今度買いますよと言われたとき、買うのは買うでいいですけど、単価の問題とか、それを出すために、その地域、8カ所の地域に、それを購入するある程度の規則とかは設けないと、なかなかそれは高いので……。

（「だから、規則とかそっちのこつたい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 静粛に願います。

○4番（後藤壽廣君） 高い安いという話じゃなくて、限度額というのをある程度決めて、やっぱりそういうのは決めていくべきじゃないだろうか。

それはまあ、買うと言ったけん買うていばいとかい話じゃなくて、やっぱりその目的に達するためにはある程度決まりを設けるべきじゃないだろうかということを行っているわけであり

まして、提供者がただで提供すると、無償で提供するということは、ちょっと通り越しているんですよ。町が買うのが正しいのかというところの、私はちょっと不安があるわけです。

(「答弁が違う、中身が全然。規則は何かって聞いているでしょう」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) 静かにしてください。

提案者。

○4番(後藤壽廣君) 規則が必要かという質問に関しましては、それは私は必要と思います。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

9番、藤川憲治君。

○9番(藤川憲治君) 修正動議に反対です。

提案者、あなたは最初ね、だらだらだらだら数字を述べていった。何のための修正動議か、これを説明しなかったね。

そして、後からみんなが、ああこれはあそこの土地買収の問題ということでみんな質問し出したけども、やっぱりね、修正動議を出すならば、なぜこの修正動議を出すのか、これから説明してください。

ただ、最初から、そういうのわからんたいな、私が聞いていったっちゃんね。そういうこっちゃいかなですよ。やっぱり、なぜ修正動議を出したのか、これが一つ。

それからね、先ほど何人も言っていたように、私も全くそのとおりです。どこだったかな、委託料の78万6,000円は計上しておる。土地購入費はゼロと。設計委託料もゼロと。どういうふうにして、この委託料を出したのかたい。これが二つ目、2点目。

そしてから、さっきから何回も言っていたように、誰か言っていたが、浜町会館跡、これはね、ずっと長い間かけて議論して、ようやく先ほど基本設計の予算を予算化したでしょう。そして来年はもう実施計画案もできるということですからね、余り浜町会館のことはここで言わんがよかですよ。いいですか、3点。まだ3点ですかね。

そして、既にこの八朔の造り物をつくっていくっていうのは、私もずっと旧矢部町時代から、いろいろこの浜町商店街に対する愛着、思いというのは、皆さん方と一緒に非常に強いものがあります。私を育ててくれたのも、この浜町商店街ですからね。そういうことでずうっと議論をとるんですよ、十何年もかかって。

よし、なら、先ほど工藤議員も言ったように、この町の売りは何か。通潤橋と八朔祭ですよ。

あなた、八朔祭、この二日間、見物に来ましたか。見学に来ましたか。これも答えてください。

そういうことを思うときね、ちゃんと計画がなつとるから。中央自動車道ももうすぐ来る、あと3年後には来る、そういうことを思うときね、しっかりしたまちづくり、しっかりした地域づくり、そしてこの町は浜町商店街が中心地ですね。八朔祭の原点であるところの在が栄え町内为荣える、そういう共存共栄のまちづくり。

先ほど中村議員もおっしゃっていたように、ただもう土地の問題じゃなかですよ、これは。この八朔祭をこれから未来永劫に向かっていかに残していくか。

私も造り物、天気がよくなったから喜んで出ていきましたよ。まず行ったのは、浦川のあの建

屋ですね。みんな喜んであったですよ、浦川地区の人たちは。雨が降っても濡れない、また日ざらしも遭わないと、そういうことを思うときに、非常に見物客も多かった。ことしの八朔祭、すばらしい造り物のできばえ、本当、感動、感嘆いたしましたよ。

そういうことを思うときね、ここはひとつ、価格の問題でそうがたがた言わないで、ここはひとつしっかりとした、みんなでまとまっていかな。六百何十万かね、これでこの町が栄えていけないばよかじゃなかや。

そういうことを言いますから、どうぞ提案者、私の質問、4点ほどありましたが、答えてください。

それでは最後に言うておきます。私はこの修正動議には反対です。

○議長（中村一喜男君） 修正案の提案者、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 藤川議員からのお話で、まずはこの修正動議に当たり、前もって説明責任があったのじゃないかということに関しまして、私もこの経験は初めてでしたので、わかりませんでしたので、一応聞きました。

一応、修正動議の話をした後で質問があるからそれに答えなさいというような指示がありましたので、初めてのことでわかりませんでしたので、そのように、指示に基づいてやりました。そういうことでございます。

あとは、浜町会館の跡の議論ですね、ここで議論するべきじゃないという話もありましたけれども、私としては、浜町会館も一つの商店街の活性化に向けては大きな柱になるというふうに位置づけております。当然、浜町会館が中心になって、小一領神社から浜町会館、通潤橋が中心になっていくために、あそこも計画の一部として、きちんとした位置づけを入れるべきであろうというふうに考えております。

（「八朔に来たかというのは」と呼ぶ者あり）

八朔。1日目はちょっと行きまして、二日目は来られませんでしたので、一番にぎやかなときが、たまたま竹原地区の神社の祭りがありましたんで、来られませんでした。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 静かに。静粛にお願いします。

○4番（後藤壽廣君） 去年は来たわけですけど、まことに申しわけなく思っております。大変失礼しました。

あと一つですかね。

（「委託料」と呼ぶ者あり）

委託料ですか。

（「その整合性たい、整合性」と呼ぶ者あり）

委託につきましては、当然私としては、造り物小屋はつくらにやいかんだろうと、その感じでおります。ただ、町で一括して買うということに関して、執行部側からちょっとした修正案を提示していただいて、これで意見を共有していただいて、その要綱等々があれば、そのことに関しまして、役場のほうと話し合いができたらいいかかなと。かかった費用は全部出すというのじゃ

なくて、そこら辺の執行部との話し合いができたらいいのかなというふうに感じておりますので、そういう気持ちでございましたので、設計委託費はそのような話し合いができると、12月までにはできるというふうに信じているところであります。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 5番、藤沢です。いろいろ、きのうから、一昨日から、一般質問があったのも聞きまして、きょうもいろいろ聞いてきた段階の中であります。

一番、私も一人一人考え方を持っております。6月の補正のときに680万のあれが出ましたけど、そのとき私は否決させていただきました。その理由としては、非常に高いと。先ほど高いか何かという話もございましたけども、これ、坪に直しますと約8万円ということですよ。

私なんかの感じからするなら、そのときも申し上げましたけども、町が栄華を誇ったところも非常にありますよ。2万四、五千にもなるとって、市政を敷く手前まで行ったことも、私も知っておりますけども、それからずっと見ますと、非常に、町なかに家でも建てて住むような人は一人もおらんわけなんです。そういうことを管理して、いろいろ考える中で、先ほど話し合いがございましたように、課税も不動産鑑定においての話もきのうされました。きょうもされましたけれども、路線価格もいろいろあるでしょう。しかしながら、ある程度、8万か、ある程度の民間も取引する中で、ちょっと下がるとっじゃないですか。これをそのまま引きずるならずっと引きずってしまうと。町に住む人あたりもだんだんいなくなる。アパートも値は下がらない。町長も、そのときアパートは確かに高いということを言われましたですよ。

そういうことも含めて、私は一貫としてこれは非常に高すぎると。もうちょっと下がることはできないかということになりますと、さっき言われましたように、これ、不動産鑑定によるいろいろなあるということで、それができないなら、私も何も言いません。それだけのことを、頭をもっと下げてくれと、下げているんなことを考えてくれと言うとるんですが、それが下がらんっちゅうならもう、反対をすることしかでけんじゃないですか、正直言うと。

先ほど、浜町会館のことも、それはもう決まってることって言われましたけれども、住民感情とするなら、説明する責任があつとですよ。建屋、土地含めて1億8,000万買って、それを来年からちゃんとするっていうふうな、コンパクトなことをするってことは決まったって、それはわかりますよ。だけん、それを整備して、今浦川がでとるじゃないですか。そのかけ合いでいろいろ様子を見て、高速道路が3年後にはでくって言われたけど、そぎゃんとこから見とったっちゃだめと思うんですよ、これは。

そこら辺のを見て、一遍につくるっちゃ、それは反対です。私は反対です。3基も4基も一遍につくるっちは反対、そういうことは。そういうところの様子を見て、徐々にしていくでいいじゃないですか。

住民の皆さんも町民の皆さんも大ごとですよ。建屋はつくった、そこら辺を指定すんなら、近郊は、いろいろ活性化するためには考えにゃいかん、ある程度の浜町会館と、今浦川があるなら、その近辺あたりを整備した中で、いろいろ今後プラスになるなら、またずうっとつくっていけば

いい話であると、私はそういう感覚を持っておりますもんですから、まず、価格が下がらんなら私はもう反対です。正直言いまして。

そういうことを申し上げまして、答えはいりません。答えはさっきからずっと出おりますですけん。そういうことで終わりにします。

○議長（中村一喜男君） 討論じゃありませんので質疑をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、浜町商店街の活性化の質問がずうっと続いております。

ちょっと変えまして、実際は全員協議会の中で言えばよかったんですが、予算化されていますので、保育所の建設のことについてお尋ねをして、執行部の考えを聞きたいと思います。

一つは、私がお聞きしたいのは、立地場所の件です。もちろん、課長あたりはお聞き及びと思えますが、災害にあった場所であるということですね。昔ですね。

それはまあ、その話を私がしたとき、違う意見も聞きました。50年に1度あつとは、そがんとは余り加味せんでええとか、そういう意見があるのも聞きました。

しかし、やっぱり大事なお子さん方を預かる施設ですので、そのところは大きいにやっぱり考えにやいかん問題だと、一つは思っております。

それと、先輩議員であります10番議員からの話もありました、高速道路の218との接合点が浜町側のインターができた場合、今のベスト電器のあたりにおりてくるというような形だというふうに聞いております。

そうしたとき、その218から町内に、どういう誘導的な道をつくるか。観光バスでもすれ違うような道をつくるかということ。畑に回すのか、高校の横通ってくるのか、ルートの的に。

すると、この庁舎の向こう側、これが一番近いわけですが、距離的には。ここを通すのか。ここを通すならば、立地場所は果たしてそこでいいのか。そういった計画も、先のことも見越して立地場所も考えてほしいし。そのことをお聞きします。

それと、その立地場所については、1番議員もおっしゃいましたが、もう少し環境のいいところはないかと。見晴らしのいいところだったり、周りの交通に関して心配せんでいいとこですね。

車がずうっと通れば、よく、保育園のお子さん方は、先生に連れられて、園舎外での活動もありますので、そういった点、その点をちゃんと加味されてそこに決定されたのか、この点を一つお聞きします。

それから、戻りまして、造り物小屋の件につきましては、もうこれは別問題という意見がありましたが、私は、やはり浜町会館は4年前に買うとるわけですから、そこをまず整備しなければ、これは商工会の要望、また連合組の要望も私はよくわかります。そして私もそういった方向でつくってやっていかねばならんというふうに思っております。

しかし、町全体を考えたときの、町民、住民感情の意識は、やっぱり何でしょうかって。そればすつとが先だろうと、これが本当だと思います。

その感情をどのように考えられるかという点ですね。設計に時間がかかったと思います。前年

度も、ちゃんと設計は大学の先生あたりに頼んで、どういう形にするかちゅうことはもうできとるわけです。ひょっとすれば、ことしの当初でも出された案件ではないかと私は思っております。その点をどうかということ。

それから、町長に対しましては、6月の議会で、ああいった形で、まあ、執行部の理解とすれば、価格が高いというようなことで反対だったと。なら、価格はどうして決定すればいいかと、したかというようなことを丁寧に説明すれば理解が得られるんじゃないかというようなことで、本議会に提案されたと思うわけですが、私は、同じ案件で、まだ3カ月もたたんうちに議会に提案するならば、その前に全員協議会なりそういった場を設けるべきではなかったかと。これは執行部としてどのようにそのことをお考えか、この3点をお聞きいたします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 今度統合する保育園の場所なんですけど、全員協議会のほうでも説明をさせていただきましたが、一つは答申案というものがあまして、統合する場所は矢部同和保育園というふうなことで、先に場所っていうのはもうそこで考えておりました。

議員さんたちのほうから、その場所についていろんな意見が出ておりますが、それに関しましては、一つは、ここの今の保育園の場所っていう部分が、一つは図書館がもう近くにあるっていうこと、それから浜町地区の中心地であるということ、それから医療機関がそばにあったり、小中学校、高校とあることによって、いろんな子供たちとの体験交流等もできるというふうなことで、場所的にはここの場所がいいんじゃないかというふうなことを考えております。

それから、あと、自然をうまく使った保育の運営っていう部分が、場所もそうなんですけど、一つは、保育をする中で、保育士たちの活動っていうか、子供たちとの、命を大切にすることでの自然体験ができるようなことを、しっかり考えながらやっていけると。その辺も、自然あふれる山都町の中で。

そして場所的には、保護者の方たちからよく言われるんですけど、やっぱり駐車場の問題というふうなこと、それから交通安全性の問題、その辺のことを言われておりますので、そこの中では、今後、そこの中で話し合う中で、駐車場の問題とか、交通の、今保育園の中での出入りのところなんかも、その中に考えていきながらやっていきたいというふうな考えでおります。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まず、場所の件なんですけどね、場所の件については、委員会の答申を受けて、こちらにも計画決定をやって、今の同和保育所のところで統合するというので、一つ柱を決めていかないと次に進みませんので、そういう計画決定をやって、今やってるわけですから、今これを、場所のほうをどうのこうのっていうような話は、階段を後ろ向きに下がるような話になってきます。その辺はわかっていたきたいと思います。

仮に災害があっても、これはほかのところも相当被害はあったわけでありまして、旧矢部の場合も、いろんな場所に危険箇所があるとおり、ここだから安全ということは、非常に難しいところがある。場所についてはそういうことで御理解をいただきたいと思っております。

国道との高速道路の接点の話もございましたけれども、あれから先の話についてどうのこのうちゅうのは、今計画としてありませんので、その辺については御理解をいただきたいと思えます。

浜町会館を先にとの話がございました。浜町会館はことしの3月に実施設計の予算を協議をした、認めていただいたということですから、もう来年度は建設と。予定どおり行けば建設という予算ということになります。今度の、今回出しております予算についても、用地購入から設計費ということで、これも、順調に行きましたら来年建設ということになります。これは同時建設、同時に進むということで、理解をいただきたいと思えます。

6月の議会のときは、価格の問題だけじゃなかったですね。価格の問題についてもいろんな意見があったと思えます。今藤澤議員が言われたとおり、そもそも高いという話がありましたし、あと、上限を設けるべきだとか、そして、この計画性の問題だとか、場所が本当に適当なのかと、もう、それぞれの御意見があったわけですね。だから、その辺については、一つの価格だけの問題じゃなかったということは先ほども言われましたので、その辺の説明を加えながら、価格については先ほど私が説明したから2回と言いませんけれども、そういう点で、同じ予算を、これは議会軽視だということじゃなくて、これは変えられないんだと、私どもが予算上程する場合は何かの基準があると。公共でやる、買収する場合はですね。そういうことで御理解をいただきたい。

もう、何分、議会のほうを軽視しているわけじゃないということで御理解をいただきたいというふうに思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私も3回目になりますかね。提案者に1点だけ確かめておきます。

回遊性を図れという一方で、旧浜町会館のところに何基か集約しろという意見でした。先ほどあなたの説明で、どちらが本当なのか。回遊性ならば、今町が計画しとるような方向で行くのがベターだと私は思いますし、そのとおりしてもらいたいと思えます。

それから、浜町会館のところは時間がかかったといろいろ言われるけれども、これは我々議会側も連帯責任があります。大変高い買い物だったと、私は当時発言しております。皆さんは、みんな黙って、もろ手を挙げての賛成でした。手は挙げられなかったけれども、みんな、どなたも異論はなかったんです。後になってからどうだこうだっていうのは、議員としてどうかなあというふうに思えます。

執行部のほうも、あの時点で余りにも高いものを、この建物をどう活用するかっていうことで、随分悩んだと思うんですよ。商工会も悩んだと思うんです。やっと出た結論が、やっぱり取り壊して、そして今度のような、とにかく余り金をかけない形での建物をあそこにつくろうと。そして、なおかつ観光バスぐらいはとまれるような、来れるようなスペースもとろうというのが、一昨日の説明か。

私はそれで納得したんですよ。場合によっては私は道を隔てた前のチポリーノかな、火災があったところ、あそこまでも、私は買収すべきだろうというふうに思っております。そうすると、

浜町会館の跡は非常に生きてくる。そして、各街角につくるこの八朔の造り物の展示場、これはもう、町の財産として買って。

これから先は執行部に尋ねます。町の財産として買った以上、修正案提出者は何かの要項が必要なんだ、あるいは何かのきまりが必要なんだということですね。私はそれは無償貸与で、さっき工藤議員がおっしゃったように、これは要項が必要なんです。これを無償貸与して利用するこの商店街は、良好な形で完了していく。そして目的達成するようにきちんとした展示をしていくと。

私は何遍も言いますけれども、この展示場というのは、受益者は商店街じゃないんですよ。一義的には商店街かもしれんけども、本当は町が、町民が受益者です。だから、民俗文化の町だということで、大きく地方創生事業の中で打ち出していく。

文楽館も同様ですね。文楽館も、もとは農家の人たちが自分たちでやっておった、それを公的な金を出して、あのかのときの甲斐村長さんがつくられた。決してですね、町がつくって、自治体がつくるべきものじゃない、個人的なことじゃないかなんていう論議は、当時の清和村は起こらなかったと思うんです。

私は、あのかのときの甲斐村長さん、非常に尊敬しておりました。

○議長（中村一喜男君） 質疑をまとめてください。

○12番（中村益行君） はい。だから、それと同様に、今度の展示場も、やっぱり民俗文化の拠点の町として、あるいは民俗文化を中心にして発展する町として、絶対必要な施設なんだと。これは町の財産としてつくるべきだと。それには一つの要項が必要でしょう。これは、ここで町長の答弁の中で、それは裏づけをしていただきたいと。

先ほどから提案者が言っている、前もってそういうペーパーがあってやるということもいいことでしょう。そうじゃなくても、政治は生き物です。行政は。そして、土地は相手があることですから、最初からこことここと買いますなんて、これは私権もあります。そういうことで、一方的にはできないわけですから、やっぱり、可能な限り、できるところからやっていく。

政治は可能性追求の芸術であるというわけです。社会学者、経済学者のガルブレイスはそう言っております。私たちは可能性を追求しながら、執行部の尻をたたきながら、あるいはそのチェックをしながら今日までやってきましたが、そういう思いで、今度の原案に私は賛成したいし、やっぱり提案者も、その辺は少し考えていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 修正案の提案者、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 12番、中村議員からの質問で、回遊性ということがありました。

実際、私も考えてみますに、小一領神社から通潤橋、それから畑、新町通り、これをつくって、将来的に7基像をつくって、それが本当に、今のところ回遊性につながるのか、そこら辺の商店街の活性化はどのように考えているのかということも、当然まちづくり全体計画の中に必要と私は認識しているわけです。

そういう中で、まずは、先ほども申しましたけれども、小一領神社から浜町会館を核とした中で通潤橋に行き、なおさらそれから新町通りへ回遊することによって、それで人がよく集まる、

来る、商店街が活性化していく、どんどん活性化していく中で、これだったらもうちょっとほかのところにも広げていこうというような、一気に7カ所全部というのは、それで活性化計画が上がればいいんですけど、先ほど5番議員がおっしゃったように、何もかんもじゃなくて、7年かけてやったらいいじゃないかという議論もあるわけです。いろんな議論があると思います。このまちづくりの考え方に関しては、当然商店街の方々の意見もたくさんあると思います。それらをみんなで話し合いながら、着地点を、私の考えとまた藤澤議員の考え方も違いますし、また藤原議員の考え方とも違う。みんな考え方が違うわけです。

(自席より発言する者あり)

そういうところで、中村議員がおっしゃる回遊性という言葉、どのように踏まえていくのか、どのように解釈していくのかということ、皆さんと一緒に議論していく機会を、ぜひこういう場であっていききたいというふうに考えたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村一喜男君) 静かにしてください。

(「進行、進行」と呼ぶ者あり)

では、執行部のほうで答弁、いいですか。

町長、工藤秀一君。

○町長(工藤秀一君) 土地を買収した後のことなんです、当然土地を山都町になるわけですから、建物について、建ててもらう場合には貸し付け要項等は整備をする必要があると思ひます。

それから、今回のことについて少し述べさせていただきたいんですが、大造り物関連予算につきましては、6月の定例議会以降再度検討し、商工会八朔実行委員会の委員の皆さん方と協議を重ねた上で、同額の予算を計上させていただくことになりました。

6月議会からこれまで、議員の皆さんに対してももっと説明を、十分に説明をして、御理解を得るべきところでありましたけれども、そこに至らず、結果的に混乱を招くことになりました。このことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

八朔祭の造り物は、全国に例のない唯一の伝統文化であります。この貴重な文化を守っていくためには、今、町がてこ入れをしなければならないというふうに考えております。250年以上続くこの伝統文化を後世に引き継いでいきたい、この一心で、この予算の提案をしている次第であります。

本予算に限らず、今後進めていかなければならない、ほかの連合組の大造り物小屋につきましても、関係の皆さん方との、今後十分な協議をする機会を持ち、進めていくことが重要であると思ひ、それは約束をいたします。

どうか、今回の大造り物小屋の予算につきましては、何とぞ御理解を賜りますよう、お願ひを申し上げたいというふうに思ひます。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑ありませんか。

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 朝からずっと聞いておりました。少し危ういなというふうに感じました。それはなぜかと言いますと、八朔の大事さ、あるいは立派さ、これは議論する余地がないというふうに、私たちは思っております。それに乗じて、予算は幾らでもつけていってというふうな論議は、ちょっと乱暴じゃないかなあという感じがいたします。

もともと、私たちもそうなんですが、補助金はできるだけもらわないで、自前でやろうというのが基本路線でなからにやなりません。その思いが初めて伝わって、町もお手伝いをしましょうということになるんだろうというふうに思いますし、当然、それは出すべきお金だというふうに思います。どうも、丸抱えでやるというふうにしか聞こえません。正直、そういったふうにしか聞こえません。

もう一つは、造り物小屋をつくったら、いかにも人が来るような話を、今されております。私は来ないと思います。仕掛けをやらないと、お客さんは寄ってきません。お店もそうです。必ず仕掛けを打って、人が通れる波をやっぱりつくってやるんです。

例えば、お祭りのときに餅つきをすると人が寄ってくるんですね。つかない時期になったらどおと引いていきますよ。ですから、やっぱり、その流れを、どんなものをつくってやるかというのが、私が言う体育館の問題でもあるし、老人会でもあるんですね。

ですから、青写真をやはり見せてほしいというのが、私の反対した理由なんです。高いとか安いとか、正直、私自身には関係ありません。

一つの町の行き方なり何なり、私が知らない部分がございますので、この値段の話には突っ込みもしませんでしたし、それはわからないところがいっぱいあります。正直わかりませんが、ただ、建物小屋をつくれれば人が流れてくるという勘定だけは捨てたほうがいいと思います。

きょう一番大事なのは、それを、どう人を寄せてくるかっていう議論が、その中であることが一番だというふうに思います。いろんな意見が今日出ました。聞いてとてもためになりました。

ただ、商工会がずっと数多く来ておられました、安心して帰られたというふうに思います。それは何かと言うと、八朔祭のものを出したら予算はつくんだというふうに思って帰られたというふうに私は理解しました。

それはちょっと危険だというふうに思いますんで、ぜひ、その辺ではもう少し慎重にしてほしいと。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 静かに。静粛にお願いいたします。

○3番（飯星幹治君） もう一つ、私は知りませんでしたので、一つ……。

○議長（中村一喜男君） 飯星議員、質疑ですから。

○3番（飯星幹治君） はい、わかりました。申しわけありません。

300万の話をちょっと聞かせてください。

町の人たちが造り物をするのに随分費用がかかっている、幾らかかるとるか御存じですかって話を、町長はされました。私は正直知りませんので、その辺、聞かせていただけませんか。

○議長（中村一喜男君） 執行部。町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） これは、人件費、材料費、全て、これは、遠くは宮崎、天草まで材料をとりに行かれます。そういう人件費、それからトラックの借り上げ代、そして人も乗せていかなければならない、集めなければいけない、そういうもろもろのことを含めると、300万以上はかかるということを、私はずうっと前から深く説明を受けて、なるほどなということでありました。1基当たりです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） そろそろ、本当に質疑も深まってまいりましたので、私もこのまま何も発言しないで採決に加わるわけにもいきませんので、私なりにちょっと質問をさせていただきます。

まず、本当に昨日、私も八朔は何わせていただき、本当に見事なできばえに感動を覚えたところです。そして、この問題が八朔の前から出てきておりましたので、大変悩ましく、切ない思いで見学をさせていただいたところです。

それで、先ほどからいろいろ出てきておりますが、やはり私も、このことになってから初めて、きのう、江藤議員もお示しになりましたけれども、このまちづくり提案書、19年から20年に係るものを、初めて、いわゆる人に聞きながら、どなたか持ってらっしゃる方いませんかって、私は、本当に最近こういう仕事になりましたもので、なかなか経緯がわからず、そういったことを調べさせていただきました。

その中で、一読というか、何回も読ませていただく中で、やはり、今回のように大きな予算が伴うもの、先ほどから民でできるもの、公でできるものっていうふうな中の、民のほうのリストには幾つか書いてあるわけなんですけど、日曜の開業を目指したいとか、路地裏の活用をしたいとか、技術の伝承という目的で、空き店舗の装飾など雰囲気づくりに努めたいとか、サインを統一させたいとか、それで回遊性を高めていきたいとか、そういう、余り大きな予算の伴わないような、幾つかのこういったことが、住民側の希望として、私たち、これならやれるんじゃないかっていうふうなことで、多分書いてあると思うんですが、それが、一体今の時点でどれぐらい実現されているのかということをも、もし、担当課のほうで御存じならば教えていただきたい。

それから、この19年の以前に、一番最初には11年、あるいは10年ぐらいから始まったことだと思いますが、そのときのまちづくりの構想がありながら、この16年間の間、幾つかの、例えば街路灯であるとかそういったものはできあがっております。しかし、ここに来て、こういうふうな問題をはらむような進行が、どういうふうなところに原因が、起因があったのかということも、余り昔のことを言っても仕方がないとは思っています。でも、やはりそういったことは、今の町政をつかさどっていらっしゃる執行部のほうには、きっちりと説明をしていただきたいというふうに思っております。

それから、あと、この全体の予算案とかいうところですけども、先ほどというか先日の佐藤議員の一般質問に対しまして、町長のほうではこれが最高額でありますと、今のところの額が最

高額であります、だからこれからあと6基何とかするにしても、1億二、三百万円の総額になるのではないかというふうなことを御説明なさいました。

私は、そういう額であれば、本当に単年度とは言わないけれども二、三年かけてできるような予算ではない、これは財政のほうともしっかり相談をしないといけないんでしょうけれども、町の方は、私も幾らか人から聞かせていただいた話もありますが、割と控えめに、「何がもう吉川さん、1基1基できたところからでいいですよ、そがん欲張ってません、僕たちは」って、おっしゃるんですけども、できれば、そのぐらいの予算のものであれば本当に。

そしてこれは、あるときから私はちょっと答弁にいわゆるすりかえが出てきてると思うのは、最初、回遊性というものと造り物小屋っていうものは合致しなければならないというふうなことを町長が繰り返しおっしゃっていたと思うんですよ。だけれど、最近では、これはやはり作り手の安全を確保するもののためであるというふうなことをおっしゃっている。

だから、私は本当に、これでどっちが重要かというのは、この祭りを継続して盛り立てて、やっぱり町の大事な祭りとして考えていくためには、やはりそっちのほうにシフトして考えをしなければ、この予算を私は考えられないなというふうに思っているんです。だから、そっちのほうに思い切りシフトをして、やはりこれを、祭りを絶やしてはいけない、つくる人たちの安全を考えなくてはならない、そういった意味から、この造り物小屋をつくっていかれることの意味をもう一回聞きたいと思います。

これは、回遊とは私は切り離して考えねばいけないことではないかというふうに思ってます。というのは、例えば観光バスに乗ってこられるお客さんが、ヒール履きでやってこられて、「こがん建物が町内にこがんこがんしてありますもんね」って地図を渡して、ぐりっと1周、まあ2キロぐらいあると思いますね、それを、果たしてその女性方が喜んで歩くでしょうか。果たして膝の悪いお年寄りが歩くでしょうか。そういったことを考えれば、もっと手前のほうに、きちんと回遊ができる、例えば小一領神社、あるいは裏の妙見さん、そういう背戸屋あたりも歩かせる工夫が必要じゃないかというふうに思っています。

だから、そこら辺の回遊性と、造り物をつくる小屋のいわゆる整合性というか、どういうふうな方向で考えていらっしゃるのかということをお聞かせ願います。そこまでお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えいたします。平成11年にまちづくり計画書ができて、それからそれぞれいろいろハードなりソフトなり取り組んでこられました。その中では、新町ソラ屋さんとか店舗の利活用とか、横町とかよろずさんとかそういったところもありました。

TMOでそもそも始まりましたので、まちづくりやべを中心に、これは中心市街地のTMOの活動というのは、旧矢部時代の活動として、私は蘇陽時代にそれを見てきて、すごいことを会社組織でやるんだなということに感心してたところだったんですけども、実際にそれを見せていただいて、そういう取り組みがなされて、一時衰退した部分もありましたけれども、またそれを、この新しく、平成19年、このまちづくり提案書で再度皆さんが検討されて、自分たちでできることは自分たちでやろうということにされました。

それと、そもそもまちづくり提案の中では、八朔の造り物の小屋は展示場としてということでもございました。ところが、私が商工観光課の担当になりまして、皆さん方といろいろな議論をする中で、やはりきのうの質問の中でも言いましたとおり、作業の安全性とかそういったことも非常に重要になってくるということで、これは紆余曲折しております。

また、平成19年、まちづくり事業、まち交事業とかが始まったときにも、先ほど指摘がありましたように、そもそもこの計画書の中では住民の皆さんが用地を提供するのが大前提だったわけです。

私もそのことは、最初造り物小屋を始めるときに、そのことは皆さん方とお話をしました。しかし、これだけ商店街が衰退する中では、やはり自分たちで用地を求め、あるいは寄付をするということは非常に難しいという声を聞きまして、それを町長に御相談申し上げました。その中で、やはりこの提案書の一つ前に踏み込んで、用地まで買い求めて、中心市街地の活性化につなげていきたいという、それは町長の決断であります。その中で、商店街の皆さんは、それぞれ自分たちのできることはできることとして取り組まれております。

先ほど吉川議員から、回遊性はなかなか難しいということをおっしゃいました。私も月曜日に歩きまして、私は足が、歩くのは速いもんですから、1時間で全部、八つを回ってしまったんですけど、その中でも皆さんとお疲れでしたという話をしながら、四つ、五つの連合組と話しをしながら、それでも1時間で回りました。

ただ、高齢者の方は確かに難しいと思います。そういった場合は、浜町会館のほうでバスでおりていただいて、紹介コーナーとかで見ていただいて、またはバスで通潤橋に行くことも可能だと思います。あるいは吉川議員のように健脚の方だったら、フットパスのコース、これは通潤橋から周辺の遊歩道、そして赤橋の轟滝のところを回るコースなんか非常にいいし、金比羅さんとかそういったところもありますので、今、そのことについては山の都創造課でやっております。

○議長（中村一喜男君） 課長、答弁も簡潔にお願いいたします。

○山の都創造課長（檜林力也君） はい。そういったことで、それぞれ皆さん、一生懸命取り組んでおられますので、後段については町長のほうから申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 全体総額のことで言われましたので、これは天井知らずのようなことじゃないかって御質問もあったんですけどもう一回言いますけれども、今、浦川の建設費が、大体950万ぐらいかかっているということは説明をしたと思います。簡単に言えば1,000万。あと7つつくらなければならない。これは7,000万。

土地については、この商店街の中で一番高いのは下市です。そして仲町、そして新町、そして大川町、大体そういう順番でいいと思います。で、下市はもう確保したと。今の浜町会館のところ確保していると。それと、仲町のほうは今680万と言いました。だから、今、680万が一番マックスなんです。だから、土地がもう幾らでも買うってことじゃなくて、680万が一番高い。ただ、ほかのところ、大川町がどのぐらいになるかは、今は場所がまだ未定でありますのではっきりは言えないですけど、どう高めに見積もっても、平均して600万とします。

そしたら、それが600万掛けるの6ということですから3,600万。合わせると1億600万という
ような事業費が上限、もう上限も上限、これ以上にはならないということで頭に置いてもらって
いいんじゃないかなと思います。

それから、目的のほうなんですね。おっしゃったとおりで、回遊性を持たせるというのは、最
初から話してたのは、中心市街地活性化基本計画というのが平成11年3月にできたということ
であります。これが一番最初の計画です。これがもとになってます。これをもとに妙見の大ケヤキ
のところだとか、新町的美装化だとか街路灯だとか、それをずっと進めてきている。そのまちづ
くりのほうも、今課長が言ったとおりであります。

そして、それは回遊性を一番に言ったのは、中心市街地活性化基本計画が基本にあるから、そ
れを申し上げてきたということでもあります。

ただ、ほかにもいっぱい目的はあるんですけども、その説明をしていたのは、やっぱり安全性
の問題だとか、一番は伝統文化を守りたいというのを申し上げておりますが、それが一番である
し、そして作業小屋をつくる時の安全性、それあたりもありますし。

そしてもう一つは、この回遊性を持たせるときに、今は高齢者が多いですから、要するに、足
が悪い方にはよくわかると思うんですが、ちょっとした段差でも非常に不便なんですね。お年寄
りにとっては非常に不便です。だから、そこをなくすために、新町通りは歩道を広くしています
ね。そして車道を狭くしてあります。歩行者を優先にした道づくりをしてあります。

そういうことも関連をしますと、やはり目抜き通りに立地はあったほうがいいし、そのほうが、
今からの社会には非常に適していると。そういうことで、見る人の安全性、それも非常に大事で、
目抜き通りのほうに面したところにつくりたいということもあわせて申し上げたいというふう
に思います。

○議長（中村一喜男君） 質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時58分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第60号の質疑を続けておりますが、質疑も重なる部分があっております。質問者はその点
を考慮して、簡潔に質疑お願いいたします。そしてまた、執行部も簡潔に答弁をお願いいたしま
す。

質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 2回目の質問です。端的に行きます。

今、町長から最高額の話がありましたが、ぜひそこら辺を目指してやっていきたい、やってい
っていただきたいということがあります。

ただ、私も町なかでいろんなお話を聞くにつけ、空き地もあります、しかし家が立て込んでい

る部分もあります。立て込んでいる部分ということになると、当然、空き家になってるところでしようけれども、そういったものを処理していかなくてはどうか、除去していかなくてはいけない部分の経費も出てまいります。それから、まとまったふうに、もうこがん切り売りはせんよというところがあらわれるかもしれません。

そういったところを含めて、きちんと交渉していただきたいなという、そこが最上限ですよというところを、もう一度確認してください。確認というか教えてください。

それと、先ほど来、私もこの造り物の重要性というものには、本当に感心していますし、守っていかなくてはいけないものだということは認識しています。それは、先ほど中村議員もおっしゃいますように、清和文楽とか、あるいは馬見原での火伏地蔵であったりとか、そういったことを含めて、この町の、これだけではないさまざまな、先ほどいみじくも民俗文化の町というふうなことを発信しろとおっしゃいましたが、私もそういう観点から、ぜひ。

そして祭りに行つて思うのは、余り町内での動きがないというふうな気がしています。私も時間があるだけ、いろんなところのお祭りに顔を出すようにはしていますが、やっぱり町内の中で動いていないなあと。果たして蘇陽の人が清和の祭りに来ているかとか、清和の人が矢部の祭りに行つてくるかとか、そういったところも含めて、もっともっと、全体としての、もう10年です、山都町としての祭り、地域で大事に育てている祭りだけでも、山都町としてのみんなでつくり上げていく祭りという意識の醸成が必要だというふうに思っています。

そして、何回も町長がおっしゃいます、もうそのことについては答弁はいいですよ。造り物は類を見ない、すばらしい日本一の物である。日本一の物、すなわち世界に発信できる物だというふうに解釈しました。そのことについて、文化財のそういった、教育委員会としてのお考え、もちろん町長としてのお考え、ここで、さんざん私たちに、世界に誇れるものですよってということは、耳にたこができるぐらいみんなわかりましたので、これを通潤橋、あるいは世界の用水の遺産にも選ばれましたけれども、そういった中で、自分たち町で抱えるのは非常にやっぱり大変です。大変ですが、これをそういったところにも発信して、ぜひ世界の祭りっていうかね、大きく言えば、そういったところからも、何らかの援助を引き出せるような、町なかの人たちは本当に頑張っていらっしゃる、そういう気持ちは本当に伝わっております、私たちにも。だから、そのことの安全性という意味での造り物小屋、そして、それをもっともっと発信を高めていって、もっと大きなというか、しっかりした支えのできる祭りにする方法を、町長はもっともっと考えていただきたい。出るとこ出て考えていただきたいというふうに思っております。

そして、もう一つ、整合性という点で、私がちょっと疑問符を持ちましたのは、今回、浦川が、ああいうふうに建物ができて、周りをこう囲って、非常に昔ながらの造り物ができたというふうなことをおっしゃっておいりました。

やはり醍醐味だと思うんですね。ぎりぎりまで見せないでつくっていくというのは。祭りのですね。

そして、どうだつていうことで、本当に隣組の、例えば、昔で言えば、もう嫁にも知らせないというぐらいの勢いでつくつてられた歴史があるというふうに聞いております。

そういったものをさらに深めていくためにも、隠してというか、通路に面して面してというふうにおっしゃいますけれども、案外引っ込んだところにつくるっていうのも手なんじゃないでしょうか。丸見えのところ、囲われるにしても、余り皆さんから見えるところにつくられるというのも、町なかの方たちとの意思の都合といいますか、そういった認識ができてらっしゃるのかということをお伺いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 総額の話からさせていただきますと、1億600万円、これは本当に上限ということで進めたいというふうに考えます。

それから、今後の土地のことに当たっては、今言われたように、切り売りがあったり、切り売りがだめだと言ったり、もうちょっと広めにとか、いろんな土地の地権者による要望もあるかというふうに思います。だから、その辺は、だからこそ、商工会あたりに用地の確保をお願いしているのは、余りどこでもだめですよ、そしてまた、そういう細長い土地なんかがありますんで、その辺の調整をやっていただくような、それをまずは、今の、今回申請しているところにも奥に細長いんですけど、ここまでしか買えないというような交渉はやっていただいたわけでありまして。

切り売りを本当はしてほしいんですけど、切り売りでもオーケーをいただく交渉はしていただいておりますんで、今後ともそういう方向で、しっかりと商工会と関係団体と一緒に進めたいということをお約束したいというふうに思います。

それから、山都の祭りという点でありますけれども、例えば馬見原の地蔵祭、そして蘇陽には三つ、四つ神楽があります。これには、私はできるだけ行くようにしています。そしたら、それはそれはもう喜ばれます。そして、こういうことを重ねていく、そして、役場の職員なんかも、そうとう張りついてやっております。

言われるように、町民全体にそれを広げて、そしてできるだけ応援に行く、参加をしていく、これは大事なことだというふうに思いますんで、清和の文楽祭りもそうありますが、もうちょっと広く伝えていく、それをやりながら、本当に山都町の町民全体の祭りということに広げていく努力をしたいというふうに考えております。

それから、世界に向けた祭りということでもありますけれども、本当に、ねぶた祭というのは、ねぶた師がつくる、そういうことでもありますけれども、ここの祭りは八朔師がいるんじゃないかということで誤解を受けてるところがあります。

やはり、これは民間の人たちが技術を持ってやっていると。これもまれなことだというふうに私は思います。

そういうところも広く伝えていきながら、そして、そういう世界に向けた発信ができる方、本当にそういう方と組んで、何とか世界に発信する方法等は、教育委員会あたりとも連携しながら、そして皆さん方と連携しながら進めてまいりたいというふうに思います。

それから、最後、醍醐味というか、造り物については、奥まったほうがちょっとわからなくていいんじゃないかなということもありますけれども、それも1点ありますけれども、後の、先ほどちょっと言いました、中心市街地の活性化、それと、それは中心市街地の活性化であり、商業の振

興というのも、一つの基本計画の柱になっております。これで、やはりできるだけ回遊性を持たせるためには、目抜き通りのほうがいいんだということで、今進めております。

醍醐味をどうやって確保していくかということに、もう少し工夫を持つということは検討したいと思いますが、今、1基つくりました浦川のほうでは、網を張って、これを二重に張っていらっしゃいます。これはもう、あけないと見えないということでもありますので、その辺の醍醐味っちゅうのは、今つくりました浦川の八朔の展示館でも、展示用作成小屋でも、十分確保されているんじゃないかということは申し添えておきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 先日的一般質問、また、今までの質疑の中でほとんど出尽くしておると感じましたので、これで質疑を終わります。いいですか。

（「ほかの課の方は」と呼ぶ者あり）

終わります。質疑は終わります。

討論の申し出がっておりますので、これから討論を行います。

まず、執行部が提案した原案に賛成者の発言を許します。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 執行部の原案に賛成します。同時に、提出されました修正案に反対いたします。

修正案には、明確な修正理由はあっておりません。

執行部が算定した土地購入価格は、熊本県の公示価格を基準として、不動産鑑定士による決定、公有財産評価委員会での検討を重ねたものであります。

例えば、近隣に売買実例価格があったとしても、その実例が、売り急ぎ、買い急ぎ、競売等のいろいろな要件が伴う場合、それを平準化して公示価格は決定されております。その公示価格を基礎としているのが、執行部が示している額であります。

今回、執行部が示している購入予定価格は、以上の観点から妥当であると確信しております。

さらに、修正案は、登記手数料、公有財産購入費とも、ゼロ円の提案であります。このことは、中心市街地活性化に向けて論議を尽くし決定された事業を否定するものであると、私は思っております。非常に残念でたまりません。

民衆の祭りであり、伝統文化が生きておりますし、山都町の活性化を、私たちは心から願っております。

以上のことを申し上げ、修正案に反対し、原案に賛成します。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次に、原案にも修正案にも反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） まず初めに、修正案に賛成し、原案のほうは反対したいというふうに表明いたします。

理由は、質問でもいたしましたけども、八朔祭の歴史ともに理解し、また、そのもたらす効果、それを生かしての中心市街地の活性化の意義は大切であるというふうに理解しております。それを踏まえての造り物小屋も理解しているところであります。

計画の中で、つくるなど言っているわけではございません。喫緊の課題でもあり、中心市街地に向けては、全町を挙げて取り組まなければならないというふうに思っているところであります。

しかしながら、先ほど質問いたしましたけども、基本的に造り物小屋の設置については、民の役割と公の役割というのがあります。商店街の方々がつくり上げたまちづくり提案書にも書いてありました。そのことを申し上げましたら、町長は、今、てこ入れと、今の時期だという思いの中で決断したということでありましようけども、公金を出す以上は、そこに危うさがあるわけです。本当にそれで大丈夫なのかと。

土地も町で買う、建物も町で補助する、これでいいのかと。

そこには、やはりある一定のルールづくりが必要であろうというふうに思っております。

町全体が受益者であるということも理解しておりますけども、そういった質のやり方は、商店街ももちろん疲弊しております。ただし、財においても、いろんな形の中で疲弊しております。

こういった質のやり方をしますと、いろんなところに、いろんな事業に影響してくるものと、そういう点を私は危惧いたしております。

12番、中村議員が言われたように、町が公有財産として買うと。ならば、組でなくて町が交渉しなければならぬけども、今の時点では組が交渉するという形になってます。

組が交渉する事業体であるならば、先ほど言いましたように、組替え、負担及び交付金の形で、ある一定の要綱、中心市街地活性化に向けての条例あたりの整備をきちんとした中で、そして、先ほども申しましたけども、早急に、いろんな形の中で、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいかなければならない。

要は、回遊するのが目的じゃないはずで。儲かる仕組み、それから金を落とす仕組み、そういったものもつくり上げていかなければならぬというふうに思ってます。

ですから、そういったものの議論もしっかり踏まえた中で、私は、ここは一旦白紙に戻していただいて、そしてきっちり、造り物小屋についても、場所のほうも、動線も、いろんなことを考える中で、執行部、議会、商店街の皆様方とともに、早急に、こういった提案書の下地もあるんですから、すぐにでもできると思っております。

そういう意味で、ここは一旦、そういった問題点がある中で、減額をするものであります。

○議長（中村一喜男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） さんざん論議をしましたから、あえて賛成もわざわざする必要はないかもしれませんが、やっぱり念を押しておきたいと思います。

ここが、この町が、民俗文化の町だということで、今後発信していくための、必要な条件整備の一つだと思っております。

私は、八朔の造り物と、それから文楽館だけしか言いませんでしたけれども、町長からありま

したように、貴重な、この神楽があるんですね、神楽文化。この、土の匂いのする民俗文化、これを、私どもは今後どう継承していくか、大事にしながらやっていくためには、これだけ高齢化してきた今日、公的な立場から積極的にやってもらわなければ、民の立場ではなかなかやらない。

私の村には昔から有名な綱引きがあったんです。これも県下でもかなり有名でした。矢部郷ではもう大相撲もやっておりましたが、とても担っておったんです。これも高齢化で、やっとお宮のしめ縄をなうぐらいしかできなくなったということです。

ですから、この八朔もこのまま衰退させてはならない。さっきの造り物も。もう人間がおらんならば、近隣からも応援してもらってはどうかという意見もあります。これはもう、商店街の皆さんの意向次第であろうと思うんですね。あくまでも自己完結型でやりたいというのは、祭りの本質でもあります。

これは、私のほうはとやかく言えませんが、とにかく、そういうことも視野に入れながら、安全で造り物をつくって、そして、ふたをあけてみるとあっと驚くような作品ができておると。

今度の八朔の造り物は、私は本当に感動しました。これは、何年前か、カズラでつくった下市の作品もありました。恐らく二度とつくれないだろうなど、何とか永久保存ができないものだろうか。檜林君にも、ちゃっちゃ走って行って、何か町で永久保存する方法はないかいと言ったこともあるんです。やっとう度、浦川から、そして仲町にと、町のケーブルができ上がりましたから、これは積極的に、そして先ほどからあっておりますように、一気に呵成に、2基でも3基でも、もし予算が許せるなら、あるいは、相手があることですから、土地が求められるならばやっとうというところが、私は大事だろうと思います。

その際、やっぱり執行部のほうからも、要項をいち早くつくって、それから今後の青写真についても、町のほうで12月議会まではお示しいただく。

私どもはことしの3月議会で、パチンコ屋跡の整備については承認をしております。そして、実施計画でも、今度の予算案になっているこの展示小屋についても承認をしている。何回も話も伺い、そして議会でも何回も承認をしてきたことですから、これを修正するというのは、これまでの議会の一貫性から問題がありません。

そして、なおかつ、赤星議員が言ったように、委託費は計上しとって、そして土地購入費だけが削除をするというような、大変これはつじつまの合わない、そごのある修正案でもあります。

何でこういう、一体性のない、整合性のない修正案だろうか。これは、議会としても、私は恥ずかしい話だなと思っております。

ですから、修正案には反対。そして、原案を積極的に進めてもらうということで、賛成の表明をいたします。

○議長（中村一喜男君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで討論を終わります。

これから、議案第60号の採決を行います。

まず、本案に対する、後藤壽廣君及び江藤強君から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 起立多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第61号「平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第61号について説明いたします。

議案第61号、平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、6ページをお願いします。

歳出です。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額6万5,000円。これは、国民健康保険料税関係のシステム改修委託料というふうなことで、6万5,000円上げております。

それから、予備費ですが、予備のほうは5万2,774円となっております。

次、5ページをお願いします。

済みません、予備費の金額ですが、5,277万4,000円となっております。

5ページの歳入です。

6款県支出金2項県補助金2目国民健康保険料（税）システム改修補助金、補正額6万4,000円。節のほう、国民健康保険料（税）システム改修補助金ということで6万4,000円です。これは、平成30年、国保都道府県化に向けた県の保険料の試算をするためのシステム改修というふうなことになります。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正額5,277万5,000円となります。

それでは、表紙の次をあけてください。

平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

平成27年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,283万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,055万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月3日提出。山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、議事日程の都合によって、あらかじめ延長します。

日程第6 議案第62号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第62号「平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第62号について説明いたします。

議案第62号、平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

6ページをお願いします。

3歳出です。10款予備費1項予備費1目予備費、補正額340万です。

5ページをお願いします。

2、歳入です。4款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正額340万。これは前年度の繰越金となります。

次、表紙の次をあけてください。

平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成27年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,169万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月3日提出。山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 課長、そこにおってください。おってください。

議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第63号「平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第63号について説明いたします。

議案第63号、平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

7ページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額99万5,000円。

8節の報償費、これは各種事業講師謝金ということで1万円上げております。

13委託料ですが、これは平成28年8月から施行分の非課税年金の控除、情報提供を行うというふうなことで、制度改正システム改修委託料ということで75万6,000円上げております。

それから、使用料及び賃借料ということで、車両借り上げ料を9万円。これは、視察研修のバスの借り上げとなっております。

19節の負担金補助及び交付金、11万。初任者研修養成講座受講補助金ということで、これは高校生のホームヘルパー養成講習というふうなことで、一般町民の方、それから高校生の方と一緒に研修を行うということで、県の補助金を50万ほどいただいた中で、半額助成をやりながら初任

者研修を行うというふうな計画をしております。

8ページのほう、お願いします。

5款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業1目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額232万6,000円。7の賃金のほうは事務補助臨時職員の賃金ということで、不用額を179万4,000円上げております。

それから、13委託料。これは、介護支援専門員の人材派遣の委託料ということで412万円。介護支援専門員の方3名分の5か月分ということで上げております。

それから、5目の任意事業ということで、20節の扶助費なんですけど、これは減額しておりますが、在宅介護支援事業給付金ということで、要介護4、要介護5の方に対して、在宅で生活をされている方の要介護者に対し、地域支援事業のほうで出しておりましたが、今回、制度改正によりまして、地域支援事業の対象外というふうなことで減額をさせていただいております。

それから、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目の償還金、補正額2,513万2,000円です。これは、平成26年度国県支出金精算に伴う償還金ということで、2,513万2,000円です。

それから、6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金、補正額1,331万2,000円です。こちらのほうも、平成26年度介護保険精算に伴う一般会計繰出金ということで、1,331万2,000円となっております。

8款予備費1項予備費1目予備費で、補正額1億2,121万7,000円となっております。

5ページをお願いします。

歳入です。3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額58万7,000円。これは、過年度分の二次予防の事業費になります。

それから、4目介護保険事業費補助金、システム改修費補助金、37万8,000円となっております。

それから、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、補正額208万円。過年度分の精算分です。

それから、2目地域支援事業支援交付金、補正額68万1,000円。これも、平成26年度の地域支援事業交付金の精算に伴う交付金となります。

それから、5款県の支出金2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額29万3,000円。これも平成26年度の精算に伴う交付金ということになります。

次のページ、お願いします。

5款県の支出金2項県の補助金4目地域包括ケア推進事業補助金、補正額50万。これにつきましては、平成27年度の中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業補助金ということで、10分の10の補助金になっております。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正額1億5,534万3,000円。26年度繰り越しです。

表紙の裏を、次のページをお願いします。

平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,986万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,858万8,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月3日提出。山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第64号「平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 議案第64号について説明いたします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

6ページをお願いします。

歳出です。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額823万1,000円。財源は一般財源です。

11節需用費288万1,000円。修繕料ですが、これは漏水その他設備機器の修繕に対応するために計上しております。

15節工事請負費507万6,000円。施設整備ですけれども、これは、ことしの5月に貫原の配水池におきまして、水源の水不足が原因と思われます停水が発生しまして、貫原地区の世帯への断水を避けるために、毎日30トンの大量に使用しておりますごみのクリーンセンターへの給水を停止しまして、同センターで使用する分につきまして、職員が丸四日にわたりタンクで水を運んだわけですけれども、この間も水位が回復しませず、やむなく隣接する小峰地区簡易水道の配水管

から分岐して、約500メートルの距離をセンターまで引き込んだところですが、緊急だったため、県道と町道の脇に配水管をむき出しのまましていたものですから、今回、この配水管を道路に埋設するための工事ということで計上させていただくものです。

16節原材料費、工事材料費です。リング、バルブとか、管理道の砂利等の材料費ということで計上いたしております。

1 ページをお願いします。

歳入です。5款繰越金1項繰越金、補正額823万1,000円。平成26年度の決算により確定したことと合わせ、残余额相当額を繰越金として補正をさせていただくものです。

表紙の次ページをお願いします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ823万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,423万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月3日提出。山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第67号「物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第67号、物品売買契約の締結について、報告をい

たします。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

平成27年9月10日提出。山都町長。

- 1、番号。山消整第1号。
- 2、品名。消防小型可搬ポンプ。
- 3、規格・数量。4ストロークB3級、8台。
- 4、契約金額。1,231万2,000円。
- 5、契約の相手方。熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役西銘生治。
- 6、入札の方法。指名競争入札です。

提案理由。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

ページをめくっていただきまして、物品売買契約概要です。

入札年月日は、平成27年9月2日でございます。

指名業者はごらんとおりの4者でございます。

もう1枚めくっていただきますと、次が開札調書となります。

最終ページ、もう1枚めくっていただきますと、物品売買の仮契約書でございます。

なお、今回購入いたします可搬ポンプにつきましては、4ストロークエンジン搭載ポンプでございます。このエンジンはガソリンエンジンでして、燃費がよく、排気ガス中の有害物質が少ないというふうに、環境に配慮されたものでございます。また、排気量も小さく起動が容易であるという特徴もあるところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事日程の都合によって、明日9月11日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、9月11日は休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時45分

9 月 29 日（火曜日）

平成27年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年9月3日午前10時0分招集
2. 平成27年9月29日午前10時0分開議
3. 平成27年9月29日午前11時14分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第27日）（第5号）
 - 日程第1 議案第65号 町道廃止について
 - 日程第2 議案第66号 町道認定について
 - 日程第3 議案第68号 工事請負契約の締結について（林道菊池人吉線道路舗装工事）
 - 日程第4 認定第1号 平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第5 認定第2号 平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第6 認定第3号 平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第7 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第8 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司

健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第65号 町道廃止について

日程第2 議案第66号 町道認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第65号「町道廃止について」及び日程第2、議案第66号「町道認定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） おはようございます。それでは、経済建設常任委員会の審査を報告いたします。

まず、廃止ですね。山都町議会議長、中村一喜男様。経済建設常任委員会委員長、工藤文範。経済建設常任委員会審査報告書。本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、事件の番号、議案第65号。

2、事件名、町道廃止について。1-1、入佐上支線、1-2、新町片平線、1-3、上犬の馬場本坪線。

3、審査の結果、廃止。

4、審査の経過、本定例会において本委員会に付託された事件について、9月16日、委員、担当課長、担当職員に出席を求め、説明を受け現地を視察し、審査した結果、改良等に伴う再編のため廃止としてから改めて認定する路線であるので、当該3路線は廃止するものとする、でございます。

次に、事件番号第66号を報告します。

事件名、町道認定について。2-1、入佐上支線、2-2、新町片平線、2-3、片平脇2号線、2-4、上犬の馬場本坪線。

3、審査の結果、認定。

4、審査の経過、本定例会において本委員会に付託された事件について、9月16日、委員、担

当課長、担当職員に出席を求め、説明を受け現地を視察し、審査した結果、認定することが相当と認められるので、当該4路線を認定するものとする。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（「ありませんが、ただ、呼び名が、かみのいぬのばばじゃないのかな」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから議案第65号、町道について及び議案第66号、町道認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。

ただいまの経済建設常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「町道廃止について」及び議案66号「町道認定について」は、経済建設常任委員長の報告のとおり決定しました。

日程第3 議案第68号 工事請負契約の締結について（林道菊池人吉線道路舗装工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第68号「工事請負契約の締結について（林道菊池人吉線道路舗装工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。では、議案第68号につきまして御説明を申し上げます。

議案第68号、工事請負契約の締結について。次の工事について請負契約を締結することとする。平成27年9月29日提出。山都町長。

- 1、工事番号、山のみち第1号。
- 2、工事名、林業菊池・人吉線道路舗装工事。
- 3、工事場所、山都町目丸地内。
- 4、契約金額、5,130万円、税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役、尾上一哉。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、本県の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。工事請負契約の概要でございます。

3項まで省略いたします。

4、入札年月日、平成27年9月25日。

5、工事概要、施行延長Lイコール1,563.26メートル、幅員は4.0メートルです。土砂掘削工1,027立米、L型側溝据付工1,547.5メートル、アスファルト舗装工6,133.2平米、ガードレール設置工514メートル、区画線設置工3,126.5メートルです。

6、指名業者につきましては、以下のとおりでございます。

次のページをお開けいただきます。公共工事の請負仮契約書でございます。

3項までは省略いたします。

4、工期、平成27年9月29日から平成28年3月11日まで。

5、請負代金額、5,130万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額、380万円。

6、契約保証金、513万円。

7、解体工事に要する費用等、上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社尾上建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。平成27年9月28日、発注者山都町代表者、山都町長、工藤秀一。受注者、住所、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、商号または名称、株式会社尾上建設、代表者氏名、代表取締役、尾上一哉。

次のページをお開けください。入札結果一覧につきましては、記載のとおりでございます。

それから、資料をつけておりますが、次のページが山都町全体における工事の概略の位置図でございます。

その次に、平成27年度の菊池人吉線、矢部泉区間の計画図ということで上げさせていただきました。A3版のちょうど中央寄りの上、3分の1ぐらいでございますが、黄色の少し濃い部分で平成27年計画、改築区間、1,563.26。起点が山都町の目丸、県道清和砥用線の起点からでございますが、ここから山都町区間が4,691.06メートルの最終区間の舗装工事となります。

最後に平面図をつけております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 最終区間、町が管理すべき区間、角上までここで終わりますが、そこでちょっと心配があるんですね。路面がよくなると、どんどんどんどん人が入ってきます。それから先は、ピンポイントでしかいないゴイシツバメシジミの生息エリアに入ります。いつも言っ

てきましたが、もう少し、熊本管理署かな、今、営林局とは言いませんね、管理局と連携をとって、この保護策を何とか別の方法で考えなきゃならんと。今やってるのは非常に形式的で、私は十分でないと思っています。

私も十数年、直接それに携わってやったし、今はボランティアでやってますが、密猟者が後を絶たない。それをどう防ぐかというのは、これは一定の区間を動植物、鉱物、一切の持ち出しを禁ずというエリアをつくるべきだという申し入れをずっとやってきているけれども、法律がありませんので逃げられる。そうじゃないと、実態をきちんとしないと、本当の希少生物は守れないということ自治体としても申し入れをしてください。私たち住民団体がずっとこれをやってきて、何とか守ってきているということも知っておいてください。

道がここまで舗装できたということです。山のみちにかわった、本当は大規模林道でした。環境破壊の批判をかわすために、山のみち整備というこそくな呼称をつけてますが、それはそれとして、私はこれで終われば、どんどん人がもともと入ってくるようになるから、今のゴイシツバメシジミを初め、動植物の保護を、今私が申し上げたようなことで、あなたの直接の担当じゃないかもしれませんが。企画課か、山の都課、あるいは総務課か、あるいは教育委員会か。よく連携をとってやってください。これは要望しておきます。町長、今のはわかりましたね。そうということで今後お願いしますね。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今の件は、一番私も心配してるところでありますので、熊本森林管理署のほうと協議しながら、適切な対応をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「工事請負契約の締結について（林道菊池人吉線道路舗装工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号 平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、認定第1号「平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） おはようございます。連合審査各委員会の皆さん御苦労さまでした。

それでは、早速、総務常任委員会関係を読み上げて報告いたしますが、その前段として、全体の総括的なことも同時に読み上げます。

平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書。

初めに。合併時の大きな課題であった庁舎建築が政治問題化され、遅延してしまいましたが、平成26年12月によりやく進行した。分散を余儀なくされていた事務所も新庁舎に集約され、不便を強いられていた住民サービスが本来の形に復したことを喜びたいと思います。

決算の概要。起債残高が前年度より6億2,738万9,000円減って、97億909万円となっている。きょうは中学生が傍聴に来ていますので、起債というのは借金のことです。経済収支比率は84.9%、依然として高どまりである。とはいえ、合併時が96.2%だったことを思えば、文字どおり今昔の感がある。「入るをはかって出るを制す」というのが財政の鉄則だが、町税収入は限定されており、わずか11億4,500万の収入のその対極に、高齢化で民生費の増嵩と、さらにそれに比例して滞納問題があります。今次決算も、以上のような脆弱な財政構造を呈していることとなった。これは全体概観してそういう形です。

○議長（中村一喜男君） 委員長、報告書からお願いします。

○総務常任委員長（中村益行君） 報告どおりですよ。

○議長（中村一喜男君） いや、最初の1ページの報告書。

○総務常任委員長（中村益行君） もう言わんでわかっとなる。総務常任委員会関係。総務課…

○議長（中村一喜男君） 委員長、ちょっと議事録に残りませんから、報告書からお願いいたします。

○総務常任委員長（中村益行君） はいはい。議事録はこの報告書でいいんじゃないの。

○議長（中村一喜男君） いや、1ページの最初の報告書です。

○総務常任委員長（中村益行君） ああ、1ページを読むわけですね。はい、失礼しました。委員会審査報告書のかがみの部分を落としました。議長、大変失礼なことを申し上げました。

山都町議会議長、中村一喜男様。総務常任委員長、中村益行。委員会審査報告書。本委員会及び各常任委員会に付託された平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。大変失礼しました。ここが落ちておりました。

それでは、総務常任委員会関係に入ります。

1、総務常任委員会関係。総務課、財産管理。菊池郡の泗水の旧菅原用地は売り払いの方向で検討してもらいたい。②下矢部の旧老人ホーム白岩荘跡地をどうするか検討する必要がある。③町有林管理にはコストがかかるが、間伐等の撫育は怠ってはならない。伐期の来た道がかりのいい箇所は、町営住宅を初め、町の公共施設に積極的に活用してほしい。④廃校跡地を初め、町有物件の貸借条件並びに責任の明確化を図り、その上で臨機応変の対応で住民の利活用に資し

てもらいたい。原則は原則として決めながら、運用を柔軟にしてもらいたいという意味です。

(2) 職員研修。研修は個々人の意識改革と能力開発によって行政サービスにつなげるもので、人事考課とリンクしたものではありません。留意してほしい。

(3) 契約。指名停止を2件行っているが、いずれも2カ月間の短期であった。懲罰性の実効あらしめる制度の運用を求めたい。

(4) 消防団。高齢化で消防団員不在の集落が多くなり、高齢者による自主防災活動が必須となってきた。老人会などでの消火器を使った初期消火訓練の啓発も必要だ。

2、会計課。巨額の出納を無事正確に行い、地味ながらも町政の循環機能を果たしていて、改めて敬意を表したい。また、財政の端境期の一時借入れは有利になされ、預金機関も在町の金融機関各行に配慮してリスク分散ともなっており、適切である。

税務課。町税滞納が1億692万円、国民健康保険税も1億6,820万円、合計2億7,512万円の滞納である。不本意ながらも、強制的な手段で徴収業務を遂行していることを多としたい。目に見えて滞納の減少とはなっていないが、強制的な手段が納税効果を発揮していることは確かだ。今後も期待していきます。

4、住民環境課。個人情報を中心管理しており、なお一層のセキュリティーチェックに努めてもらいたい。人口動態把握は町政の必須要件であり、的確な数値確保に努めてもらいたい。

5、企画政策課。(1) 総合計画策定。企画政策課は、今や町のシンクタンクである。それだけに、発想力、立案能力が試される。オリジナリティーを発揮して、この町の未来を切り開く先導役を果たしてほしい。今、課題の地方創生に全てが収れんされてくるとは思いますが、奇をてらうことなく焦らずにやってほしい。

(2) 国土利用計画。大規模伐採が県外の不在地主になされている場合が多い。早期の情報察知はもとより、森林組合を通しての啓発も必要だ。

(3) 辺地計画。有利債が見込める辺地計画の積極的な活用を求めたい。

(4) 景観行政。白糸大地のみならず、生活者と自然が一体となった風景が多々ある。我が町の特長として発掘して行ってほしい。

(5) 九州自動車道の整備促進。山都までの供用開始が待たれるところだが、山都がストローク現象の不利益をこうむらないように知恵を絞るべきだ。まず、魅力ある商店街づくりと地元食材を用いた料理の開発などが急ぐべき課題だろう。同時に、日曜祭日に閉店している商店街の意識改革も絶対条件だ。

(6) 演習場問題。年間300日、延べ10万人の隊員が演習しており、そのし尿処理及び塵芥処理は全て町の処理場に搬入され、無償で処理している。当然、応分の負担を求めていくべきだ。火入れ等の自衛隊に関する事項は、今後は総務課の防災係が窓口になるということですから、引き継ぎを万全にやってもらいたい。

(7) コミュニティーバス。利用者数、運賃収入が年々落ち込んでいる。本町の人口実態から見てもいたし方のないことだ。スクールバスとの兼ね合いで困難な面もあるが、子供の部活等にも利便性のある運行形態を常時検討して行ってほしい。運転士がいらつき、乗客に不親切であつ

たという事例もある。乗客のほとんどが高齢者であり、福祉バスの役割を担っているという自覚を関係者に厳しく求めてもらいたい。

(8) 熊本バス補助。馬見原・熊本間は、クレア乗りかえ案が出ている。そうなれば、熊本市がこれまで負担していた分を上益城の沿線自治体が負担することとなる。それを避けるべく努力をしてほしい。そしてまた、この路線バスをコミュニティーバスとどうリンクさせ、継続させていくか、今後の課題である。

(9) 広報。一人体制では無理が生じないか。補完的な地域通信員などを考えてみたらどうか。

(10) 自治振興区助成。地域住民の自主、民主、創造の気風を促進する助成金として生かさなければならぬ。決して安易に補助金を求める体質とならんよう、自覚を求める啓発も同時に必要である。

(11) 新エネルギー。ソーラー、小水力、いずれも自然エネルギーとして歓迎すべきだが、そのことで自然破壊が著しい景観侵害となっては角を矯めて牛を殺すようなもので、施設の立地についてはこれらの点に留意すべきである。

潜水型のマイクロ発電は、用水路の多い本町に適した方式である。試行を進められたい。

6、教育委員会。学校教育課。奨学金。執行残が出るということは、当該年度は必要とする対象が本当にいなかったのだろうか。進学者が少なくなったためなのか、それはそれで気付きでもある。要因の分析を望む。償還については、連帯保証人にもきちんと責任をとってもらえるべく処してもらいたい。②電子教育機器。現場のスキルが追いつかない状況のようだ。電子教育機器はあくまでも補助手段であり、基本は教師自身の力量による、わかる授業であることを再認識してほしいものだ。

(2) 生涯学習課。文化財について、仏像並びに神社仏閣に比べて、天然の文化財とも言うべき希少動植物や巨木等への関心がいま一つのようだ。例えば、中央山地のゴイシツバメシジミ、ベッコウサンショウウオ、カタクリ、クマガイソウなどがある。大矢官山の溜淵にあるケヤキの古木群の調査を行い、リストに上げてはどうか。古木と書いてありますが、巨木が適切だろうと思います。「ケヤキの巨木群が」ということに御訂正願います。

7、清和総合支所関係。別荘地については、分譲地の売れ残り用地についての合理的利活用を望みたい。これはずっと言い続けてきてることです。また、当該地区の住民組織が未整備である。早急に解決を図られたい。

小水力発電は、除塵機による出力安定と新電気料金システムにより救われている面がある。だが、メンテナンスの将来負担に備え、益金積み立て等の対策を講じておくべきだ。

8、蘇陽総合支所。人員縮小に見合ったスペースに間仕切りを行い、コンパクト化による省エネ効果を求めるべきだ。また、防災を含めた庁舎管理も万全に行ってもらいたい。省エネのため、営農ホールのように冷暖房は利用の都度の稼働とされたい。とにかく、両支所とも庁舎管理には遺漏のない対応を求めておきたいと思います。

以上が総務委員関係でございます。失礼しました。

○議長（中村一喜男君） 次に、厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） おはようございます。厚生常任関係の報告をさせていただきます。

厚生常任会では、医療・介護予防を中心に町民が安心して暮らせる町を目指す基本姿勢に基づき、特に出産から老いに至るまで、幅広い分野において町の取り組みについて審査いたしました。

社会福祉事業。社会福祉協議会は介護保険事業や障害福祉サービス等を初め、地域に密着したさまざまな事業を行っている。障害者自立支援法の改正や第2期山都町地域福祉活動計画の策定により、高齢者、障害者福祉等の枠を超え、地域での支え合いが重要になっている。高齢化による増大するニーズに対して地域でできることを考えるなど、自主的な地域福祉づくりが求められる。今後もさらに地域支援に取り組まれることを期待する。

民生委員、児童委員においては、地域の中で福祉活動の中心となり、活発な活動が行われている。要援護者の状況についても随時訪問調査し、担当部署につないでもらっている。今後もさらにその活動に期待するところである。

児童福祉事業。現在、公立保育園9園、私立保育園4園、僻地保育所2カ所で保育事業を行っている。公立、私立、僻地のそれぞれの特色のある保育に取り組まれており、保護者との相互理解を含め、保育園のよりよい運営につながっている。また、本町は他市町村に劣らぬ子ども・子育て支援計画を策定している。お互い大いに周知すべきである。

次に、老人福祉費事業。山都町老人クラブは、60単位老人クラブ、会員数4,341人で活動を行っている。趣味、生きがいを持って学習する活動も盛んである。交通安全キャンペーンに参加し、地域住民に対する交通安全の意識向上に努めたり、地域の清掃活動、美化作業への参加など、ボランティア精神で大いに貢献されている。会員の高齢化が進む中、老人クラブへ加入される人が減少しているのが少し気がかりである。

介護予防施設運営事業。在宅介護支援施設、花高原について、社会福祉協議会に管理を委託されているが、現在は入居者がいなくなり、一部利用で閉鎖同然と聞く。高額な金額をつぎ込まれたと聞いているが、別の方法で運営できないか検討願いたい。

健康づくり事業。地域の住民の健康づくりが一番である。その手段としては、食生活の改善、住民健診の受診が最も重要と考える。しかしながら、受診率は昨年と比較すると下がり気味である。健康づくり推進員の方の努力にも限界があるように思われる。あらゆる機会でも周知することも必要と考える。健診で疾病の早期発見、早期治療をして大事に至らなかったことをよく耳にする。検診の重要性を住民一人一人がもっと考えるべきである。

国民年金事業。国民年金の被保険者は、平成27年3月末現在で2,771人である。給付状況は7,190人が何らかの年金を受給されており、年金の給付金額は約47.5億円と町民の生活基盤となっている。今後も年金制度の周知を図り、被保険者の受給権の確保と納付率向上に努めてもらいたい。

町立養護老人ホーム浜美荘。平成26年度末の入所者は、定員50名に対して47名で、平均年齢は84歳である。入所の高齢化が進む中、入所者が少しでも自立した日常生活を送れるよう、いろいろな取り組みがされている。各職種で重点目標を立て、職種間で連携を図りながら支援が行われ

ている。健康面では、入所者全員が定期的に嘱託医診察を受信できるように計画を立て、病気の予防に努めたが、病状の急変や重症化で救急搬送者や入院者があり、今後の健康管理の徹底が望まれる。

新たな取り組みとして、入所者、御家族とかかわりを深める意味で個別面談を実施されたことは大変意義があるものと思われる。職員研修では、スキルアップを図るために専門職ごとに研修に参加されており、今後に期待が持たれる。

施設面では、冷暖房関係がエアコンにかわり、大幅な経費削減につながっている。熊本県社会福祉施設研究大会の事例発表では、審査員賞を受賞され、九州大会では最優秀賞に輝き、山形で開かれる全国大会出場が決定しているそうである。平成29年4月民営化に向け、民営化実施計画も作成されているようである。スムーズに移行できるよう期待するものである。

隣保館。隣保館は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である同和問題を解決するための拠点とし、昭和51年に開設された。現在では高齢化が進み、高齢化率は54.2%である。また、ひとり暮らしも多く、23人の人がひとり暮らしである。地域住民の理解と信頼を得ながら本日に至っている。年々相談件数もふえており、生活相談、教育相談、健康相談の順にある。生活の実態を把握し、手厚い支援も必要と思われる。組織改編では、総合的に見ると総務課的要素が多い。早目の位置づけが望ましい。

住民環境。平成26年において個別整備事業による浄化槽設置数は54基であり、昨年度より14基減の設置で減少方向にある。平成27年度には、汚水処理施設の早期完成を目標とした県構想の見直し計画されている。水質汚濁の防止、環境保全のため、今後も浄化槽の設置の推進に努めてもらいたい。

4月29日はごみゼロの日として清掃活動が行われている。うれしいことに、参加者の中には多くの小中学生、高校生の姿が見られ、清掃活動の取り組みが美しい町づくりにつながっている。ぜひ今後も継続してもらいたい。ごみ収集、分別には、広域化も考慮した指導も必要と考える。

献血事業に関しては、担当部署が違うように思われる。一考願いたい。

次は特別会計、国民健康保険事業。国民健康保険制度は地域保険として根づいているが、少子高齢化が進む中、医療費は増大し、保険税収入は減少し、ますます厳しい状況にある。被保険者数は3,270世帯5,856人で、前年度と比較して297人減少し、町全体の世帯に対する加入世帯割合は49.1%である。保険税については、累積滞納額は減少したものの、1億6,820万円と高額である。税務住民課と連携し、解消に努力してもらいたい。

医療費については、保険給付費の総額は減少したが、一人当たりの医療費はふえている。医療費の適正化の取り組みとして、レセプト点検員を配置し、請求内容を点検し、再審査申し出に力を入れられ、保険者負担額が609万3,950円減額になった。これは県下トップクラスだそうである。

介護保険事業。平成26年度は第5期老人福祉計画、介護保険事業計画の最終年度に当たり、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、能力に応じ自立した日常生活を営むことができる包括的な支援を行う仕組み、地域包括ケアシステムづくりに取り組んでこられた。一応の評価はあるものの、我が地域に合った包括支援のシステムづくりが必要であると思われる。

在宅介護支援事業については、町内に居住し、要介護4または要介護5の認定を受け、住宅に生活しており、町民税非課税世帯の方に1カ月当たり1万円を支給されているが、これは余りにも少額すぎるのではないか。今後検討されたい。

後期高齢者医療事業。後期高齢者医療制度は、熊本県下全市町村で構成する広域連合が運営を行っている。被保険者は平成27年3月末で4,295人と、昨年より15人増加しており、全人口のうち後期高齢者の割合は26.2%である。医療費も増加傾向にある。保険料の未納がないように力を入れて運営に努力されたい。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次に、経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） 経済建設常任委員会関係の報告をします。

1、農業委員会。農業委員会にとっては、その制度発足以来、最も大きな転換期を迎えつつある。平成26年度は委員改選の中で、月1回の定例会、部会活動、耕作放棄地解消のための農地パトロール、転用、利用移転等の現地確認、その他、数多く事務事業も滞りなく遂行されたことを評価する。今国会で成立した農業委員会法改正を踏まえ、本町では平成29年度からの適用となるが、来年度実施の機構改革に伴う農業委員会の業務に支障なきを願う。あわせて、内部での議論、検討を深められることを望む。

2、農林振興課。（1）農政。農業振興については、高齢化や担い手不足に加え、有害鳥獣による被害増加や阿蘇中岳の噴火による降灰の被害が心配される中、集落営農や人・農地プランなど、国、県の補助事業を活用し、集落の維持と発展に向けた取り組みがなされている。しかしながら、山都町全体に広がりを見せておらず、一層の取り組みが期待される。さらなる人員の配置と広がりを加速させることが、農業に対する意欲を持続させる一つの方法でないかと思われるので、今後一層の展開を期待する。

中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払交付金事業も集落にとって貴重な事業の一つとなっている。今後は法制化され、さらなる発展の基礎となるべく指導と助言を期待する。

青年就農給付金を29組38名（うち、夫婦9組）が、合計7,612万5,000円が給付されている。若い就農者によって新しい風が各集落に吹き込まれることを期待する。

（2）林政。有害鳥獣捕獲隊46隊329名による努力のおかげで、イノシシ3,430頭、鹿1,041頭と大幅に捕獲頭数を伸ばしている。かかわる方の努力のたまものだと感謝する。しかしながら、捕獲頭数が増加したとはいうものの、現実として有害鳥獣の減少が感じられないくらい農家においては被害拡大と対策に追われ、農業に対する意欲の低下が見受けられる。今後ますますの対策の強化を期待する。

山都町に多い竹林の活用対策として、平成25年度から竹林の製造施設が島木地区において開設されている。まず、軌道に乗せること、さらには竹粉の効果が宣伝され、製造販売が大幅に発展することを期待する。

3、山の都創造課。（1）商工振興。商工団体への助成金等の見直しが検討されてきた。平成26年度も1,100万円を助成し、各商店街の活性化を支援してきたが、その効果が見えているとは

言いがたい。

一方、新規事業である店舗改修事業には6件の申請があり、活性化への取り組み姿勢が見えてきている。また、地域力活用ビジネス支援事業を活用し、統一ブランド山都スペシャルセレクト29商品、15事業所を認定したことは、今後の商店街、商工業者の事業の発展につながるものと評価する。これまでに取り組んできた特産品開発を含め、製品、販売、出荷体制等の課題解決になお一層の支援、指導が必要である。

(2) 労働振興。県の緊急雇用創出基金事業に取り組み、16事業34名を創出している。失業者救済が目的であるが、16名の正規雇用につなげたことは評価できる。今後は、同時に起業創業支援も同時に取り組む必要がある。

(3) 観光振興。自然景観、歴史遺産、豊富な農産物等の観光資源を活用して、九州中央自動車道開通を見据えた受け入れ体制の整備に力が注がれている。三大祭りでのぎわい、観光協会主催のトレイルラン、宮崎県五ヶ瀬町の山頭火ウオークと連携した歴史ウオークや神楽祭りなどなど、広域観光として定着し、観光産業にも効果をもたらしている。今後とも観光協会、商工会など、関係団体と一体となった施策を図るべきである。

(4) 山の都づくり。平成27年1月の組織再編に伴い新たに発足した。定住移住促進、後継者対策、広域協議会、企業誘致、起業者支援、ふるさと会、ふるさと納税などなど、少々抱え込んだ感は拭えないが、移管した事業は引き続き推進されている。空き家改修活用は4件200万、YOU&YOU事業もこれまで34組が成婚している。町内外から婚活事業に注目されている。

移住定住、ふるさと創生の地域活性化事業の推進に向けたPT会議、WG会議が開催されている。平成27年度まち・ひと・しごと地方創生事業の実施に向けての取り組みに期待する。

4、特別会計、国民宿舎事業。経営改善計画のもと、課題解決のために指導、支援は行われているが、観光入込客数は伸び悩み、消費単価も下がっている。内部強化も図られているが、厳しい状況となっている。

平成24年度からの空調施設の整備も平成26年で完了しており、受け入れ態勢は整ってきている。新しく開発した商品、滞在型エコツーリズムプログラム等の販売を促進し、おもてなしの心アップ、企画宣伝力アップ、経営力アップ、売り上げアップを努力目標に、着地型観光施設として、また、顧客維持のための戦略を図るべきである。ちなみに一般会計繰入金額は1,046万円である。

5、地籍調査事業。本町の地籍調査対象面積は429.95平方キロで、平成26年度末現在の進捗率は41.80%である。内容は矢部地区15.94%、清和地区53.79%、蘇陽地区77.87%である。第6次10カ年計画の最終年度である平成31年度末までに、蘇陽地区が現地調査を完了し、緑川を除く清和地区が現地調査を完了する見込みである。第7次10カ年計画では、矢部地区が多く残された計画となる。高齢化、過疎化が進行する中であって、1年でも早く調査が完了することを望む。

6、建設。(1) 土木管理費。①県工事負担金。県内の道路網で、国、県道の維持及び改良工事を要望し、用地交渉等に協力した。単県道路側溝整備工事9件、単県道路改良工事6カ所、地域道路改良工事1カ所が行われた。利便性の向上と安全な生活環境が改善されたが、多くの路線の改良工事が必要であり、今後とも積極的に取り組むことを期待する。

②砂防関係事業負担金。急傾斜地地域や急流河川沿いに住宅が点在することから、住民の不安解消や安全確保のため、急傾斜地崩壊対策事業1地区、総合流域防災事業3地区、単県砂防事業1地区を実施している。今後とも積極的に推進し、危険地域の解消に努めることを望む。

(2) 道路橋梁。①道路橋梁総務。道路台帳整備を図るため、図面等の作成を行っている。

②道路維持。ア、委託料。1級町道を中心に、46路線189キロの町道草刈り業務を委託し、実施している。イ、維持工事。町道における路面、側溝の老朽化に伴う整備、維持工事が行われている。地域の要望も多く、期待に応える努力を望む。

③道路新設改良単独事業。繰り越し事業分2路線の改良工事、測量設計を実施し、また、現年度8路線の改良工事、測量設計が実施されている。

④道整備交付金事業。継続3路線、新規6路線が実施。国庫補助金50%は総務省交付である有利債を活用し、事業の推進を図り、道路網の整備に努めることを望む。

⑤大矢野原演習場周辺民生安定化事業。上鶴線については、起点から580メートルの改良舗装工事と橋梁下部工工事発注。財源内訳、国庫補助金5,503万4,000円(70%)で、1日でも早く全線開通に取り組むことを期待する。

⑥特定防衛施設周辺整備調整交付金事業。鍛冶床線180メートルの改良工事。平成27年度以降、舗装工事が実施されている。

⑦社会資本整備総合交付金事業。平成25年度から、生活空間の安全確保の取り組みに特化し支援を受ける防災・安全交付金が創設され、道路整備のほか、道路ストック総点検を行い、有効活用している。国土交通省交付金事業であり、今後とも強く要望活動を行うことを期待する。

⑧自然災害防止事業。須の子赤木線について落石防護網等の設置を行ったが、本町はバス路線の危険箇所も多く、計画的に防災工事を実施し、安全に通行ができるよう努めてほしい。

(3) 河川。14河川28カ所の護岸雑草処理業務委託料が各集落に支払われている。河川の美化、災害発生の防止の効果等が期待され、集落の資金づくりにもなっている。事業の継続を望む。

(4) 住宅。①公営住宅等管理。公営309戸、特公賃住宅40戸、単独住宅12戸、計361戸を管理しているが、維持修繕費も967万3,000円と多額な支出となっており、解体は1戸しか実施されていない。耐用年数を過ぎた住宅も多く、景観上も好ましくない地域もあり、計画的な改修、建て替え、払い下げ等についても検討されることを強く望む。

(5) 公共土木施設災害復旧。平成26年度災は7月上旬の梅雨前線豪雨により、道路決壊が1カ所1件だけ発生し、通行不能となる。バス路線であり、応急本工事を行い、11月末までに完了している。異常気象により、いつ大災害が発生するかわからない状況下、危険地帯の把握、特に人命にかかわるような危険な場所、地域については、国、県と歩調を合わせながら、安心・安全な町づくりに取り組むべきである。

(6) 高速道路対策。北中島までの早期完成と矢部までの供用予定年度の明示など、九州中央自動車道の早期完成を図るため、官民挙げて活動が展開されている。この関連事業に向けて、高速道路対策室では諸支出5,675万2,000円を支出している。経済建設常任委員会において残土処分地を視察したが、下流地域に悪影響が出ないように万全な埋め立てが行われるよう要望する。

(7) 庁舎建設事業。着工から22カ月の工期を経て、平成26年12月24日に落成式を終えた。新しい庁舎において、平成27年1月から業務が開始された。取りつけ道路、駐車場も竣工し、合併以来10年の長きにわたり、この町の最大の課題、問題であった新庁舎建設もさまざまな条件を乗り越え、完成を見ることができた。関係者各位の努力と熱意に感謝するものであり、今後は町づくり拠点施設として行政サービスの向上に、また町民の皆様から親しみと誇りの持てる庁舎を目指してもらいたい。

7、特別会計、簡易水道事業。簡易水道統合整備事業として、遠隔監視システムの設置が平成26年度をもって完了し、水道施設（水源池と排水池）の水位異常、機械故障及び総配水量が携帯メールに送信されるなど、インターネット網で監視するシステム整備が構築された。これにより、町内にある水道施設の一括監視が可能となり、水道施設異常時の早急な対応が確立されることになった。このことにより、有収率の低下は施設の老朽化に起因する漏水が原因と思われる。有収率の低下が顕在化している点について、同システムを最大限に活用し、有収率の向上に努められる願う。

山都中央地区簡易水道施設整備事業では、御所地区の施設整備を行い、一部給水を開始した。今後、同整備事業で川野、横野、小中竹、木原谷地区へ拡張していく予定となっている。

水道料の収納においては、残念なことに収入未済額が発生している。まずは現年度分の完納を促しながら、長期化するおそれのある過年度分未納額の回収に努力されるよう望む。

また、平成25年度から3カ年かけて、簡易水道施設の資産調査を実施している。これは平成29年度決定している上水道事業との統合に資するものである。統合には多くの課題が山積しているが、円滑な移行ができるよう準備作業に万全を期し、町民の安心安全な水の確保に向け、町として責任を持って取り組んでもらいたい。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 各常任委員長の報告が終わりました。結びについては、各常任委員会を代表して、総務常任委員長、中村益行君の報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） 最後に結びを読み上げます。

冒頭に言いましたように、大変脆弱な財政構造の中で、1年間、どう引っ越してきたかというのをつぶさに私たちも再確認をさせていただきました。それでは読み上げます。

終わりに。庁舎分散の中で、町政に求心力を持たせて、町民の一体感の醸成と職員の意思統一には腐心した10年だったかと思う。また、少子高齢化が急速に進行する過疎の山地にあつて、住民の幸福追求は容易ではない。それでも立ち向かわなければなりません。地方創生が唱えられている今、多くを期待するわけではないが、それをどう取り入れていくのか、執行部並びに議会ともどもに見識と立案能力が問われている。

1年の執行結果を概観して、執行部に思いつきで注文している感のある我々議会側が、議案審議の際にどれほどの想像力をもって全体を見ることができていたのかと思うと、じくじたるものがあります。言うまでもなく、議会と執行部は町民の負託に応える車の両輪である。双方が高ま

ってこそ町政は前進する。なれ合いとならず、互いに緊張感を持って、困難な道を切り開いていきたいものであります。

終わります。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とすべきものとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

日程第5 認定第2号 平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、認定第2号「平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） それでは報告いたします。

山都町議会議長、中村一喜男様。経済建設常任委員会委員長、工藤文範。

委員会審査報告書。本委員会に付託された平成26年度山都町水道事業会計決算については、審査の結果、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成26年度水道事業会計決算審査意見書。このたびの平成26年度水道事業決算においては、上水道事業の決算の認定にあわせ、当該利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定による議会の議決が求められている。これは、第1次地域主権一括法の施行による地方公営企業会計基準の見直しに伴い、平成26年度において多額の未処分利益剰余金が生じたことによるもので、その処分に関するものである。

本委員会においては、当該利益をその性質から、資本金に組み入れることとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、執行状況、計数の精度、事業の適否等について審査した結果、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。しかしながら、水道料金収納において、残念なことに処理未済額が発生している。まずは現年度分の完納を促しながら、長期化するおそれのある過年

度分未納額の解消に努力されるよう望む。

また、施設の老朽化等による漏水が原因と思われる有収率の低下が顕在化している点について、動力費の増大と供給コストに大きな影響を与えるため、漏水調査を徹底し、有収率の向上に努めるようお願いところである。

平成29年度において、上水道と簡易水道の統合が決定している。統合には多くの課題が山積しているが、円滑な移行ができるよう準備作業に万全を期し、町民の安心安全な水の確保に向け、町として責任を持って取り組んでもらいたい。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定するべきものとするものです。本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第6 認定第3号 平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、認定第3号「平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） それでは報告をいたします。

山都町議会議長、中村一喜男様。厚生常任委員長、藤澤和生。

委員会審査報告書。本委員会に付託された平成26年度山都町病院事業会計決算については、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

26年度病院事業会計決算審査意見書。初めに、本年5月に予防接種におけるミスが発生し、大変心配したものの、健康被害はなく、一応決着済みとのことである。医療従事者は、医療行為に際しては複数人による確認の徹底を図るとともに、気持ちを新たに、全てのことに對して万全の体制で臨んでもらいたい。

僻地医療、地域医療、救急業務の役割を果たすべき体制づくりが整いつつある中で、26年度事

業を行い、決算に至っている。延べ患者数は、入院患者数が566人の増、外来患者数が内科、歯科合わせて2,147人の増である。高齢化が進む中、患者数は増加する傾向にあるが、地域包括医療を目的とすれば、予防、介護、保健に対応できる病院づくりも必要と考える。

職員数については手薄なところがある。特に薬剤師については早急な人材確保に努めてもらいたい。

本年度は約1,900万円の赤字決算になっているが、新会計基準導入によるもので、ほぼ順調に進んでいると思われる。

今後、公立病院改革ガイドラインが示されるようである。人口減に伴い、各地域ごとの病床を見直すことがねらいだと思われる。これらを念頭において、健全なる病院運営に努められたい。

旧蘇陽病院について、外から見ると景観が悪いので、解体に向けて検討を進めてもらいたい。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、町長から発言の申し出がっております。これを許します。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 一言お礼を申し上げます。

ただいま、平成26年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の決算につきましては、認定との御決定をいただき、まことにありがとうございました。

この間、各委員会の皆様におかれましては、御多忙な中にもかかわらず、熱心な御審議と現地に出向いての御確認をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、各部署の審査の過程で、諸処の御指摘、御指導を賜り、ありがとうございました。これらの御指摘、御指導のありました事柄に十分留意しながらも、今後も適切な予算執行を図り、効率的、効果的な行財政運営に、なお一層努力をいたす所存でございます。

委員の皆さん方におかれましては、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

日程第7 陳情等付託報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、「陳情等付託報告について」を議題とします。

陳情第8号「川内原発の再稼働に伴って、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める陳情書について」の報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） それでは、総務常任会の報告を読み上げていたします。

山都町議会議長、中村一喜男様。総務常任委員長。

委員会審査報告。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

陳情事件名は、川内原発の再稼働に伴って、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める陳情書でありました。陳情者は、再稼働を考える町民の会、西田由未子さんからです。審査結果、採択。

審査意見。福島第1原発事故から4年たった今もなお、終息のめどは立っていない。そんな深刻な状況の中での川内原発の再稼働には大いに疑問がある。火山列島で噴火の危険におびえながら、軟弱な地盤に立地する原発に対する国民の不安は大きい。しかも、核のごみの処理方法が全くないに等しいにもかかわらずである。放射能には閾値、——最低許容値ということですが、閾値などないと言われ、過酷事故があれば、それは際限なく飛散拡大する。九州各地の住民の不安は募るばかりである。当然、山都町においての説明も必要である。そのことを強く求め、この本陳情を採択とする。

ちょっとつけ加えますと、川内原発には重要免震棟、これは必須条件なんですね、原発の。重要免震棟を併設しなきゃならない、同時に。それがまだないんですね。福島の場合は、辛うじてこれが生き残った。それで何とか真っ暗闇の中で当初の作業ができたと言われておりますが、これは絶対必須条件なんです。それもないままということで、大変、周辺、近いところはもちろんですが、九州全域の人たちが心配している。大飯原発の差し止めは250キロ圏内を対象にして裁判所は結論を出しております。ここは川内から150キロだということもつけ加えて御報告いたします。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号「川内原発の再稼働に伴って、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める陳情書」は、採択されることに決定しました。

日程第8 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

本日の会議を閉じます。これで平成27年度第3回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時14分

平成27年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第56号	専決処分事項（平成27年度山都町一般会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて	9月3日	原案承認
議案第57号	山都町清和高原野菜市場条例の廃止について	9月10日	原案可決
議案第58号	山都町手数料条例及び山都町個人情報保護条例の一部改正について	9月10日	原案可決
議案第59号	山都町保育所条例の一部改正について	9月10日	原案可決
議案第60号	平成27年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	9月10日	原案可決
議案第61号	平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月10日	原案可決
議案第62号	平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	9月10日	原案可決
議案第63号	平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	9月10日	原案可決
議案第64号	平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	9月10日	原案可決
議案第67号	物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）	9月10日	原案可決
議案第65号	町道廃止について	9月29日	原案可決
議案第66号	町道認定について	9月29日	原案可決

議案第68号	工事請負契約の締結について（林道菊池人吉線道路舗装工事）	9月29日	原案可決
認定第1号	平成26年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	9月29日	原案認定
認定第2号	平成26年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月29日	原案可決 原案認定
認定第3号	平成26年度山都町病院事業会計決算の認定について	9月29日	原案認定
報告第7号	平成26年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月3日	報告済
報告第8号	平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について	9月3日	報告済
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	9月29日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 _____

山都町議員 _____

山都町議員 _____